平成 25 年度 博士論文

男性セクシュアリティ形成の社会史 - 近代日本における性道徳と性知識 -

早稲田大学大学院教育学研究科

久保田 英助

目 次

序	章	
第	1章	近代国民国家の成立と男性セクシュアリティ・・・・・・・・・・25
	1.	遊廓の誕生から近代公娼制度の確立まで
	2.	公娼制度をめぐる動向
	3.	性文化と性教育の変容
第:	2 章	1910 年代における禁欲主義的男性セクシュアリティ形成への動向・・・・・・・・・65
	1.	家庭内における「性欲」の自己抑制
	2.	「廓清会」の成立と男性によるセクシュアリティ改良の取り組み
	3.	「堕落女学生」の登場と社会の動揺
	4.	性教育論の隆盛と挫折
	5.	文教地区における遊郭設置問題
第	3 章	多様化し変質する 1920 年代の男性セクシュアリティ・・・・・・・・・・116
	1.	1920年代の廃娼運動全盛期における「廓清会」の理念
	2.	女学生文化流行がもたらした新しい男女関係
	3.	通俗性欲学の流行とその影響
	4.	小倉清三郎による禁欲主義的男性セクシュアリティへの抵抗運動
第4	4 章	頽廃化する 1930 年代の男性セクシュアリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1.	廃娼運動から純潔教育運動への転換
	2.	頽廃的性文化の勃興と女性の性の商品化
	3.	通俗性欲学の社会への浸透
	4.	『性』から『優生』への転換
第	5 章	戦争と男性セクシュアリティ・・・・・・・・・・・・・・・・190
	1.	国家によるセクシュアリティの管理システムの特質
	2.	戦時における売買春制度の転換
	3.	非常時における男性セクシュアリティの特質
終	章	217

序章

1. 本研究の課題

本研究は、日本社会の近代化の過程で産出された性をめぐる道徳や規範、性に関する「科学」的知識を分析対象の2本柱とし、これらの「徳」と「智」に関わる情報はいかなる男性の育成を目指したものであったのか、すなわちどのような「男性セクシュアリティ」を日本人男性のモデルに設定し、どのような男性教育を意図していたのかを明らかにするものである。

近代日本のセクシュアリティ、とくに男性のセクシュアリティに関する研究は、文 学作品に描かれた男性の姿から同時代のセクシュアリティの特徴を読み解こうとした ものや、遊廓に登楼する政治家や文化人などの言動や彼らへの社会のまなざし、さら には慰安所・慰安婦との軍の関係や兵士による彼女たちへの性暴力などをテーマにし たものが蓄積されてきている。なかでも遊廓の独特な雰囲気やそこで働く妖艶な女性 の姿は、その是非はともかくとして日本の「伝統文化」の一つとして世界的にも広く 認知されているといえよう。このように、"セクシュアリティの歴史"への着目自体は 珍しいものではなく、近代日本のセクシュアリティに関する研究は数多くの蓄積があ る。本研究はこれらの研究成果を踏まえ、おもに買春する男性セクシュアリティの日 本的特質に着目し、それを構築し許容し持続させてきた制度的文化的諸要因を、冒頭 で述べた「性情報による教育」という点に着目することによって明らかにしようとす るものである。ただし、本研究の目的は、こうした買春行動とそれを放任した社会の 有り様を明らかにし、近代日本の男性セクシュアリティを批判することだけにあるの ではない。近代の日本社会がいかに男性セクシュアリティに対峙し、急速に近代化し ていく社会の中でそれを再構築しようと努めたか、いわば男性が自らのセクシュアリ ティの有り様にいかに向き合い、変革させようとうしたのか、その姿を明らかにする ことにある。公娼制度が存在していた当時において、同性のセクシュアリティに危機 感を抱いていた男性も多くいた。こうした男性の存在を描き出していくことがまずは 重要である。しかしそれだけではなく、こうした男性の思想や行動が内包する限界や 矛盾を明らかにすることができれば、当時の男性セクシュアリティをめぐる問題の本 質がより浮き彫りになるに違いない。

ここで、セクシュアリティの定義を簡単に説明しておく。比較的新しい外来語であるセクシュアリティと日本語の「性」との違いはどこにあるのだろうか。セクシュアリティの定義については先行研究の批判的検討を踏まえて後に詳述するが、ここで端的に述べておくならば、相手の性に対する好悪の感情や態度に関する社会共通の認識である。例示すると、恋愛や性欲、それらをコントロールしようとする意識などを挙げることができる。それらは時代や地域ごとの生殖や出産、婚姻などにかかわる様々

な習慣や伝統などの影響を強く受け、形を多様に変化させるものであるが、いずれの 時代においても人々の中心的な関心事の一つであったと言っても良い。ただし、セク シュアリティが社会の関心事として浮上した場合、そのほとんどが女性のセクシュア リティに関する事柄であるのが一般的である。その一方で、女性のセクシュアリティ の決定権自体は多くの場合男性の手に握られている。こうした男女間の不均衡な権力 関係の中で歴史的に構成されてきたものがセクシュアリティであるといえるであろう。

では、セクシュアリティは何を通じて構築されるものであるのか。それが教育的な 領域で取り扱われる場合には今日では「性教育」という用語が用いられることになる が、その場合は学校において行われる意図的・計画的な働きかけを指す場合がほとん どである。ただし実際には学校の中よりはむしろ、学校外の様々な場で、直接もしく はメディアを通じて「学ぶ」ことのほうが多い。また、それらは必ずしも意図的・計 画的によってなされているわけではない。さらにはまた、それらによってマイナスの 影響を受けてしまうこともしばしばである。しかし、だからといってこうした作用を 「性教育」のカテゴリーから除外すべきではないと考える。なぜならば、確かに意図 的・計画的ではないが、そこで伝達されるのは、内容の適不適の判断を除外すれば、 学校における「性教育」と同じく性をめぐる人間関係(=性道徳)と性に関する知識 (=性知識) だからである。これらの情報の内容や伝達の手段、そしてその影響を把 握することは、学校における意図的・計画的な性教育のあり方を模索する上で不可欠 であろう。したがって、こうした性をめぐる諸作用全体を「性教育」と広く捉えるこ とが重要なのである。「性教育」の定義はさておき、ここで確認しておきたいことは、 人間のセクシュアリティは「性道徳」と「性知識」を「教育」することよって構築さ れるという点である。

そこで本研究では、セクシュアリティの特質を分析する具体的な柱として、性道徳と性知識に着目する。前者については 1900 年代に始まり、1920 年代には全国的な盛り上がりを見せた廃娼運動の運動理念を、後者については 1890 年代に欧米から流入し、1910 年代以降になると国民の著しい注目を集めるようになる性科学(セクソロジー)を中心に考察する。さらにそれらの情報の伝達手段として、とくに明治後期以降にマスメディアとしての地位を確立していく大衆雑誌を通じた啓蒙活動に着目する。

次に、本研究の研究課題と全体構造を明確にする意味から、近代日本における男性 セクシュアリティの歴史について、前述の廃娼運動と性科学を中心に概観しておく。

(1) 公娼制度をめぐる性道徳啓蒙活動

明治新政府は外国列強に対する体面の維持という外的な必要に迫られ、旧来の性に対する寛容な習俗を隠蔽し、取り締まった。青年男女の風紀是正のためとして、現在の福島県におおよそ位置する磐前県では 1873 年に若者組を解体し、念仏踊、地蔵祭

を禁止した。また、新潟県佐渡島のある地域では、1876年に寝部屋の風習が禁止され ている1。これらの廃止された風習はいずれも、近世の農村社会に広く見られた「おお らか」な男女関係を象徴するものであった。政府は、このような民衆の中にある伝統 的な習俗を古く野蛮な文化として弾圧し、男女間に明確な差を設けた新しい性道徳規 範に国民を染め替えようとしたのである。すなわち、「よばい」や「娘盗み」などと知 られているような、それぞれの共同体で行われていた男女間の性的関係をめぐる多様 な慣例を取り締まり、一元的に西洋的な一夫一婦の倫理を導入し、女性に貞操道徳を 強要する一方で、男性にだけは遊廓での自由な性行為を許容したのである。このよう な男の性的自由と女に対する貞節の要求という、矛盾した性道徳を成立させるための 遊廓は、江戸時代の後も、明治期から大正期、そして昭和期も売春防止法が制定され る 1956 年までの間、社会制度上必須のものとして保護され公認されていった。こう して社会制度の一部に位置づけられ整備されていった遊廓は、近世においては村落社 会が担っていたセクシュアリティ形成機能を引き受け、その内容や方法を近代化さて いくことになる。従来の結婚ルートの崩壊によって、村の若者たちは遊廓に出かけ、 遊廓という商品化された性を供給する場を通じて買い手としての男性優位の中で異性 を「学習」するという傾向が強くなっていったのである。

こうした公娼制度を用いたセクシュアリティの国家管理に対し、別の方面から民衆 のセクシュアリティに影響をあたえるようになっていったのが、キリスト教的性倫理 観である。これは、男女の人格の同等性や一夫―婦制など新しい男女平等の性道徳を 近代日本にもたらしたと同時に性や性欲すなわちセクシュアリティに対する罪悪感と 禁欲主義をももたらした。こうした禁欲主義的性道徳にもとづいて行われたのが、廃 娼運動である。近代日本の廃娼運動は、1870年代からその足跡を辿ることができ、こ れもまた 1956 年の「売春防止法」をもって、公娼制度の終焉とともに廃娼運動はそ の目的を達成したと捉えられている。この廃娼運動の先頭に立って活動したのが日本 キリスト教婦人矯風会であるが、その取り組みが本格化したのは 1910 年代以降であ った。男性中心の廃娼運動組織、廓清会が組織されたのも 1911 年である。すなわち、 この時代は、売春という行為や売春を行っている女性に対し男性はどのように考え、 どのように行動すべきかを、男性自身が真摯に考えはじめた時期であるといえよう。 そして彼らの特徴としては雑誌や図書といった大衆メディアを積極的に活用したこと にもある。機関紙『廓清』を毎月発行し、自らの取り組みの正当性を社会に訴え続け ることによって、先に述べた遊廓を通じた近代日本的「性教育」を否定し、禁欲主義 的性道徳を日本国民に広く啓蒙しようとしたのである。

こうした活発な活動を受け、全国レベルで夫婦間以外の性交渉を黙認する公娼制度に対する批判が高まるようになっていったが、先述のように結局のところ公娼制度の 廃止は、1945年の終戦後もしばらく時間を要した。しかし、公娼制度の実態を見れば、 1930年前後から著しい衰退を見せはじめる。それは、廃娼運動の成果だと一面において言えるが、都市部において「近代家族」がモデルパターンとして定着し、家族構成員間の親密性が増したことも影響している。すなわち、夫婦間における「恋愛」の誕生である。また、もうひとつの重要な要因としては、公娼制度という古い枠にはめられた快楽などではなく、カフェーやバー、ダンスホールなどといった新しい刺激的な女性の性の表現に男性が惹きつけられるようになっていったことも挙げられる。そのため、このような文化の多様化という社会的変容を受けて、廃娼運動団体による性道徳啓蒙活動は新しい運動理念を再構築する必要が生じることとなったのである。

こうしてみると、近代日本において男女関係をめぐる事象に触れようとするならば、一夫多妻から一夫一婦人という近代的婚姻形態への転換や、その後の自由恋愛論の登場などといった、自立や平等を象徴するような側面だけを取り上げ、当時の女性を表現するだけでは不十分であるということが改めて明らかになるだろう。公娼制度²、性暴力、そして「性の商品化」などという女性の性的服従を象徴するような社会的事実を含め、多様な角度から分析することが求められる。むしろ、こうした負の男女関係を支える社会システムが、その当時のセクシュアリティを底辺から規定していたと考えなければならないであろう。

(2) 性科学(セクソロジー)による性知識普及活動

19世紀末の文明開化期には、西洋のセクソロジーや産婦人科医学の書物が数多く翻 訳され、導入された。男女の関係において、セクシュアリティに関する、これまでに ない新しい領域が切り開かれたのである3。端的にいえば、男女の性器、それに局限さ れる欲望にまつわる知識にもとづいて教育された人間が生み出されていくことを意味 している。西洋のセクソロジーの書物がはじめて日本社会の中に登場したのは 1875 年のことだといわれている。善亜頓(ゼームス・アストン)原撰、千葉繁訳述による 『造化機論』がそれである。同じ年には、福澤諭吉の『文明論之概略』が刊行され、 また松本良順や長与専斎などによって東京医学会社が設立され、『医学雑誌』が創刊さ れている4。この前年に創刊された『明六雑誌』を通じて福澤諭吉などによって啓蒙活 動が盛んに行われ、また西洋医学が国家的な医療・衛生の担い手として制度化されつ つあった時期である。『造化機論』は、上野千鶴子によると、「開化期初の記念すべき 解剖学的性科学書」であるといえる5。また、本書は翻訳書ではあるが、「訳述」とあ るように、かなり「訳述者の積極的な編集・介入」がなされており、千葉繁がかなり 自由に意訳した翻訳物とみなすべきである6。この『造化機論』が出版された翌年から、 "通俗"や "新撰"などを冠したものを含めて、"造化"の文字を題名にした『造化 機論』の類書が集中して刊行され、"造化機論"ブームが起こっている。1876年には 『通俗造化機論』が出されている。これは『造化機論』を総ルビにして、文字通り"通

俗化"をめざしたものである。

さらに明治期の終わりから大正期にかけては、「通俗性欲学」を名乗る、アカデミズムと大衆向けとの中間に位置する学問が成立してくる。通俗性欲学者と言われる人々は雑誌などを通じて多くの大衆の関心を取り込もうとしたが、ゴシップ的大衆雑誌との決定的な違いは、通俗性欲雑誌は「科学的」根拠を前面に押し出した点にある。科学的という名の権威は、一般の人々に対し、たとえその科学性が今日から見れば脆弱であったとしても信じ込ませるには十分な力を持ちえたはずである。この時代、一般大衆への性知識の啓蒙を意識した膨大な数の書籍・雑誌が登場し、性について通俗科学的に語る言説は社会の前面に浮上していた。古川誠は、こうした通俗性欲学や通俗性欲雑誌の興隆は、農村部から排出され大都会に職を求めて集まった人々が形成する「新中間層」の性的アノミー状態に対処するものとして出現したとしているが7、このように、こうした性知識啓蒙活動は、新しい階層の人々を中心に新しい男女関係のあり方を示したのである。

さらに 1920 年代以降は、新聞や婦人雑誌にまでその影響が浸透し、あらゆる場面で通俗性欲学的言説をみることができるようになっていった。その一方で、学校教育の現場では、性道徳や性知識の啓蒙にはきわめて消極的であり続けたことにも注目しなければならない。しばしば学校での性教育の必要性は議論されたが、現場での否定的な態度は変わらなかった。すなわち、「下手」に性に関する知識を与えれば、余計な関心を持たせてしまうという危機感はいつまでも解消せず、「寝た子は起こすな」の態度を現場の教師にとらせ続けた。もちろん、男性セクシュアリティの形成は、家庭や地域社会など、あらゆる人間関係を通じて行われるものであり、そういった意味では、学校や教室という場も、セクシュアリティ形成の重要な場となりうることは言うまでもないが、近代日本においては、性道徳や性知識に関する教育の制度化はまったく放置された状態にあった。その一方で、メディアを中心に社会で行われていた性道徳や性知識の啓蒙活動は実に多彩であったのである。

性に関する知識は親や兄弟から受け継がれたものであるのか、地域社会独自のルールの中で伝達されたものであるのか、学校というシステムの中で伝達されたものであるのか、さらには、メディアという新しいコミュニケーション・ツールを通じて伝達されたものであるのか、これらの違いによって、そのセクシュアリティの社会的、歴史的意味が異なってくるのは言うまでもない。本論文では、明治後期以降日本人の多くにとって、主要な情報源の一つに上り詰めていく雑誌メディアによる性知識の伝達に着目するが、それでは、そうしたメディアによる性知識の伝達と、それ以外の伝達とでは、セクシュアリティ形成にどのような違いがあったのであろうか。この違いを明らかにすることもまた、近代日本のセクシュアリティを明らかにする上で重要な課題となることは間違いない。

(3) 性道徳と性知識の歴史から見えてくるもの

以上、近代日本における男性セクシュアリティの歴史的形成過程とその特質を性道 徳と性知識との2つのキーワードを中心に概観し、さらにはそうした歴史の中での雑 誌メディアの啓蒙機能の重要性についても示した。このような男性セクシュアリティ の特徴とその伝達構造の歴史的変遷を踏まえ、本研究では、①日本の多様な場面で登 場した新しい性道徳と性知識に着目し、②雑誌メディアを通じたそれらの諸知識の啓 蒙活動を分析することによって、③当時の男性は同時代の男性セクシュアリティの在 り様をどう捉え、そうした男性セクシュアリティに男性自身がどのように対応しよう としたのか、すなわち男性から見た男性セクシュアリティの対策史を明らかにするこ とを課題としている。政治や経済をはじめ、あらゆる面で急速に近代化していった社 会システムの中で、男女間の関係も変化し、男性セクシュアリティについても男性自 身の手によって刷新することが不可欠となった。もちろんその取り組みの成否につい ては議論があり、当時の男性セクシュアリティに対する現代からの批判はかなりもの である。しかし、その歴史を客観的に明らかにすることにより、その時は何ができて 何ができなかったのか、そして残された課題は何かについて検討することが可能にな るのであり、その課題に対して現代の男性が行うべき方向性を模索することができる と考えるのである。

そこで次に、こうした近代の歴史的流れの中で、男女のセクシュアリティ間における権力構造の特質と変容過程を、権力を行使する側にあった男性の目線から描き出すための具体的な分析課題として「公娼制度を必要とする思想の特質」、「廃娼運動が掲げる性道徳の特質と変容」、「性科学における知識の特質と大衆への浸透」、「性道徳・性知識啓蒙活動の背後で生まれた新しい文化」の5つを設定する

これらの課題をそれぞれの時代区分ごとに分析しその特徴を明らかにすることで、近代日本における男性セクシュアリティを明らかにする際に必要な断片情報を一つ一つ集めていくことができるはずである。そして、これらの分析により、当時の男性セクシュアリティの姿が明確な形になって現れくると考える。次に、これらの分析の枠組みについて、個別に説明を加えていくこととする。

I 公娼制度を必要とする思想の特質

まず、世界的にほぼ普遍的に存在していたかのように言われることも多い公娼制度ではあるが、日本の制度がいかに独自のシステムとして構築され維持されていったかを明らかにすると同時に、そうして誕生した日本独自の買売春システムがいかなる議論を通じて、とくに男性だけではなく女性にとっても「必要悪」の「公」の制度として確立していったのかを検討しなくてはならない。

近現代日本の買売春の歴史に関する研究史を概観すると、第1に、主として1872

年のいわゆる娼妓解放令、およびそれに続く翌年の東京府における貸座敷渡世規則・ 娼妓規則・娼妓規則からはじまる公娼制度が挙げられる。1872年の芸娼妓解放令を受 け、翌年東京では貸座敷渡世規則、娼妓規則、芸妓規則の3規則が発布され、売春に 関わる可能性のある女性は、法律上、娼妓、芸妓、酌婦の3つに分類されるようにな った。そのなかの娼妓が公娼制度の下で売春を許された女性、すなわち「公娼」であ った。しかし、公娼制度を、国家が娼妓を公に認めて監視するシステムとして捉える だけでは不十分であることは先行研究でも指摘されている。なぜならば、「私娼」であ るはずの芸妓や酌婦に対しても、国家は課税しているのであり、そうした彼女たちの 課業も公権力が認知していることになるからである。すなわち、私娼である芸妓、酌 婦まで、実態上「公認されている」ということになる。日本の公娼制度は、西欧など のように性病管理のための買売春の国家統制という位置づけだけにとどまらないので あり、すなわち日本的な家父長制的社会構造のなかで生まれた、日本社会に固有の買 売春のしくみととらえるべきであろう。たとえば、公娼になる女性の多くが農村社会 における貧農層から出ており、「家計を支えるため」という本人の意思とは別次元の「家 の事情」にその理由があったことを考えると理解しやすいだろう。また、社会の側も こうした制度を日本において必要なものとみなし、延いてはそこで働く女性に対する 目線も独自なものとなっていった。したがって、こうしたシステムを確立することに なった諸議論には、日本独自の男女のセクシュアリティ観が色濃く反映されているこ とは言うまでもない。

Ⅱ 廃娼運動が掲げる性道徳の質的変遷

近現代日本の買売春の歴史に関する研究史の第2のテーマは、キリスト者を中心に展開された廃娼運動に関するものである。しかし、廃娼運動に関しては「女性史」という枠組みでとらえられてきたために、この廃娼運動史の「男性史」としての側面、すなわち、廃娼運動が男たちによって担われた社会運動でもあったことや、廃娼論が男らしさをめぐる問題でもあったことが見落とされてきた。こうした中で、林洋子が男性を中心とした廃娼団体「廓清」の機関紙『廓清』を研究し、「新たな〈男らしさ〉」の再構築の様子を明らかにした点が注目できる。そして、「男と女は身体の『構造』が異なり、男の『際限なき情欲』は制しがたい『自然』現象であり、それゆえに『排泄物』のごとき男の『情欲』を『処する』場として、娼妓という名の『雪隠』が用意されなければならない」という「男女の区別」論が、1910年代の廃娼運動から厳しく排除されようとしていたことを明らかにした8。しかし、こうした「男女の区別」論への批判は廓清会全体の共通認識であったのか。また、1920年以降も同じ論調であったのであろうか。彼らの活動の理念には、禁欲主義的な《男らしさ》だけが位置づいていたのであろうか。これらの点にとくに注目しつつ再度検証を行う。廓清会が生み出した〈男らしさ〉をめぐる言葉を集積するだけではなく、彼らの言葉の裏側に隠されて

いる当時の男性セクシュアリティを明らかにするためには、さらに 1920 年代、30 年代と長期のスパンにわたった廓清会の行動や理念の敏感な変化を詳細に分析することが不可欠であり、そうすることによってはじめて 1910 年代の廓清会に対する評価も可能になると思われる。

そこで、本研究でも、林と同じく主に廓清会の機関誌『廓清』を用い、廃娼運動における「男性らしさ」の特質とその変化を明らかにする。その際、伊藤秀吉の時期区分にならいつつ、さらにその前後に時期を付け加える形で、次のような区分を設定する。すなわち、1900年代までの廓清会「前史」、1910年代の「草創期」、1920年代の「隆盛期」、1930年代前半の「転換期」、1930年代後半から1940年前後までの「戦時期」の5つの時期区分である。なお、この時期区分は、そのまま分析課題のIIIとIVにも適応できると考えている。それは、廃娼運動の担い手たちたちもまた、当時の最新の知識や、その時代ごとの新しい文化や出来事から影響を受けていたからであり、その逆もまた然りだったからである。

Ⅲ 性科学における知識の特質と大衆への浸透程度

「開化セクソロジー」や「通俗性欲学」など、近代日本における性科学に関する言 説研究が近年数多く蓄積されるようになってきた。とくに重要な研究は赤川学の研究 であり、明治初期の開化セクソロジーから大正期の通俗性欲学に至るまでの膨大な量 の資料を収集し、歴史社会学的観点からそれぞれの時代における言説群の特質を明ら かにした10。しかし、赤川の研究はそれぞれの言説自体の内容や特徴はきわめて詳細 に明らかにされているものの、どのような社会的背景の中でそれらの言説が語られた のか、それが当時の人々の「男らしさ」や「女らしさ」、さらには男女の関係性に対し てどのような影響を及ぼしうるものであったのか、という社会と言説との関係性につ いての視点が弱いといえる。すなわち、そうした言説はどのような人間性や人間関係 を構築しようとして生み出されたものなのか、言い換えればその教育的意味に対して は十分に分析が加えられていない。したがって本研究では、メディアの教育史という 考え方を用いることによって、メディアが生み出す言説がどのような人間性(男性性 /女性性)、人間関係を想定していたのかを明らかにすることに努める。その際、本研 究で用いる資料は、赤川が数多く用いた研究者による単行本ではなく、後述するが、 澤田順次郎が編集発行の責任者を務めた『性』などといった大衆的な雑誌を多く用い ることにする。こうした雑誌の特徴としては、一般市民にわかりやすくするために、 民衆意識にしたがって噛み砕いているという点で、より通俗的であるということ、さ らに重要な点は通俗性欲学者以外の学者や文学者などの論文や読者であろう人物から の投稿などが見られることである。これらの雑誌が幅広く読まれたことを考えると、 いわゆる専門家以外によって編み出された言説の内容からは、当時流行した性科学の 知識の影響が色濃く見て取れるに違いない。

一方、性教育論に関する研究としては、山本宣治など個々の人物に中心をおいた研 究が数多く蓄積されている他、近年ものとして田代美江子の「男性のセクシュアリテ ィと性教育―近代日本の性教育論における男性と女性―」や澁谷知美の「性教育はな ぜ男子学生に禁欲を説いたか―1910-40 年代の花柳病言説」の2つの研究をあげる ことができよう。田代は、当時の性教育論の分析を通じて「男性の性欲は本能である から抑えがたく、その性行動も能動的・攻撃的である」という男性セクシュアリティ の特質を明らかにし11、澁谷は将来「立身出世をして一家を成す」ために、学生生徒 に対して「性的卓越性の発揮」すなわち「能動的」な男性セクシュアリティを抑制さ せようとした当時の学校における性教育の社会的背景を明らかにした12。しかし、こ うした学校における性教育をめぐる議論の特質は、通俗性欲学など学校外での教育、 すなわちメディアの啓蒙活動との関連を通じて、よりその特徴が明らかになるものと 思われる。なぜならば、学校は、学校外での諸情報に対し、何らかの形で対応しよう とした、もしくは防御しようとしたはずであり、そうした現実的な問題意識に着目す ることによって、議論の本質が見えてくるはずだからである。したがって、本研究は、 田代らの性教育論研究に学びつつ、メディアによる啓蒙活動との対比の中で、さらに その特質を明らかにしていきたい。

Ⅳ 性道徳・性知識啓蒙活動活発化の背後で生まれた新しい文化

また、1890年前後に北村透谷によって「恋愛」という言葉がはじめて使われてから、この「恋愛」という言葉は当時の人々の心をつかみ、「恋愛」の結果の「結婚」そして「幸せな家庭」という、新しい「家庭」観が形成されつつあった。こうした「家庭」観は、大正期になると雑誌や新聞の中だけではなく現実に定着しはじめる。その最初の担い手となったのは、産業化の進展を背景に農村から大都市へ流入した人々の中で、第一次世界大戦後の好景気によって豊かさを手に入れた「新中間層」であった。とりわけ、官公吏、教員、会社員といったホワイトカラー男性とその妻たちにとって、農家とは違って妻が生産労働をまぬがれ、日中も自宅にとどまり、家事・育児に専念する「良妻賢母」になることは、家計の豊かさと安定ぶりを示すステータス・シンボルとなったのである¹³。

このような新しい「家庭」の登場は、新しい女性像を生み出し、とくに新しい教育を受ける「女学生」に対しさまざまなイメージを作り出していくことになるが、当時の男性はそれを単純に肯定的に受け止めたわけではなかった。庇髪に海老茶の袴姿という新奇なスタイルで町を闊歩する明治の女学生は、憧れや羨望と同時に揶揄や反感を起こさせる存在でもあった。憧れや羨望と同時に嫌悪や反感という二面感情を誘発する女学生の存在は、その出現当初から世間の注目の的であり、またスキャンダルの好対象でもあった。女学校も女学生の数もまだ少なかった 1890 年代以降、女学生の堕落問題は新聞や雑誌を賑わせ、1920 年代に入ると「モダンガール」や「モダン女学

生」などという言葉も生まれ、社会的関心の中心となり続けていく。新聞や雑誌の記事の中には事実だけはなく虚実とりまぜて面白おかしくつくられたものも少なくなかったが、だからこそさまざまな意味で新しい時代を象徴する女性に対する感情や欲望がリアルに映し出されているのを見ることができる。その意味では、「堕落女学生」や「モダンガール」などは、それまでの社会の規範を破る女性の文化や行動のもつ新鮮さに期待する一方で、それを押さえ込みたいという両面的な男性の欲望が生み出す表象であり、そういった女性の姿を見る男性自身のセクシュアリティをその中に読み取ることが可能だと思われるのである。本論文が明らかにしようとするものは、こうした男性セクシュアリティの姿である。これが先行研究との決定的な違いである。こうした分野の研究には稲垣恭子の研究をあげることができ、「女学生文化」への羨望と揶揄の相反する眼差しと、それへの女性への対抗という構造を明らかにした点が注目できる14。ただし、この「女学生文化」への男性の眼差しにひそむ、男性自身のセクシュアリティの特質については十分に明瞭にされていない点が残された大きな課題であるといえよう。最後に、本研究の方法論的特徴である、男性セクシュアリティへの着目、メディアによる啓蒙活動への着目の2点について、その研究の意義を取り上げる。

男性セクシュアリティへの着目に関する意義を述べるにあたっては、まずはきわめて多義的なセクシュアリティの定義を行わなければならない。セクシュアリティとは、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの分野で世界最大の NGO である国際家族計画連盟 (IPPF) によると「個人の性に関する知識、信条、態度、価値観および行動」であり、「セクシュアリティの表現は、民族的、精神的、文化的、道徳的関心によって影響を受ける」と定義されている15。すなわち、多様な性のあり方をめぐっての人間のアイデンティティを捉えた用語であるといえよう。自分が男か女か、言い換えるならば、自分が父親と同じグループに属するのか、それとも母親と同じグループに属するのかという「ジェンダー」が人間にとってのアイデンティティとして重要な意味を持つという事実はいかなる社会においても見られるものである。しかし、自らのジェンダーの位置づけだけではなく、恋愛感情や性的欲求、嫌悪、無関心など自らが性的関心を示す相手の「性」の様相までもが、あたかもジェンダー・アイデンティティに自然に付随するかのようにして、アイデンティティの一構成要素となっているのである。すなわちそれがセクシュアリティである。

では、このようなセクシュアリティとは、いかなる過程をへて、個人の中に形成され、社会的に共通の認識としても定着ていくのであろうか。セジウィックは『クローゼットの認識論―セクシュアリティの 20 世紀』(1999 年) において、セクシュアリティは「関係性によって規定され、社会的/象徴的であり、構築され、可変的で、表象的」であると指摘したように¹⁶、セクシュアリティは多様な性と性との関係性の中で構築されるものである。しかしながら、セクシュアリティというものは、一人の人

間にとっては個人の領域に属するがゆえに意識の俎上に載らない場合も多いが、だからこそしばしば無意識のレベルで広く人々の行動や思考を拘束するものであることは M・フーコーの指摘にあるとおりである¹⁷。この点にセクシュアリティ研究の何よりの重要性があるといえよう。本研究では、多様なセクシュアリティがある中でも男女関係における男性のセクシュアリティに着目する。これがまず本研究の第1の特質である。

続いて、第2の特質としては、メディアの国民教育機能に着目した点である。とく に大正期以降の近代日本において、セクシュアリティを通じての広く国民のセクシュ アリティの形成を進める上で何よりも重要な役割を担ったのが新聞や図書、さらには 雑誌など活字メディアであった。諸橋泰樹『メディアリテラシーとジェンダー』(2009) によると、コミュニケーションを取って生きる人間の「政治的・文化的な手段であり 道具であり、映し出す鏡」であるメディアが、「女性」「男性」という言語カテゴリー の暴力や、決めつけによる差別、自らに対する抑圧といった「ポリティカルでカルチ ュラルな存在様式であり実践である」ジェンダーと「親和性が高いのは当然」と指摘 している18。先に述べたように、ジェンダーとセクシュアリティが非常に密接な関係 にある以上、メデイアとセクシュアリティともまた親和性が強いのは当然であるとい えるだろう。とくに新聞や図書、雑誌などの活字メディアは、江戸末期以降次第に広 く人々の間に普及していくが、明治期に入り日本人が国民教育を受け日本語によるリ テラシー能力が向上していく歴史的流れの中で、急速に大衆化していった。ところで 近年、教育史領域において、「教育」を「知の伝達」ととらえ直すことで、学校以外の 教育媒体としてメディアが着目されるようになってきたが19、こうした新しい視点に 従えば、とくに活字メディアが大衆化する近代以降は、メディアの国民教育機能に着 目しなければならないだろう。

近代以降、キリスト教倫理観の導入により、セクシュアリティは共同体から個人の領域に属し、公に口に出すことはタブーとされる傾向が強まったが、その一方で、セクシュアリティを語る言説は、しばしば道徳や科学という形式をとり、ますます公の場であふれ出すこととなった。そして、その主要な場となったのが活字メディアなのである。そもそも日本社会においては伝統的に共同体の中で、性に関する知識や慣習などセクシュアリティの継承が行われていた。それは主に「若者仲間」という集団内においてであり、そこでは、嫁盗み、ヨバイなどといった活動が行われていたことはよく知られている。しかし明治期に入り、とくに第一次世界大戦以降になると、こうした共同体は徐々に破壊され、セクシュアリティの伝承を行う伝統的な機能が失われていった。その一方で、性に関する情報源としての存在感が大きくなっていったのが、学校ではなく活字メディアである。大正期を通じ、メディアは「東京を頂点とする全国一元的なコミュニケーション・チャンネルをかたちづくっていった」が20、性を語

る言説もまた活字メディアの中に急速にあふれ出すようになっていった。こうしたメディアによる教育活動は、西欧的な性道徳や科学的な知識を普及させるとともに、多様なセクシュアリティを生み出したのである。それは今日、活字メディアだけではなく、テレビやビデオ、映画などの映像メディア、さらにはインターネットメディアなどによってもたらされる情報によって、男女間のセクシュアリティ関係が作り出されていることからも推察できよう。

2. 先行研究の検討

買売春については、公娼制度や廃娼運動、慰安婦問題などの個別研究は多くの蓄積がある。性道徳や性知識に関連しては、前者については廃娼運動研究や学生・生徒文化研究によるかなりの蓄積がある一方で、性知識に関しては、開化セクソロジーや通俗性欲学研究、そして性教育研究など、個別研究がいくつか散見される程度だが徐々に深められてきている。本研究は、これらの研究を土台にし、「男性学」という観点から、これらセクシュアリティに関連する諸事象を総合的に考察し、「買う男性」像の形成史を描き出すのであるが、諸研究に対する本研究の位置づけを明確にするために、分野ごとの先行研究を整理しておく。

(1) 公娼制度 · 廃娼運動

a. 公娼制度・廃娼運動の評価

近現代日本の公娼制度・廃娼運動に関する研究史を概観しておく。主として 1872 年のいわゆる娼妓解放令、及びそれに続く翌年の東京府における貸座敷渡世規則・娼妓規則を象徴として成立した公娼制度については、まずは「女性学」の分野でその実像が明るみにされていった。そこでは、公娼制度を日本独自のものととらえ、そこに近代日本の後進性・前近代性を強調し、そして廃娼運動の女性解放的性格を高く評価するというスタンスが定着していたといえよう。

しかし 1990 年代になると、それまでに構築されてきた公娼制度・廃娼運動の捉え方に大きな転換を呼び起こす研究が登場する。まず、大日方純夫は、マリアールズ号事件を契機に「娼妓解放令」が発布されたという従来の理解に疑問を呈し、マリアールズ号事件の影響は認めつつ、それ以前から司法卿江藤新平のもとで進められていた明治維新の改革路線の一環として理解するべきであるという見解を示した。そして、その過程で、「売娼を公認せず(黙認)してその営業地域の特定を解除する」司法省と、「娼妓を公認して特定地域に囲い込む」大蔵省との対立があり、結局、大蔵省の囲い込み路線に帰着したことを明らかにした21。大日方は、近代公娼制度を「成立期の日本近代社会に網の目のようにからまりつき、全国いたるところに噴き出す欲望の毛穴をふさぐこの膨大な人肉市場」と表現し、「人間性の愚弄に対して国家的承認を与えることによって、日本近代国家は成立していった」と評したが、これは公娼制度を近代

日本に残された前近代的な側面ととらえるこれまでの研究に反し、公娼制度が代化日本社会の重要な構成要素の一つとして機能していたことを主張しているといえる。

さらに藤目ゆきは、この公娼制度と近代国家との密接な関係性についてより意識的な研究を行った。藤目は、明治以降における日本の公娼制度を前近代的な制度であるという従来の捉え方を根本から批判し、さらに諸外国との比較を行い、19世紀の欧州と同様に近代国家建設とその海外展開の構成要素として公娼制度が機能したことを強調した。そして近代公娼制度は男の性病予防のために娼婦を登録する「性的抑圧制度」であると同時に、「階級的民族的収奪装置」であったと評し、資本主義の発達と植民地化の過程で生存基盤を侵食された無産階級と植民地民族が娼婦の供給基盤であったと指摘している²²。

また、東京府を中心に近代の公娼制度の概史を述べた早川紀代は、「江戸期の公娼制度が明治初期にどのような論理によって再編されたのか」という問題を追究し、その論理を「生活上やむを得ないゆえに自ら望んだという口実によって売春を容認し、売春婦と性病の蔓延を防ぎ、風俗を矯正するために、一部の売春婦を一定の地域に囲い込んで賤業視し、取り締る」と説明している²³。すなわち、近代の公娼制度はあくまで女性の自由意志による売春という論理によって成り立っているのであり、それが虚構であることが自明であるにもかかわらず、それを根拠に買売春が公認されたのである。そして、この論理は戦後の「赤線」にまで、さらにそれ以後の買売春にも一貫することになる。

以上、紹介した公娼制度史に関する研究が、前近代の公娼制度と近代のそれとを区 別し、近代における公娼制度の再編、あるいは近代的な公娼制度の成立という前提に 立っているのに対し、倉橋正直は、前近代・近代の一貫性を重視し、「公娼制度を、日 本の封建社会のありかたに規定された、日本社会に固有の売春のしくみ」と理解し、 「日本の封建社会のありかたが特有なものである以上、それに規定された公娼制度も、 やはり基本的には日本独特のもの」とみなしている。したがって、近代の公娼制度の 特質とも言える「検徽」、すなわち性病検診についても、「それは公娼制度を本来的に 構成している主要素では決してなかった。要するに、検徽がなくても公娼制度は十分 に成立する」と述べている24。前近代の公娼制度と近代のそれとを一貫させて理解す れば、性病検診を公娼制度の特質とはみなせなくなるであろう。藤野豊はこの点を「公 娼制度は当時の日本社会の後進性に根ざしたもの」という理解にこだわる余り、近代 公娼制度が性病予防を課題に富国強兵政策の一端を担い、それらが戦時期の男性セク シュアリティの形成に重要な役割を果したという事実を軽視している」と批判する25。 藤野の研究は、性病予防の強制は、国民の健康の国家的管理という点において、近世 の公娼制度と近代の公娼制度は決定的にことなるという視点に立脚し、性病予防によ る性の国家管理の歴史を克明に叙述している26。本研究でも、近代の男性セクシュア

リティを、近代以前のものとは異なる新しく作られたものであると捉える点では共通 しているとえよう。

次に廃娼運動の研究史を見ていくことにする。まず、村上信彦・竹村民郎・吉見周子により描かれた廃娼運動の通史では、廃娼論者を正義・人道、貸座敷業者・存娼論者を不正義・非人道とする特定の構造で叙述がなされていたが²⁷、その後、竹村も廃娼論における国粋主義を指摘するなど、善悪という単純な価値基準だけでは、この問題を論じられないことは明らかである。

また、鈴木裕子も廃娼運動の通史を簡潔にまとめ、運動が「純潔」や「貞操」道徳を強調することより娼婦を排斥したことは母性の「聖化」と一体であったこと、優生思想にも強く影響され総力戦体制期には純潔報国運動として総動員体制の一翼を担ったこと、そして朝鮮や台湾など植民地支配下の娼婦への理解を欠いていたことなどを指摘している。鈴木の研究は、それまでの廃娼運動の顕彰的な通史を大きく塗り替えるものとなった28。

個別研究に目を転じれば、1890年前後の廃娼運動を論じた牟田和恵も、廃娼運動の「正義感と人道主義」を認めつつも、「愛情を基礎とする男女関係と一夫一婦の理念の破壊であるがゆえに売淫を罪悪視する近代的性道徳観に基づく」廃娼運動が「売買春を罪悪視しそれを行う女性にスティグマを負わせ」「娼婦の存在を一般社会とまっとうな婦人だちから物理的にも観念的にも厳しく隔離」したことを指摘した²⁹。

この点については、すでに片野真佐子が、廃娼運動の中核であった廓清会の論理に「近代立憲国たる日本国家が売娼を公認管理する公娼制度は、汚水を街中に溢れさせるようなありうるべからざることであって、少なくとも下水は下水として処理すべきものであるとする実際論議」があり、「性欲を単なる処理の対象とし、その手段として娼妓の存在を黙認し、かつ隠蔽するという考え方が潜んでいる」ことを指摘している30。片野は、やはり廃娼運動で重要な役割を演じた日本基督教婦人矯風会の論理にも「娼婦や芸妓は神聖なる男女関係と国家とを徴す存在とされざるをえない。彼女らは救済の対象とはなりえても、運動をともにする対象ではなくなる」という特徴があったことも指摘している31。

また 1893 年に日本最初の廃娼県となった群馬県の廃娼運動についても、「人間の尊厳という問題に立脚し、人身売買・売春そのものを悪だとする論理が展開された」として、群馬県の廃娼を「多くのキリスト教信者・自由民権運動に参加した人々、養蚕・製糸・織物業などをはじめとして真摯に生業に取り組んだ人々、および青年たちの若いエネルギーが結実したもの」で32、「廃娼運動の成功はまさに民主主義の実現であった」と絶賛する石原征叫の評価がある一方33、萩原俊彦は、「経営の倫理と環境浄化を実現するための運動」という側面があったことを指摘し34、久保千一は廃娼の意図について「男性を堕落させ環境を心化させる醜業婦を排除しようとすることにあった。

換言するならば、群馬の廃娼運動は女性解放、人権擁護を出発点としてはいなかった」 と述べている35。

さらに小野沢あかねは、群馬県の廃娼運動の中心となった上毛青年連合会について「彼らの廃娼論は、売春の根絶の主張というよりは充春の国家公認制度という形態の廃止要求であって、この段階にはまだ少なかったとはいえ私娼の問題については視野が及んでいなかった」と指摘するが36、この指摘は以後の廃娼運動にも当てはまるといえよう。

以後の時期については、特に廃娼運動の変質が問題とされ、小野沢は、1920年代の長野県の廃娼運動を論じるなかで、それが夫婦関係の破壊・性病蔓延・浪費による家計破綻などの買春行為による諸弊害を問題にしていたことを指摘して、廃娼運動は公娼制度に替わる新たな売春取締政策の前提」になったという見解を示し³⁷、今中保子は、1937年以降、廃娼論のなかに性病予防を強調した「後の国民優生法制定(1940年5月)の目的である『人的資源の確保』につながる思想」の存在を指摘した³⁸。

なお、廃娼運動のこうした展開に関して、田代美江子は、その遠因を「矯風会の廃娼運動は、「一夫一婦の道徳観念・貞操観念の教化」を目的とした教育運動として構想されたことで、国家目的と親和性のある「国民道徳の確立」といった目標を標榜するに矛盾しない体質を内包することになった」ことに求め、1910年代から 1930年代までの矯風会の廃娼の論理の一貫性を重視した39。さらに田代は、1930年代以降の矯風会の廃娼運動が「純潔報国運動」に変質していく過程を追い、「廃娼運動がスタートした当初に『家庭』を守るものとして位置づけられていた『純潔』は、十五年戦争期に入ると強兵富国を目的とする性病予防のための『純潔』へとすりかえられて行く」と述べ、廃娼運動が「優生(人口)問題と直結」することを指摘している。そのうえで、田代は、矯風会の侵略戦争加担の要因として、「設立当初から国家の介入を望み、国家による取締や規則の制定を要求する方向で進められ」た点、「公娼制度が女性差別であるという単純な事実について無自覚であり、したがって、廃娼運動を女性の人権問題として展開しえなかった点」、「アジアの視点を欠落させていた点」に求め、矯風会の設立当初から侵略戦争加担の要因か存在したことを指摘している40。

このように、近年、廃娼運動を単純に女性の人権を擁護する運動として顕彰するような一面的な評価は克服され、むしろ、それへの批判的研究が蓄積されてきている。そのなかで、藤目ゆきは、群馬の廃娼運動について、民権運動家・キリスト者の廃娼運動家は士族・豪農商で、娼婦の供給源たる貧農層と連帯しなかったことから、「廃娼建議の趣旨は娼妓の存在か倫理道徳を破り、風俗を乱し、資産を失わせ、仕事を怠けさせ、すべての犯罪のもとになっているという娼妓反対論」であったことを指摘、「群馬廃娼運動の『限界』は、時代的制約一般ではなく階級的制約に起因していた」というもっとも厳しい評価を下している。したがって藤目は、「廃娼論者が公娼制度に反対

した主眼は、売春関係者を国家が許容しているということにあった。廃娼運動の大目的は、売春関係者の公許を廃し犯罪者化することで国家の対面をつくろうとともに、 売春を罪悪とし娼婦を賤視する社会倫理を普及することであった」と、廃娼運動のも つ娼婦への「醜業婦」観という差別性を指摘するのである⁴¹。

(2) 性に関する知識や教育

まずは戦前の性教育研究といえば山本宣治を対象としたものが数多く蓄積されている。しかし、山本宣治の性教育研究は、きわめて科学的かつ人権尊重主義的な内容であったことは確かであるが、当時の社会で広く受容されたものでは必ずしもない。本研究が着目したいのは、こうした今日に至る先進的な性教育の誕生から発展の歴史ではなく、その当時の人々のセクシュアリティに広く影響を与えた"教育的"作用であって、今日的視点からの先進性や人権重視といった内容による判断を含み込ませることはしない。そういう意味での性教育研究に先鞭をつけたのは、上野千鶴子による「開化セクソロジー」の分析であろう。上野は、1880年代に出版された「造化機論」をとりあげ、それらを分析して、解剖学にもとづく「新しい訳語の発明と紹介」がみられること、「処女膜」の発見がなされていること、妊娠・出産のメカニズムの発見および生殖テクノロジーを紹介していること、「手淫の害」を強調していること、性と愛の一致を説き、女性の性欲を肯定していることを指摘した42。

開化セクソロジー以降としては、松原洋子の研究をあげることができる。松原は、「医者や教育者といった子どもの育成に関わる専門家集団」による性教育論を検討し、明治末期の性教育論についてその歴史的意義を考察している。松原は、「性知識と性道徳の関係性」という指標を用い、明治期の性教育論争を性知識教育推進派と懐疑派の対立として描き出している⁴³。この「性知識と性道徳の関係性」という指標それ自体は、本研究もおおいに参考にしたところであるが、両者を「対立」という観点で捉えることについては無理があるも能都考える。このような2項対立的な捉え方で当時の「議論」を理解することもできようが、社会的現実に目を向ければ、新しい性知識が社会に拡散し、新しい性道徳が模索されはじめた時代であった。求められる研究視点は、性知識と性道徳のお互いに葛藤しながらも共存せざるをえない複雑な「関係性」を、それを許容する社会背景とともに描写することであろう。

こうした点で重要なのは、田代美江子の 1920~30 年代の性教育論に関する一連の研究であり、本研究も多くをそれらから学んでいる。たとえば、「男性のセクシュアリティと性教育―近代日本の性教育論における男性と女性」は、性教育論が現れてきた社会的背景とともに、それらの特徴を分析し、その複雑な「関係性」を明らかにしようとしたものである。近代の性教育論において、「男は能動的・女は受動的」といった「男女の性欲の差」が強調され、性がネガティブに捉えられ、それに基づく形で「男は加害者・女は被害者」といった関係性が無批判で語られている当時の意識構造を分

析している44。また、「性差と教育―近代日本の性教育論にみられる男女の関係性」では、当時の性教育論にみられるジェンダーの観点や男女の関係性を分析し、性教育が「科学的」な装いをとる中で、より性差が強調されていく点を明らかにしている45。ただし、研究対象となっている性教育論の多くが、「教育雑誌」と呼ばれる専門的な雑誌群から抽出されたものであり、したがって、大衆の要求に応え、大衆を啓蒙する目的で発せられた言葉では無いといえよう。もちろん、教育雑誌の内容も、社会的現実を反映した内容になっていることは間違いないが、その当時のセクシュアリティの実態をより克明に明らかにするためには、分析対象を教育雑誌の外にまで拡大させる必要があるであろう。

(3) 男性学・男性史

先述のように、本研究はもっとも大きく捉えれば「男性学」の領域に位置けられる 研究だといってよい。ところで、この「男性学」という領域じたいは日本において歴 史の浅い分野であるといえる。スタートは、女性研究者による海外の研究および現状 の紹介から、日本における男性学はスタートした。まず、下村満子によって、1970 年代のアメリカ男性運動に大きな影響を及ぼしたH・ゴールドバーグの『男か崩壊す る』(PHP研究所、1982)が翻訳されるとともに、下村自身の取材に基づいたアメ リカの男性たちの現状が報告された46。90年代になると、スウェーデンの男性の現状 47や、アメリカおよびヨーロッパにおける男性問題の最新情報か紹介された48。学術 研究的な内容のものとしては、80年代半心に、「伝統的」男らしさと男女平等主義の間 のジレンマに悩む男子大学生たちの実態を「役割葛藤」理論に基づいて分析したM・ コマロフスキーの『男らしさのジレンマ』(家政教育社、1984)が翻訳され、80年代 末にはマイノリティ男性としてのシングル・ファザーの男性に光を当てることで性別 役割分業社会の矛盾を突いた春日キスヨ49や、男性の男性規範へのとらわれを実証的 に明らかにした関井友子などの研究も行われた50。90年代に入ると、柏木恵子らによ って、主として心理学の領域における父親研究の整理がなされたが51、この時期を境 に、父親の問題を子どもの発達や社会化の担い手としてのみならず男性自身の問題と する見方が浸透し始めた。

女性たちの手によって男性研究が進められていく中で、やや遅れて男性たちも男性の視点からの研究に着手していった。学界におけるその口火を切ったのか、渡辺恒夫の『脱男性の時代』(勁草書房、1989)である。本書において渡辺は、男性異性装者のサークルにおけるフィールドワークと精神分析学の知見をもとに、「男らしさ」による抑圧からの男性解放と、女性学を補完する男性学の必要性を主張した。続く『男性学の挑戦』(新曜社、1989)は、渡辺の編になる日本ではじめての男性学・男性研究の学術論文集であり、ここに収録された中河仲俊の「男の鎧―男性性の社会学」は、海外の研究動向を踏まえつつ、男性研究の諸潮流を整理した日本で最初の論文である。

90 年代にはいると、『現代のエスプリ』の別冊として市川孝幸一編『男性受難時代』(至文堂、1992)が組まれ、続いて伊藤公雄の『〈男らしさ〉のゆくえ』(新曜社、1993)が刊行されるなかで、学界における男性問題や男性研究への認知が一定程度高まっていった。

1990年代後半になると、「男性学」の用語を伏した著作か相次いで刊行され、「男性学」が学界のみならず一般社会にも認識されはじめた。まず、男性学に一定の方向性を与え、その認知度を飛躍的に高めたのが、全7巻からなるシリーズ『日本のフェミニズム』の別冊として組まれた『男性学』である52。同書は、女性の手によって編集されたものであり、そこに再録された論考の多くは学術論文ではない。しかし、女性学の視点を通過した男性当事者の視点から語られた「男性の経験」が、セクシュアリティや家族から労働や男性運動に至る多様な領域において提示された点が重要である。すなわち、男性学のもっとも重要な特徴は、男性および男性性を研究対象とするとともに、男性の視点から行われること、ないしは女性学に対する男性からのリアクションとしての性格を持ち合わせたもの、という点である。すなわち。男性学という観点からの本研究の意義の一つは、男性学におけるこうした要請に本研究は応えることになるという点であろう。

また、同書の導入において上野が提示した男性学の定義、方法、可能性等は、今後の男性学の展開においても重要な示唆を含んでいる。その翌年には、伊藤公雄の『男性学入門』(作品社、1996年)が刊行され、「男性学」という研究分野を認知させることに貢献した。

これに関連して、男性自身の手で男性運動や男性研究の動向を整理し、男性学の地位を確立しようとする動きも、集中してみれれるようになった。アメリカの男性運動の現状の紹介53や日本の男性運動の動向の整理がなされた54。

社会学やジェンダー研究における下位領域としての地位も少しずつではあるが、確立されつつあるが、近年では歴史学の分野においても「ジェンダー史」の一領域としての「男性史」研究に関心が集まるようにもなってきた。歴史学の「メインストリーム」では書かれなかった女性の経験を記述すべしという意志は、女性史研究を登場させた。さらに、性差及びその構築に対する関心がジェンダー概念の創出へとつながり、「女性性」「男性性」が歴史のさまざまな場面で構築される過程を検証する「ジェンダーの歴史学(ジェンダー史)」が誕生した。それ以来女性史、ジェンダー史の多くの研究が蓄積され、社会的な認知も深まってきといえる。しかし、それに対して男性性/マスキュリニティ、男性史という言葉はまだ十分に定着しはいない。しかし「慰安婦」問題や男性労働を中核とした企業のあり方といった、現在関心を集めている問題を考える上でも、またジェンダーの権力関係を男性の視点から考察して、歴史全体の再構築をめざす意味においても、これまでの男性性/マスキュリニティを問い直すこ

とは、重要な意味をもつようになってきている。そしてこうした男性性/マスキュリニティの規範と 実態を探るためには、それらがどのような過程で構築されてきたのか歴史的に考察することが求められているのである。そこで登場したのが、全3巻からなる問題提起のための阿部恒久・天野正子・大日方純夫編『男性史』である。この書では、今後男性史学において追求すべきテーマが示されたといえよう55。本研究は、とくに男性のセクシュアリティという側面に注目し、さらにそれを買売春という男女間の事象を研究対象することによって男性の歴史を描き出し、緒についたばかりである男性史の空白部分を埋めることを目的としている。

3. 構成と概要

本研究は、序章、5 つの章および終章から構成される。ここでは5 つの章の概要と課題を示す。

第 1 章「近代国民国家の誕生と男性セクシュアリティ」では、主に 1868 年の近代 国家誕生から 1900 年代までの事象が分析の中心となる。さまざまなレベルで西洋化 の波が押し寄せる近代国民国家成立期の日本において、急激な時代と社会の変化が日 本人のセクシュアリティにどのようインパクト与えたかについて考察する。ただし、 インパクトの内容を明確にするためには、近代国民国家成立以前の特徴についても、 その一端はおさえておく必要があるだろう。したがって第1章では、まず「遊廓」が 日本の歴史の中でいかに形成されてきたのかを、その前史にさかのぼって概観し、近 代日本への連続と不連続の両面に着目してセクシュアリティの変質の様子を考察する。 その後、明治新政府による近代公娼制度の確立までの経緯を考察し、遊廓という「前 近代的」な伝統と、近代国民国家における「近代的」な行動様式が、いかに衝突しな がらも融合していったのか、その実態について考察する。その際、売春を近代日本人 においても不可欠と主張する「存娼論」の理論構造分析することによって、セクシュ アリティの連続と不連続とを叙述する。最後に、公娼制度への着目を、セクシュアリ ティに関連するその他の文化や行動様式、性に関する知識の内容や伝達方法にまで視 野を少し拡大し、公娼制度をめぐる動向と、民衆の生活様式や民知識構造の変化との 関連性について考察する。

第2章「1910年代における禁欲主義的男性セクシュアリティ形成への動向」では、主に明治後期から大正初期という、日清・日露の両戦争の勝利によって、列強諸国の一員として国民が意識するようになった時代が分析の中心となる。この時代は、国民の教育や文化の面で著しい発展が見られ、幅広い領域で新しい国民文化が形成されていくが、それとともに、自らのセクシュアリティのありようについても注目が集まるようになると同時に、日本独自のシュアリティの表現も登場しはじめるようになる。

そこで、まずは、「性欲」という言葉の登場に着目したい。1910年以降から頻繁に使 用され、短期間で民衆に広く定着するようになる「性欲」という言葉の登場により、 近代日本人のセクシュアリティにどのような変化が起きたのか。次に、こうした言葉 の登場は、新しいセクシュアリティの登場にも関わる。1910年代における廃娼運動の 機関紙『廓清』に登場する男性の「性欲」をめぐる主張に着目する。廃娼運動の研究 は、芸娼妓に対する廃娼運動家たちのまなざしの評価をめぐって、その多くは女性史 の枠内で議論されることが多かったが、本節では男性史として読み直すことによって、 廃娼論を娼妓だけではなく娼妓を買う男をめぐる議論として捉え、彼らによる「新し い男らしさ」、すなわち、『蒲団』の時雄のように「性欲の自制と隠蔽を身体的・精神 的な側面で訓練し、規律化を推し進める」ことができる男性セクシュアリティの形成 に向けた動向を分析する。なお、こうした新しいセクシュアリティの登場は、もう一 方の男性像もうみだすことになる。すなわちそれが、1900年代に大きな社会問題とし て認識されるようになった学生風紀頽廃問題からはじまる、大衆文化の変容と新しい タイプの女性の登場である。ここでは、男性の「意志」を揺り動かしはじめた 1900 年代の学生風紀頽廃問題とそこに現れる女性イメージの特質を明らかにする。ついで、 この学生風紀頽廃問題の社会問題化の中で登場してきた、学生や生徒の「性欲」をい かに管理・統制するべきかという教育上の議論、すなわち「性教育」論に着目し、当 時の学校教育におけるセクシュアリティへの姿勢を明らかにする。

第 3 章「多様化し変質する 1920 年代の男性セクシュアリティ」は、1920 年すなわ ち昭和元年以降の男性セクシュアリティの特質を明らかにする章である。まず、廃娼 運動の観点からこの時代を捉えると、1920年代は国際連盟が発足するなど、世界的に 国際平和・国際協調の機運が高まり、日本でも人権に対する意識が高揚し社会運動が 活発化する時代であり、廃娼運動も、「廓清会」を中心にして一気に拡大化した時代で もある。まずは男性を中心とした組織体である「廓清会」の活動とその理念から、こ の時代の男性セクシュアリティの特質を考察する。その一方で、1920年代は「ガール の時代」と位置づけられるように、「職業婦人」の登場が目覚しく、職業の後ろに「ガ ール」をつけて呼ばれた。たとえば、デパートの案内ガール、エレベーター・ガール、 ショップ・ガール(売り子)、マネキン・ガール、などである。さらに新しい女性文化 の登場は、新しい女学生文化も作り上げた。こうした新しい女性セクシュアリティの 登場は、男性にいかなるインパクトを与え、いかなる態度をとらしめたのか。これら の課題を明らかにすることを通じて、男性自身のセクシュアリティのこの時期特有の 変化の様相を明らかにする。さらに、1920年代は、情報の伝達手段という点において 劇的な変換が生じた時代であった。すなわち、雑誌メディアの大衆化であり、性に関 する雑誌も数多く登場する。1920 年代の日本は、「通俗性欲学の時代56」と呼ばれる ほど、性に関して通俗的な思想が社会の前面に浮上していた時代であった。したがっ てこの「通俗性欲学」に着目し、そこではどのような男女の関係性が描かれていたのか、そうした関係性の中で、どのような男女のセクシュアリティが構築されていたのか、という点について明らかにする。さらに、やや補足的な内容になるが、これまで述べてきたセクシュアリティの近代化という事象に対して抵抗した人物である小倉清三郎に着目し、彼の研究活動を通じて、当時の性意識の一端を明らかにする。もちろん、それらの内容は個人的な経験談や日記のようなものであり、当時の一般的な歴史を反映したものとは限らない。しかし、そうした限界を踏まえつつ個々の人間のリアルな感情に迫ろうとすることは意義があると考える。

第4章「頽廃化する1930年代の男性セクシュアリティ」は、世界恐慌の影響よる国民生活の困窮化、戦争の泥沼化による社会的閉塞感の高まりという中で、これまで築きあげられてきた男性セクシュアリティは形となって社会に現れたのか、廃娼運動、社会に現れた性現象、そして性にかんする知識を通じて明らかにすることを目的にしている。一般的に、社会不安や不満の高まりとともに、そのはけ口として性欲の満足に人々を突き動かす傾向にあるが、日本でもこの時期には"性道徳の崩壊"現象が見られたのであろうか。1929年「暗黒の木曜日」にウォール街の株価が大暴落し、世界恐慌が追い打ちをかけ、失業者があふれ自殺が多発した。そうした時代的閉塞感は、カフェーの「女給」による濃厚な性的サービスを満喫するような、エロ・グロ・ナンセンスの風俗が発生したのは、こうした社会背景があったからであり、蓄積された不安や不満の捌け口として、より強い刺激に人々の関心が集まるようになった。こうしたセクシュアリティの危機を前に、男性はいかなる態度で自らを律しようとしたのであろうか。

そして、第5章「戦争と男性セクシュアリティ」では、しばしば女性への性的搾取や性暴力として顕在化することが多い男性セクシュアリティの日本的特質を明らかにする。第二次世界大戦だけを見ても、戦地や駐屯地周辺において、強姦や慰安婦をめぐる問題などに、当時の男性セクシュアリティの姿が露骨なかたちで現れている。こうした男性セクシュアリティを支えた要因として、戦争という特殊な環境を第一にあげることができるが、ここでは特に、近代化の課程で形作られてきた日本人男性セクシュアリティの観点から捉える。まず、戦時における日本社会の特質について、性病管理を中心とした国家によるセクシュアリティ管理政策に着目することによって明らかにする。総力戦体制下では、男性には戦争する身体を、女性にはそれを支えるため男性の健康を管理するとともに、女性自らの健康を管理し性病を拡大させない意識を形成することが求められた。そして、それと同時に男性を「慰安」するという役割も期待されたのである。そのため、とくに軍隊には女性に対して男性の健康に影響を及ぼさない程度に適度に慰安する役割を期待した。したがって、こうした軍隊と買春システムの特徴を検討し、戦争によって作り上げられた男性セクシュアリティの特徴を

明らかにする。

__________ ¹ 吉見周子『売娼の社会史』雄山閣出版、1992 年。

6 川村邦光『セクシュアリティの近代』講談社、1996 年、pp.1~244。

10 赤川学の『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房、1999年。

11 田代美江子「男性のセクシュアリティと性教育—近代日本の性教育論における男性と女性—」『日本の男はどこから来て、どこへ行くのか』十月舎、2001年、p.54~71。

12 渋谷知美「性教育はなぜ男子学生に禁欲を説いたか――九一〇-四〇年代の病花柳 言説」『性欲の文化史』第1巻、講談社、2008年。

13 加藤秀一『〈恋愛結婚〉は何をもたらしたか―性道徳と優生思想の百年間』筑摩書 房、2004 年、p126。

14 稲垣恭子「不良・良妻賢母・女学生文化」稲垣恭子・竹内洋 編『不良・ヒーロー・ 左傾』人文書院、2002 年、稲垣恭子『女学校と女学生―教養・たしなみ・モダン文化』 中公公論新社、2007 年。

15 芦野由利子、北村邦夫監修『新版 IPPF セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルス用語集』家族計画国際協力財団、2010年。

16 イヴ・コゾフスキー・セジウィック著、外岡尚美訳『クローゼットの認識論―セクシュアリティの 20 世紀』青土社、1999年。

17 ミシェル・フーコー 著、渡辺守章 訳『性の歴史 I:知への意志』新潮社、1986 年。

フーコーは、セクシュアリティを「身体」を通じ、「個人」を管理する権力の技術である指摘している。すなわち、近代に生まれたセクシュアリティは、「私領域」を構成しつつも、「公領域」ないし「公的人間」を背後から支えたのである。近代日本の歴史は、人々が「公的人間」すなわち日本人として統合・統制されていく歴史でもあるが、それは、婚姻制度、人口政策、衛生対策など、本来は個人の領域であるセクシュアリティに権力が介入し、差別的システムを構築することによってでもあった。こうして本来「私領域」に属するセクシュアリティの言説は、政治的な意味を持ち、それらが国民として統合されつつあった国民のすみずみに浸透していったのであり、セクシュアリティの言説が生み出す権力関係に支配されていったのである。

18 諸橋泰樹『メディアリテラシーとジェンダー—構成された情報とつくられる性のイメージ』現代書館、2009 年。

19 辻本雅史編著『知の伝達メディアの歴史研究―教育史像の再構築』思文閣出版、2010 年

20 南博『大正文化』勁草書房、1965年。

²¹ 大日方純夫「売娼問題と警察力」『日本近代国家の成立と警察』校倉書房、1992 年、pp.280-290。

² 公娼制度とは国家が許可した遊廓と呼ばれる地区内に限り、国家から許可を受けた 娼妓と呼ばれる女性との間で買売春が黙認された制度である。

³ 上野千鶴子「解説」『風俗 性 日本近代思想体系』第23卷、岩波書店、1990年。

⁴ 阿知波五郎『近代日本の医学―西欧医学受容の軌跡』思文閣出版、1982年。

⁵ 上野千鶴子、前掲。

⁷ 古川誠「性愛と性欲の第三帝国」『現代思想』第21巻第7号、1993年、p.118~119。

⁸ 林葉子「文明化と〈男らしさ〉の再構築—1910 年代の『廓清』に見る性欲論」荻野 美穂編著『〈性〉の分割線—近・現代日本のジェンダーと身体』青弓社、2009 年。

⁹ 伊藤秀吉『日本廃娼運動史』廓清会婦人矯風会廃娼聯盟、1931年。

- 22 藤目ゆき『性の歴史学』不二出版、1997年。
- ²³ 早川紀代「近代公娼制度の成立過程―東京府を中心に」早川『近代天皇制国家とジェンダー―成立期のひとつのロジック』青木書店、1998年、p.188、p.206。
- 24 倉橋正直『従軍慰安婦と公娼制度―従軍慰安婦問題再論』共栄書房、2010年。
- 25 藤野豊『性の国家管理―買売春の国家管理』不二出版、2001年、p.12。
- 26 同前。
- ²⁷ 村上信彦『明治女性史』下巻、理論社、1972 年、竹村民郎『廃娼運動―廓の女性 はどう解放されたか』中公新書、1982 年、吉見周子『売娼の社会史』雄山閣出版、 1984 年。
- ²⁸ 鈴木裕子「解説」鈴木編『日本女性運動資料集成』第 8・9 巻、不二出版、1997・1998 年。
- ²⁹ 牟田和恵『戦略としての家族―近代日本国家の国民国家形成と女性』新曜社、1996 年。
- 30 片野真佐子 「天皇制下の性と人間―『廓清に見る廃娼運動の一側面」『福音と世界』 第 37 巻第 12 号、1982 年 11 月、p.41。
- 31 片野「婦人矯風会に見る廃娼運動の思想―再び天皇制下の性と人間をめぐって」『文化と女性』第3巻、JCA出版、1984年、p.247
- 32 石原征明「全国にさきがけた廃娼運動」『群馬県史』通史編7巻、1991年、p.249。
- 33 石原「公娼制と廃娼運動一群馬県を事例として」『歴史評論』第540号、p.60。
- 34 荻原俊彦「群馬県下の廃娼運動―明治末期の高崎と柏木義円を中心に」『福音と世界』第37巻第12号、1982年11月、p.30。
- 35 久保千一「群馬の廃娼運動」高崎経済大学附属産業研究所編『群馬・地域文化の諸相』日本経済評論社、1992 年、p.251。
- 36 小野沢あかね「帝国議会開設期の廃娼運動一群馬県を中心として」『歴史学研究』 第 637 号、1992 年 10 月、p.9。
- 37 小野沢「大正デモクラシー期の廃娼運動の理論―長野県を中心として」『歴史学研究』第668号、1995年、p.1・p.7。
- 38 今中保子「1920 年代~1930 年代の廃娼運動とその歴史的意義—広島県を中心として」『歴史学研究』第 559 号、1986 年、p.13。
- 39 田代美江子「廃娼運動と教育—1910年代~30年代の矯風会を中心に」日本女子大学大学院文学研究科『紀要』第3号、1997年、p.94。
- 40 田代「十五年戦争期における廃娼運動と教育―日本キリスト教婦人矯風会を中心に」松浦勉・渡辺かよ子編『戦争と差別―人間形成史の陥穽』明石書店、1999年、p.126・p.129・pp.139-140。
- 41 藤目ゆき、前掲書。
- 42 上野千鶴子「解説」『風俗 性 日本近代思想大系』第23巻、岩波書店、1990年。
- 43 松原洋子「明治末期における性教育論争—富士川游を中心に」お茶の水女子大学人間文化研究科『人間文化研究年報』第17号、1993年。
- 44 田代「男性のセクシュアリティと性教育―近代日本の性教育論における男性と女性」"人間と性"教育研究協議会「男性形成研究」プロジェクト編『日本の男はどこから来て、どこへ行くのか』十月舎、2001年、pp.54-71。
- 45 田代「性差と教育―近代日本の性教育論にみられる男女の関係性」歴史学研究会編 『性と権力関係の歴史』青木書店、2004 年。
- 46 下村満子『アメリカの男たちは、いま』朝日新聞社、1982年。
- 47 ヤンソン由美子『男が変わる』有斐閣、1987年。
- 48 上野千鶴子・NHK出版班『90 年代のアダムとイヴ』日本放送出版協会、1991 年。

- 49 春日キスヨ『父子家庭を生きる』勁草書房、1986年。
- 50 関井友子「『男性性』に関する実証的研究」家族問題研究会『家族研究年報』第 15 巻、 1989 年、 1989 年 1989
- 51 柏木惠子編『父親の発達心理学』川島書店、1993年。
- 52 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編『男性学』岩波書店、1995年。
- 53 中村正『「男らしさ」からの自由』かもがわ出版、1996年。
- 54 大山治彦・大東貢生「日本の男性運動のあゆみ I」『日本ジェンダー研究』第 2 号、1999 年、pp.43-55。
- ⁵⁵ 阿部恒久・天野正子・大日方純夫編『男性史』第 1~3 巻、日本経済評論社、2006 年。
- 56 古川誠「恋愛と性欲の第三帝国」『現代思想』第21巻第7号、1993年。

第1章 近代国民国家の成立と男性セクシュアリティ

1. 遊廓の誕生から近代公娼制度の確立まで

(1) 近世における遊廓の誕生

本研究の目的は、既に述べたように、明治期以降の近代日本における男性セクシュ アリティの特質とその変容過程、いうなれば「男らしさ」をめぐる葛藤と再構築の歴 史を、男女の関係性の観点から明らかにしようとするものである。

その際、とくに着目すべきものが日本の歴史の中に長期にわたって存在しつづけた「遊廓」と、それに対する社会意識であろう。買売春や売春業じたいは日本に限らず数多くの国・地域において見られる上に、いずれも古い歴史をもっているが、「遊廓」は近世以来の長きに渡る日本特有の文化的な所産であり、そこではその時代ごとの日本独自の男女のありようが見られた。「遊廓」が日本人男性のセクシュアリティ形成に無視できない影響力を及ぼしてきたと言っても過言ではないであろう。したがって、まずは「遊廓」が、日本の歴史の中でいかに形成されてきたのかを、その前史にさかのぼって概観し、「遊廓」を中心とした日本における買売春の特徴を考察することにする。

「遊廓」の誕生自体は比較的新しいといえるが、「遊女」は古代より存在したと伝えられている。「遊女」は娼婦と同等の存在として見られることが多いが、もともとは必ずしも自らの「性」を売っていたわけではなかった。たしかに「遊女」と呼ばれる女性による接客は古代より存在したと考えられているが、彼女たちが性を売るようになったという記録を確認できるようになるのは、平安時代中期以降である。10世紀前半に成立したといわれている辞書『和名類聚抄』には、遊女の説明として、「昼に遊行するを遊女といひ、夜を待ちて淫売を発するを夜発といふなり」とある57。この「夜発」とは売春のことを意味しているとされ、すなわち、売春を行う「遊女」すなわち娼婦が存在したことが、この資料から推測することができる。つづいて鎌倉時代には、「好色家」や「傾城屋」といった売春宿が登場し、室町時代には「辻子君」と呼ばれる遊女が街の一角に集められて大規模な売春に従事するようになる58。

そして遊女が従事する売春宿が、権力の保護と管理のもとで「遊廓」として特定の 区域内に集められるのは、近世以降のことであり、それは豊臣秀吉の政策によるもの と考えられている。豊臣秀吉は、1582 年 6 月の山崎の戦いで明智光秀を破り、京都 を支配下におさめた。そして、秀吉は京都を聚楽第を中心とした城下町に再編成しよ うとした。1589 年、内裏御所の修理改善などとあわせて、市中に散在していた公家屋 敷などを内裏周辺の東北部に集めて、「公家町」を形成した。さらに 1590 年から 91 年にかけて、寺院を統合して、上京寺ノ内と東京極に強制移住させ、「寺町」を造営した。そして、1591年から御土居と呼ばれる土塁を京都の周囲にめぐらせることで、「環濠城塞都市」としての京都が誕生したのである59。

秀吉はその地に散在していた「傾城屋」とよばれる売春宿の整理に乗り出し、1589年には上京と下京に分散されていた町並みを繋ぐ目的で柳馬場を傾城町に選んだ。藤本箕山の『色道大鏡』には、その経緯が紹介されている。その内容を要約すると、豊臣秀吉の厚い信頼を得ていた原三郎左衛門という人物が、秀吉に対して、道の両側に柳の並木がつづいていた「万里小路」(現在の柳馬場通り)のあたりを傾城町として開発し、「格子、局をかざり、糸竹の調に歌舞を尽し」、それによって人々を慰めて「国家安泰」を期するべきことを願い出たところ、「もとより色をおもんじ」る秀吉がそれを許可したという60。

そしてその後、万里小路通二条、押小路南北三町を柳町と名づけるようになったということである。こうして、この地域に散在していた傾城屋が集められたのであるが、秀吉自身も、この二条柳町には「時にまかせ給い、御顔に袖を覆い、格子格子局々迄残りなく見物し給いける」と伝えられている。このように、権力の頂点に君臨していた秀吉が、「遊女」による売春サービスを含む商売に対し、何の後ろめたさを持っていなかった様子が窺い知れるだけではなく、さらには売春を公認することによって京都の繁栄のために積極的に活用しようとしたことがわかる。

なお、柳町の遊里は 1602 年に六条三筋町に移転し、さらに 1641 年に市街地からさらに離れた西新屋敷に移される。また、江戸の吉原については、江戸幕府によって設置が認められた時期を 1617 年とするのが定説となっている⁶¹。いずれにしても、このように幕府の公認によって、遊廓のかたちはほぼ完成されたといえる。

(2) 遊女と一般女性との間の曖昧な境界線

では、近世の遊廓や遊女はどのような眼差しで見られていたのであったのだろうか。ここでは、外国人の目線から、当時の遊廓や遊女の様子を探ってみることにしたい。たとえば、1690年に長崎の出島にオランダ商館付き医師として来日した、ドイツの旅行家エンゲルベルト・ケンペルは、『日本誌』(1727年)のなかで、遊女の姿を次のように記録している⁶²。

娼妓は極幼き時、一定の金子にて年期を定めて身を贖われ、楼主の富の度に従い、 七人より三十人までも、年の多きも少なきも、ともに一つの家におかるゝなり。 [中略…引用者]かかる娼妓にして公正なる市民と結婚するならば、彼女は自ら その淪落失効に責任あることなく、教育も相当にあれば、通常の市民の間に伍し て公正なる婦人と認めらるゝなる。 ケンペルは、遊女に身を落としたとしても、結婚すれば一般女性として受け入れられていた当時の日本の社会状況に驚いている。後述するポンペの記述にもあるが、ヨーロッパでは娼婦に対する差別的な意識が強く、いったん娼婦になってしまうと、結婚することはもちろん、普通の社会生活に復帰することも困難であったようである⁶³。その一方で、日本では、遊女ではなく、彼女たちを売る親を非難する傾向があった。

すなわち、近世の日本では、遊女に対する社会の目は比較的に温かく、むしろ彼女 たちをそうした境遇に置かせた親たちへの目線が厳しかった様子がうかがえる。さら には、遊女の雇い主に対する社会の視線に対しては、ケンペルは次のような記述を残 している⁶⁴。

楼主は之に反して彼如何に裕福なりとも、決して公正なる市民とは認められず、 又それと交際することは叶わず。人々より侮辱的な如何わしき名を付せられ、口 輪即ち馬の轡と呼びならされて、殆ど人とは認められずして、えた即ち柔皮人の 最下級たる獄丁とて刑場の傍に離れ棲むものの同列に置かる。えた、或は皮なめ し人は、世人の考では、人間の中、最も不評判なもので、公の処刑人の役目を勤 め、邑の外、刑場より遠くない、一つの離れ村に住居する事になっている。轡人 はなお刑の執行の際に、其家僕又は賃傭人をえたに价手として送らねばならぬと いう。是又、彼等の負うべき一つの侮辱なり。

遊女を雇っている楼主に対して、きわめて強い蔑視観が存在していたことがうかが えよう。このように、遊女ではなく、楼主や娘をそこに送りこんだ親たちへの当時の 厳しい視線から考えられることは、同時の人々は売春営業それ自体に対する蔑視観は 強いものの、そこで働かされている娼婦に対しては同情の目で見ており、そこから抜 け出せさえすれば、普通の婦人として迎え入れてあげるべきだという意識が強かった ということであろう。

さらに、1857年に第二次海軍伝習派遣団として長崎の地で日本人の子弟に医学教育を行ない、61年には長崎養生所を建設したポンペ・ファン・メールデルフォールトの 『Funf Jahren in Japan 』($1867\sim1868$)からも、当時の遊廓や遊女の様子がうかがえる 65 。

日本に於ける遊女制度は、政府がこれを保護し、社会がこれを避けず、親は、正当にその子を遊女屋に売る事ができるので、かく慨歎すべき有様になっているのである。[中略…引用者] 民衆の眼において、弁解を見出しえるのは、まさに親の貧困に在る。そして、売られた娘よりも、きまりきって親たちが、責めらるゝの

である。[中略…引用者] 日本においては、個人には、罪は無い。自己に何が起るか、いささかの観念も無き年齢において、既に売らるゝのである。子は喜び、満足して親の家を出でゝ行く。真に、これは慣習的な奴隷売買よりも、余程悪しきものである。(中略) 二十五歳に達すると、これらの娘たちは、自由の身となり、束縛は解け、そして、私の云う通り、確に不思議に思わるゝであろうが、彼女たちは、名誉ある婦人として、社会に還るのである。

このように、ポンペもまた、この当時の日本においては、売春はそれを行っている 女性個人ではなく、親に道徳的責任が求められる傾向があったことを指摘している。 そして、その理由は、そうした女性の多くが分別のつかない幼い年齢から売られてい るためであると批判している。その一方で、許可無く売春を行う女性、いわゆる私娼 に対してはまったく逆の状況であったことを次のように言い表していることは興味深 い66。

これに反して、隠売は、日本に於て、はなはだ厳しく蔑視される。これは、一つの確実なる畜生行為と考えられる。しかし、稀では無い。そして、日本の道徳家は言う。組織だちたる公許の遊女屋がある以上、これは、風儀の最も大なる堕落を立証する。法律と社会が公然許す所のものは、別に秘密において実行するのである。隠売女は、また草なめし人、即ちえたの下位に在る。彼女らは、普通の街に居住するを得ず、郊外に在留を選ぶべきものである。そこで、彼女らは、屑として取扱われる。

「家」のために売られる遊女たちに対しては非難が少なく、その一方で売る親たちが責められる日本の売買春をめぐる意識構造は指摘したが、こうした「公娼」に対して「隠売」の女性、すなわち「私娼」に対する差別の大きさがこの記録から推測できよう。「私娼」たちは、郊外に追いやられ、いわゆる被差別民よりも差別されているとさえ述べている。すなわち、当時は売春それ自体を否定する社会的観念があったわけではなく、自由意思で売春しているかどうかという点での、娼婦に対する社会の目線に大きな違いがあったことをうかがわせる。自由意思での売春ではないのであれば、遊女に責任は無く、したがって両親や雇い主が非難の対象となり、本人は政府や社会から、「保護」の対象として見られる。それに対し、自由意思の売春は激しく非難されるのである。

このように、近世の遊女を見る眼差しの第1の特徴は、売春を自由意思で行っているのか、それとも家の貧を救うためにやむなく行っているのかで、大きく異なっているという点である。そして、当時の日本では、後者の理由により買春を行っている女

性が大多数であったため、遊廓を出さえすれば社会は温かく彼女たちを迎え入れたという点が第2の特徴である。すなわち、遊女と一般婦人との境界線は極めて曖昧であったと言えるであろう。

遊女に対する当時の人間観は曖昧であったが、特徴としては次のようにまとめることができると考えられる。すなわち、許容されない対象としては、私娼、売春宿、売春宿に娘を売った親であり、これらはいずれも自らの意思で売春を行う、もしくは自らの都合で女性に売春を行わせていた立場に位置づく存在である。一方、許容される対象には公娼が含まれており、自らの意思とは別の理由により売春を始めた存在である。買春を始めることになった際の女性の「意思」の有無が買春行為の善悪の判断にとりわけ重要であった点が、近世の買売春の特質を把握する上で興味深い。女性の自由意思がほとんど許されていなかった時代に、自由意思で買春に手をつけた女性は特に差別の対象となったのである。その一方で、自由意思が許されなかった時代であったからこそ、親や家の都合で買春に身を染めざるを得なかった女性には寛容であったのであろう。いずれにせよ、私娼を除き、こうした「おおらか」な遊女観が、買春に身を落とした女性の社会復帰を容易にさせていた一面があったが、同時に男性に対しては、後ろめたさのともなわない買春行為としての遊女遊びを許容したともいえよう。

(3) 公娼と一般女性との分離

明治新政府内で最初に娼妓の「解放」をめぐる議論が行われたのは、公議所においてである。公議所は、1869 年 3 月に開設され、その後 7 月には集議院と改称されたが、1870 年 9 月に閉鎖された。なお、一般的には、明治以降の公娼制度下における娼婦のことを「娼妓」として、近世までの「遊女」と区別して使うことが多い。ただし、「娼妓」とともに「芸妓」や「酌婦」などという女性も本論文においてたびたび登場することになるが、これらはそれぞれ制度上はまったく異なる存在であり、後ろの2 者は性的サービスを行うことについては公には認められていなかった。しかし、しばしば非公認の性的サービスを行う存在として「娼妓」と同列に捉えられ、いわゆる私娼と区別して「準公娼」的に捉えられる場合も多い。したがって、「娼妓」だけではなく「芸妓」「酌婦」を含め、公娼制度下において管理された女性をまとめて指す場合には「公娼」として呼ぶことにする。

1869年3月、刑法官判事の津田真道は「人身売買禁止の議」を建議し、「皇国自今猶娼妓アリ、娼妓ハ年限ヲ限リテ売ラレタル者ニテ、年季中ハ牛馬同様ナルモノナリ、此娼妓アル故ニ、女子ヲ売買スル悪風アリ」と、娼妓問題を提起しているが、ここでは「娼妓」すなわちこれまでの遊女が人身売買を横行させるものとして攻撃され、その境遇を「牛馬同様」と形容していることが特徴である。このなかで津田は、「西洋」においては、「女郎トナルモノハ、身持アシク、願惰淫奔ノ女、自好ンデ地獄ニ堕ル」

が、日本においては、「随分身持正シキ女モ、悪父母伯父等ニ売ラレ、又拘引サレ、売ラレテ苦海ニ沈」められた者とでは、その情において「霄攘懸隔ナリ」と語っている67。文化の西洋近代化の流れは、娼婦観にまで及んでいることがわかる。すなわち、日本の娼妓=「身持ち正しい女までもが、売られて強制的に売春している」、西洋の娼妓=「身持ち悪い女が、自らすすんで売春している」と特徴づけ、後者の娼婦観への転換を促しているのである。すなわち、現在のような公娼制度を廃棄して、欧米諸国と同じように自らの意思に基づいて売春を行わせるべきだと主張する。なぜならば、身持ちが悪く、自らすすんで売春するような女性が、たとえ売春による苦しみを受けても自業自得であるから放置して構わないということになるからである。これは、近世までの遊女と一般婦人との境界線を曖昧にしようとする独特の社会認識を改め、その境界線を明確に設定し、娼妓を欧米と同様に一般婦人と厳格に分離して効率的に女性の身体の管理を行うべきだという主張である。

ところで、1872 年 6 月、ペルー船マリア・ルース号が、中国人労働者 230 人を乗せて横浜に寄港したが、同船から脱出した 1 人の労働者が英国領事館に逃げ込み、虐待を訴えたことから一大事件が勃発することになる。英国の代理公使ワトソンが、日本政府に実情を訴え、7 月神奈川県権参事となった大江卓は、特別法廷を県庁内に設け、船長ペレイラとの契約の無効を言い渡して、労働者を保護した。しかし、8 月から再開された裁判で、船長代理のディキンズは、「遊女の年期証文写し」などを差し出して、日本の「売女」を問題にした68。

この事件が娼婦の「解放令」の大きな契機となったが、大日方純夫が指摘するように、人身売買禁止にいたる一連の論議はすでに、1872 年 6 月当時から司法省で始まっており、金銭による男女の取引や買い取りを禁止した「奉公人年期走御布告案」が作成されていた69。これを受けて、大蔵省大輔井上馨は、同年 7 月「スデニ華士族ノ特許特権ヲ除キナサレ、エタヲ平民ニ列セラルル等、数百年ノ弊習ヲ一洗シ」たのにかかわらず、いまだ婦女を売買し、「遊女芸者ソノ他種々ノ名目ニテ年限ヲ限」るのは、アメリカの奴隷制と変わらないと訴える建白を正院に行っている。そしてマリア・ルース号事件にもふれて、「此節前条遊女芸妓ノ徒ヲ始メ、此類スル渡世ノモノヲシテ、其束縛ヲ解放セシメ、其人権ノ自由ヲ得セシメ」よと言うのである70。この井上の建言が、娼妓「解放令」の直接的な出発点となったといえよう。

そして太政官は、1872年10月、次のような禁令を出している。

一 人身ヲ売買致シ終身又ハ年期ヲ限リ其主人ノ在意ニ任セ虐使致シ候ハ人倫ニ背キ有マシキ事ニ付古来禁制ノ処従年季奉公等種々ノ明目ヲ以テ奉公為致 其実売買同様ノ所業ニ至リ以外ノ事ニ付自今可為厳禁事

[中略…引用者]

一 娼妓芸妓等年期奉公人一切解放可到右ニ付テノ貸借訴訟総テ不取上上候事

このように、娼妓・芸妓等の年季奉公人はすべて解放し、この件に関する貸借訴訟 はすべて取り上げない、という布告を出している。これがいわゆる娼婦「解放令」で あるが、特に抱え主と奉公人との貸借は、裁判所で取り上げない、という規定を受け て、司法省は同月に「同上の娼妓・芸妓ハ、人身ノ権利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラズ。 人ヨリ牛馬ニ物ノ返済ヲ求ムルノ理ナシ」として、貸借訴訟の不受理を宣言した。娼 妓を「牛馬と同じ」とするところから、この「解放令」を、俗に「牛馬きりほどき」 と言うようになったのである11。このように娼妓=牛馬と位置づけることによって、 西洋の娼妓観を日本に導入したことで、もともと曖昧な位置づけであった娼妓は、法 令上において一般婦人と明確に分離され、被差別対象として位置づけられたのである。 ところで、ここで娼妓とは別に、芸妓と呼ばれる女性についても簡単に説明してお きたい。芸妓とは、唄や踊り、三味線などの芸で宴席に興を添えることを仕事とする 女性の事である。芸妓は京都の祇園などの「花街」の「置屋」に所属し、そこから「待 合」へ送り出される。なお、その際「料理屋」から料理を取るのが一般的であり、「花 街」はこの「置屋」・「待合」・「料理屋」の3つで成り立っているため、「三業地」とも 呼ばれることもある72。したがって、芸妓はあくまでも芸を売って座の取持ちを行う のがその勤めであり、体を売る娼妓とは制度上は明確に区別されていた。しかし、芸 妓も娼妓と同様、前借金を抱えた年季奉公であったため、花街は人身売買や売春の温 床となっていた。誰でも構わず身を売ることは「不見転」として戒められたが、実際 には前借金の返済のために不見転は数多く見られ、置屋も積極的にこれを勧めること もあった。

井上がこうした芸妓や娼妓の完全な解放を考えていたわけではなく、井上は娼妓「解放」の建白とともに、「御布告案並規則書類」を提出している。その第 2 条で、従来の遊女・飯盛りなどでも、「貸座敷渡世」を願い出た者には許し、東京府下では吉原、品川、新宿などの「一区に集合」するものは許している。これは私娼を排斥し、娼妓を集娼化するものであるとともに、一種の隔離政策とも言える。「牛馬」と違いが無いとされた娼妓を、さらに一般女性と名実ともに明確に区別するために、その所在地をひとつにまとめて管理しようとしたのである。

こうして、1872年の10月、東京府は遊女屋の名を「貸座敷」と改め、神奈川県や大阪府も同月に同様の処置をとった。ただ岐阜県や群馬・鹿児島県などのように、貸座敷を認めなかった所もあれば、北海道のように、芸娼妓「解放令」が出てから札幌に薄野遊廓という官営遊廓を作った所もある。貸座敷は、全国一律につくられたわけではない。

娼妓「解放令」の施行過程では、大日方の研究によると、政府内部でも売娼を黙認

して、その営業地域の特定を解除する司法省路線と、娼妓を公認して特定地域に囲い込む大蔵省路線との対立があった。結局、大蔵省の囲い込み路線が勝利したのである⁷³。その大蔵省の意見書を起草した人物が、陸奥宗光だと言われている⁷⁴。陸奥は、杉浦譲に対して、1972年8月の書簡のなかで、「過日渋沢氏ノ手ヲ経テ売奴禁止ノ高論ヲ拝読スルヲ得タリ、主意確当実ニ敬服ニ耐エズ」と、同じ大蔵省の渋沢栄一の人身売買禁止論に賛同している。そして同年9月の書簡のなかで以下のように語っている⁷⁵。

ソレ婦女ノ徒、才芸ノ以テソノロヲ糊スルナク、貧寒ニシテ、ソノ身ヲ托スル能ハザルモノ、身ヲ汚シ淫ヲ売リ、イヤシクモ生命ヲ存スルヲ計ル。ソノ人ノ不幸、ソノ事ノ醜汚タル言ヲ待タズト雖モ、コレ実ニ人世ヤムヲエザルノ所アリ。コレヲ明許スルカ黙許スルトハ、ソノ国治ト風俗トニ従ヒ同一ナラズ。而シテ世界一般何国ヲ論セズ、ソノ源ヲフサギ、ソノ跡ヲ絶タズ能ハザルナリ。明許スルト黙許スルハ、ソノ名異ニシテ、ソノ実異ナルナシ。英米国治ノ如キ、コレヲ黙許スルニ似タリ。而しテ僕嘗テロンドン府ニ遊ブ、夜間市街中、無数遊女ノ従前後ニ誹御シ、路人ヲ呼ビ行客ヲ牽キ府中ニ充満ス。ソノ醜体実ニ見ルニ耐エズ、此政府黙許スト雖モ、ソノ実ノ露出スル此ノ如クナリ。而シテ猶其政府ノ人日ク、我国遊女ノ名ナシ、遊女ヲ許サズト、殆ド耳ヲ掩ツテ鈴ヲ盗ムモノト異ナラン哉。

陸奥は、1869年に渡欧した経験があり、1872年からは大蔵省の租税頭として、地租改正に尽力していた。彼は、ヨーロッパでの体験から、娼妓の公認、黙認にそれほど差異があるとは考えていなかった。むしろ公認することによって、「その地を定め、他の農工商と判然区別」し、地域を区別すれば、「廉恥」を知る者は行かなくなり、そして買う者が少なくなれば、遊女屋がその職業を改めるという論理で、売買春業の消滅を計ろうというものである76。この論理が井上馨の娼妓「解放令」の基礎になっている。ここにもまた、前述の津田真道と同様に、娼妓と一般女性との境界線を明確に引くことにより、前者を排除しようとする女性の分離統制政策の考え方が色濃く現れているが、やはりそれも欧米の政策から強く影響を受けたものであった。

(4) 病毒をもたらす女性の登場と身体の国家管理

そしてその津田はさらに、「廃娼論」なかで娼妓に対する攻撃を次のように激しく 展開し始めることになる⁷⁷。

其娼妓ノ世ノ風俗ヲ類荒シ、人ノ徳義品行ニ大害ヲ為スハ固ヨリ論ヲ侯タズ。其 民財ヲ廉散シ、民力ヲ薄弱ニスルノ弊害、又嘗テ言フベカラザル哉。蓋国ハ人民 ニ頼テ立チ、人民ニ頼テナル。一人ノ貧ハ即チ全国ノ貧ナリ、一民ノ弱ハ即チ全 国ノ弱ナリ、今其無智ノ小民娼妓ノ為ニ惑溺シ、家産ヲ蕩尽シテ、以テ其家ヲ喪シ、因テ以テ梅毒ヲ買ヒ、身体衰弱、精神昏夢ト為ル者枚挙スベカラズ。

国家というものは一人ひとりの人民によって成り立っているという、明治新政府がその確立をめざしていた国民国家観を示した上で、人民の精神、財産、健康を脅かし、ひいては国を滅ぼしかねない存在として娼妓を槍玉に挙げているのである。そして津田は、娼妓を排除しなければ、長年外国からの侵略を受けなかった日本も、国家の安全をこれからも維持し続けていくことは危うくいだけではなく、さらには列強諸国と肩を並べて競っていかなければならないと警告している。「富国強兵」のためには西洋列強と同様の女性政策が不可欠だというのである。

このように、列強諸国との凌ぎ合いの中で日本が「富国強兵」を進めていく上では、 娼妓は「無智ノ小民」を惑溺させ、家を滅ぼし、性病をうつして身体を虚弱させる、 国家にとって危険な存在ということになってくる。西洋的文明論の文脈の中で、娼妓 が危険な存在として再配置され、新たな差別の対象としてそのイメージが形成されは じめていく端緒をここに見ることができよう。

そして誕生した制度は前近代の公娼制度とは性質が大きく異なっていた。近代公娼制度の特質の第1は、強制的な性病検診のシステムの導入にある。これもまた欧米の制度からもたらされたものである。他のアジア諸都市と同様に、日本にも開港と同時に、外国人居留地に外国人を相手にする売春街が登場してくる。鎖国時代にあっても外国人を客にとった長崎の遊廓はもとより、横浜では米国総領事ハリスと横浜の役所との合議によって横浜遊廓が設けられ、東京でも築地の鉄砲洲に吉原の廓業者らが進出して外国人向け遊廓を設立、神戸でも開港されるや福原遊廓が誕生した。日本で最初に性病検査の対象にされたのは、こうした遊廓の女性たちであった。最初の検診は長崎の遊廓で実施されたが、それは長崎に入港したロシア海軍の要求を受けたものであり、娼妓病院が創設された英国海軍医官の建言によって、横浜に続いて長崎、神戸に開港され、外国人を客とする娼妓に検診が強制されたのである78。

マリア・ルース号事件当時の神奈川県令であり「娼妓解放令」の布告に重大な役割を果たした大江卓が性病検診制度を「全く外国の賜物」と回顧しているように⁷⁹、明治新政府の担い手たちにとって、この制度の導入は文明開化政策の一環だった。国内向けの性病検診は 1870 年には京都、71 年には小菅県(現東京)で始まり、小菅県令河瀬秀次の建言により同年民部省が「娼妓黴毒検査方施設」として「近来各地方売女渡世の者漸次増殖致し其弊害不少、殊に黴毒伝染人身の健康を害し候に付」「各地方官に於て屹度除外の施設相立候様其省より可相達候事」と沙汰するに至る⁸⁰。こうして、大阪府の「梅毒検査規則」(72年)、京都府の「駆黴規則」(76年)というように、全国で「恐るべき病毒は娼妓の売淫に起因する」との認識に基づき女性の側にのみ責任

を認め検診を強制する制度の施行細則が定められ、地方官の責任のもとに性病検診が 実施されていく。

こうした診断は、強制される女性にとって甚だしい恥辱であったとされている。しかし、性病検診の強制を性病予防という「文明」の象徴とみなす人々は、これを歓迎し日本に導入した。こうして、「妓遁れんとすれば左右補介の委員座圧して動かさず」「衆妓たとえ如何様ありても、此治療は受けがたしとて或は声を揚げて泣き、或は遁れんとして狂走せしが、一室に鎖したれば、一人不残改められ、大蛇の口を遁れたるものなかりしとぞ」という性病検査の実施が始まったのである 81 。検梅制度がしかれた当時、娼妓の衝撃は大きかったという。官憲が立会い、衆人監視のもとで下半身をさらされ、また慣れない医師が怪我をさせたり、実習材料にされたりすることもあった。逃亡する者、検査日だけ姿を隠す者、さらには、自殺する女性もいたようである。娼妓のあいだでは結束して罷業し抵抗するものも現れたという 82 。このような抵抗にあいながらも、検梅制度は公娼制度の基礎として強制されていった。この検梅制度が近代公娼制度の第 1 の特質である。

近代公娼制度の第2の特質は、人身売買の禁止への政府の取り組みを名目的にもアピールするため、娼妓の「自由意志」による売春に限り、許容するというレトリックが用いられたことである。1872年の娼妓解放令は人身売買の禁止を明言した。しかし、その直後の貸座敷・娼妓規則によって、人身売買は禁止するが自由意志の営業なら容認するという名目が成立する。その後、1900年に坂井フタ裁判で大審院が自由廃業の権利を娼妓に認めるとともに、公娼制度の全国的統制を図る内務省令第44号「娼妓取締規則」において自由廃業の規定が明文化されたことによってこの名目は完成したといえよう。すなわち、娼妓には建前上は、自由に売春を止めることが出来る権利が確認されたのである。ただし、同年に始まる大熊キン裁判において1902年の大審院判決が娼妓の前借金返済義務を認めているように、名目的に廃業の自由があっても、他に借金返済や生活の方途のない者は娼妓を続けるしかない。自由意志という名目は、娼妓とは廃業が自由であるにもかかわらず自らの意志で売春を続けている非道徳な女性、というイメージを作り出すことになっていく。

貸座敷・娼妓規則と私娼取締は、公権力の統制の下で行なわれる売春をのみ合法とし、統制外で行なわれる売春を犯罪とする。これはいわば、"女性の身体の国家管理化"であった。国家は、国家の管理外で行なわれる売買春を「密売淫」として非合法化することによって女性の性の売買の権利を独占し、特権業者を通じて利益を搾取するという構造である。

川路と大久保は、お雇い外国人ボアソナードから欧州各国が概ねどこにおいても、 売春を「賤業」とし、その統制を地方官に任せる方法を採用している、との示唆を受 けている。そうすれば、管理が効率的にできるとともに、「賤業」に中央政府が関与し ていない外観をつくろうことができるというのである。川路の指揮で 1876 年に太政官布告が出され、以降、東京にあっては警視庁、各府県においては各々の警察が売買春を統制する権能を与えられ、性病検診・徴税を軸に公娼を統制・管理するとともに、私娼を監視・摘発・弾圧の対象とする体制が確立する。この体制において公娼関係の徴税は、基本的に隠蔽された。正規の税金でないかのような「賦金」という名称で呼ばれ、府県会規則制定後も 1888 年まで地方税目の外に置かれる。その理由は、こうした営業が「人民遊惰ノ醜業」なので課税すべき営業とは公認されないが、「地方官ハ人情ヲ酌量シ特別ニ許」すものだからであると説明された83。温情的措置であるかのように称して売春から徴集した金銭を、地方官は自らの権力を維持するため、特に自由民権運動対策に消費した。当初、税金でありながら正式には国税・地方税に属さない収入であったため、地方官は自由自在に私腹を肥やしたものもいた。この収入で別荘を築き、妾を蓄え、投資資金にする著さえあったといわれる84。

公娼制度は、買春によってしか生活しえない膨大な窮民層の存在を前捉とし、買春を犯罪化した上に、その例外として国家管理の売春を合法化して売買春から国家が収 奪するという、女性の身体的自由の権利に対する三重の侵害の制度であった。

2. 公娼制度をめぐる動向

(1) 廃娼論の高揚

明治以前の日本人は、前述のとおり貧困によりやむなくその稼業に就く女性が大多数であったこともあり、売春そのものを恥ずべきものとして捉える傾向が弱かった。しかし、娼妓を一般女性と明確に切り離し、「醜業」としての買春イメージが明治政府によって構築されはじめるとともに、1880年代後半になって、キリスト教の立場から売春を罪悪とする思想が、日本人の倫理観に質的な変化をもたらした。

売春をもっとも深刻な女性問題としてとらえ、その視点から鋭い廃娼論を展開した 巌本善治は、1885年に『女学雑誌』を刊行すると、さっそく売春問題をとりあげた。 創刊号では「我等の姉妹は娼妓なり」というタイトルの論評を出し、「何の故に娼妓を 廃せんとハ勉めざる乎婦女改革の女流ハ何の故に先づ此点に憤慨せざる乎」と、自覚 した女性たちが売春問題に無関心であるのは怠慢だと次のように訴えた⁸⁵。

娼妓の公許せられて存するは、政府に於て姦淫を公許せらるゝもの也、政府に於て女子が男子の器械となることを公許せらるゝもの也、政府に於て女子には禁じつゝ男性には姦淫することを公許せらるゝもの也、而して政府は之よりして税金を取上げて公明正大なる他の国務に用ゐらるゝ也、政府は之が為めに病院を設け

娼妓が胸に無病の鑑札を附し人をして安心に姦淫せしめらるゝ也、此時に当って 天下に姦淫の空気の流行するなからんと欲す、恰かも是れ風に向って動く勿れと 云ふに同じ、鳴呼妓楼の今の如くして優待さるゝ間、日本満天下決して姦淫の風 なきを得ず。

また、巌本は以上のように述べて公娼制度を批判し、公許している以上、遊蕩することが悪いことだと思わず、女を玩弄物とする意識は、家庭においても妻を対等の人間とみることができず、「娼妓廃されずんば反て夫婦の親睦を害す」と説いている⁸⁶。そして「世に娼妓なるもの公に存して男子の玩弄物と相成らん限りは他に於て如何に女権の拡帳に尽力すとも其方は遂に無効に属すべし」と、売春問題は真の女性の問題なのだと理論づけた⁸⁷。

次に、自由民権論者の植木枝盛の廃娼論を取り上げることにする。植木は「特殊の人物にして、自由民権運動に力ありたるも、多少の疑を招けり、廃娼を叫びつつ娼楼に登り、人の之を詰るや、答へて日ふ、廃娼主義なれど、娼妓の存在する間、之を使用す」と述べたとされている88。ところが民権運動の挫折後、枝盛は郷里に帰ると、ほとんど遊里から遠ざかり、1886年に高知県会議員となった後は、1888年1月に「娼妓公許廃止」の建議案を提出し、廃娼演説をおこなっている。彼の提案は反対派の人々までも感服させたという。国民派の中山秀雄もまた、「徹頭徹尾二十二番の説に賛成なり。高知県会開設以来本員をして感動せしむること、唯今二十二番の説に若くものなし。苟くも徳義心あるものにして誰か此説に賛成せざるものあらんや」と絶讃している89。採決の結果、一人を除く全員の賛成を得て可決、県会から県知事に建議することに決定した。そのときの提案理由説明を『土陽新聞』の2月2日号に掲載したことから、巌本善治はさっそく注目し、『女学雑誌』97号に転載している。

これよりさき、1886 年 12 月には東京婦人矯風会が設立され、会頭に矢島梅子が就任し、廃娼運動にのり出していた。植木の提案理由を『女学雑誌』によって知った彼女たちはおおいに喜び、植木に感謝状を送っている。ここに至って、高知における枝盛の改革運動は、中央の廃娼運動と共闘の関係を結ぶことになったのである⁹⁰。

では植木の廃娼建議案とはいかなる内容のものであったのだろうか。植木が示した 廃娼すべき根拠を以下のように6つにまとめることができる。

- ① 娼妓自身の問題として、公娼制度は本人に一生消えない負の烙印を押すことになり、更生を妨げる。
- ② 政治問題として、政府は人民の自由の権利を保護するものであるから、公許 は業者をも保護することになるので対外的に辱となる。
- ③ 検徴制度は無意味なばかりか、かえって客を安心させ遊蕩をすすめる結果に

なる。

- ① 「売淫は無類の醜業」であるから、他人の眼にふれないようにすべきで、遊廓は社会風紀を害する。
- ⑤ 本人のためにも政府のためにも秘密のほうが公許より有利で、売淫は秘密に して政府は干渉すべきではない。
- ⑥ 集娼主義は外国人に対して体裁が悪い。

このように枝盛の廃娼論は、娼妓の更生の点、社会風紀の点、国家的対面の点と幅 広い観点から成り立っているものの、買売春それ自体を否定する観点は弱く、遊廓に 通っていた過去をもつ植木においては、買う側の男性のモラル問題を捉える視点は皆 無であった。

(2) 廃娼運動の誕生

植木枝盛の廃娼論を盛り立てたのは、群馬に始まった廃娼運動である。安中教会の 湯浅治郎をはじめとするキリスト教民権家の県会議員たちが中心となり 1880 年、廃 娼の請願を県会に出したのが端緒であった。82年には県会で廃姫建議を行ない、7年 後の廃娼を約束する県令を勝ち取った。しかし、知事が実施期日直前に廃娼延期令を 出し、1889年、娼妓新規鑑札の交付を認めたのである。そこで、廃娼派は県内外の大 衆運動をバックに、議会に知事不信任案を提出し、免職においやることに成功し、1891 年には新知事の下で廃娼令を出すことに成功した。この群馬における成功は全国に及 ぼした影響はきわめて大きかった。この過程で群馬を中心にして全国各地に廃娼同盟 会が組織され、これらが集まって 1990 年には全国廃娼同盟が結成され、島田三郎、 植木枝盛、巌本善治、木下尚江、安部磯雄らが演説会を開催し、雑誌などで廃娼論を 展開した。その一方で、遊廓業者を中心とした存娼運動もわきあがり、存娼派と廃娼 派間の論争が盛り上がっていくことになる。群馬県内ではその後も公娼設置運動は執 拗に続き、廃娼派・公娼派の攻防が展開した。98年には、貸座敷業者と癒着した知事 が県内6カ所に遊廓地を指定する。県内外の廃娼派は市政腐敗を暴露して知事を免職 においこみ、公娼設置を取り消させている。日霧戦後の軍拡時代にも高崎、前橋で公 娼設置運動があったが、県内外の廃娼運動の高揚はついにこうした動きをことごとく 阻止することに成功したのである91。

群馬の廃娼運動がはじめての成功例となり、その後の全国の廃娼運動に絶大な影響を与え、具体的には日本キリスト教婦人矯風会や救世軍、さらにはその後の廓清会などが廃娼運動を全国的に展開するようになっていった。ただし、群馬の「廃娼」の内実に関しては、いくつかの特徴を指摘しておかなくてはならない。

第1の特徴は、この廃娼によって、群馬県の女性たちが売春を行うことを全面的に

禁止されたわけではなかったということとである。廃娼後の婦妓たちの多くは、他府県で婦妓を続けるか、県内で類似の接客業に転業している。親元へ帰った者も、もともと親元で生活ができない女性が身売りをしてきている者が大多数であったため、親元に戻ったからとて生活の展望はなかったのである。1913年の時点で県内には24カ所、396軒の「女郎屋」に総計1001人の酌婦が登録されている92。すなわち、この運動の意義は、売春それ自体の廃止という「理想」の実現を目指した点にあるのではなく、県内における売春の公許の撤回を勝ち取ることを達成した点にある。

第2の特徴は、群馬廃娼は、公権力の売春統制の廃止ではなかった。いわゆる「公 娼」である「娼妓」の管理システムは確かに解除されたが、売買春営業からの徴税、 強制性病検診制度は存続しており、さらには他府県にない芸妓の性病検診まで義務づ けていた。群馬県の警察部長事務官の岸本康通は、廓清会の群馬廃娼記念会に出席し、 安部磯堆廓清会副会長と懇談し、群馬県の売春統制について詳しく説明している。そ の説明によると、群馬県では飲食店を、甲種料理店、乙種料理店、飲食店の3種に分 類して取り締まっているという。甲種料理店というのは、宴会の斡旋に主として「芸 妓」を用いるもので、乙種料理店はそれに「酌婦」を用い、ただの飲食店というのは こうした女性を用いないものである。岸本によると、甲種料理店は芸妓の出入りする 料理店で、乙種料理店は、一種の売春宿と見るべきものであると説明している。廃娼 実現後も、娼婦たちは「酌婦」という名称で「乙種料理店」と呼ばれる店での売春を 管理されていたのである。県はその税金を徴収し、これ以外の売春は「密売淫」とし て禁止した。性病検診は、警察監督のもとに「酌婦」に1カ月3回実施しているのみ ならず、芸妓に対しても1カ月1回一定の日に診断が強制されていた。岸本は、芸妓 に対する性病検査の制度化について、「随分世論の反対があつた、姉さん株などは淫売 婦と一列に見るとは不都合だとか何とか随分鼻息を荒くして、いきまいたものであつ た。中には憤慨して廃業すると云つて脅迫的に騒ぎ、また事実廃業したものもあつた が、今日はさうした連中も仕方なしに戻って来ているから滑稽である。私は止めるな ら止めても構はぬ、却って結構だといふ考で断乎として所信を実行したのであるが、 他府県に於ても一方娼妓の検梅をやつて居るのだから、芸妓の検梅をやつたらよささ うなものと思ふ。公衆自衛上娼妓の検梅が必要なら、どうしても同時に芸妓も検梅し なくてはならぬ」と述べている。

ここからは、「酌婦」だけではなく、「芸妓」すらも性病検査が必要な一種の売春婦 扱いされていた当時の群馬県の様子が窺えよう。すなわち、呼称が異なっても実質は 公権力による売春統制は継続していた。実質的には公娼制度とかわらなかったが、貸 座敷・娼妓取締規則の適用外であるという意味でだけで、名目的には公娼制度でない とされたのである。

(3) 存娼論の特質

前述のように、1880年代後半より盛り上がってきた廃娼論に対し、公娼制度を存続すべきと主張する存娼論も活発に論じられた。そこで、本節では雑誌『正俗の鑑』から、その特質を分析することにする。

雑誌『正俗の鑑』は 1890 年 12 月 22 日に第 1 号が発刊された。国会図書館所蔵のものとしては、第 1 号から翌年 10 月 19 日の第 9 号までしか確認できない。発行者は当初、存娼存芸教育会であったが、1891 年 4 月 25 日の第 4 号からは女子教育会という名に変更されている。会長は東恵仁(あづまよしひと)という人物であるが、彼がどのような身分・職業の人物であったかについては『国史人名大辞典』(東京図書出版、1997)や『明治人名辞典』(日本図書センター、1988)からも明らかにはならない。しかし同人は『参同契宝鏡三昧撮要鈔』(績文舎、1886)や、『高野山名霊集』(周弘社、1951)などの著書を出しているところから、仏教に通じた人物であったことがわかる。一般的に廃娼運動はキリスト教徒主導のものであって、それに対して存娼運動には反キリスト教運動という意味もあったことを考えると、彼が仏教関係者であった可能性が高い。

当雑誌発刊の趣旨は「娼妓芸妓は公許し存し置くべく女子教育の道は通例授くべきこと」の意義を世間に伝え広めることにあった。公娼制度の維持と、女子教育の普及を同時に提唱している点にきわめて特徴的な傾向を見ることができよう。女性に対する教育に関して、同会規則によると、はじめは「娼妓芸妓を教育する」ことを第一目的としていたようであるが、会の名称が変更されてからは「婦女子娼妓芸妓等」を教育することに変更される。しかし、実際には一般の女性に対する貞操教育論に終始しており、娼妓や芸妓に対する教育に関する記述はみられない。

では一方、貸座敷業者は雑誌『正俗の鑑』をどのように捉えていたのだろうか。1891年2月11日から20日まで開催された、全国貸座敷同盟会・日本遊廓保安会の連合会の場において、みずからの業界誌の発行について議論した際に、「既に発行せる『正俗の鑑』と云ふ雑誌に保証金を与へ之れを改良して高尚のものとする事」⁹³と、この雑誌を貸座敷業のオピニオン誌として位置づけるべきだという意見も出された。ここからこの雑誌が貸座敷業者の間に一定の支持があったことがわかる。貸座敷業者は一般的に政治家や警察との繋がりが強く、彼らは国策に重大な影響力を与えていた。したがって、政治家や警察といった権力側とつながった貸座敷業者から支持をえたこの雑誌『正俗の鑑』では、公娼制度に関する当時の有力な意見が展開されていたと考えてもよいであろう。

(4)雑誌『正俗の鑑』にみられる存娼論の構造

次に、雑誌『正俗の鑑』に見られる主張から、公娼制度を正当化するいくつかの特徴的な理論を分析する。そこでは、娼婦を必要とする男性側の性欲について、どのように語られていたのだろうか、また、娼婦をどのような存在のものとみなしていたのだろうか。結論を先に述べると、その特徴は、次の3点にまとめることができる。すなわち、①「性欲は自然」、②「公娼は正当な労働」、③「公娼は性病防止に不可欠」などという諸説が繰り返し述べられていたのである。以下ではこれらの論理を個別に分析していく。

①まずは「性欲は自然」という捉えかたについて検討するが、その前にそもそも「性 欲」という言葉が、「男女両性間における肉体的な欲望」(『広辞苑』第6版)という意 味で使われはじめるのは、斎藤光の研究によれば 1896 年における森鷗外の『月草』で あることをおさえておく必要がある94。「性欲」という概念は、1920年代をその嚆矢と し、1930年代には文学作品や思想的評論を中心に拡大しはじめ、1940年代以降は一般 の人々にも使われるようになっていく⁹⁵。しかし、だからといって、それ以前に肉体 的な欲望を意味する言葉が無かったわけではない。たとえば「色欲」や「情欲」など といった言葉が、同様の意味で使われていたことを確認できる。ではなぜ、「色欲」や 「情欲」といった言葉が、「性欲」という言葉によって淘汰されていくことになるので あろうか。ここに日本人のセクシュアリティの変化の特質を見る上で、重要なポイン トが隠されている。赤川によると、「性欲」という概念が、今日的な意味で使用される ためには、それまでは"性質"や"傾向"などといったことを意味するにすぎなかっ た「性」という漢字が、男女の区別を意味する概念として使われるようになったとい う違いが重要であるという%。また、斎藤によれば、「性」がこれまでもっていた、も のの本質・本性・たち・こころという意味にひきずられる形で、「性」が本来的な原理 でありこころに内在するという図柄を作り上げたと同時に、それまでの「色」と「淫」 という記号と切れることで、科学的で客観的な「性」を立ち現せたという97。すなわ ち、「性欲」とは、赤川の言葉を借りれば「自己の内面にありつつ、それでいて外面的 であるような実在として観念されている」言葉ということになるであろう98。さらに それは、男女のジェンダー・セクシュアリティの違いに意識的であるという点で大き な特徴がある。すなわち、『正俗の鑑』の時代は「性欲」の時代ではなかった。それが 「性欲」時代の土台を形成した時代である。その時代の「性欲」なるものは、どのよ うに語られていたのであろうか。

この点に関する『正俗の鑑』の理論は、「凡そ人心の情中食欲は勿論色欲最も甚敷且 つ断ずること能はざるもの⁹⁹」であるとする「色欲」自然主義に立脚していた。とく に男性の「色欲」に限定して、次のような男性セクシュアリティ観を描き出している。 すなわち、法律によってこれを抑圧しようとするならば、あたかも「火を滅んとする に石油を注ぐ」ように「情欲を激発せしめ非常の弊害を生し社会の秩序を乱し風俗を壊り私通、強姦、堕胎、殺児、密淫売、黴毒等の害悪を醸し就中黴毒の如きは社会全般に蔓伝して」しまうというのである¹⁰⁰。さらには男性の「色欲」の強制的な抑制は精神の混乱を引き起こす要因になるということを、当時の統計的データを用いて主張している¹⁰¹。

こうした男性の「色欲」に対して女性の「色欲」については次のような特徴を描いている。「女子は男子とは異なり十五六に至れば大抵皆な嫁く」ものであって、「女子は情欲の発起んとする年齢」になったとしても、夫によってその欲望を解消することができるというのである¹⁰²。すなわち、日本の社会制度的に女性には「色欲」の解消先が用意されているというのである。さらにそれだけではない。「女子は発情男子より早しと雖ども数百年の習慣能く情を抑へ嫁する期まで忍耐するの習慣」があるとも説明している¹⁰³。「色欲」に対する「忍耐」という点に関しては、日本では男性よりも女性のほうがよく訓練され、習慣付けられてきたという、日本における性教育史観念ないしは道徳教育史観が提示されている。

これに対して男性は「満世年以上満三十年以上満四十年に至るも独身にして暮すもの」が多いため、到底女性のようにはいかないというのである。だからといって、女性と同じように、男性にも「色欲」に対する忍耐を厳しく教育せよ、ということにはならない。教育ないしは訓練困難なものとしての男性セクシュアリティ観がここに現れているといえるだろう。

ところで、ここで言及の対象とされている男性とは、もっぱら兵士や学生といった若者や、政府の殖産興業政策によって農村から都市に流入しはじめていた労働者を指しており、とくにそのなかでも労働者に対する比重が大きい¹⁰⁴。いずれにしても、満たされない「色欲」に悩まされる対象として位置づけられていた存在というの、都市労働者をはじめとして、兵士や学生といった、近代社会の成立によってはじめて登場することとなった男性たちなのである。

では、こうした歴史の舞台に新しく登場した男性たちの「色欲」をコントロールするには、いかなる根拠に基づいた、いかなる対策が必要だということになるのであろうか。すなわち、国家にとっては健全な労働力の確保であり、家庭にとってはその安定を目的とした、効率の良い性欲処理のシステム作りである。まず労働力の確保に関して、「娼妓ある地の男子は終日労働体倦する上更に色情の為めに奔逸せざるも軽便に瑣小の金を抛つて艶楽を求むる事を得る」¹⁰⁵ことができるとする。労働者たちが終日の仕事によって疲れた体を癒し、家計に負担をかけることなく「色欲」を処理するには、まさに公娼制度はうってつけのものであるというのである。

男性みずからが、同じ男性の「色欲」の自己統制への意志を否定し、セクシュアリティの再構築をあきらめてしまっているように見えるが、いずれにしても、兵士や学

生、そして労働者という、新しい社会の誕生によって生まれた新しい男性への対応に、非常に苦慮していた当時の様子がうかがい知れる。ただし、その対処の方策の柱は、男性セクシュアリティの再構築すなわち、「色欲」後には「性欲」を自己統制できる男性像の形成ではなく、女性の性に頼った消極的対応であった。このように、「性欲」という概念が登場する以前においても、「色欲」なる伝統的な言葉を用いつつ、自己統制の困難さを特徴とする男性のセクシュアリティを生み出している要因を、女性との境遇の違いに求めるため、「客観的」な統計データや、習慣や文化に何とかして見出そうとしていたのである。後述するが、「性欲」の登場は、こうした男性セクシュアリティ観への同調あるいは妥協と、それへの反発の中で生まれてきた概念なのである。

次に、②「芸娼妓は正当な労働である」について検討する。『正俗の鑑』のなかでは、男性の「色欲」を適切に処理するための公娼制度の必要性がくりかえし強調されているが、その正当性をアピールするためには、西洋的価値観すなわち、売春の反倫理性への批判に対抗しなくてはならない。すなわち、文明化された人類にとって売春は野蛮で許されない、という批判にいかに応えるか、である。「文明」対「伝統」というレトリックの構造をみることができる。『正俗の鑑』においては、まずは"売春こそが人類最古の商売である"という説が取り上げられる。すなわち、売春は「人類社会に於て[中略・・・引用者]必要欠くべからざるより生ずる営業」なのであって、時代の新旧にかかわらず、「凡そ人類のあらん限りは幾万世に至るとも」存在し、決してそれが皆無になった時期はないと主張するのである106。すなわち、人類にとって売春は切っても切り離せない存在なのであり、たとえ文明化されたとしても人類社会から売春は無くならないという主張である。セクシュアリティの面における文明化に対する忌避感覚がここにも見られよう。

西洋的倫理観の否定は、過去という文明化されていない時代の人間の有り様に正当性の根拠を求めることとともに、さらには「倫理」を越えるものとして「経済」を位置づけ、男性セクシュアリティへの介入を何が何でも回避しようとする。国家、社会、家庭の「経済」にとっての有用性へと主張を拡大させていくのである。まず、売春業の国家経済への貢献とは、前節でも指摘したが、納税の点にある。公娼とは地方庁によって正式に鑑札を付与された者であって「応分の税を金庫に納め正業をなす者」107である点で他の職業とまったく違いはないとする。次に社会経済への貢献とは、売春業がその土地の社会経済の繁栄に大きく役立っているという点である。すなわち売春業は「土地を開き其土地を繁栄に導き社会金融の紹介をなす」108ということになる。最後は、家庭に対する金銭的な貢献である。女性たちは売春それ自体の目的のために公娼になるのではなく、家庭の存亡の危機に瀕してやむなく「苦界に身を沈め其身の償金を以て幾分か家政を扶助109」するのであって、これは「孝なり悌なりと云はざるを得」ないと強調する。事実、女性が娼婦へと実を落とす最大の原因は貧困にあったが、

こうした貧困層の女性が貧困のため売春業に流れることを「孝」ないしは「悌」として道徳的にも認めていることが注目される。このように、国家・社会・家族に資する目的を持った売春業は十分に正等な営業であると主張する。すなわち、「経済」は男女間の倫理よりも上回るという価値観が示されているのである。

それでは、こうした売春業を古来の伝統とみなし、国家社会への貢献もはなはだ大きいと評価する一方で、公娼の道徳性に対してはいったいどのように見ていたのだろうか。実態としては、公娼が「不徳義なることは三歳の禿児と雖ども知り得るところ¹¹⁰」であると評して、彼女たちを痛烈に非難している。これは明らかな矛盾であり、道徳的判断において売春業と公娼個人とを明確に差別を設けているのがよくわかる。

こうして、売春業の男性社会にとっての必然性と有用性を認める一方で、貧困層の一部の女性は例外として中流階層以上の女性に対しては不道徳な娼婦へと実を落とさないための道徳教育が必要であるという、男尊女卑的な理論的展開がなされていくのであるが、この点は後に詳しく検討する。

最後に、③「公娼は性病予防に有効である」を検討する。①と②は歴史的要因と経済的要因から公娼の正統性を訴えた理論であったが、それを科学的に補強したのが衛生学的言説である。これによって、売春の倫理的問題については、歴史、経済、科学の3方面から完全に糊塗されることになる。

『正俗の鑑』では、男性の性欲処理に付随して付きまとう性病感染に対する危険を、公娼制度によって取り払うべきだという理論も展開されている点が特徴的である。後に詳述するが、これは当時のセクソロジストと呼ばれる医学者・衛生学者たちが主張するようになっていたものであり、西洋からもたらされた新しい知識である。『正俗の鑑』でも、この科学的根拠をもとに公娼制度の正当性を主張しているが、存娼論の内容は、古いものと新しいものが混在した、継ぎ接ぎのようなものであったことがわかる。

この理論の中ではまず梅毒蔓延の主要原因が私通にあることが前提とされる。そして、もし公娼制度が廃止されてしまったならば「密売婬を増加し梅毒蔓延の惨状等は筆紙に尽し難き¹¹¹」ことになるが、公娼制度があれば「社会全般の風俗を維持し人民全体の健康を保持し私通強姦密売淫等を自滅するの利益あり¹¹²」という。さらに、梅毒は子孫に遺伝するものであると信じられており、これが梅毒への恐怖をいっそうあおっていたことは想像に難くないだろう。そしてこうした遺伝性梅毒が国家に与える悪影響が強調される。このように、国家にとって憂慮に堪えない遺伝性梅毒の原因とされた私通に対しては厳しく攻撃することになる¹¹³。そのうえで男性に対しては梅毒検査が義務付けられている公娼の安全性を強調するとともに、女性に対しては貞操の重要性を訴えた。こうした要因から、存娼論者は私通撲滅と梅毒蔓延の防止のため、貞操を重んじる貞女教育を強力に女性に求めるようになる¹¹⁴。

さらに、梅毒の伝染を防ぎ、不道徳な風紀を一般社会に流れ込ませないためにも、 娼婦は一般社会から隔離しならければならないということになる。この考え方はすで に多くの地方で制度化されて実現しており、たとえば東京府では1876年の段階で、貸 座敷規則第一条で、貸座敷営業を免許地に制限し、同規則第八条で娼妓を店頭に配置 し、または通行人に遊興を勧めることを禁止していた。さらに、同規則第一六条で、 娼妓の区域外への移動を制限し、娼妓規則第三条で、遊廓区域以外での居住を禁止し た¹¹⁵。

以上の分析から、男性の性欲に対する身勝手な理解と遺伝性梅毒への恐怖こそが、 娼婦を男性にとって必要不可欠な存在とさせていたことが明らかとなった。男女間の 性のあり方に関する男性側の諸意識が、娼婦を特別な位置に閉じ込めて管理すること を促したのである。存娼論の中で、娼婦は社会から隔離され、一般女性とはっきり区 別されるようになっていった。女性像に対する貞女と娼婦という二重の構造が、こう して確立されていったのである。なお、本節で検討してきた『正俗の鑑』でみられた 存娼の論拠はすべて、戦前において、公娼論に一般的に見られるものであったことが、 赤川学の研究によって明らかにされている¹¹⁶。

一方、廃娼論側のリーダー的存在であった巌本善治は、「娼妓の公許せられて存するは」、「政府に於て女子が男子の器械となることを公せらるるもの」であるとして男性中心的な存娼論を批判し、梅毒の防止という理論に対しても、それは「娼妓が胸に無病の鑑札を附し人をして安心に姦淫」させる都合のよい理論でしかないと批判した¹¹⁷。しかし、存娼論側はあくまでも、一方で労働者の性欲の捌け口としての娼婦を認めながら、もう一方で公娼論者自らと同階級の女性に対しては強く貞操を要求するという都合のよい理論を展開していった。公娼制度は基本的には貧困層の秩序維持のための必要悪としての制度であって、中流階層以上の人々、とくに女性の振舞いはあくまでも道徳的でなくてはならないということである。以上見てきたような論理を背景にして、彼らは女性の貞操を重視する道徳教育論を展開していくのである。

(5) 存娼論における女子教育観の特徴

貞女と娼婦という女性の二重モデルの中で、存娼論者は貞女に対してどのような教育をもとめたのであろうか。本節では存娼論者の女子教育観に関してやや詳細にみていくことにする。

公娼制度を支持する論拠の概要は「社会の公安を保持し社会多数の風儀を維持し得べからしむる¹¹⁸」ということにあった。貧困層を中心とした彼女たち一部の非道徳的存在が、社会の道徳的維持には必要不可欠であるという。したがって、貧困層の女性はまだしも中流階層以上の女性が不道徳な行為に走ることは公娼制度存続の意義にもかかわることであり、絶対に許されることではなかったのである。存娼論における中

流階層の女性に対する道徳的厳格さはここから求められるのであって、自然と彼らの女子教育観において道徳教育が占める役割が強くなる。『正俗の鑑』では「道徳法を以て社会人類を教化し存娼の原因たる人の痴情を断たしめ精神を清潔ならしめなば」ならない、と女性に対する道徳教育の重要性を強調している¹¹⁹。その一方で、女性が知識教育を重点的に受けることに対しては厳しく反論する。というのも、女性が知識教育を受けすぎると「男女同権の極悪説に墜」り、それによって「貞操を破」ることに躊躇させなくしてしまうというのである。すなわち、女子教育に対しては道徳教育を第一に置かないと「却て教育の為めに頽風弊俗を醸すに至る」という¹²⁰。彼らが貞操の観念を最も重視していたことがわかるだろう。

雑誌『正俗の鑑』の中で紹介された女性への教育の具体的事項は①「父母に事ふる事」、②「夫に随ふ事」、③「懐妊心得の事」¹²¹、④「子を育る事¹²²」、⑤「兄弟姉妹に対する事」、⑥「婢僕を使ふ事」¹²³、⑦「友に交る事」、⑧「政府を敬ふ事」、⑨「国を愛する事」¹²⁴である。女性に対する知育に関しては一切見られなく、もっぱら両親や夫に対する務めや子どもを育てる際の心得など家政に関わるものばかりになっている。もちろん愛国心養成のための道徳教育もしっかりと盛り込まれている。徹底して家族主義的な性格が色濃い「良妻賢母」主義的道徳教育の内容になっている。

小山静子の研究によると、この時期の「良妻賢母」思想には、女性は従順であるだ けがすべてではなく、「女性が妻・母として家庭内で果たす役割や女性の『高い』道徳 性が国家的な観点から価値づけられ」ていたという近代家族的な特徴がみられるとい う¹²⁵。そこには、女性の妻・母としての国家に対する主体的な役割が意識されている のであるが、存娼論にみられる教育観は、女性の妻・母としての礼儀や心得、そして 国家に対する国民としての心得を説いているにすぎないという点で消極的である。あ まりに女性の従順さや貞操を重視しすぎるあまり、女性の主体的な役割に対する意識 を欠いてしまっている。こうした教育観の根底には、明らかに男尊女卑的な思想が確 認できるが、それは「男子は国家の主にして女子は国家の従なり」¹²⁶という記述から も明らかである。こうした男尊女卑的な考え方の上に立って、女性は男性および(家 父長制的)国家にひたすら従順であり、男性と国家を影から支えるといった、女性の 消極的な役割を繰り返し述べているのである。まさにこの男尊女卑的な考え方こそが、 これまでみてきたような売春に対する男性の都合のよい解釈法を作り上げた最大原因 になっていたものと思われる。しかし、以上で触れた小山のいう近代的「良妻賢母」 思想にも、このような男尊女卑的要素が含まれていたことも事実である。「良妻賢母」 思想に儒教主義的で家族主義的な特徴もあったことは決して否定できない¹²⁷。

「良妻賢母」思想は、明治中期ごろから、おもに儒教主義者の発言のなかに見出せるようになっていた。「良妻賢母」思想が国家公認の女子教育理念としての地位を確立したのは、1899年2月に「高等女学校令」が公布され、1901年に「高等女学校令施行

規則」が発布された直後の、1902年5月1日における文部大臣菊池大麓の教育演説である。そこで彼は「結婚して良妻賢母になると云ふことが将来大多数の仕事である」¹²⁸と述べたという。この演説をきっかけにして、高等女学校における教育の基本方針が全国的に「良妻賢母」教育に一本化されていくようになっていった。こうして、「忠臣二君に仕へず、貞女両夫に見えず」という貞婦烈女が理想的女性像に掲げられ、とくに中流以上の階級の女性に対して強く教え込まれるようになっていくのである¹²⁹。ただし「良妻賢母」思想は、先ほども述べたように、単に従順で貞操を重んじるだけがその特徴ではなく、「男女はそれぞれの性に応じて、仕事と家庭という役割を分担するのが「自然」であり、その役割が相補的であるがゆえに「対等」である¹³⁰」という「近代家族」的思想にも根ざしていたことを忘れてはならない。

こうしてみると、存娼論における女子教育論と、教育界の「良妻賢母」主義教育論とは、儒教主義的で家父長制度的な面に関してはほぼ一致していた。両親や夫に従順で、貞操を重んじることは「良妻賢母」思想でもきわめて重要な規範であったのである。ただし、男女間における権利の平等や、女性の国家に対する積極的な役割に関しては、存娼論者の教育観にはほとんど見ることができなかったのは前述のとおりである。しかし、こうした存娼論ないし存娼論者の教育観が、どれほど教育界における「良妻賢母」思想の形成に影響を及ぼしていたのかについての考察は、今後の課題である。ただ、文部官僚が娼婦に対して存娼論者とほぼ同様の認識を持っていたという事実は両者の関係性を裏付けるものである。すなわち、1900年に発行された『娼妓存廃内外大家論集』において、文部次官であった梅謙次郎は、公娼制度は①「梅毒の伝染を防ぐ」機能を果たし、②営業地域を制限することによって「風俗を害する」ことを防ぐことができるという認識を示しているのである¹³¹。「良妻賢母」主義教育の推進を主導していく立場にあった文部官僚もまた、貞女と娼婦という二重の女性観から逃れることはできなかった。

3. 性文化と性教育の変容

(1)「裸体」へのまなざし

公娼制度もそうであるが、明治初期は、古い秩序が崩壊すると同時に、民衆が急速に新しい秩序に編成されていった時代でもある。日本人のセクシュアリティにかかわるものとしては、先の遊廓をめぐる伝統文化とともに、とくに「裸体」習俗と湯屋の混浴習慣は、幕末日本に来た外国人をもっとも驚かせたもののひとつであった。19世紀末の英国のある女性は、「どんな疑いも、ためらいもなく、こんな非常識で不作法な光景をほとんど予想もしなかった」。「多くの男女が《自然のままの姿で》入浴してい

る」。「私には煉獄の魂の表象だとしか思えなかった」(アンナ・ド・A)と語っている 132。アメリカのマシュー・コモドア・ペリー提督もまた、伊豆の下田で次のことを語ったとされている 133。

民衆は昔日本人独特の丁重さと、控へ目ではあるが快活な態度とをもっている。 裸体をも頓着せずに男女混浴をしている或る公衆浴場の光景は、住民の道徳に関して、大に好意ある見解を抱き得るような印象をアメリカ人に与へたとは思はれなかった。これは日本中到る所に見る習慣ではないかも知れない。そして実際吾々の親しくした日本人もそうではないと語った。然し日本の下層民は、大抵の東洋諸国民よりも道義が優れているにも拘らず、疑もなく淫蕩な人民なのである。入浴の光景を別とするも、通俗文学の中には淫猥な挿絵と共に、或る階級の民衆の趣味慣習が淫蕩なことを明かにするに足るものがあった。その淫蕩性は啻に嫌になる程露骨であるばかりでなく、不名誉にも汚れた堕落を表はすものであった。

なお、この感想には、ペリーに随行した宣教師サムュエル・ウェルズ・ウィリアム も共感している¹³⁴。

私が見聞した異教徒諸国の中では、この国が一番淫らかと思われた。体験したところから判断すると、慎しみを知らないといっても過言ではない。婦人たちは胸を隠そうとはしないし、歩くたびに太腿まで覗かせる。男は男で、前をほんの半端なぼろで隠しただけで出歩き、その着装具合を別に気にもとめていない。裸体の姿は男女共に街頭に見られ、世間体なぞはおかまいなしに、等しく混浴の銭湯に通っている。淫らな身ぶりとか、春画とか、猥談などは、庶民の下劣な行為や想念の表現としてここでは日常茶飯事であり、胸を悪くさせるほど度を過ごしている。

このように、ペリーもウィリアムも、いたるところで裸体を眼にする事ができる光景を前にして、日本人は「淫蕩」であることを揃って強調している。しかし、ペリーらよりも後年、アメリカの初代駐日総領事として 1865 年に来日したタウンセンド・ハリスは、日本では「労働者階級は全部、男女、老若ともに同じ浴室にはいり、全裸になって身体を洗う。私は、何事にも間違いのない国民が、どうしてこのような品の悪いことをするのか、判断に苦しんでいる」と語っているが、加えて「それが女性の貞操を危くするものと考えられていないことは確かである。むしろ反対に、この露出こそ、神秘と困難とによって募る欲情の力を弱めるものであると、彼らは主張する」と、ペリーらに対しては、日本の習慣に理解を示そうとしていることがわかる135。

しかし、欧米諸国から幕末に来日した人々にとって、日本の「裸体」習俗は想像をこえるものであった。オランダ海軍の軍医で、1857年から 62年まで長崎に滞在したボンベ・フォン・メールデフオールトは、こうした日本の「特殊」な習慣に対し、次のように言い表している。

この銭湯ではまことに不思議なことがたくさん見られる。すなわち浴場では男も女も子供もいっしょに同じ浴槽に入る。しかし少なくともなんらのみっともないことは起さない。いや、はっきりいえば、入浴者は男女の性別などを少しも気にしていないといってもよいようである。[中略・・・引用者] それは一風呂浴びたのち、男でも女でも素裸になったまま浴場から街路に出て、近いところならばそのまま自宅に帰ることもしばしばある。全身は赤くなって、身体からは玉のような汗が垂れている。けれども誰もそれを見ても気に止めている気配もない。

ボンベもまた、混浴や「裸体」習俗には驚いているが、混浴だからといっても、決して「みっともない」ことが起らないことにも注目している。

1865年に来日したドイツの考古学者ハインリッヒ・シューリマンもまた、「日本人は疑いもなく、世界で最も清潔な国民であるといえよう。たとえどんなに貧しい者であっても、少なくとも一日に一度は、町にたくさんある公衆浴場に通うようである」と、その銭湯文化に興味を示している¹³⁶。

公衆浴場は、一つの大きな部屋から構成されている。[中略・・・引用者] 街路側は すべて完全に開放されている。日本語文法における男性、女性および中性の区別 を説明するための類概念の欠如は、ここではまさしく日常生活の中で実践されて いるかのようである。夜明けから夜更けまで、どこの公衆浴場でも、二つの性が まさしく禁断の実を食べる以前のアダムとイブそのままの姿をしたあらゆる年齢 の者たちが入り混じりあっているのである。

さらにシューリマンは、「わたしはオールコック卿とともに、われわれョーロッパ人が考えている品位の概念が、日本に欠けているからといって、それがヨーロッパで必然に生じうるような結果を日本では決して生じえないということを信じている。なぜなら、日本の習慣によれば、人間がある種の悪業を働くという感情をもたないし、ここでは邪悪な感情というものもまた知られていないのに違いあるまい」と、日本文化への理解を示そうとしている。しかしさすがに、「健全な性の風俗は、国家の保護するところである。[中略…引用者] 恐らく彼ら [日本の支配者たち…引用者] は、公衆浴場において、国家にとってなんら危険のないような世論が一般に流布することをよし

と判断しているのであろう」と語って、混浴や「裸体」文化が、国家にとってなんら 「危険」をおよばすようなものでないことも指摘している。

1863 年 4 月にスイスの通日使節団長として来日したエーメ・アンベールは、やはり江戸市中の銭湯の混浴と「裸体」習俗には驚ろかされている¹³⁷。そこで次のような感想を残している。このような風習がわれわれにとってどんなに奇異なものと思われても、ヨーロッパ人が到来する以前には、日本人は自分たちの風習に非難さるべき一面があるなどとは、明らかに誰一人疑っていなかった。[中略…引用者] 一方、ヨーロッパ人は、日本人が自負している偏見のない現実と事象を抽象的に考える能力が日本人にあることを信じたくはなかったのである。ヨーロッパ人が風呂屋に足を踏み入れたとき、彼らの方を見てくすくす笑ったため、そのときまで誰の目にも至極当然なこととして映っていたものを、ふさわしからぬものとしてしまったのである。「この国民には羞恥心がない」とヨーロッパ人は軽蔑して叫んだ。これに対して、「外国人には道徳感がない」と日本人が応酬した。

たしかにアンペールのいうように、「裸体」への羞恥心というのは、ヨーロッパ人という「他者」が現れて、初めて認識できるものである。そして、アンベールは、私には「日本人には羞恥心がない、という一般的な意見に同意することはできない」とする。しかし、「日本人には造形美を感じとる力が全然なく、また造形美そのものも、われわれヨーロッパ人の好み、風習、生き方などがたえず喚起するような魅力を、日本人の想像力に与えられていない」ともいう。その証拠として、日本の風俗画や浮世絵をあげる。このように彼は、「日本人には毒恥心がない」という言説には反対しても、「日本人には造形美を感じとる力がない」と指摘しているように、西洋的な価値観に基づいて当時の日本を観察し、評価していたことがわかる。

また、日本人の羞恥心の特殊性についても当時の外国人たちは指摘している。「大森貝塚」を発見したことで知られているアメリカ人エドワード・シルヴュスタ・モースは、1877年頃のことだと推測されるが、日光の中禅寺に向かう旅の途中、「私は二人の可愛らしい娘に手をかして、足場の悪い場所を助け上げようとした」。だが彼女たちは、「私の申出を遠慮深く『ゴメンナサイ』と言って断った」。その彼女たちが、モースが温泉の風呂桶の縁に立っていると、「この時桶の中から『オハヨー』というほがらかな二人の声がする。その方を見て、前日のあの思慮深い娘二人が裸で湯に入っているのを発見した私の驚きは、如何ばかりかであったろう」と語っている138。

「我々に比して優雅な丁重さを十倍も持ち、態度は静かで気質は愛らしいこの日本人でありながら、裸体が無作法であるとは全然考えない。全く考えない」日本人の習慣に、モースは驚いたのである。その上でモースは、「日本人のやることで我々に極めて無作法だと思われるものもすこしはある。我々のやることで日本人に極めて無作法だと思われることは多い」と、日米の生活文化の違いを指摘している。

1872年に来日したフランス人ジョルジュ・イレール・ブスケもまた、日本の農村で、「身体にほんのわずかの腰巻をつけたほかは全く裸で、頑に手拭をまとい、戸口の前で臼で自家用の米をついている農民」の姿に注目している。そして、日本の「娘」たちの「自由」について、次のように述べている¹³⁹。

彼女は一人で寺に行ってもかまわないし、また――我々にはもっと奇怪なことた思えるが――男女混浴の公衆浴場にいってもかまわない、これはつい最近までは江戸にもあったし地方では今でもある。彼女の羞恥心は何ら傷つけられない、彼女が予め不安を感じていないからである。皆が自分の身体をこすり、石鹸で洗い、熱い湯に浸っている浴場の光景は、結局実直な習俗は裸の習慣と調和できることを証明している。

ブスケは、「実直な習俗」と「裸の習慣」は、なんの矛盾もなく「調和」していることに感心している。しかし、日本では「貞潔で献身的な処女が、その父を貧困から救いだすためにまたはその婚約者の負債を払うために進んで苦役に身を投ずることが、小説には飽きるほど繰り返されている。だが、こういうことをつけ加えておこう、この犠牲が絶対に必要でもないのになされたときは常に両親が非難されることになり、このことについてどんなことが言われようと娘の縁組をひどく妨げることになる」と指摘しており、やむにやまれぬ理由によるものであれば、両親が厳しく咎められ、娘の縁談にまで影響を及ぼしてしまうというのである。そして日本では「婦人は、快楽と労働の道具であり、率直で従順であり、恥ずべき取引の対象」になっていると断じている。

最後に、1874年に来日したロシアの革命家レフ・イリイッチ・メーチニコフもまた、 横浜や東京の様子を見て、日本人の「裸好き」に驚かされている¹⁴⁰。「平民身分の日 本人はズボンをまったくはかないので、その格好たるやヨーロッパ人の意表をつくも のとなる。かくて運命の悪戯でこの辺境の地に連れてこられたイギリスのお上品な淑 女などは、それこそ行く先々で、両手で目をおおい、顔を赤らめて『ショッキングー』 と叫ぶしまつ」と語っている。

目下のところ、文明開化をめざす政府は、こうした日本人の裸好きと執拗な闘争をくりひろげている。政府は年頃の娘たちが、街中をわれらが祖エヴァのような略式で歩きまわるのを禁止したし、公衆浴場では男湯と女湯をしっかり区切るよう命じている。また制服の巡査をつかって、"人力車"に繋がれた抱足の人足たちを追いまわしている。それというのも、人足たちは暑い季節ともなると、われ先にその赤銅色の体を圧迫する衣服をすべて脱ぎ捨て、腰のまわりに最小限の手ぬ

ぐいか帯のようなものを巻きつける姿になるからなのだ。

加えてメーチニコフは、以上のように述べ、日本の「裸体」文化を取り締まろうとしている明治政府の様子を描いている。しかし、「明らかに江戸の宣教師やその妻君たちが政府をたきつけたにちがいないこれらの措置も、かならずしも所期の目的をたっしているとは言いがたい」としている。公衆浴場での覗き見などの違反者が、後をたたないからである。さらにそれだけではなく、メーチニコフは、「日本人の裸好きこそは、それまでの彼らの習俗の原始の純潔さの証明であり、そうした純潔さが、いまやあいついで上から課された官製の偽善によって消えようとしている」ことが、「大いにまちがっている」と批判している。

以上のように、近世までの日本では、男性だけではなく女性の「裸体」も日常的に「世間」にあふれていたことがわかる。当時の人々においては、「裸体」=「性欲を喚起させるもの」という認識構造が出来上がっていなかったようである。しかし、日本人の「裸体」が外国人の目に触れられることによって、日本人もまた自らの身体のありように意識することとなった。すなわち、「裸体」=「恥ずかしいもの」という認識が芽生え、次第にこうした新しい羞恥心が広まっていくことになる。

1868 年 8 月、横浜で「日雇人足等裸体禁止」の御触れが出されている。そこでは、まず車夫・土方・水夫・日雇などに対して、衣類をつけず裸体で仕事を禁止している。注目すべきは、「外国人ニハ裸体之者無之」として、外国人の目を意識している点である。違反者には、「過料」をかけ、それに従わない者は「当地追払」にするというのである¹⁴¹。さらには同月、湯屋入口が暖簾だけで仕切られていて、外から中が丸見えなので、障子などを建てて、外から見えないように指示している¹⁴²。その後も何度か裸体禁止の通知が出されているが、なかなか守られなかったようである。東京府では1869 年に混浴や春画、その他を禁止する布達が出されており¹⁴³、さらに1971 年に「裸体」禁止令が出されているが、その内容は横浜のものとほぼ同じであり、やはり外国人の目を強く意識した内容になっている¹⁴⁴。その後、こうした裸体禁止令は全国に広がっていったのである。

(2) 民衆の性教育

以上のように、日本の「裸体」文化は、欧米諸国と比べれば、かなり「特異」なものであったことがわかるが、それは、性に関する知識や道徳がまた、日本ならではであったことを意味する。それでは、こうした日本ならではの性文化は、どのように伝達されてきたのであろうか。

昭和初年まで、全国各地に存在していたといわれる若者宿・娘宿は、村落社会の若者たちを婚姻を含めて一人前の村人に形成するための教育機関であった。これらの宿

には、宿親やこれとは別の局と呼ばれる女性がいて、若者たちのさまざまな相談、とくに男女関係や結婚問題に関しては、親身な世話や指導がなされた。若者たちは宿の生活の中で、神事に参加したり、共同体の中で生活していく上で必要な礼儀や知識を身につけていったが、それとともに一人前の結婚にむけて様々な性知識を身につけていくのが通常であった。したがって、宿は未婚の若者たちを結婚に導くための重要な交流の場であったのである。なお、近世までの村には、こうした若者宿だけではなくても、「仕事場」、「アソビ宿」などという名の交際の場があり、未婚者どうしの独特の自由な生活圏が形成され、その中で生涯の配偶者にめぐりあうという方式が成立していたのである145。

このように、村落社会における性教育は、互いによく知りあった信頼関係にある少人数の人間対人間を基盤として体験的に行なわれていたのであるが、しかしそれが必ずしも男女相方の側からまったく対等に行なわれていたものではなかったことに注目しておく必要がある。たとえば、1909年10月に改則された青森県下北郡東通村尻屋の「若者連中規約」には、娘組は若者組に従属し、そのかわり保護を受けること、娘の外泊や他村の若者との関係の禁止、夜の戸締りの禁止、娘のしつけに対する家族の者の干渉の拒否などが掲げられている。これは、「村の娘は若者のもの」という部落内婚が普遍的であったころの考えが、20世紀になっても根強く残存していたことを示すものであると言われる。

娘達は外来者に対しては絶対に貞操を守らなくてはならなかったが、村の若者たちの要求に対しては、かなりの強制力をもって受け入れざるを得ない立場に置かれていた。その強制力の強さは、この規約に違反した娘や娘の家族に対してさまざまの制裁が加えられたなどの事例からも推察される。

したがって、村落社会における若者たちの「男女の人間関係とその学習」が、若者の自由な世界、大人の世代の干渉を受けつけない世界の中で行なわれたと言っても、 それは男女の対等で平等な関係の下で行なわれたのではなく、若者主導ですすめられたという問題がある。

一方で、幕末から 1877 年頃までの農漁民や地方町人の慣習を集めた『全国民事慣例類集』によれば、この当時には婚姻契約には双方の父母の承諾が不可欠となり、さらに挙式後しばらくしてから入籍するのは従来どおりであるものの、その時期は「家風ニ適シ父母夫婦和合ノ見込確立ノ上」とか「家内和熟ノ様子ヲ見届テ」から行なうというように「夫」の属する家の判断に委ねられる場合が多いことがわかる146。

また、結婚式には媒介人(仲人)や村役人の立ち合いを必要とし、「媒介人ナキ婚姻」は「倫理ニ違フ者トシテ賤視」する地方も出てきている。しかし一方で、「娘盗み」の風習や「下賤ノ者ハ其身相対ニテ約ヲ結ヒ、引移当目立会ノミノ媒介人ヲ依頼スルモノアリ」のように、「下層」農民の間では、いぜんとして本人同士の判断による決定が

行なわれていたことが知られる147。

このように、19世紀の半ば頃には村落社会においても上・中層を中心に、婚姻関係 事項が若者組の手から親族共同体や村落共同体の行為へと変わりつつあったことがわ かる。このような傾向は、18世紀後半以降の農村自体の構造変化に起因する。

15世紀後半から続いた新田の開発による大量の耕地造出が限界に達しはじめる 17世紀末まで、農民の相続の多くは、分地制限令や分家禁止令が各地で出されたにもかかわらず、分割相続であった。しかし、分割相続後の耕地増大をのぞめなくなって以降、農民の間でもしだいに単独相続が増え、次男、三男を他家や町場に出すとか、または分割してもその配分に著しい差をつけるようになってきた。こうした固定した家産を背景に家長の権限が強化され、子どもたちの結婚にも強い発言力を持つようになった。

また、この頃には村役人の家とか豪農とか寄生地主といった上層を除くと、農民の家族形態は夫婦・親子だけの単婚小家族が主流となり、ふつうの農民は村制度や五人組制度にしばりあげられながら、たいてい $5\sim6$ 人の家族で1町前後の田畑を耕し、年貢の上納に専心させられた。当時の苛酷な年貢とりたてのもとで「まびき」が恒常化し、年貢にさしつまっての娘の身売りも家長専制のもとで行なわれた。

さらに交通の発達にともなって村民の生活圏が拡大し、村外婚が行なわれだしたこともあげられる。はじめは庄屋・村長など上層の者が子どもを宿に出さなくなり、家格の等しい婚姻を求めて村外婚を始めるようになったが、しだいに一般村民にも波及していった。

このようにして、若者・娘の婚姻の自主管理権が失われていったこと、後述することになるが、国家による性の管理の強化などの理由で、多くの若者宿は 19 世紀末に姿を消していったのである。

(3) 都市部の性教育

1617年に公許された吉原遊廓も、すでに 18世紀後半には衰退の途をたどり、宝暦末期には太夫・格子といった高級遊女は姿を消した。主な客であった武士の経済状態も、すでに、禄米を担保にして札差などから借金して過さざるをえないのが普通であったから、料金の高い吉原は客層が先細り、その層も中層町人へと移り、その質的転換をせざるをえなくなった。

吉原の衰退に対し、大きく発展したのが非官許の岡場所であった。私娼は、吉原の要請を受けての「警動」と称する幕府の手入れ・検挙・吉原送りを受けながらも、18世紀後半には全盛を極め、市中 64 ヵ所に散在していたという。1842 年の警動では 27ヵ所 574 軒が取り払われた上、遊女 4181 人が検挙され、ついに再興しなかった 148。天明期には、一切り二朱(8分の1両)が相場で、中・下層町人の男性にとっての享

楽の場であった。岡場所の繁栄は、庶民が遊蕩を悪とみなさず、むしろ通過儀礼として認めていた、その意識に支えられていたのである。だから、青年男子の狭義の性教育の場と衆目の認めるところとなったからである。

上・中層の町人の結婚生活には、武士階級の規範である「家」の倫理・しきたりが入りこんだが、武士階級には見られない仲人をたてての見合いと双方の親による家業の存続と繁栄を前提としたかけひきによって、婚姻が行なわれるようになった。また妻は夫に絶対的に服従すべきとされた。その意味で密通は夫権の重大な侵害として、極刑に値するものとされた。たとえば、密通した妻とその相手の男は死罪とされ、密通の現場をおさえた夫がその双方を殺害しても無構とされた。しかし現実には、夫に7両2分の謝罪金で間男代として支払いそれで片がつく場合もあり、民衆の意識は公事方御定書の密通法の内容とはずれていたと思われる。とくに下層民衆の間では、不義密通という意識は稀薄であったのだろう。たとえば、1888年に大阪名護町を調査した鈴本梅四郎は「姦通など非常に行はるるは勿論、殊に甚しきは其夫たるもの罪科により懲役若しくは入獄等にて不在なれば、女子は直ちに他の男子に内縁を求めて、之れと同居するも其夫たるもの放免帰家すれば、再び之れと同居する等も随分珍しからずして、夫たるもの之れが為別段に憤怒するにもあらず、隣人知友も大に其行為を非難するにもあらず、斯る事柄は人事にありがちの義と心得るものに似たり」と記している149。

こうした性意識の展開の中で登場したのが、春画・艶本・川柳・歌謡などの性教材 である。まず枕絵について検討する。林美一によれば、枕絵の始まりは、中国から医 学とともに伝えられた偃息図だとされている。枕絵師の始祖は、菱川師宣である。師 宣の『表四十八手』(1679年)には、「此道、遊楽のためにはあらず、子孫繁栄の教と して世におこなふもの也、子日、無後嗣者為不孝とこそ、また古今におゐて国をうし なひ身を亡せしやからは、多は形にめで、女妃のこゝろにしたがふゆへ也、美悪にか ぎらず、陰陽の道におゐて合せざるといふ事なし」とある。性教材としての枕絵の本 質はここに語りつくされているといっていいだろう。枕絵は、嫁入道具のひとつであ ったといわれる。民俗学的には、嫁入道其の浄化、魔除としての意味をもつとされる が、しかし「御婚礼姫も封切る笑ひ本」(『柳樽』132)「荒世帯枕草紙を故事に引き」 (同、52)とあるように、現に教育的意味をもつものであった。それも、祐信、春信、 湖竜斎、春章、清長、歌麿、豊国、北斎、英泉、国貞、国芳、と一流の絵師によって 枕絵は芸術的にも完成されていく。枕絵は、浮世絵師の表芸だったからである。幕府 による取締りにあいながらも、実際は店頭の公然販売が禁止されただけで、ひそかに 刊行は続けられ、明治期までその伝統は続いていく。しかし明治政府による徹底した 取締りと、日清戦争に際しての軍隊用「春画」の出現によって、その質も低下してし まったということである150。

(4) 性教育教材としての「艶道物」

往来物とは、天明・寛政期以降急速に発展する初等のよみかき学校である寺子屋で用いられてきた「手習」の教材であり、往復書簡形式の構成を捉えて往来物と呼ばれるようになった。石川松太郎によれば、慶長から慶応にかけての約 270 年間に 1494 種もの往来物がつくられたという¹⁵¹。

往来物には、共同体の要求によって作られ使用されたものと、たとえば 1843 年 3 月に江戸府内の手習師匠にあてた論達にみられるような、幕府・諸藩による寺子屋で の教育内容への統制のために用いられたものとがあり、必ずしも民衆の要求を反映し たものとは限らない。

往来物とまったく同形態のもので、「艶遺物」「文指南書」と称されるものがおよそ 百余種類刊行されている。中野栄三によれば、母親などが娘の婚礼荷物の中へひそか に忍ばせ持参させたものであり、いねば当時の青年男女の性教育のテキストだったの である。上段はさし絵入りで性に関してのさまざまな知識について述べ、下段は恋文 の模範往復書簡という構成である¹⁵²。

今日残っている「艶遺物」の中で代表的なものとされる『艶道通言 文のゆきかひ』は、異性の「相と心」を教える目的で書かれた。たしかに上段では閏房秘事の委曲をつくし、性交過程をきわめて詳細に記述しているが、しかし性の享楽面はあくまで「男女和合」を軸とした性関係の一面であることが力説されている。そこには「夫婦の交合は、先祖の血脈をつぐ大切な道なれば、かりそめの楽しみとのみ思ふべからず」と書かれており、性欲を享楽的・挑発的・文学的に扱った艶本、洒落本、人情本とは大きく異なるところである。

すなわち「人間はまづ男女の和合を本」とし、実は五倫の中で「夫婦をもって第一番」とするべきである。そして夫婦は「その深き親みの中に礼儀をそなへ、男女の分、乱れざるやうにすれば、百年つれそふても、互にわがまま、あいそづかしといふ事なく、友白髪までめでたく栄」える。だから嫁とりは、「きりやうのよしあしにかかはらず、その気だての善悪」で決めなければならない。

月経の持続日数は、「その人によりて3日5日惑は6・7日」であるとしているが、これは今日の婦人科学の教科書の記述とほぼ同様である。しかし、受精に関しては月経の持続日数、頚管粘液の変化による妊娠可能期の判別、男女オルガズム一致と妊娠可能性の相関、受精のしくみ、性決定の要因など当時の医学的知識について漢方医書をもとに「やはらげ説て衆人にしらしむ」べくと具体的に述べ、また女性の性格をその相(顔立ち)と筆跡との関係でとらえ、その相と筆跡からは性格を知った上で女を口説く「秘伝」をのべている。また、女性の相を貞節の相、深陰の相、婬乱の相に分類し、それぞれの相をさし絵入りでその性格との関係についても説明している。

艶道物の特徴は、下段に上段の内容と対応する形で往復書簡の模範文があげられていることである。文の往復によって相手の心をとらえ、心の交流によって人間関係の一面を形成するためにその文面に応じたレトリックを駆使している。「男より女へ始めてやる文」は 7・5 のリズムにのせて美文調である。思いが通じ、その関係の紆余曲折に応じて文体をかえ、「女より男へおくる起請」「男より女へ遺はす起請」「きれ文の事」で『文のゆきかい』の下段をしめている。

艶遺物が享楽姪蕩を目的としたものでないことはここに明らかである。起請は行末 夫婦となることを文面に、左の薬指を突き血を出し、それぞれへ塗ることで誓うもの だが、「後々の為切れ文中し入れ参らせ候」と念書の模範文を示している。これらの模 範往復書簡文は、いわゆる美文集ではなく思いのたけを書きことばで異性に伝え同時 に思い叶っても夫婦になるために克服しなげればならない社会状況(習俗規範)と、 その手立てについて教示するという民衆の生活に根ざした男女間の性の実際を知らせ、 「男女和合、子孫繁栄の人倫を教え」るためのものであった。若者宿の存在を欠く都 市部の若者にとっては、それにかわる性の知識と性をめぐっての人間関係を教えるテ キストだったと言えよう。

しかし、大量に出まわっていた艶道物は、明治政府によって大量に焼き捨てられて しまうことになる。

(5)新しい性教育教材の登場

1875 年 11 月 12 日、横浜の士族、千葉繁訳述の『造化機論』が内務省の許可を受け、出版された。原著者は、米国ゼームス・アストン(善亜頓)である。1860 年にニューヨークで出版された、"The Book of Natu"の著者 James Ashton の訳書である。木本至によれば「造化機」とは訳述者である千葉繋が創作した造語であるが、いまでいうところの「生殖器」を意味する言葉である。漢字カナ混じりルビなしで書かれたこの書は、解剖学や性科学の専門業界が成立しておらず、漢字の識字率もそれほど高くないと考えられる当時にあって「専門家向けの医学書ではなかったが、限られた知識層を対象に刊行された」ものであった。

「造化機論」それ自体は、士族を中心とした教養層向けに出版されたものであったと考えられるが、その翌年、千葉繋が刊行した『通俗造化機論』(1876)、『通俗造化機論三篇』(1877)、『通俗造化機論三篇』(1879)、米国熱児弾(ジョルタン)原撰、片山平三郎訳述の『這化秘事』(1876)、独逸列篤子(レタウ)著、三宅虎太訳述の『通俗男女自衛論』(1878)などが矢継ぎ早に刊行されることとなり、一般の人々でも比較的親しみやすい通俗的な読み物として、ブームを巻き起こすことになる。石井研堂『増補改訂 明治事物起原』によれば、「明治9年12月、千葉繁、米国善亜頓の原著

を訳出し、[通俗造化機論] と題して発行し [中略…引用者] これ性の訳出の先鞭にして一時非常に売れたれば、同種の類書続続世に出たり。『東京新誌』明治 12 年事物盛衰記に『春画本廃れて造化史興れり』とあるものこれなり」とあるが、これは明らかに誤解であり、誇張された表現になっているが、「造化機論」は日本社会に少なくない衝撃を与えたものと考えられる。

では、こうした造化機論ではどのような記述がなされ、読者にどのように受け止められたのだろうか。その一端を明らかにするため、ゼームス・アストン著『通俗造化概論』を検討するが、本節の内容については、おおよそ川村邦光の研究と同様である¹⁵³。

上巻は、男女の性器の構造が中心的な論点になっている。そして、男女の性器の結合を媒介する「情欲」、その結果としての妊娠と胎児という順序で目次が構成されている。下巻では、若年者による、または過度の性行為の害悪についての内容が柱になっている。結婚に際して、意志・知能・資質・性質・気力・脳髄の点からする男女各々の配偶者の選び方、妊娠の判断法・出産法、そして最後に催淫剤について述べている。

この『通俗造化概論』の特徴となっているのは、男女の性器などを細密に描いた挿画であるといえよう。上巻には、口絵の女性裸体画に加えて、8 つの図版がのせられている。第 1 図は男性器と膀胱などの解剖図。第 2 図は精虫すなわち精子と、それが卵子に入る図。第 3 図は女性器など下腹部の臓器を示した解剖図。第 4 国はそれらの断面を示した解剖図。第 5 図は外性器の図。第 $6 \cdot 7 \cdot 8$ 図は、それぞれ妊娠 3 カ月 6 カ月 6 カ月 9 カ月の胎内図である。

また、口絵には西洋の女性像が掲載されているが、すなわちそれが理想的な女性の 身体として示されたという点が重要である。

詳細に描かれた男女の性器と解剖図は、猥褻さをめざしたものでなく、あくまでも 科学性が強調されている。近世までの性教材であった艶道物ないしは春画に措かれた 芸術的なエロティシズムとはまったく異質であるといってよい。器官や臓器にしても、 精緻な図ではあり、科学的なリアリズムに徹しているのが特徴である。

人間の身体が複数の「器官」の集合体として分断され、そこから男女の性器がそれ 自体特有のパーツとして抽出されている。そして男女の性器の結合が男女の交わりだ という説明になっている。すなわち、性器という男女の身体の一部が取り出され、男 女間の性交がそれぞれの性器にのみ関わる現象として限定化されることで、男女の性 器にきわめて特別な意味が付与されたのである。

この『通俗造化機論』では、男女の性器、またその結合に関わる事象が科学的な言葉を用いて説明されている。近世までの「裸体」文化から抜け出せない当時の日本の 状況の中で、開化セクソロジーをはじめて目にした多くの人々は相当の衝撃を受けた はずである。男と女の関係を性器に収斂する事象として、つまりセクシュアリティと 出会い、セクシュアリティの主体として自分を編制するメディアとして、この書物は 大きな力をもったと考えられる。

このように男女の性器に関して生物学的・生理学的にかなり詳しく説明されているが、さらにそれと関連して男女のセクシュアリティのあるべき姿に関しても多く語られている。そこで次は、『通俗造化機論』によって語られている「あるべき」セクシュアリティ、すなわち性規範について検討する。

(6) 性器に特化される人間のセクシュアリティ

『通俗造化機論』には、先述の艶道物と同様に、性愛をめぐる言説も多くみられる。 たとえば、「交合の快楽きは先ず双方の心がうち解けて、それから行う故のことなり。 この打解くる所を名づけて、愛情という。もし夫婦の間、睦ましからずして、この愛 情なき時は、相互に顔色を柔和にし、万事逆らわぬように気を付けて、自然と心にこ の情の出で来る期を待つべし」とある。夫婦間の愛情の自然的な発露の重要性を説明 している。

また、「交合の正しきというは、夫婦の精神と身体とが安寧に落着て、互いに情をうち解る時、交わるをいう。箇様なる場合にては、心も冥むこと無く、休も害むこと無く、その上、双方の歓楽も一しおなるべし」と、夫婦間の精神と身体の調和や、愛情の交わりの重要性についても繰り返し説明されている。そしてこれこそが「正しき交合」、すなわち「夫婦の道」であると強調している。次に、『通俗造化機論』で論じられる、「夫婦の道」の特徴として、まず第1に重要な点は、「男女の陰部には、互いに驚くべきほどの引力ある」とあるように、男女の性器の結合をスタートにして語られていることである。川村の指摘するところにによると、快楽の深さを追求するうえで男女の性器の善し悪しが語られることがあったものの、夫婦の関係の中で性器そのものがこれまでクローズアップされることはなかったという。川村はこうした現象を「セクシュアリティの性器化」と呼び、西洋のセクソロジーの影響が日本人のセクシュアリティに大きな変革をもたらしたものと評価している154。

こうした"夫婦の愛情"が説かれたということは、近代日本のセクシュアリティ観において重大な出来事であったと考えられる。男女に等しく授けた「男女自然の相互の愛感」によって、男女が互いに引かれ合うところに「夫婦の道」があり、そこにおいて子どもを生み育て、男女に対して平等に授けられた「十分の歓楽」つまり性愛の悦びを味わうことができる、と説かれている。「交合の快楽は先ず双方の心がうち解けて、それから行う故のことなり。この打解くる所を名づけて、愛情という」と説明さ

れているが、こうした「愛情」や「愛感」といった概念は、今日の精神的な面を強調する愛情とは異なり、「情欲」もしくは性欲に近い意味だといえる。そうであったとしても、「夫婦の道」において愛情が絆になると夫婦の愛情が説かれたことは、近代日本の結婚観や夫婦観に多大な影響を及ばすことになる。すなわち、夫婦のあいだには「愛情」が不可欠の要因だとし、それを媒介にして、男女の性器を中心にしたセクシュアリティと結婚が成り立つという、結婚モデルが生み出されることになる。

加えて注目すべき点は、「情欲」のクローズアップである。男女の性器の「引力」は人間に平等に与えられたものであり、出産という行為もまた「十分の歓楽」とともにあり、「前後をも忘るゝほどの愉快」があると、交合の快楽を力説している。結婚は「天然の情」にもとづくというのは建前でしかなく、その実態は「同衾の秘楽」のためだとさえ言い、やむをえず男女が夫婦という形態をとっているとさえ述べている。そして、「全身が震慄する」のは、「情欲の為に、心を奪われたる所以にして、この情は配偶を求むるの根源に疑い無し」として、「男女の情感ほど、世に虚仮なきものはあるべからず」と、「情欲」の発露を正当なものとして認めるのである。

当時、結婚において近代的な恋愛感情が介在する余地はまだなかった。さらには一夫一婦制も広く認知されてしていなかった。一夫一婦制が広く理解されるようになるのは、皇太子嘉仁(大正天皇)が結婚式をあげる 1900 年のことである。民衆レベルでは特に低い階層になるほど実質的に一夫一婦の状態であったが、それ以外の貴族や上層では一夫一婦多妾制とでもいうべき状態であった。しかし、皇太子嘉仁と九条節子(貞明皇后)の結婚式の際に、「この無前の大典により、道徳風教の源泉なる皇室が始めて真に一夫一婦の大義を明らかにし、民衆をして仰ぐ所を知らしむるに至れる」155といったキャンペーンをメディアが張ることによって、理想の近代家庭モデルとして一夫一婦制という概念が定着していくことになる。こうした一夫一夫制の定着とともに、この開化セクソロジーがもたらしたセクシュアリティ観も拡散していくことになる。

開化セクソロジーの特徴は、まず第1に、性器の結合、愛情、情欲を基軸とする夫婦観、この3点を打ちだすことによって、近世的な色情にもとづく性道徳から、近代的な愛情と情欲に依拠した夫婦間の道徳への橋渡しをしたことである。すなわち、男女の「天然の情」の発露による自然的秩序ではなく、夫婦の愛情に基づき、情欲を抑制・統制するための制度としての人一夫一婦制にもとづいた家庭こそが摂理だとして、近代家族のモデルを提唱したのであり、情欲を本性とする性的存在として人間を位置づけている。男女平等の性的快楽、それにもとづいた男女・夫婦関係の確立が説かれているとみることもできよう。

第 2 は、『造化機論』では、男は「色情無きもの稀」であるのに対して、女は「淫欲の為に快悩むこと少なく[中略…引用者]是非を分別する知恵に乏しく、ひたすら人に愛せらるゝ事のみを願いて、我身に親しむ人なりと見れば、如何にもしてその男の気に入りたしと思うよりの外は無き」と、男女の性的欲望の違いを説いていることが重要である。女性の性的欲望の淡泊さを強調する一方で、女性が受動的で、感情的・情緒的であり、理性的ではなく、倫理的に無能でコントロールしやすい存在、さらには"娼婦"的存在だとするのである。

第3は、「元来、女子は男子の愛情を惹くべき、美しき姿と巧みなる楯とを備えて、 自然に丈夫の心を悦ばしむる仕掛に出来たるものなり」ともいっているように、男性 の「色情」「淫欲」によって女は開発され、男性の性的欲望に従属するとみなしている 点である。すなわち、女性は男性のための快楽の道具としてみなされているといえる。

第4は、これまでありえなかった女性の快楽やそのメカニズムも説かれていることである。男性は女性に「交合の快味」を能動的に与えなければならない。したがって、男性器の長短が問題視されている。短小では亀頭が子宮口まで届かず、女性に「快味」を与えることはできないのである。性交を嫌う女性に対して、男性の責任が問われる。女性のほうは受動的に子宮をもって男の亀頭に触れることによって、「男女の歓楽」が等しく生まれることになる。男性の場合は、亀頭が快楽を生み出す器官であり、女性の場合は、子宮こそが快楽を生み出す器官だと説明されているのである。

⁵⁷ 名古屋市博物館編『和名類聚抄』(名古屋市博物館資料叢書 2)、名古屋市博物館、 1992 年。

⁵⁸ 佐伯順子『遊女の文化史―ハレの女たち』中央公論社、1987年。

⁵⁹ 内藤昌『角屋の研究』中央公論社、1983年。

⁶⁰ 岩本活東編『続燕石十種』第3巻、中央公論社、1980年。

⁶¹ 石井良助『吉原』中公新書、1967年。

⁶² 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』長崎文献社、1996年。

⁶³ アラン・コルバン『娼婦』

⁶⁴ 古賀、前掲。

⁶⁵ ポンペ著、沼田次郎・荒瀬進共訳『日本滞在見聞記―日本における五年間』雄松堂 書店、1968年。

⁶⁶ 同上。

- 67 ひろたまさき編『日本近代思想体系 22 差別の諸相』岩波書店、1990年、167頁。
- 68 山本俊一『日本公娼史』中央法規出版、1983年。
- 69 大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』校倉書房、1992年。
- 70 高橋秀直「廃藩政府論」『日本史研究』 356 号、1992 年。
- 71 ひろたまさき編、前掲書、169 頁。
- 72 加藤政洋『花街』朝日新聞社、2005年、4-8頁。
- 73 大日方純夫、前掲書。
- 74 桧延眞介「「芸娼妓解放令」と陸奥宗光」『仏教大学総合研究所紀要』第9号、2002 年。
- 75 同上。
- 76 『杉浦譲全集』第三巻、杉浦譲全集刊行会、1978年。
- 77 津田真道「廃娼論」『明六雑誌』第41号、1875年。
- 78 森崎和江『からゆきさん』朝日文庫、1986 年、pp.58-65。
- 79 大江卓「売奴の弊風再熱せむとするを防ぐべし(三)」『廓清』第 1 巻第 6 号、1911 年 12 月、pp.16-21。
- 80 中村三郎『日本売春史』第3巻、日本風俗研究会、1954年、pp.365-367、p.373。
- 81 森崎、前掲書、p.63。
- 82 中村、前掲書、p.375-376。
- 83 大阪府内務部編集発行『大阪府会史』第1編、1933年。
- 84 中原英典「警察機密費の前身」(四)『警察研究』第 11 号、1979 年、p.52-55。
- 85 巌本善治「姦淫の空気、不純潔の空気」『女学雑誌』第150号。
- 86 『女学雑誌』第35号。
- 87 『女学雑誌』第 58 号。
- 88 家永三郎『植木枝盛研究』岩波書店、1975年。
- 89 同上。
- 90 同上。
- 91 藤目ゆき『性の歴史学』不二出版、1997年。
- 92 同上。
- 93 『全国貸座敷同盟会日本遊廓保安会連合会議事録』(『買売春問題資料集成(戦前編)』 7 巻、不二出版、1997 年、76 頁)。
- 94 斎藤光「〈性欲〉の文化的標準化」『京都精華大学紀要』第 16 巻、1994 年、pp.161-176。
- 95 赤川学『セクシュアリィの歴史社会学』勁草書房、1999 年、p.155。
- 96 同上、p.156。
- 97 斎藤、前掲。
- 98 赤川、前掲、p.158。

- 99 東恵仁「単筆直入」『正俗の鑑』第1回、1890年12月、4頁。
- 100 同上、8-9 頁。
- 101 「発狂の原因」『正俗の鑑』第五号、1891年6月、27頁。
- 102『正俗の鑑』第2回、1891年1月、21頁。
- 103 筑波森吉「娼妓存廃論に就て」『正俗の鑑』第4回、1891年4月、32頁。
- 104『正俗の鑑』第2回、20頁。
- 105 東恵仁「単筆直入」『正俗の鑑』第2回、6頁。
- 106 東恵仁「単筆直入」『正俗の鑑』第1回、5頁。
- 107 「正業とは何ぞや」『正俗の鑑』第1回、19頁。
- 108 東恵仁「単筆直入」『正俗の鑑』第3回、1891年2月、1頁。
- 109 斉藤一「存廃是か非か」『正俗の鑑』第4回、35頁。
- 110 東恵仁「単筆直入」『正俗の鑑』第1回、1頁。
- 111 同上、4頁。
- 112 同上、9頁。
- 113 東恵仁「単筆直入」『正俗の鑑』第2回、3頁。
- 114 同上、3-4 頁。
- 115 山本俊一『日本公娼史』中央法規出版、1983年、232-236。
- 116 赤川学「社会問題としての売買春―社会科学の言語論的転回をふまえて」『人文科学論集』第30号信州大学人文学部、65―84頁。
- 117 巌本善治「姦淫の空気、不純潔の空気」『女学雑誌』150 号、1885 年 2 月、2 頁。
- 118 東恵仁「単筆直入」『正俗の鑑』第1回、1頁。
- 119 同上、4頁。
- 120 「女子教育の方針」『正俗の鑑』第3回、30頁。
- 121 「女子心得の道」『正俗の鑑』第4回、4-10頁。
- 122 「女子心得の道 子を育る事 (つづき)」『正俗の鑑』第5号、2-7頁。
- 123 「女子心得の道 (つづき)」『正俗の鑑』第6号、1891年7月、4-6頁。
- 124 「女子心得の道 (続き)」『正俗の鑑』第7号、1891年8月、2-4頁。
- 125 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1991年、46頁。
- 126 東一如「男女同権なるや」『正俗の鑑』第4回、1頁。
- ¹²⁷ 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』黎明書房、1966 年、中嶌邦「女子教育の体制化 一良妻賢母主義教育の成立とその評価」(『講座 日本歴史 三』第一法規、1984 年)、 芳賀登『良妻賢母論』雄山閣、1990 年、など。
- ¹²⁸ 「高等女学校長会議での演説」『菊池全文相演述九十九集』大日本図書、1903 年、199-203 頁。
- 129 芳賀登、前掲書、1990年、19頁。

- 130 小山静子、前掲書、57頁。
- 131 本田典太郎編『娼妓存廃内外大家論集』建国新報社、1900年、322頁。
- 132 フィリップ・ポンス (神谷幹夫訳)『江戸から東京へ』1988 年、(筑摩書房、1992 年) 143 頁。
- 133 ペルリ提督(土屋喬雄・玉城肇訳)『日本遠征記(四)』1866年(岩波文庫、1955年)、30-31頁。
- 134 サミュエル・ウエルズ・ウィリアム (洞富雄訳) 『ペリー日本遠征随行記』 1910 年 (雄松堂出版、1970年) 303 頁。
- ¹³⁵ タウンゼント・ハリス (坂田清一訳)『日本滞在記 (中)』(岩波文庫、1954年)、 95 頁。
- 136 ハインリッヒ・シュリーマン (藤川徹訳)『日本中国旅行記』1867 年 (雄松堂書店、1982 年)、58-61 頁。
- 137 エーメ・アンベール (高橋邦太訳)『幕末日本絵図 下』1870年 (雄松堂書店、1970年)、111-112頁。
- 138 エドワード・シルヴェスタ・モース (石川欣一訳)『日本その日その日』 1、1917年 (平凡社東洋文庫、1970年)、87-89頁。
- 139 ジョルジュ・イレール・ブスケ (野田良之・久野桂一郎訳) 『ブスケ 日本見聞記 一』1877年 (みすず書房、1977年)、64、94—96頁。
- 140 レフ・イリイッチ・メーチニコフ (渡辺雅司訳)『回想の明治維新』1883-4年(岩波文庫、1987年)、7、81-83頁。
- 141 慶応 4 年 8 月「金川府日誌第三」(神奈川県県民部県史編集室『神奈川県史、資料編一〇、近世(七)』神奈川県、1978 年) 816 頁。
- 142 同上、820 頁。
- 143 『東京市史稿 市街篇五○』東京都、1961 年、474-476 頁。
- 144 『東京市史稿 市街篇五二』、575頁。
- 145 瀬川清子『若者と娘をめぐる民俗』未来社、1972年、283頁。
- 146 風早八十二編『全国民事慣例類集』日本評論社、1929 年(『日本婦人問題資料集成』第5巻、ドメス出版、1976 年)。
- 147 同上、81 頁。
- 148 中野栄三『遊女の生活』雄山閣、1981年、34頁。
- 149 有地亨『近代日本の家族観』明治篇、弘文堂、1977年、75頁。
- 150 林美一『江戸の枕絵師』三樹書房、1981年。
- 151 世界教育史研究会編『日本教育史 I』(世界教育史大系)講談社、1976年、172頁。
- 152 中野栄三『性風俗辞典』大文館書店、1980年、303-304頁。

¹⁵³ 川村邦光『セクシュアリティの近代』講談社、1996年。

¹⁵⁴ 同上。

^{155 『}万朝報』1900年5月11日付。

第2章 1910年代における禁欲主義的男性セクシュアリティ の形成過程

1. 家庭内における「性欲」の自己抑制

第1章において、近代日本において公娼制度を近代国家建設・維持に欠かせない装置として機能させたものの一つに「性欲自然主義」の考え方かたがあったことを明らかにした。しかし、1910年以前においては、まだ「性欲」という言葉自体は存在しておらず、「色欲」や「情欲」などといった言葉が使われ、それぞれ内容も使われ方もまちまちであった。では、1910年以降から頻繁に使用され、短期間で民衆に広く定着するようになる「性欲」という言葉の登場により、近代日本人のセクシュアリティにどのような変化が起きたのか。これが本節の課題である。

第1章においても若干触れたが、「性欲」という言葉が現在私たちが用いているような、男女両性間における肉体的な欲望という意味で使用されるようになるのは、1896年における森鷗外の『月草』序文おいてである¹⁵⁶。それ以前にもクラフト=エビングの『色情狂編』(1894年)や、呉秀三の『精神病学集要』(1894年)でも「性欲」という語句は見られるが、それらはいずれも欲望一般を意味する広い概念として使われている。1900年には、鈴本大拙が雑誌『日本人』誌上に「性欲論」を発表する。これは、日本における本格的な性欲論の嚆矢である。また1902~1903年にかけて『公衆医事』誌上に掲載された鷗外の「性欲雑説」では、性欲という概念が頻繁に用いられている。さらにその後、1904年以降になると『児童研究』において多くの論者が「性欲」という語句を使い始めるように、「性欲」の言葉の登場はまずは医学の領域で始まり、そのすぐ後に教育の領域に拡大を見せ始めることになる。すなわち、「性欲」が教育にとって重要なキーワードの一つとなるのは、1900年代以降であるといえよう。

こうして、医学、教育学の領域で「性欲」という用語が一般概念化されたことを皮切りに、その流れは文学の世界に及び、その後急速に大衆化していくことになる。たとえば小栗風葉の『青春』(1905~6年)、田山花袋の『布団』(1908年)、石川啄木の『ローマ字日記』(1909年)で使用されていることが確認できる。さらに「性欲」が作品の中枢を占める一般的な概念として多用された作品としては、二葉亭四迷の『平凡』(1907年)と森鴎外の『ヰタ・セクスアリス』(1909年)を挙げることができる。これらは「自然主義」文学ブームとそれに対する社会的批判の中で、多くの若い読者の関心を引き付けていった。

人間の本能を指す意味で用いられる「性欲」は、当初は一般的に用いられた言葉で

はなかった。それが 1907 年頃を境にして、性的な本能や欲望を表わす言葉として、急速に用いられるようになる。その一大契機となったのが、田山花袋の『蒲団』を始めとする「自然主義」文学の出現である。すなわち、これら「自然主義」文学の大流行と、それによる「自然主義」思想の拡大、それによってもたらされる新しい社会的風潮の登場が、大衆メディアを通じて一大社会問題としてクローズアップされることによって、「性欲」という言葉が大衆の中に浸透していったのである。

当時の社会な評価としては、自然主義とは、自由恋愛や性の解放を唱える文芸運動 であった。そして、その代表的な作品が『蒲団』である。そこで、本節では、田山花 袋の『蒲団』を通じて、そこに描かれていた「性欲」観を考察する。島村抱月が 1907 年の『早稲田文学』において、『蒲団』を評して「肉の人、赤裸々の人間の大胆なる懺 悔録」であり、「已みがたい人間の野性の声」とともに、「理性の反面を照らし合わせ て自意識的な現代性格の見本を、正視するに堪えぬまで赤裸にして公衆に示した。こ れがこの作の生命でまた価値である」と述べている。この指摘からも当時の社会が受 けたであろうインパクトの大きさを測り知ることができよう。もちろん、そこに描か れている内容が、当時の一般社会の様子をそのまま映し出しているわけではないが、 そこに描かれていた「性欲」の有り様が、それに対する印象や評価はともかくとして 当時の社会の人々の精神生活に少なからず影響を与えたに違いない。ただし、『蒲団』 に性欲という語句が頻繁に登場しているというわけではなく、小説全体を通じても 4 ヵ所しか使用されていない。しかし、それでもなお、この小説が「性欲」という概念 の確立にとって重要だと評価されているのは、この時代ならではの独特な使われ方に よるものである。したがって、「性欲」が描かれている4ヵ所について分析を行なって いくことにする。

まず、最初に出てくるのは主人公の作家が女弟子の芳子の不在中にその机の「抽斗」 や「文箱」を探り、男からの手紙を盗み読むという場面である。

【場面①】

恋人のするような甘ったるい言葉は到る処に満ちていた。けれど時雄はそれ以上にある秘密を捜し出そうと苦心した。接吻の痕、性欲の痕が何処かに顕れておりはせぬか。神聖なる恋以上に二人の間は進歩しておりはせぬか、けれど手紙にも解らぬのは恋のまことの消息であった¹⁵⁷。

次は、芳子が恋人と一緒に暮らしたいと言いだし、時雄はすでに 2 人は「一歩を進めているかも知れぬ」と思い、その胸の不安を静めるために利根川の堤を散歩しなが

らあれこれと考え込む場面である。

【場面②】

芳子のことよりは一層痛切に自己の家庭のさびしさということが胸を往来した。 三十五六歳の男女の最も味うべき生活の苦痛、事業に対する煩悩、性欲より起る 不満足等が凄じい力でその胸を圧迫した¹⁵⁸。

そして、3番目は、次の場面である。

【場面③】

時雄のその夜の煩悶は非常であった。欺かれたと思うと、業が煮えて為方がない。 否、芳子の霊と肉――その全部を一書生に奪われながら、とにかくその恋に就いて真面目に尽したかと思うと腹が立つ。それ位なら、――あの男に身を任せていた位なら、何もその処女の節操を尊ぶには当らなかった。自分も大胆に手を出して、性欲の満足を買えば好かった。こう思うと、今まで上天の境に置いた美しい芳子は、売女か何ぞのように思われて、その体は愚か、美しい態度も表情も卑しむ気になった¹⁵⁹。

最後は、芳子が使用していた蒲団と夜着を引っ張り出して、その匂いを嗅ぐという、 非常に有名な結びの場面である。

【場面④】

性欲と悲哀と絶望とが忽ち時雄の胸を襲った。時雄はその蒲団を敷き、夜着をかけ、冷めたい汚れた天鵞絨の襟に顔を埋めて泣いた¹⁶⁰。

注目すべきは、これら4つの場面における「性欲」の用いられ方は、いずれも、実際の性行為に結びついていないという点である。そこでは、性欲は、その「痕」を探しだすものであったり、その「満足」が抑制されているものとなっている。つまり、これらの「性欲」は、実際に女性との間で満たされるものではなく、自分自身の内面にのみ閉じ込め、思い悩むものなのである。

自然主義思想は当時において自由恋愛および性の解放として受けとめられたが、『蒲団』では島村が指摘するように「情欲の赤裸々なる描写」がなされているものの、主人公の時雄は芳子に対して「温情なる保護者」にとどまっている。芳子に向かって、

心情を吐露するわけでも、「性欲の満足」を遂げるわけでもなく、満たされない思いに もがき苦しんでいるだけなのである。

この小説は、川村邦光が指摘するように、性欲の自己抑制をテーマとしていたともいうことができる¹⁶¹。すなわち、性欲もしくはセクシュアリティの抑制・隠蔽が、当時の家族ないしは家庭のひとつの実態であったことを読みとることができるというのである。時雄の家庭は、妻と3人の子ども、それに女中によって構成される。妻は、芳子が訪れた頃、「旧式の丸髭、泥鴨のような歩き振、温順と貞節とより他何物をも有せぬ」様子であり、時雄は「家妻というものゝ無意味」を感じている。時雄は「妻と子――家庭の快楽だと人は言うが、それに何の意味がある。子供の為めに生存している妻は生存の意味があろうが、妻を子に奪われ、子を妻に奪われた夫は何うして寂寞たらざるを得るか」と独り言を述べる。堂々として厳格な父親、慎み深く貞淑な母親を、それぞれの仕事に専念しつつ演じている。セクシュアリティの隠蔽、性欲の自己抑制に、夫も妻も努めているのである。

新しいファッションを身にまとった「艶やかな姿」、これまでの女性にはみられない「情を巧に顔に表す女」、そして、「新思想」を身につけた「教育ある新しい女」、さらには「言うに言われぬ香水のかおり、肉のかおり、女のかおり」を漂わす、女学校卒の19歳の女性が、芳子であった。その対極に位置づけられた、「泥鴨」のように歩き「感情を顕わすのに極めて単純」な妻の姿が象徴的である。

この芳子がこれまで平穏であった家庭の中に介入してくることによって、夫も妻もそれぞれのセクシュアリティの秩序が乱され、そのありようを自覚し、乱された自らの性欲を自制し隠蔽することに努めるようになる。『蒲団』は、新しい女性を当時の日本の一般的な家庭に介入させることによって、この当時の家族の実態を浮き彫りにしたのである。

田山花袋の『蒲団』は、「性欲」が男性において大きな地位を占めることを、女学校によって生み出される新らしい女性の存在を前にして、島村抱月が評価するように「若き情欲の赤裸々なる描写」によって明らかにしたものである。さらにはまた、男性個々人の内面の問題として、性欲の自制と隠蔽を身体的・精神的な側面で訓練し、規律化を推し進める、あくまでも男性を柱とした新しい家族のありかたが作られようとしていたことをも表していえるといえよう。

2.「廓清会」の成立と男性によるセクシュアリティ改良の取り組み

(1) 廓清会の設立

本節では、1910年代における廃娼運動の機関紙『廓清』に登場する男性の「性欲」をめぐる主張に焦点をあてる。廃娼運動の研究は、芸娼妓に対する廃娼運動家たちのまなざしの評価をめぐって、その多くは女性史の枠内で議論されることが多かったが、本節では男性史として読み直すことによって、廃娼論を娼妓だけではなく娼妓を買う男をめぐる議論として捉え、彼らによる「新しい男らしさ」、すなわち、『蒲団』の時雄のように「性欲の自制と隠蔽を身体的・精神的な側面で訓練し、規律化を推し進める」ことができる男性セクシュアリティの形成に向けた動向を分析する。なお、この時期の廓清会の運動の特質は林葉子の研究に詳しい。本節の内容もおよそ林の研究に拠っている¹⁶²。

近代日本における廃娼運動は、第1章で説明したように 1872 年のマリア・ルース 号事件を契機として発せられた 2 つの法令に始まる。これらの法令によって、人身売買の禁止、奉公人の年季期限の制限および芸娼妓の解放と、これに関する金銭貸借訴訟の不受理が確認された。同年 10 月の太政官第 290 布告「芸娼妓解放令」および司法省第 22 号、すなわち「牛馬切りほどき令」である。前者の太政官布告に従って、公娼制度廃止に向けた動きが各府県で興り、自由民権運動の隆盛期の 1882 年には群馬県でも公娼廃止の決議がなされたが、依然として全国的な公娼廃止というレベルにまでは程遠い段階であった。

こうしたなか、1886 年に発足した日本キリスト教婦人矯風会(会頭矢島揖子)は、禁酒と貞操を運動目標に掲げ、1888 年には一夫一婦制と海外醜業婦取締の建白書を元老院に提出し、国会開設後も繰り返し請願運動を行った。1900 年には、矯風会の支援をうけて、アメリカ人宣教師モルフィの後援により、名古屋で娼妓契約の破棄を求める訴訟が提起され、名古屋地裁、次いで大審院でも勝訴判決を勝ち取った。また、山室軍平が率いる救世軍は、貧民救済を軸にキリスト教に基づく市民道徳運動を展開し、「醜業婦人救済号」というタイトルを掲げて機関紙『ときのこゑ』を発行するなど、廃娼を目標に娼妓の自由廃業に対して積極的な援助活動を行った。

さらに、日露戦争の勝利とこれに続く第一次世界大戦への参加は、日本の軍事力を 世界に知らしめることに成功したが、その一方では公娼制度の存在が国際的非難の対象となった。売春業の繁栄に比例して、廃娼運動は大きな広がりを見せ、1911年7月には、吉原大火をきっかけとして、廓清会が結成されて、機関紙『廓清』の刊行が開始された。当時『毎日新聞』社長であった島田三郎が会長となり、安部磯雄、山室軍 平、鈴木文治、矢島揖子、伊藤秀吉らがこれに加わった。

廃娼運動は 1886 年の発足以来、女性を中心とした矯風会の努力によって全国に拡大したという事実があった。しかし、運動の内容を見ると、女性であるという立場のもとで運動の実現を目指すには婦人参政権の獲得が不可欠であったため、活動の中心は婦人参政権の獲得や禁酒運動など、女性自身の権利獲得ないし擁護運動に移行していく。それと入れ替わるように、廃娼運動は男性を中心とした組織である廓清会が先頭を率いていくことになるのである。すなわち、廃娼運動は、その組織運営というレベルにおいては男性を中心としたものへと転換したといえる。

(2) 廓清会による新しい「男らしさ」の形成

公娼制度支持派の論理すなわち存娼論の根拠に、性欲は自然の欲求であり、特に男性の性欲はコントロールすることは難しいという「性欲自然主義」の考え方があったことは先述のとおりである。1910年代の廓清会は、この「性欲自然主義」観を公娼制度を残存させている根拠の1つとして着目した。たとえば、鳩山春子は男性の「放縦」は「自然」に基づく行為ではなく「男子が優者であつた処から来た習慣」にすぎないと反論する。さらに、「英雄とか豪傑とかいはれる人達は、自分の権威を以て他人の自由を奪ひ得る処から、自然欲望を圧抑する事が困難となつて、放縦に流れる」と「英雄」と呼ばれる過去の日本人男性を批判し、それを現代人の一般人男性が真似てしまうことが問題なのだと指摘する。そして、「今日迄の習慣、男子が使者であつた処から来た習慣は、情慾の抑制を困難ならしめて、漸ういふ者の発生存在の理由となりました」と、これまでの男性優位の社会が公娼制度の存続の根源にあるのだと主張している163。

また伊藤江南は都道府県別に、貸座敷、引手茶屋、待合茶屋、料理店、飲食店、娼妓、芸妓、酌婦の数を示し、それを「無配偶の青年男子」の数と対比させ、「無配偶の青年千人忙対する娼妓の割合」を示すことによって、「大部分の無配偶の青年は、数字の上から明白に公娼に接するを得ざるものである事を証拠立」て、「公娼制度なるものは、決して天欲である処の性欲を洩す為めに存在するものでない。一部の道楽者の為めに存在するに過ぎない」ことを示し、「性欲は天欲なりなどいふ謬論」を批判した164。

また、廓清会による「性欲自然主義」批判に医学的な根拠を与えたのは、医学博士の松浦有志太郎であった。松浦は皮膚黴毒を専門とする京都帝国大学教授で、臨床医学の立場から、性欲自然主義の根拠としての「生理学」を批判した。「人間の健康に関して与り知るものは、生理学者よりも寧ろ臨床医学に従事するものが親密である」¹⁶⁵と「臨床医学」の「生理学」に対する優位を主張したうえで、生理学者は性欲抑制の

有害性を主張するが、医学者である自分は性欲抑制に起困する病気を見たことがなく、 性欲抑制が有害であるという主張は「訳が分らぬ」と論じている¹⁶⁶。

また松浦は、性欲自然主義に典型的な性欲と食欲との類似性の強調について「抑も飲食と性欲とは根底に於て大に趣を異にし、大に資格を異にしてゐるではないか」と批判し、食欲が個人的であるのに対し、性欲は個人を超えたものであると指摘して、食欲と性欲の違いをを強調している¹⁶⁷。

こうした性欲自然主義に対する捉え方によれば、性欲は「意志」の力によってコントロールが可能で、性欲を抑制できない人々は、「意志」の弱い「弱者」であるということになる168。そのため、『廓清』では、男性にだけ買春の機会を公的に保証する公娼制度というシステムは、男性が身体を「意志」の力でコントロールできない「弱者」だとみなす「全男子に対する大侮辱」「女尊男卑」の制度だという主張が繰り返されるのである。たとえば、公娼婦制度とは「男子は慾情を制する能はざる弱者なるを以て特に情慾を満足せしむべき場所を供給し置くとの意味であつえて、全男子に対する大侮辱である169」とか、「公娼制度は道徳的に女尊男卑の事実を宣言するのであつて之は啻に女性を侮辱するのみならず、否それよりも男性自らを侮辱し蔑視するの甚だしきむのである170」などといった内容である。

これらの主張にも見られるように、この時期の廓清会の主張の特質は「意志」の強さを重視し、それができない「天性意志の弱い人」を強く批判するといった傾向が強いことが挙げられる¹⁷¹。しかし、そのように廃娼派の人々が性欲抑制の「意志」の必要性を強調したのは、それだけ性欲抑制は困難なことだと認識されていたためでもあった。廓清会はたしかに存娼論の性欲自然主義を批判したが、それは、性欲抑制が可能であると単純に信じていたからではない。むしろ、廃娼論がしばしば、机上の「空論」だと批判されることを恐れ「私共は決して女郎を廃し密淫売を廃してしまうと云ふ様な事が今日の世の中に於て出来やうとは思つては居ない」と性欲抑制の困難性を説き¹⁷²、性欲自然主義を全面的に排除するわけではないという曖昧な態度を見せることもあった。つまり、廃娼派の人々の多くが性欲抑制の可能性に疑問を持っていたからこそ、逆に、それが可能であることを力説し、それを可能にさせる「意志」の力が強調されなければならなかったのである。

そのために廓清会の男性たちは、性欲の抑制ができない「弱い」存在として男性を位置づけている公娼制度を批判し、そのような「弱者」としての男性のイメージをいっそう強化している男性自身を糾弾する。たとえば上杉慎吉は、性欲が抑制できない同性に対し、「娼婦を以て恵むべき堕落者と為し、男子を以て之れに誘惑さるゝ憐むべき者となす。然れども、全く事実に反せり。怨む可きは男子なり」と指摘し、「貞操を

買ふ男子をこそ、人道の怨敵と為すべけれ」と批判している173。

そして、あるべき男性像は、性欲を抑制できないこの「貞操を買ふ男子」によってではなく、「意志」の強さで「己に克つ」ことができる男たちによって代表されなければならないとして、上杉は「己に克つことを得る、健剛屈強の男子は、之れを吾人の理想と為すことを得ざるや」と強調するのである174。

また、早稲田大学教授の内ヶ崎作三郎は、「一体男子の特長は闘ふといふ武器を持つてゐるにある。今日は欧羅巴に二千万人の男子が盛に闘つて居る、けれども闘ひは斯様な流血の惨を指すのみでなく、頭と頭と闘ふ智恵の戦ひがあつて、昔から主として男子が之に当つた。女子は全然闘はぬとは言はれぬが、男子は女子に比して実に其闘ふ力が偉大なるを示して、今日に至つたのである。此廓清会の如きも道徳的戦争である、有形の戦争は決して望ましくないが男子と生れた以上は道徳的の戦に最も勇よう者たる可きであつて、此力の大なることが男の男たる最大の所以である」と述べ175、性欲を抑制する「道徳的の戦」に参戦することこそが「男の男たる最大の所以」だと主張している。

こうして存娼派に対抗する廃娼運動は「道徳的戦争」であり、廃娼派の男たちは、 この「戦争」を戦う兵士として表現される。したがって、『廓清』の目次には、次のよ うなスローガンが掲げられているのである。

起てよ、憂世愛国の士。起つて此人道の為に起せる軍隊の大運動に馳せ参ぜよ! 奮へよ、正義博愛の人。奮つて此人身売買の蛮風を廓清せんが為に勇戦せよ! 176

こうして、これまでは第1章で指摘したように、存娼派によって女性との身体上の 違いから説明されてきた「男らしさ」は、廓清会の男性によって道徳上の問題に置き 換えられ、「男らしさ」の教育が提唱されることになったのである。

(2)「文明的人類」としての男性

こうして「男らしさ」の基準が身体的特長から精神的特徴へと移行されたのであるが、性欲の抑制ができるということが肯定的に語られる際、それがしばしば「文明」論として論じられている点に着目すべきである。たとえば、次期廓清会会長の安部磯雄は次「私は自然主義は決して文明であるとは認めない。何事も自然の儘に生活して行くと云ふ事は人間の向上を無視した、非文明的生活である」、「文明生活は礼儀を要する。従つて窮屈も伴ふものである。健全なる思想強固なる意思に依つて自己の本能生活を統御して行く処に初めて文明があり、向上がある」と述べている177。

そして、このように「意思に依つて自己の本能生活を統御して行く」ことが「文明」の姿ならば、性欲を抑制せずに公娼制度を要求する男性よりも、貞節な女性の方が「文明的」だということになってしまう。こうした問題に対し、安部は「男子と同一の生理的要求を有する女子が、其性欲の満足のために一種の公許制度を要求せず、否そんな話を聞くさへも忌み嫌つて居るといふのに何故に独り男子のみは然うでないであらうか」と疑問を提示し、「凡ての点に於て勝れりといふ男子は明かに此点に於ては女子に劣つて居るのか。他は兎も角、道徳を実行するの力に於ては到底女子に及ばざるの現象を呈して居る。若し夫れ文野の別を以て日へは、女子は男子よりも一歩進める文明的人類で、男子は女子よりも劣等の動物だといふ結論となる」と危機感を示している。178。

このような性欲が抑制できることが「文明」的であり、抑制できないことは「野蛮」であるという「文明」と「野蛮」の二分法は、『廓清』の論説のなかで繰り返され、「公姑制度は野蛮時代の遺留品也」「179、「公娼を保護せんとする当局の政策は、取りも直さず幕政の復活であつて、文明に逆進するものと謂はねばならぬ」「180とも表現されている。こうした文明論は、日清・日露戦争を経験した時代の流れのなかで形成されたものであるが、とくに 1910 年代の廃娼論では日露戦争での戦勝が強く意識されている。

たとえば、三輪田元道は、「若し戦争の外に精神生活が高尚であつたならば、真に我々は世界の一等国である」、「真に国を愛する道は単に兵器を執つて戦場に出づるものばかりではない。無形な働きを一方に於てはやらなければならぬ。国民の品位を高めなければならぬ」と指摘し、日本における「精神生活」をめぐる問題の存在を指摘する。そして、「公娼制度と闘ふ戦士は即ち金鵄勲章以上の忠勇なる国民といふべく、此制度の存在する間は、内容充実内的生活の向上は到底希求すべからずである」首長し181、日露戦争での勝利を期に世界の中の一等国を目指すべきことが求められている。

こうして「文明」と性欲抑制とが結びつけて論じられ、「廃娼」が「文明」化に必須の要請として語られるのである。さらには男性の貞操は愛国の象徴として位置づけられる、さらには軍隊の強靭さにも発展することになる。すなわち、「二三年間の兵営生活に其の性欲を制せしめんとはせずして、却つて放蕩の道を供する如き制度が果して良策といひ得られるか。二三年間己れの性欲に克つ事能はざる弱い兵士が、一旦緩急ある際生命を犠牲にして国家の為めに尽し得るであらうか」と182、性欲の抑制が教育勅語にも掲げられている愛国精神とその実践において不可欠だということになる。さらには「性欲の濫発を矯め、内分泌たよつて感情を純潔にし、理性を聡明にし、意志を強固にし、筋肉も強健となり、容貌も引締まつて野蛮人や道楽者と著しい差異を外

見に巌現するやうになる」と183、肉体的な強靭さにも発展していく。

このように「文明」のイメージで、「男らしさ」が道徳上の戦いに勝ち抜く兵士の 資質として議論されたとき、「女らしさ」のイメージは「家庭」との結びつきでしばし ば論じられている。内ヶ崎作三郎は「国を建て社会を建てる者は皆男子で」あり、「創 造は男子の天職であり、使命である、次には男子には力がある腕力がある」と男性の 特徴を説明し、その一方で、「女は家庭を作るものである」「小供を育てるのも母親で ある、母の慈愛といふものは到底真似る事が能ない。実に女がなければ家庭は成立し ない、故に女の使命は家庭を温める事であつて、夫を慰め温める事が女ならでは持て ぬ特長である」¹⁸⁴と説明している。

廓清会は、男女の社会的役割の違いをこのようにはっきりと打ち出しており、女性を「家庭」内に閉じ込めようとするであるという。「極めて温かく極めて親切にして極めて美しき人の性質を成長させると云ふ方面」は「婦人の天職」であるため、家庭教育が女性の役割だとし¹⁸⁵、「良妻賢母」像を提示する。そして、そのような男女の違いに対する認識に基づいて、廃娼運動でも、男性は実際の運動を、女性は教育的方面を、それぞれ担うべきだと主張する¹⁸⁶。そして「廃娼」はすなわち「家庭の防御」であり¹⁸⁷、「家庭」の形成は文明化のための最重要課題であるということになる。

このように、1910年代の廓清会の廃嫡運動は、男たちによる「男らしさ」の再構築の動きの特質を分析してきたが、「文明」社会の「男らしさ」は、身体の形状における女との差異から説明されるのではなくて、「意志の強さ」の問題に置き換えられ、「意志」によって身体をコントロールできることこそが「強さ」であるという新しい基準が示されていたことが明らかになった。しかし、いかにすればこの「意志」を維持させることができるのか、その「意志」が弱い男性にはそれを強くさせることが可能か、こういった男性の「意志」ないしは性道徳、すなわちセクシュアリティを改良させるための積極的な議論はみられなかった。

3.「堕落女学生」の登場と社会の動揺

(1) 自然主義思想の社会文化化

廓清会を中心とした廃娼運動は、これまでの日本人男性を文明国の男性に作り変えるため、「意志の強さ」によって性欲をコントロールできる日本人の形成につとめた。しかし、『蒲団』では隠蔽していたはずの新しいセクシュアリティの登場が新しい社会現象を引き起こし、廓清会をはじめとする廃娼運動の取り組みに動揺をあたえること

になる。すなわちそれが、1900年代に大きな社会問題として認識されるようになった 学生風紀頽廃問題からはじまる、大衆文化の変容と新しいタイプの女性の登場である。 本節では、男性の「意志」を揺り動かしはじめた 1900年代の学生風紀頽廃問題とそこ に現れる女性イメージの特質を明らかにする。

自然主義思想が社会に浸透しつつあったことを現す事件がある。平塚明(らいてう)と森田草平(米松)の情死未遂事件、いわゆる「塩原事件」、もしくは「煤煙事件」がそれである。この事件を通じて、性欲という言葉は世間にしっかりと定着していったといえる。この頃、2人の事件と深く関連したと考えられる社会的な問題が頻繁に起こっていた。それが「煩悶」による自殺である。

1903 年に起こった、藤村操の華厳の滝への投身自殺が引き金となって、学生の自殺者が増加していた。日露戦争期の高揚した時期が過ぎると、民力は疲弊し、停滞した空気が漂っていく。青年たちは内向し、戦前のような哲学的な人生問題へと関心を向けていった。「私が遺憾に堪えないと云うのは即ちその憂国若しくは愛国の精神が少ない事である」と嘆いたのは徳富蘇峰であった。蘇峰にとって、なんとも「不思議な事」は青年たちが「人生の帰趨であるとか、宇宙に於ける人間の地位であるとか、極めて空漠かつ高遠なる事にのみ馳せている」 ¹⁸⁸ことであった。1908 年は「厭世自殺」「懐疑の自殺」また心中者がおびただしく、内田魯庵はコメントを求められ、「両三年の不完全な統計で、自殺者が多い、一方では思想界に厭世思想・懐疑思想があるから、原因をこれに帰せようというのは怪しいものだ」 ¹⁸⁹と答えている。

他方では、詳細は後述するが、それと並行して青年たちの男女間の風紀の乱れの風潮が日露戦争後の社会には蔓延していた。男女交際・恋愛でも「煩悶」が噴き出し、自殺や心中が青年問題となっていたとともに、学生や青年たちの「性欲」問題が指摘されていたのである。

平塚明と森田草平の情死未遂事件は、このような「煩悶」の流行と不健全な風潮のもとで起こった。明は東京女子高等師範学校付属高等女学校から日本女子大を卒業した、会計検査院課長の令嬢あった。草平は帝国大学卒の文学士で、夏目漱石門下の新進の小説家であった。当時のエリート間の情死未遂事件であり、当然ながらマスコミはセンセーショナルに取り上げた。

金子明雄によると、まず明の失踪が報じられ、文学好き女学生による結婚を嫌った 厭世自殺と推測されて、日光方面が捜索された。藤村操と青年の自殺名所としての華 厳の滝が連想されたのである。まもなく、明が草平とともに、栃木県の塩原で保護さ れると、マスコミの論調は一変する。醜交の果て、華厳の滝に投身するほどの覚悟な く「痴情の家出」「今様高襟の道行」などと、青年の不健全さをクローズアップするよ うになったのである¹⁹⁰。

この青年の不健全さとは、「性欲」問題にほかならなかった。したがって、この事件は自然主義と連動していくことになる。『東京朝日新聞』は、「自然主義の高潮」という見出しで、「自然主義、性欲満足主義の最高潮を代表する珍聞と謂いつ可し」と論じた。そこでは「文学士の情死(未遂)情夫は文学士にして小説家情婦は女子の大学卒業生大いにラブの神聖を発揮す」という長い見出しをかかげ、「自然主義性欲満足主義の弊もここに至りて極まれり」とスキャンダラスに報じられている。

金子は「この事件以降、青年男女の性的な行動と〈自然主義〉という記号の結びつきは一層緊密」になり、「〈自然主義〉は、まさに青年男女、とりわけ若い女性を性的な行動に駆り立て、時には死に至らしめる行動原理であり、性的行動それ自体の名称なのである¹⁹¹」と指摘している。マスメディアでは性欲ということばを用い、自然主義を「性欲満足主義」と命名したのである。

ここに、性欲ということばがマスメディアを通じて一挙にいわば市民権を獲得し、 逆に性欲によって人々の行動や考え方が拘束される時代を迎えたといえよう。

(2) 新聞記事に見られる学生風紀の様相

では、1900 年代になると、「性欲」をめぐる問題が単に一部の若者の間の問題にとどまらず、大きな社会問題として認識されるようになった、いわゆる「学生風紀頽廃問題」とはいったいどのようなものであったのであろうか。1906 年 8 月 10 日の『東京二六新聞』は、男女学生の「腐敗は漸く世間の認むる所となりて彼の文部大臣の訓令一たび出づるや忽ちにして新聞雑誌の評論及び教育者の雷同となりたるにあらずや」と論じて、同年六月九日における文部大臣牧野伸顕の風紀改良の訓令をきっかけに、学生風紀頽廃問題への憂慮の声が「都鄙の間に喧びすしく」なったことを指摘している192。すなわち、まず文部省が学生や生徒の風紀問題を正式な社会問題として公認し、その後ジャーナリズムがその社会問題の諸相を世間に知らしめたという図式であった。同年 6 月 16 日付『萬朝報』も、「堕落学生、不良学生など云ふ文字は一日として新聞紙上に現はれざることなく」云々と、風紀頽廃問題が新聞紙上を大いに騒がすようになっていた当時の状況をこのように説明している193。

「堕落学生」や「不良学生」が当時のジャーナリズムにおける学生風紀頽廃問題の中心であり、彼らが頻繁に新聞紙面に登場することによって、読者はジャーナリズムが作り出す彼らの負のイメージを強烈にその脳裏に焼き付けていく。「堕落学生」や「不良学生」による非行の形態は実にさまざまであるが、窃盗・恐喝・詐欺・暴行などの犯罪行為だけではなく、そこには私通や売買春などといった男女間の不適切な性的行

為や、さらには通常の男女交際までもが含められていた。一般の事件として新聞に取り上げられる頻度が高いのは前者のような犯罪行為であるが、深刻な社会問題として社説の題材にとり扱われたり、特集に組まれて議論されたりするのは性的な問題の方が明らかに多かった。さらに、こうした記事には人々の関心が集まりやすく、したがって内容が誇張され劇的に描かれ、時には事件が捏造されるなどして、きわめてゴシップ的な性格が強くなっていた。たとえば、1906年6月29日付『萬朝報』には「コスメで頭をテラテラさせ、男の身の薄化粧までして女学生の跡を追かけ」まわる堕落男学生の姿が描かれていた194。こうした男学生の容姿に対する批判はいたるところで何度も報じられており、女性に現をぬかしてばかりいる軟派男学生はきわめて非男性的であるとして非難された。同年7月3日付『萬朝報』では以下のように女学生が男学生と私通し、学費や生活費などをすべて貢いだ結果退学せざるをえなくなり、最終的には売春婦に身を落として梅毒に感染してしまった事例が紹介されている。

本郷なる某裁縫女学校生徒たりし△△△△ (二十)は [中略…引用者] 馬の脚の森とか森田とか云へる男と浅からぬ関係を結び、学費は勿論両親が丹精して送り越したる衣類までも入れ揚げたる結果学校は退学する、男には逃げられると云ふ始末に [中略…引用者] 売春婦の仲間に入りて一時は少なからぬ収入もありたるが因果は覿面、梅毒性の病には悩まされ「後略…引用者] 195

このような、男学生との恋愛が最終的には売春婦に実を落とさざるをえなくなるといった悲話が、もっとも劇的に堕落女学生の典型的な姿として語られることが多かった。公園における男女の密会や下宿屋での男学生との密通などの事例も繰り返し取り上げられるテーマであった。

また、1906年7月9日に第一高等学校で行われた試験における尿検査の結果、花柳病(性病)に感染している中学校卒業生が半数以上もいたことが『萬朝報』 196や『東京朝日新聞』 197などで喧しく取り上げられたが、それは事実ではなくこれら新聞社の誇張であったという事件がおきている 198。男女学生間の不適切な性行為とそれを原因とする性病への感染という問題が、いかに記事として人々の注目を集めやすい題材であったのかということがわかる。すなわち、当時の学生風紀頽廃問題においては、男女学生間の性的堕落問題という側面がかなりの部分を占めていたのである。

当時の著名な哲学者の一人であった井上哲次郎は、「今日の学生が、昔の学生より大変に悪るくなつたと云ふやうなことは、容易に断言し得らるる事ではない」と述べ、風紀退廃問題が社会問題化した原因の一つに「報道の機関が、昔より備つて来た為め

であること」を指摘した¹⁹⁹。この指摘は、青少年の不良化や堕落化の実態が明確にされないまま新聞や雑誌がこの問題をセンセーショナルに騒ぎ立てることによって、「不良学生」や「堕落学生」という言葉が現実から離れてひとり歩きしてしまっていた当時の状況をよく表している。

不良化ないし堕落化の原因も全く一定していない。青少年の「堕落」の原因に関しては識者によってその見解は大きな隔たりがあった。そのなかでも 1899 年に東京巣鴨に家庭学校を開設するなど熱心に感化事業に取り組み、非行青少年の実態をじかに見てきた留岡幸助は、次のように指摘したのである。①下宿屋の不健全さ②高利貸業者からの借金③賭博④寄席⑤不潔な文学、などといったことが風紀退廃の原因であるという²⁰⁰。学生の不良化ないし堕落化の根本原因を一つに特定することは不可能であり、結局このような個々のものにその原因を求めざるを得ないというのが現実であったと考えられる。すなわち、安易に特定の主義や思想にその原因は求められないということである。

このように、エリートである学生や生徒が風紀頽廃問題の中心的存在として扱われていたが、実際のところ学生や生徒の堕落はごく一部でしかなく、ほとんどがそれ以外の人々が引き起こす問題であった。『東京二六新聞』は「今の世間が見て以て男女学生となせるもの必ずしも実際の学生にあらずして普通青年男女の堕落せるもの其多きに居れるなり」²⁰¹と指摘している。「不良学生」や「堕落学生」の姿を新聞や雑誌が競って報じることで、それらのイメージを定着させ、さらに彼らを一般青年男女の堕落の象徴として祭り上げていったのである。それは当時の学生・生徒が文化の最先端を行っていただけではなく、人々の彼らの将来に対する期待も大きく、それだけに世間の目も厳しいものがあったためである。

(2) 男子学生を誘惑する「堕落女学生」像

本章の第1節で示したように、1907年、中年作家の女弟子への複雑な感情を描いた 『蒲団』が田山花袋によって発表された。女弟子に去られた男が、彼女の使用してい た蒲団に顔をうずめて匂いを嗅ぎ、涙するという描写は、読者、さらに文壇に衝撃を 与えた。「赤裸々の人間の懺悔録」と島村抱月には評され、文学雑誌が特集を組み、日 本の自然主義文学の方向が決定された。以下は、この小説に登場する「堕落女学生」 の姿である。

先生

私は堕落女学生です。私は先生の御厚意を利用して、先生を欺きました。其の

罪はいくらお詫びしても許されませぬほど大きいと思ひます。先生、何うか弱いものと思つてお憐れみ下さい。先生に教へて頂いた新しい明治の女子としての務め、それを私は行つて居りませんでした。矢張、私は旧派の女、新しい思想を行ふ勇気を持って居りませんでした²⁰²。

「堕落女学生」とは、恋愛や性関係によって身を持ち崩していく女学生のことである。広島県の素封家の娘として生まれ、神戸女学院で寄宿舎生活をしていた女学生、横山芳子は、文学の修業をめざして上京し、作家の竹中時雄の家に下宿していたが、神戸教会で知り合った同志社の学生田中秀夫との京都旅行を隠していたことを竹中に咎められる。芳子は、自分が田中との恋愛を隠していたことについて、自分が自由恋愛を堂々と主張する「新しい女」にもなれず、恋愛によって身を持ち崩しそうになった「堕落女学生」であることを恥じ、これからの「清浄な恋」を誓ったこの手紙を、師である竹中に書くのである。しかし竹中は、「嫉妬と疑惑」を抑えきれず、その顛末を芳子の父親に連絡し、結局、彼女は父親に伴われて帰郷することになる。

上京して東京の女学校に通う女学生が、恋愛や性関係によって「堕落」していくというのは、菊池幽芳の『己が罪』(1899~1900年『大阪毎日新聞』) や小杉天外の『魔風恋風』 (1903年『読売新聞』) など、当時話題の小説においても共通のモチーフになっている。家庭小説の代表作といわれる『己が罪』のヒロイン箕輪環は、大阪・天下茶屋の棄農の娘だが、上京して女学校に通っている四年生のときに、医大生に誘惑され裏切られるというところからストーリーが展開していく。女学生と帝大生の恋愛と挫折を描いて話題を呼んだ 『魔風恋風』は、掲載された『読売新聞』が増刷されるほどの人気を得た小説であった。

海老茶の袴に白いリボンを磨かせながら、主人公の萩原初野が自転車で登校してくる冒頭の場面は、楓爽とした女学生風俗が印象的である。しかし、両親が亡くなってから上京し、帝国女子学院に通っている初野が、親友の許婚だった帝大生夏木東吾と恋愛関係になることによって状況は変化する。東吾と初野の恋愛は、それまでの日本における男女関係では無かった新しい恋愛の姿であったが、二人が置かれた困難な現実の中では結局挫折するしかなく、初野は夢破れて病に倒れるという結末になるの。序言で、「世の所謂婦人問題、女学生問題に意を用ゐる人にも多少の利益を与ふるものと信ずる」と述べられているように、天外が描こうとしたのは新しい思想としての「恋愛」ではなく、それが現実の中では「堕落」の姿へと変化していく負の過程が示されたに過ぎなかった。

これらの小説では、女学生が「堕落」していく基本的なモチーフは、「上京」「恋愛」

「性関係」「不幸な末路」といった要素によって構成されている。「上京」とは家から離れて自由になった女学生が、都会のさまざまな誘惑や危険に出会うことであり、その中で出会う「恋愛」という新思想も、現実の中では「性関係」へと展開し、その後には「不幸な末路」が待っている。このような共通のモチーフに、『蒲団』ではさらに「クリスチャン」という要素も加わっている。ミッション女学生とクリスチャンの学生の恋愛という構図には、自由恋愛を説くキリスト教が男女「堕落」の温床になっているという当時のキリスト教批判の構図が映し出されている。

このような「堕落女学生」をめぐる主張で必ず強調されているのは、都会の誘惑と その危険性である。石川天崖は、『東京学』で次のように述べている。

最も厳格なる監督を要すべきものは女子である。所が前申す通り無知なる父兄が 我が子を栄耀栄華に過ごさせやうとして、東京へよこす位ゐのものは、多くは 適当なる教育ある 親戚も無し、立派なる監督者も無い着である、又家庭の教育 拝も不完全であつて女子に適 当なる道徳思想の鼓吹も不十分であるから、東京 に来ると間もなく男学生に弄ばれて、さうして堕落の淵に陥るのである。此の堕 落した所の女学生は、甲の学校を退校させられゝば乙の学校に転ずる、乙から丙 と云ふやうに各所の学校を廻り廻って歩くのである。[中略…引用者] 先づ女子の 学生で厳格な学校に長く居ることの出来ないものは多くはもう堕落したものであ る²⁰³。

監督する者もなく東京にいる女学生は、すでに堕落したも同然だ、とまでいうのである。東京は都会の解放された欲望を象徴する場所であり、そこにはさまざまな誘惑や危険が存在する。『魔風恋風』には、初野の留守中に下宿の部屋に入ってきた殿井という男が、押入れを勝手に開けて覗く場面がある。殿井は、その中に桑材の西洋鏡台やその奥に質屋の通帳があるのを発見し、「おい、お主婦、お主婦、大変な物が出たぞ」と下宿の主婦に言い、「案外だらう? だから、人は見掛に依らぬ物さ。此様な事を為るんぢや、最う、品行も大概推測が附くさ」と笑うのである。それは下宿に訪ねてきた妹に何か買ってやる金をつくるために着物を質に入れたものだったが、殿井はそこに「堕落女学生」の証拠を見ようとしているのである。

上京する女学生にとって、東京の華やかな文化は強い刺激であったに違いない。石川天崖は先の記述に続けて、「殊に女子は虚栄心の強いものであるから、容姿を麗はしくし其の衣服を実にするが為めに、色々の名義の下に親に送金をせまる、[中略…引用者] 虚栄心が益ゝ高まつて来て己れの身のみなりかみかたち風体髪容を飾ることにの

み骨を折ると云ふことになり、それから諸処物見高い所に出入りするやうになつて小進も多分にかゝる。[中略…引用者] 其の果ては如何になるか常に男子に弄はれ、遂には名も知れぬ老の胤を宿すなど、其の身を自滅させねばならぬやうな境遇²⁰⁴」に陥る者も少なくないと、都会の誘惑の中で女学生が堕落していく経路について述べている。このように、石川も強調しているように、女学生が「堕落」していく原因としてしばしば指摘されるのが「虚栄心」であるが、これが当時の多くの男性から(当然女性からも)奇異の目で見られていた。『魔風恋風』の初野と同じ海老茶袴に靴、リボンを結んだ束髪といういわゆる女学生の風貌は、この時期に東京の女学生の間で流行し始

めていた。その様子はたとえば雑誌『女学世界』では以下のように記されている。

三十二年頃からは女生徒の島田は皆無となり、同時に色物の襟は廃れて自襟となり、貴婦人巻や揚巻は衰へて前髪を出した束髪が音楽学校から流行だしました。 [中略…引用者]海老茶袴が猛烈な勢でお太鼓の女学生界に突貫を試みたのは丁度此の頃です。此れ迄は袴は華族女学校の海老茶、跡見の紫に限られて他に見る事が出来ませんでした。[中略…引用者] それから間もなく私立高等女学校が方々に出来、続いて府立が二つになつて神田橋を第一と云ひ竹早町を第二と呼ぶ様になった頃は到る処に海老茶袴の影を見る様になりました²⁰⁵

以上のように、東京に女学校が急増するのにともなって、女学生のスタイルが新しいファッションとして広がっていったのである。それまでの女学生といえば、お太鼓に日本髷という和風のスタイルが多く、「娘風」の優美さをもった「優しくおとなしき女学生²⁰⁶」であったということから見れば、この変化は当時の男性たちに強烈な印象をもたらすことになったはずである。

それとともに、「女に虚栄は通有性ではあるが、殊に現今の女学生は虚栄心が強い、 事実か甚暦かは知らぬが虎の門女学館、お茶の水高等女学校、東京音楽学校の如きは 生徒間に衣服の美を争って殆ど競争の状態だと聞いた、それに亞いでは府立第一高等 女学校が美装の競争が劇しいと云ふ噂である。これが若し事実だとすると女子教育上 甚だ悲しむべき 弊害だと思ふ²⁰⁷」といった批判が数多く出現するようになる。外見 を飾る「虚栄心」や「軽眺浮薄」の風潮が、女学生「堕落」の原因として問題視され るのである。

「海老茶式部」という呼び方も、「堕落女学生」を連想させることばとして使われるようになる。風刺漫画の中でも「女学生」が措かれることが多かったが、それらの中では「海老茶式部」や「女学生」は、「はねかえり」や「堕落女学生」として扱われて

いることが少なくない。たとえば、宮武外骨の『滑稽新聞』に扱われた風刺画には、一見、しとやかそうに新年の挨拶をしているように見える女学生が、実は海老のごとく今にもはねかえろうとしている「海老茶式部」や、自由奔放な生き方をする「女学生」の末路が卒業する頃には子どもを背負って帰郷する「堕落女学生」などとしてしばしば描かれている²⁰⁸。

しかし、女学生の「虚栄心」は、服装や持ち物に限ったことではない。文学や新思想に「かぶれ」て自由恋愛論や婦人解放論を唱える女学生も、その多くは「堕落」するのだという批判も少なくない。先のむらさき女史も、「現代の所謂新しい女も、自然派や象徴派の文学者も、芸術界の人々も、言語に、文章に、芸術に、若い女の心を沸きたゝせる如にして唆ってゐる。故に女学生の堕落はやがて風俗壊乱を意味したものである」²⁰⁹と、その危険を説いている。恋愛小説、中でも『蒲団』などの自然主義文学は、男女学生の風紀問題の原因として槍玉に挙げられていたが、それらは加藤弘之のように「表面上多少上品でほあらうが其害は却て下品なものよりも大なるもの」²¹⁰といった批判を受けることが多かったのである。外見を飾る「虚栄心」だけでなく、女学生の「誇心(プラウード)」の高さも「堕落」の原因とされたのである。

また、都会における学生の急増によって現れた「下宿」が、このような女学生を「堕落」させる温床として問題視された。女学生の「堕落」を論じたものには、必ずといっていいほど「下宿」が学校と家庭との監督が行き届かない危険な場所であり、知人の家に住まわせるか寄宿舎に入れるのでなければ子女を東京の女学校に入れるべきではないという助言がなされている。跡見花蹊は、「下宿屋杯から通って来る者ハ、今まで一人も入れた事ハありません、通学生ハ必ず親の家か、保証人の処からでなくてハ、一切許さぬ事にして居ります²¹¹」と、自分の学校の教育の厳格さを強調しているが、そこでは「下宿」と「堕落」は同義のようにとらえられているのである。

文部大臣の菊池大麓も、「親戚若くは相当の保護者なき以上は断じて妙齢の女子を東京に出す可からず、余の知れる限りに於て保護者なき女学生は悉く身を誤りたり、故に相当の保護者あらば兎も角、然らざる以上は地方の学校にて教育するの方針を採り決して手離して東京に出すべからず」²¹²と演説し、預けるところもなく東京の女学校に子女を出すことに対して批判的な態度を示している。

こうした「下宿」への批判は、さらに私立学校の問題と結びつけて論じられることが多かった。東京府女子師範学校長であった林吾一は、「私立の学校杯でハ、生徒の御機嫌ばかり取って居る処が多い結果、寄宿舎の如きも、厳格な取締をする処が少なく、 又一人でも入学者の多きを望むで居るのであるから、下宿屋から通ふ者でも構はないと云ふ風である為め、自然堕落者も出来る様な事になつて居るのであります」と述べ、 さらに「地方の者も東京に来なくてハ、立派な学校もないと云ふ処から、出て来るのも結構ですが、出京前に充分学校の良否を取調べて、彼所なれバ入学しても宜いと云ふ見込を付けて釆ませんから、東京にさへ行けバ、片ツ端から立派な学校許の様に心得て、折角出て来ても禄な事ハ覚えずに、生意気にばかりなつて堕落して了ひます」と、子女を東京の私立女学校に入れる場合には、よく調べて学校を選択する必要性があることを説いている²¹³。

1905年の『読売新聞』には、「父兄へ御注意(女学生の取締)」という見出しで、最近、警視庁の調べで明らかになった女学生の不品行や堕落の原田が、下宿生活と学校の管理にあると指摘し、父兄に注意を呼びかける記事が掲載されている。そこでは、学校其ものゝ取締が不完全なるにありて只月謝さへ得れバ学生の不品行などハ恬として顧みざるに因るハ勿論なれど、又彼等を堕落せしむるハ下宿生活が共品行を誘導する傾きあり」と指摘し、「殊に高台の某校下町の某校の如きハ尤とも其悪風に感染し彼の忌ほしき醜業にも劣る所業」であると、特定の学校が問題であることを示唆している²¹⁴。そして、このような学校に大事な娘を入れてしまわないように、「父兄たるもの宜しく注意あつて愛しき令嬢方を奈落の底に突落さざるこそ肝要なれ」と注意している。

『実地精査 女子遊学便覧』の第三編「東京遊学の危険」では、東京の危険や女学生の「堕落」について書かれているが、その一章は「学校の選択」にあてられ、東京には子女を安心して預けられる私立学校がいかに少ないかが、誇張して述べられている。そこでは、「東京何々学校」とか「帝国何々学院」といった大層らしい名前の学校が、月謝さえ払えば教場に出ようと出まいと頓着しないような「詐欺学校」であったり、多額の寄付金や寄宿料をとって私腹を肥やし、風紀壊乱の温床のようになっている女学校も少なくないといった内容が具体的な例とともに詳しく述べられている。東京の私立女学校の多くは、「高等女学校」という名前を冠していても、その内容は「営利を目的とする処の似非女学校」や高額の寄宿料をとったり風紀が乱れた「悪女学校」であり、教師も「地方食ひ詰めの堕落教員」が集まっているのだというのである。地方から東京の女学校に入る場合には、よほどの注意を払わなければ、このような「似非女学校」や「悪女学校」の中で「堕落」してしまうのだと、その危険性が強調されている2²¹⁵。

1899年の高等女学校令発布以降、全国で高等女学校への進学希望者は増える一方であったが、それに対応して東京では私立女学校が数多く設立されていった。地方では十分に満たしきれない進学熱を吸収していたこれらの東京の女学校が、とくに批判のターゲットになったのである。「[明治…引用者] 三十四年の春からは立つは立つは雨

後の筍の如く私立女学校は立ちました。従て地方の女学生が数知れず都に入り込むで茲に女学生といふ一種軽蔑の意味を含んだ詞が生れて来ました」²¹⁶というように、「海老茶式部」や「堕落女学生」の問題は、とくにこの時期に得に増加した私立女学校をめぐる問題と結びつけられていった。

この問題は実は高等女学校令以降、女学校の教育が公立の高等女学校を中心にカリキュラムや校風が国家統制されていく過程と対応していることが重要である。都会の女学校の教育が実用的なものよりも教養的なものに偏りがちであるといった批判の中で、教育者の間では家政を中心とした女学校教育が主張されるようになっていた。そうした状況下で、「良妻賢母たらんとするものは、強て学費を費し出京するに及ばざるは勿論、寧ろ其地方に在りて学校に入るを可とす²¹⁷」というように、地方の子女は地元で教育を受けることが奨励され、1911年には、実科高等女学校がつくられていくことになるのである。すなわち「堕落女学生」とは、良妻賢母主義の教育に、あるべき女性像と女子教育の方針が取り込まれていく過程で、そこから排除される女性として作りだされたイメージであった。

(3) 堕落学生の取り締まりと期待される男性像

1906年3月に西園寺公望内閣の文部大臣に就任した牧野伸顕は、直後の同年6月9日、文部省訓令第一号を発して、学生に対する風紀矯正の方針を示した²¹⁸。

「文部省訓令第一号」

然ルニ近来青年子女ノ間ニ往々意気銷沈シ風紀頽廃セル傾向アルヲ見ルハ本大臣ノ憂慮ニ堪へサル所ナリ現ニ修学中ノ者ニシテ或ハ小成ニ安シ奢侈ニ流レ或ハ空想ニ煩悶シテ処世ノ本務ヲ閑却スルモノアリ甚シキハ放縦浮靡ニシテ操行ヲ紊リ恬トシテ恥チサル者ナキニアラス斯ノ如キハ家庭ノ監督其ノ方ヲ誤リ学校ノ規律漸ク弛緩セルノ致ス所ニシテ今ニ於テ厳ニ戒慎ヲ加フルニアラスンハ禍害ノ及ブ所実ニ測リ知ルヘカラス

社会一般ノ風潮漸ク軽薄ニ流レムトスルノ兆アルニ際シ青年子女ニ対スル誘惑ハ日ニ益々多キヲ加ヘムトス就中近時発刊ノ文書図画ヲ見ルニ或ハ危激ノ言論ヲ掲ケ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ或ハ陋劣ノ情態ヲ描キ教育上有害ニシテ断シテ取ルヘカラサルモノ尠シトセス故ニ学生生徒ノ閲読スル図書ハ其ノ内容ヲ精査シ有益ト認ルモノハ勧奨スルト共ニ苟モ不良ノ結果ヲ生スヘキ虞アルモノハ学校ノ内外ヲ問ハス厳ニ之ヲ禁遏スルノ方法ヲ取ラサルヘカラス

又頃者極端ナル社会主義ヲ鼓吹スルモノ往々各所ニ出没シ種々ノ手段ニ依リ教

員生徒等ヲ誑惑セムトスル者アリト聞ク若シ夫レ斯ノ如クシテ建国ノ大本ヲ藐視シ社会ノ秩序ヲ紊乱スルカ如キ危険ノ思想教育界ニ伝播シ我教育ノ根柢ヲ動カスニ至ルコトアラハ国家将来ノ為メ最モ寒心スヘキナリ事ニ教育ニ当ル者宜シク留意戒心シテ矯激ノ僻見ヲ斥ケ流毒ヲ未然ニ防クノ用意ナカルヘカラス

この訓令に対する世論は様々であったが、風紀問題への憂慮という点ではほぼ 共通していた。したがって、各地の諸学校はこの訓令に対応して、図書や雑誌の 取り締まりをはじめとして様々な施策を行っていったのである。

牧野は、学生の風紀が頽廃した原因として、近年発売されている多くの図書や雑誌が「或ハ危激ノ言論ヲ掲ケ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ或ハ陋劣ノ情態ヲ描」いた教育上有害なものが多い点を指摘する。したがって、学生や生徒の読む図書や雑誌は「其ノ内容ヲ精査シ有益ト認ルモノハ勧奨スルト共ニ苟モ不良ノ結果ヲ生スヘキ虞アルモノハ学校ノ内外ヲ問ハス厳ニ之ヲ禁遏スルノ方法ヲ取ラサルヘカラス」というのである。

ここでいう教育上有害な図書や雑誌とは、自然主義文学に関するものを指している。 当時自然主義派を自称して文壇に活躍した人々というのは個人主義的快楽主義、その 中でもとくに官能主義を振りかざした人々であると一般的に考えられていた²¹⁹。1906 年6月11日の『萬朝報』は、牧野が指摘した有害図書を、具体的に「単に卑猥のこと を記して淫風を煽するもの、不健全なる思想を以て厭世僧俗の念を長ずるもの、驕奢 安逸遊情の悪風を媒するもの」と説明しているが220、これはまさに自然主義文学のこ とに他ならない。たとえば、学生にかなり読まれたとされるのは、小杉天外の「魔風 恋風」や徳富蘆花の『不如帰』などの自然主義文学や恋愛小説であり221、とくに前述 の『魔風恋風』は1903年に読売新聞で連載されるやいなや大いに注目を集め、あまり の人気に新聞が再販されるという現象がおきたほどであった。これらの小説では男女 のありのままの姿が生々しくリアルに描かれているのが特徴である。しかし、たとえ ば 1903 年 3 月 11 日付けの読売新聞では「新魔風恋風」という題で「堕落」女学生の 記事が掲載されているように、小杉の「魔風恋風」の主人公は堕落女学生の代名詞の ように扱われ、こうした文学は若者に悪影響を与え堕落の道に導く危険なものとみな された。したがって、政府はこうした自然主義文学にきわめて強い警戒感を示し、し ばしば学生の読む図書の調査を行ったのである222。ところで、自然主義思想だけでは なく。文部大臣の訓令としては始めて社会主義思想への憂慮も示されたものの、「極端 ナル」と制限を設けていることからもわかるように、社会主義それ自体を否定してい るわけではく、この段階での危険思想とは一部の過激な社会主義にとどまっていた223。 この訓令発布をきっかけにして、多くの学校で精力的に実施されたのは、学生が読

む図書や雑誌・新聞の取り締まりと寄宿舎制度の改善であった。1906 年 7 月の『教育時論』でも同様の内容を報じており、全国各地の学校で行われた風紀取締り事業の例として「教員をして各区域を定めて生徒の校外監督をなさしむる事」、「地方各売捌店に就きて新聞、雑誌、雑書の検閲を行ふ事」、「父兄会又は宿舎主会を設け協力して、風紀の保正に努むる事」の3つの事例を紹介している²²⁴。

学生専用の寄宿舎の整備だけではなく、一般の下宿屋に対しても政府は積極的に取り締まりに乗り出してしていった。それはこの下宿屋こそが「堕落」の巣窟とみなされていたためであり、下宿屋を現場にした私通ないし売買春が、何度も新聞雑誌でとり上げられていたことは、先述したとおりである。読売新聞では下宿屋を「罪悪の養成所」などと呼んでその改良を強く求めたりもしている²²⁵。1899年に東京巣鴨に家庭学校を開設するなど熱心に感化事業に取り組み、非行青少年の実態をじかに見てきた留岡幸助も自著『社会と人道』の中で学生風紀問題の第一の原因が下宿屋にあると断じている²²⁶。

下宿屋を現場にした男女学生間の醜聞問題への対策に関しては。文部省と警視庁との間で何度も話し合いが持たれ、その結果、下宿屋で男子学生と女子学生が会したり、一つの部屋に同宿したりすることを禁止することになった。さらには下宿屋にとどまらず路上、公園、電車内、劇場、寄席、料理屋、飲食店などには頻繁に見回りをして男女学生がお互いに接触しないようにするため、学校と警察とが協力して厳正な取り締まりを行うことになったのである²²⁷。

なお、文部省の全国の諸学校調査によれば、以上のような取り締まり対策以外にも、学生風紀頽廃問題に対するさまざまな取り組みがなされるようになっていた。その具体例は1907年10月の『教育時論』で紹介されている²²⁸。例を数点挙げると、「大に武術を練磨せしめ、又は毎月一回位全校職員引率の上全校生徒に遠足をなさしめて、体育に資すると同時に、子弟の親睦を図り併せて剛健不屈の精神を修養せしむ」こと、「女子の為には、茶、生花、楽器、詠歌等によりて趣味の上進を計る」こと、「時々学校より懸賞問題を与へ、若しくは一般の懸賞に応ぜしめ、学術応用の趣味を助長し、又余暇を善用するの良習慣を養はしむ」ことなどである。このように、何らかの課題を与え、運動を奨励し、さらには良趣味を持たせることで、なるべく世間の誘惑から学生を遠ざけ、性欲を刺激することのないようにするための風紀奨励策が多い。

さらに文部省は個別の問題に対しても具体的に取り締まりを強化していく。1907年7月2日には、各地方長官へは文部次官から、各高等師範学校へは普通学務局から「学校教員及生徒ノ舞踏又ハ活人画等青年ヲ誤リ易キ挙動ニ関スル取締方」に関する通牒が出されている²²⁹。それは「教員又ハ生徒ニシテ男女打混シ舞踏又ハ活人画等青年ヲ

誤リ易キ挙動ヲ為スカ如キハ教育上弊害ヲ生スル虞尠カラスト」いう理由に基づいている。

1908年に西園寺内閣が瓦解し、第二次桂内閣が組閣されると、文部大臣に小松原英太郎が就任した。小松原も基本的には牧野前文相の風紀矯正に対する問題意識を継承し、自然主義図書の取り締まりを推し進めていった²³⁰。1909年1月9日に、学生の劇を禁じる訓示を各地方長官に発している²³¹。劇の準備に「多数ノ時間ヲ空費スル」という学業上の弊害があるだけではなく、「動モスレハ生徒ニシテ脂粉ヲ施シ仮装ヲ為シ往々演劇興行ニ近キモノヲ演スルヲ見ル」が、これは「学校ノ風紀ヲ弛ウシ浮薄ノ弊風ヲ助長スルノ虞」があるという理由に基づいている。ここでは、仮装とくに男性が女性の格好に粉飾する際に、さまざまな装飾を身につけることによる風紀上の悪影響を警戒している。女性用の化粧品や香水などを身につけた「堕落」男学生のイメージと、この訓示が対象としている学生とが重なるのである。

さらに、小松原は1908年4月の高等学校長会議²³²、同年5月の地方長官会議²³³で、 それぞれ図書・雑誌・新聞に関する取り締まりの訓示を行い、これら学生に悪影響を 及ぼす恐れのあるものに対して取り締まりを強化させていった。

こうした文部省の方針に各地の官立諸学校も即座に対応していった。たとえば東京府立第一中学校では、1909年5月に生徒に関する規程および学校事務上の諸規程を改廃簡略化し、加えて全5条からなる「生徒心得」を置いたが、その内容も文部省が打ち出していった取り締まり方針とほぼ一致するのである²³⁴。

さらに小松原は、風紀問題は教育によって改善させていかなければならないという 意識も持っていた。すなわち 1908 年 8 月 14 日における中等教育関係者に対する演説 のなかで、小松原は今後の風紀問題に対する第一方針を「常に生徒に接近し家庭と密 接の関係を開き、以て生徒平素の行状を詳にし、熱誠懇切に訓戒指導する事」²³⁵であ るとして「訓育」による問題解決の方針を示したのである。同様の内容は翌年 7 月 12 日の中学校長会議における訓示の中にも見られるが²³⁶、この「訓育」のうちもっとも 重視されたものは言うまでもなく修身教育であった。

一方、日露戦争以降、文部省だけではなく内務省の側からも戦後における新国民育成のための道徳の構築が強く求められるようになっていた。というのも日露戦争後の経済的危機を乗り越え、列強諸国に伍する国家を形成するためには地方財政の改善が必要であり、そのためには国民に蔓延した奢侈の風を正して風紀を向上し勤労に関する道徳を涵養する必要があったためである²³⁷。それにはもはや「教育勅語」だけでは足りなかった。こうして勤労や倹約の精神を広め社会風紀を改善するために、天皇の詔勅が利用されたのであり、まさにそれこそが 1908 年 10 月 14 日の「戊申詔書」の渙

発に他ならなかった。

「戊申詔書」換発の直後、こうした国家的要請に応える形で、文部大臣小松原英太郎も地方長官会議の席上で理想とする新しい「国民教育」の骨格を示したのである²³⁸。しかもその国民教育のなかで小松原がもっとも重視したものこそ修身教育であった。小松原は1909年9月13日には徳育に関する訓令を直轄学校に発して、これまでは小学校段階でほぼその役割を終えていた修身教育を中等教育以上でも重視する方針を示した²³⁹。

「文部省訓令第十三号」

教育ハ人物ノ養成ヲ以テ主眼トス普通教育ト専門教育トヲ問ハス常ニ重キヲ品性ノ陶冶ニ置クヘキコト論ヲ俟タス故ニニ於直轄諸学校ニ於テモ従来此ノ点ニ注意ヲ怠ラサリシハ本大臣ノ認ムル所ナリ是等諸学校ノ生徒ハ既ニ中学校以下ニ於テ修身教育ヲ受ケタルモノナリト雖道徳上ノ観念尚堅実ヲ欠キ各種ノ誘惑ニ陥リ易ク徳育上最モ注意ヲ要スル時期ニ属ス故ニ自今直轄諸学校ニ於テハー層力を修身ノ教育ニ致シ定時ニ修身ノ教授ヲ為スノ外必要ニ応シ随時訓誨ヲ施シテ生徒ノ道義的観念ヲ練成シ以テ実践躬行ノ意思ヲ強固ナラシメンコトヲ要ス又学校長及教官ハ常ニ共心戮力シ躬ラ学校徳育ノ中心ト為リテ生徒ヲ薫陶シ以テ教育勅語及戊申詔書ノ聖旨ヲ貫徹センコトヲ努ムヘシ

このように、文部省は「教育勅語」と「戊申詔書」の二つを軸にした修身教育によって、善良な国民の育成を図るという方針を強く打ち出すようになったのであるが、この「教育勅語」と「戊申詔書」を基軸にして作り上げられた国民の規範こそが「国民道徳」に他ならない。すなわち 1911 年 3 月 18 日の第 27 帝国議会で、貴族院に「国民道徳教育ノ振興ニ関スル建議」が提出、採択され、「国民道徳教育」に重点を置くことによる風紀の維持改善を期待することになった²⁴⁰。

国民道徳の構築は第二期国定修身教科書の編纂を通じて行われた。とくに 1910 年 3 月 31 日に翻刻発行された高等小学 3 年生用の国定修身教科書は「国民道徳の経典²⁴¹」ともいうべき内容のものになっていた。これは主に法学博士穂積八東主導の編纂であったが、そこには小松原の強い意向が反映されていた²⁴²。この教科書最後の第 26 課「総括」では、「戊申詔書は我が国民の特に覚悟し実行すべき心得を示させ給へるものにして、教育に関する勅語と共に我が国民たるものの遵奉恪守して怠るべからざるものなり」と、「戊申詔書」が「教育勅語」とともに国民道徳の基礎に位置づけられていることが説明されている。

そして、1910 年 4 月 22 日には、小松原は地方長官を文部省修文館に招いて中等教育に関する訓示を与えているが、小学校にとどまらず中等学校でもこの日本固有の国民道徳による修身教育を行なっていかなければならないと指示した²⁴³。このようにして、風紀頽廃問題に対応した学校内外における学生の取り締まり政策が強化されていった。それは、誘惑物――男性の視線から捉えれば、そこには女性も含まれることになるのだが――から学生を隔離し性欲の発動を抑止する政策であったといえよう。さらには「国民道徳」によって精神を修養し、性欲に囚われない男性を育成しようとしていった。

こうして「富国強兵」という国家的課題の下位に位置付けられた学生風紀対策は、 国民道徳の涵養を目的とする修身教育という形で具体化されたが、国民道徳の教育が 本格的に実施に移されるのは大逆事件以降のことであった。

(3) 大逆事件と国民道徳の教育

1910年5月、幸徳秋水ら社会主義者による「大逆事件」²⁴⁴が発生した。これを受け、1911年1月25日の第27帝国議会衆議院予算委員会にて小川平吉議員から総理大臣桂太郎、内務大臣平田東助、文部大臣小松原英太郎の三名に対し、大逆事件に関する質問が出された²⁴⁵。小川は大逆事件の被告に数多くの青年が含まれていたことを踏まえ、この事件の原因を「一般ニ此青年ノ思想ガ、近年浮華軽佻ニ流レ、或ハ堕落スル、弱キ者ハ堕落致シ、強キモノハ走ッテ即チ危険ナルトコロノ方向ニ向フト云フ傾キガアル」ことに求めた。そのため、「一般ノ国民ノ思想、青年輩ノ脳髄ト云フモノヲ改良スルコトニ付マシテ、即チ今回ノ場合、殊ニ上下一致シテカヲ尽サナケレバナラヌデアラウト考へル」と主張したのである。小川が広く青年全体の風紀頽廃を大逆事件の根本原因としていることは明らかである。すなわち社会主義や無政府主義といった「危険」思想の拡大の原因は青年全体の「堕落」にあるととらえたのであった。したがって、もはや学生・生徒の問題だけに対処すれば事足りるということにはなりえなかった。

小松原はこの質問に答えて「我学校生徒並ニ青年ヲシテ、国民道徳ノ根本ヲ深ク感得致サセマシテ、此思想ヲシテ鞏固ナラシムルヤウニ致シテ行クト云フコトハ最モ必要ナコトデアル」と述べ、「国民道徳」によって学生や生徒にとどまらず青年全体の思想を健全化していくことが文部省としての最重要課題であると説明する。しかしそれはこれまでのように学校教育だけで成し遂げられるものではなく、「通俗教育」すなわち社会教育による補助が不可欠であることを説いたのである²⁴⁶。こうして文部省は、国民道徳を利用した国民教化の取り組みを、諸学校における修身教育の整備と社会教

育の推進によって拡大させる政策を打ち出すようになる。学校教育だけでなく社会教育にも風紀改革のための重要な役割が与えられることにより、徳育による思想改良の対象が学校における学生・生徒から社会全体の一般青少年へと拡大し、その数を一挙に増大させることになった。こうして、社会教育は全国における青年男女の思想を「善導」する役割が期待されるようになっていったのである。

この国民道徳の振興は、文部省を超えてさらに広くその重要性が認識されるようになっていく。すなわち 1911 年 3 月 18 日の第 27 帝国議会で、貴族院に「国民道徳教育ノ振興ニ関スル建議」が提出され採択されたのである²⁴⁷。こうして国民道徳の重要性に対する理解が広がると、1911 年 4 月 22 日には、小松原は地方長官会議で国民道徳に関する訓示を行った²⁴⁸。この訓示を要約すると、道徳教育は教育勅語を中心にし、学校における教育勅語の奉読式には、できるだけ生徒の親を臨席させて学校教育と家庭教育を融合させ、市町村の会合や青年会には教師が出席して講話を行うことで、学校教育と通俗教育を一致させる。さらに教師が率先して神社崇拝すなわち祖先崇拝の模範を示し、学校、家庭、社会が一体となって国民道徳を涵養するように留意せよと指示しているのである。国民道徳の涵養には学校教育と共に社会教育も重要であるとの認識が明瞭に現れている。

このように、国民道徳の重要性が俄かに認識されるようになった背景には、「危険思想」の拡大を防ぐために国民に確固とした精神的支柱が不可欠であるという危機意識の強まりがあった。すなわち、危険思想の巨大化が国民道徳の構築を促したきっかけとなったのである。小松原は1910年9月1日に各地方長官にあてて社会主義者取り締まりの内訓を発し、学生・生徒が社会主義や自然主義の思想に感染しないよう注意をうながし、官吏を各図書館に派遣してこうした図書の閲覧情況を調査させた²⁴⁹。牧野前文相が指摘した危険思想には過激な社会主義しか含まれていなかったが、この社会主義対策の適用範囲にはあらゆる社会主義とともに自然主義の取り締まりまでもが含まれていることが注目される。

この内訓を受けて、例えば宮城県では 1910 年 11 月 19 日に県内の学校長を集めて「社会主義者取締内訓ニ関スル会」が開催された。内務部長はそこで社会主義と自然主義が国家に及ぼす弊害を強調するのであった。しかも、自然主義の影響を受けて堕落した結果、「身ヲ措クノ処ナキニ当リテ此ノ奇激ナル説ニ迷ヒテ遂ニ社会主義無政府主義ニ流レ込ム」と述べているように、自然主義と社会主義とが同一のレールの上に乗せられ同じ観点から非難されているのである²⁵⁰。これは先ほどの小川の見解とまったく同様であって、他に『教育時論』の論調もこれとほとんど一致している²⁵¹。

すでに国民には、メディアを通じて「堕落学生」や「不良生徒」のイメージが刷り

込まれており、さらに彼らを逸脱させた元凶を自然主義思想に求めることが一般的な認識となっていた。こうした場合の彼らのイメージは、性的堕落者という程度のものであったが、彼らと自然主義との不道徳性に対しては、興味本位であったかもしれないが多くの国民が共感していた。しかし、大逆事件をきっかけにして、官能主義的自然主義思想と、国家への「大逆」を促した社会主義思想とによる「危険思想」が構築されることで、性の堕落者と国家的危険人物とが奇妙な形で結びつけられてしまった。意図してはいなかったにせよ、学生の風紀対策の延長線上に危険思想対策を置くことによって、前もって築き上げられていた国民の中のイメージを利用して、政府の取り組みに対する共感を集めるという戦略構造になっていたのである。

(4) 図書・映像類の統制

文部省は大逆事件に対応した新しい政策として文芸委員会と通俗教育調査委員会を設置し、本格的に社会教育の振興に着手することになった。すなわち、1911年5月16日には文芸委員会官制(勅令第164号)と通俗教育調査官制(勅令第165号)とが同時に公布された。これらは「今日腐敗堕落に傾き動もすれば危険なる思想に感染せんとする青年社会の状態を匡救」²⁵²するために設けられた。これらが風紀頽廃問題と大逆事件に対応して設置されたことは明瞭である。

また、小松原は「現今社会の風紀を壊敗し青年の子女をして自然主義に流れ社会主義に心酔するに至らしむるものは [中略…引用者] 不健全なる読物」²⁵³に他ならないとして、これらの委員会においては青年が読む図書への対応を第一の課題とした。すなわち、文芸委員会は「風教に裨益ある傑作を奨励し文士をして思を社会風教に致させめ文士社会の風気を改良」²⁵⁴することを目的とし、通俗教育調査委員会は「健全なる読物幻燈活動写真の選定、通俗図書館の奨励」²⁵⁵などを行うことを目指した。こうして、とくに図書や映画への統制が強化されるが、有害図書の排除といった消極的方策にとどまらず、良図書を推薦するといった積極的な方策にまで手が広げられた。小松原は「一方に於ては青少年をして不健全な図書より遠ざからしむることを怠らざると共に一方には、健全なる読物を奨励し、彼等をして専ら修養に努め、わが国固有の道徳的精神を涵養せしむるのは今日の細大急務である」²⁵⁶と述べ、国民道徳涵養のための良書推薦を強調したのであった。

社会教育の推進整備をその任務とする通俗教育調査委員会は、早速 1911 年 8 月 8 日に「通俗教育調査委員会幻燈映画及び活動写真「フィルム」審査規程」を定めた。同年 9 月 27 日には「通俗教育調査委員会通俗図書審査規程」を定め、映画や活動写真そして図書の審査を開始することになった。またそれとは別に、文部省は 1911 年 6

月に図書館標準目録編纂委員会を組織し²⁵⁷、同年 10 月に『図書書籍標準目録』²⁵⁸を発行した。各地方の「通俗図書館」でそろえるべき基本的な図書 1,000 冊と附録として少年用図書 65 冊を示した。

しかし、危険思想の一翼を担っていた自然主義思想は明治末期以降、耽美派、白樺派などの新しい思想に取って代わられるようになり、急速に弱体化していった。したがって、危険思想への対応策として打ち出された徳育振興諸政策の結果もすでにそのときには見えていた。早くも 1913 年 6 月 13 日には第一次山本権兵衛内閣の行政整理の結果、大逆事件後における文部省政策の目玉であった文芸委員会と通俗教育委員会とが廃止されてしまったのである。ただし、この時期に「発見」された「国民道徳」という理念と通俗教育における「思想善導」の役割そのものは消え去ることなく維持・強化されていった。

いずれにしても、明治後期の徳育振興政策は、学生や生徒の風紀を改革するために、「国民道徳」を中心にした徳育を学校教育と通俗教育の両面において施すというものであった。また、その具体策として文部省が力を入れた施策の一つが徳育上有効な図書や映画の選定および推薦であった。

この徳育振興政策の基礎になった戦略とは、自然主義思想に学生・生徒を中心とした青年の堕落化の要因としてのレッテルを張り、その思想に対する統制を強化するものであった。「堕落学生」や「不良学生」のイメージは、メディアによって印象的に作られ広く国民に定着していったが、そのイメージは権力側にとっても利用するに価値のあるものであったため、彼らはそれらのイメージを巧みに操作していくことになる。

すなわち、大逆事件をきっかけにして社会主義の拡大をも青年の堕落の結果として 強引に結びつけることにより、自然主義も社会主義とともに危険思想に編入し、それ を排除するという姿勢のもとに、国民道徳の涵養をめざした徳育振興政策を強引に拡 大していった。こうした全青年に対する徳育戦略は、何よりも不良・堕落学生に対す る国民の負の感情に訴えてはじめて成功する戦略であったといえよう。

4. 性教育論の隆盛と挫折

(1)性欲教育論争

本節では、学生風紀頽廃問題の社会問題化の中で登場してきた、学生や生徒の「性欲」をいかに管理・統制するべきかという教育上の議論、すなわち「性教育」論に着目し、当時の学校<教育>におけるセクシュアリティへの姿勢を明らかにする。

1900年代は中等学校生徒が急激に増加し始めた時期であった。とくに女学生に関しては、1899年に「高等女学校令」が発布されたことにより、高等女学校の設立が急増し、それまではものめずらしかった女学生の姿を、街中でしばしば目にするようになっていった。中等学校生徒数の増加により、この時期まではあまり取り上げられることの無かった生徒の問題行動が、1900年ごろから俄かに注目されるようになった。すなわち、生徒数の急増が、学生風紀頽廃問題を社会問題化させた最大の要因であったということができる。とくに、西洋思想や、当時流行した「自然主義」思想から影響を受けた彼・彼女たちの解放的な恋愛観やそれに基づく男女交際のあり方は、伝統的な性的規範を壊乱させ日本の美風を破るとして、危険視されるようになっていった。

また、私娼取り締まり対策の失敗が顕在化しはじめたことによる、非公認の売春の増加、そしてそれにともなう花柳病すなわち性病の蔓延は、国民衛生的な観点からも見過ごすことのできない大問題となっていた。したがって、政府や国民は、売春の増加に留まらずさらに男女間の性的関係の弛緩の結果、性病が国内中に蔓延してしまうことに対する危機感を募らせていた。1900年以降のこのような社会的背景の下で、「性欲」をめぐる問題が教育の課題として本格的に議論されるようになっていったのである。

こうした学生・生徒の風紀頽廃問題を背景にして起こった議論の一つに「性欲教育」の可否がある。学生の性的「堕落」化がもたらす、社会秩序の壊乱や、性病の拡大への懸念に対して、青年の性欲の問題を教育のなかでいかに扱うべきかが論じられたのである。

「性欲教育」論争は、医学者富士川游が 1907 年から 1908 年にかけて、雑誌『児童研究』や『中央公論』において、「色情の教育」、「色情ノ教育」、「性欲教育問題」というタイトルで「性欲教育」を紹介したことがきっかけとなった。しかし、実際には富士川は『児童研究』誌上ですでに 1900 年の段階で「学齢児童の色情に就きて」という論文を発表していたが²⁵⁹、当時はそれほど注目されなかった²⁶⁰。富士川がこうした研究を始めたのは、何も学生風紀問題への対処からではなく、純粋に医学的、衛生学的見地からであった。

しかし、1907年以降、学生風紀問題が各種ジャーナリズムによっていよいよ大きくクローズアップされるようになると、富士川のこの問題提起が様々な立場の人々によって議論をされはじめる。たとえば1908年9月から10月にかけて読売新聞に連載された「性欲問題を子弟に教ふる利害」に関する富士川を含む9名の議論、同年11月の『教育学術界』18巻における龍山義亮の評論「性欲教育問題ニ就テ」、1911年の雑誌『新公論』9月号における「性欲論」特集が見られる。さらに1912年1月の『中央公

論』27年1号には、教育関係者65名による「性欲に関する知識を与ふる」ことに関する意見が、同年4月の同誌27年4号には医学関係者15名による意見が掲載されている。こうして、明治の後期になると学生風紀頽廃問題に関連して、「堕落学生」という言葉と共に「性欲」という言葉が、ジャーナリズム上で氾濫するようになっていったのである。

ところで、富士川が「色欲」から「性欲」へと用語を変えたのは、読売新聞の「性欲問題を子弟に教ふる利害」に関する一連の議論における富士川批判と思われる内容への反論に際してからである。そして、この頃あたりから、富士川も学生風紀頽廃問題を意識した発言を繰り返すようになっていく。

もともと「性欲」という用語を用い、それを思想的に論じたのは 1900 年の雑誌『日本人』126号 (11月5日)、127号 (11月20日)、139号 (12月20日) に掲載された鈴木大拙の論文「性欲論」からである。やはり鈴木も、ジャーナリズムを介して学生風紀問題を知り、そうした青年の性的状態を矯正するために「性欲」の意味の明確化が重要であると捉えたのであった。このように、1900年ごろから「性欲」という概念に共通の認識構造が構築されるようになっていったのである。

(2) 富士川游の「性欲教育」論

西洋の性教育論を研究し、それを雑誌『児童文学』上で紹介してきた富士川は、1908年に性教育の授業を実践する機会を得たという。富士川は同郷の友人である高輪中学校校長の橋口了信から、同校の1学年から5学年までの学生に衛生講話として、とくに「色情ノ教示」をしてほしいと依頼され、「色情」に関する講演を行うことになった。その講演内容の概要は次のようであった。(1)「動物及ビ植物ノ生殖作用及ビ生殖装置ニツキテ説明シテ、其作用ト装置トヲ知ラシムルコト」、(2)「交接作用ハ説明セザルコト」、(3)「生殖作用ノ衛生ニツキテ、詳カニ説クコト」、(4)「生殖装置ヲ濫用スルコトノ害ヲ説クコト イ、過度ニ用フルコトノ害ヲ説クコト ロ、早期に用フルコトノ害ヲ説クコト ハ、不自然的ニ用フルコトノ害ヲ明ニ説クコト ニ、生殖器病ノ原因、証候経過及ビ治癒条件ヲ説クコト、而カモ其予防法及ビ療法ヲバ説明セザルコト」、(5)「説明ハ卑猥ニ渉ラザルコト、生徒ヲシテ羞恥ノ念ヲ起サシメザルコト」、(6)「生徒ヲシテ、生殖生活ヲ理想化セシメザルヤウニスルコト」、(7)「危険及ビ弊害ヲ重ク考へ過ギザラシムルコト」、(8)「生徒ヲシテ、成ルベク色情ヲ遠ザケシムルヤウニスルコト、色情交ノ前ニ、医家ニ相談セシムルヤウニスルコト」²⁶¹など、多岐にわたった。

富士川の「性欲教育」は、生殖の原理や生殖器の構造そして衛生的な生殖作用の意

義など、生殖活動全般を範囲とした教育であるが、性欲を直接扱うことは避けている。 富士川は「性欲といふものは、生殖作用に関聯して現はるる所の本能的生理的作用で、 生殖作用といふものは、吾人人類の発達の上に、重大の関係を持つて居る」と述べて いるように²⁶²、生殖作用に付随して発生する本能としての性欲という認識を持ってい た。そして「性欲教育といふものは、人々をして健全で、自然に適したる生殖生活を 営ましむることを期するものである。人々をして、身体的及び精神的の満足を得せし めて、而かもその健康を傷はしめず、種族を善良に保ち、又進むでこれを一層上等の ものにするやうにつとむるのが、性欲教育の目的である」と述べている²⁶³。

富士川の「性欲教育」においては、生殖活動が人類存続のための重要な要素であることを理解させるために、学生に生物学的な知識を与える。その際、性欲に関する余計な関心を引き起こさせないために、人間ではなく、動植物を用いることで、生殖行為を美化しないよう努める。つまり、動植物に普遍的で本質的な作用としての生殖という側面にのみ焦点を当て、性欲という人間の精神や人格の部分に属する側面を軽視したのである。すなわち、生殖作用に伴って自然に湧き上がってくる性欲については、「今の世に所謂自然主義(真正の自然主義と云ふものはどうか知らぬが)とやらいふもののやうに、人類の本能たる性欲は、本能そのままに発動せしめてよろしいといふのとは、全く反対で、本能をば、自然のままに任かすときは、危険であるから、医学と倫理学との知識によりて、これを適当の方針に向はしめやうと期するのである」として、性欲の抑圧、適切なコントロールを求めるのである。

その上で、富士川は、過度な「手淫」による神経衰弱の予防や、花柳病や淋病と呼ばれる性病から身を守るための衛生という「性欲教育」の目的をひたすらクローズアップしていく。こうして、性欲の意義を生殖活動にのみ限定し、適切な生殖作用以外に性欲を作動させる事を禁じる。そして、生殖を適切に進めていくためには、それに付随する性欲は基本的には抑制しなくてはならない、という論理が展開されていくのである。

(3)教育関係者の諸反応

医学者富士川の「性欲教育」論は、同じ医学関係者に留まらず教育関係者の間にも議論を沸きあがらせた。ここでは、読売新聞と雑誌『中央公論』27年1号に掲載された教育関係者の議論から、その特徴を明らかにする²⁶⁴。なお、『中央公論』で「中学程度の男女学生に性欲に関する知識を与ふることの可否」に関する質問に答えた65名の教育関係者のうち、富士川流の「性欲教育」に大きな批判も無く賛同している教育関係者は、10名のみである。それ以外の者は程度の差はあれ何らかの点で批判的である。

しかし、富士川の「性欲教育」のどこをどの程度賛同・批判しているかという点を別にしたとしても、多くの論者に共通の性欲に対する理解の構造がある。

① 性欲と生殖との関係

性欲と生殖作用との関係性に関して、東京女医学校長鷲川彌生は「第一に性欲は繁殖作用の外に目的が無い、と云ふ事を充分会得させ」なければならないとし、この目的以外に性欲を用いれば、害があるということを教えなければならないとする²⁶⁵。性欲は生殖作用に付随したものでしかなく、それ以外に性欲を作動するのは体に害悪であるとする認識である。そしてその付随性ゆえに、その性欲の発動それ自体は人間にとって極めて下等な現象できわめて動物的なものとされる。向軍次は、児童に対して幼少より「万物の長たる人間」になるための教育を施す一方、「人間の中にも、下等なる獣的欲情」があることをよく理解させ、それに打ち勝つことが人間として必要である事を説くべきだとしている²⁶⁶。さらにこうした性欲ないし性欲の不適切な作動によって感染する花柳病の有害性について、吉田熊次は「性欲の濫用に伴ふ伝染病の害毒に依りて、国民一般の精神も身体も、虚弱に陥り、延いては国家の基礎にまで危害を及ぼす」と表現している²⁶⁷。

以上のような性欲に対する認識の構図は富士川のそれとほぼ一致している。しかし、これら3名の論者は、いずれも性欲に関する知識を積極的に教授することに対して否定的なのである。このような性欲に対する認識の仕方は、富士川のように、だからこそ「性欲教育」によって正しい生殖のための性欲のコントロールが必要であるという認識の方向ではなく、性欲に関する知識を施すと寧ろ性欲を刺激するなど逆に悪影響の恐れがあるとする認識の方向に多くの教育関係者を向かわせている。また、『中央公論』における教育関係者65人のうち、26名がその点を指摘している。残りの者も、賛成者10名を除けば、ほぼ全員が何らかの理由で「性欲教育」を否定していることは前述のとおりである。

たとえば、北海道小樽中学校長清水實隆は、性欲の知識を「自制力弱き」中学程度の学生に与えたならば、「却て好奇心を惹き起し実現の欲望を早むるに傾」いてしまうと主張する²⁶⁸。

また、群馬県立高等女学校長佐藤穂三郎は、「性知識」を与えることは「却て性欲を誘発する媒となる」のであり、もし「性知識」を与えると、欧米で盛んな「避妊法の如き、由々しき悪風も起り易かるべく、男女の風儀は、寧却て乱るゝに至るべしと思はれ候」と指摘している²⁶⁹。避妊に関する欧米事情は、『妊娠自在法』(東京医科学

会編、文華書院、1908年)などの発行などにより、性の問題に関心がある人々の間ではよく知られていたと思われる。しかし、こうした欧米に見られる避妊技術が日本でも普及することによって、「性欲を恣にする」ようになる、すなわち、避妊技術によって性欲を生殖以外の目的で妊娠や花柳病感染の不安なく自在に発動できるようになる点を危惧するのである。

しかし、こうした論者と富士川との違いは、「性欲教育」を行うことと行わないことでは、どちらが有害かという認識の違いでしかない。性欲は生殖作用に付随したものでしかなく、それゆえ不必要な性欲は有害であり、抑制しなければならないという認識の点では一致しているのである。

② 花柳病対策

「性欲教育」に対する賛否はどうであれ、富士川と同様に、花柳病など衛生の問題に対して楽観的な姿勢の者は少ない。下田次郎は、「是非子弟に知らしめ置き度きは、花柳病の害毒である」としている。そして「花柳病に冒された親の子なら出来ない方が宜い、若し出来ても其子は脳髄が腐蝕されている」と、優生学的な発言にまで至る²⁷⁰。たしかにこのような花柳病に対する恐怖感は、知識階層の間にはかなりの程度存在していた。そして、教育関係者の間にも、富士川の掲げた生理学的なレベルの「性欲教育」には否定的であっても、花柳病などの危険性を伝えることに関しては肯定的な者が少なからず見られる。

しかし、かならずしも花柳病の危険性を憂慮しているからといあって、すべての者が花柳病予防の為に性欲に関する知識を与えなければならないという認識を持っていたわけではない。それは、「性欲教育」が青年の性欲を掻き立てる恐れがあるという、根強い危機感がことに起因しているのはいうまでもない。

たとえば、栃木高等女学校長西岡嘉藏は、「現今青年の花柳病患者が年毎に増加する事や、同性間の恋愛の如き不自然の減少がある事は認めて居る、けれども此等の事実あるが為めに、性欲に関する知識を青年男女に与へたからとて、直に其弊害が救はれるとは思へない」と述べている²⁷¹。さらに、長野県立長野高等女学校長渡邊敏に至っては、「花柳病情死等云々是等の害毒は之を知れるが為めに止むものにあらす寧ろ是等に関する事を目にし耳にする多ければ多き程人を邪路に導くの恐れあり」と強調している²⁷²。

この点に関して、学生風紀問題の報道に影響を受けたと思われる主張も見られる。 水戸中学校長事務取締の菊池謙二郎は、医学生の性的堕落がしばしば報じられている ことに関連して「知識と実行とは必ずしも伴ふものではない。[中略…引用者]学生中 で最も性欲に関する知識を有して居るのは医学書生であろう。所で此の医学書生が最も女色を漁ることに堪能で是は隠れもない事実である。梅毒や淋病の害毒は百も承知で不品行を働いて居るではないか」と指摘している²⁷³。

③「性欲教育」の否定

それでは、彼らは花柳病予防に対して教育の役割をいかに述べているのか。たとえば姫路高等女学校長溝口鹿次郎は、花柳病を予防する目的においては、「修身道徳の側より努力する」べきであるとしている²⁷⁴。

このように、性欲に関する知識を与えることによって、性の問題に主体的に向き合わせるという積極的な方法を選択するのではなく、性欲を自らの意思で抑圧できる精神を育成する精神修養の方針に転化する者が多い。

『中央公論』における 65 名の教育関係者の中で性欲に関する知識よりもそれ以外の手段の有効性を主張する論者は 25 名に及ぶ。その根拠については、たとえば愛知県第一中学校長日比野寛は「予め性欲に関する知識を与へて之を刺激挑発する憂ある挙に出てんより寧ろ其心身を奪て他に傾倒せしめ以て高潔なる性情を養成し彼の不潔なる観念を起すの余地なからしめ而して青春血気の時期を過さしむるの遥に有効」だと主張している²⁷⁵。

また、その方法については、丸亀中学校長阿部虎之助をはじめとして「性欲に関する知識を与ふるよりも現在の修身科を」いっそう充実させ、学生の道徳性をより強固にしていくべきだとする意見が多い²⁷⁶。しかし、栃木県女子師範学校長東基吉のように「身体も盛んに運動させ、精神も出来る丈け活動させて行く様にすれば、自然性欲などには耽らぬ²⁷⁷」のだと体育を奨励する論者も見られる。

さらに、より具体的な方法を示している者には、たとえば豊橋市高等女学校長本間小左衛門を挙げることができる。本間は「青年の心意を下賎なる方向にむかしむる余裕なき迄に学問上の趣味音楽絵画又は園芸等高尚な方向に転じ」させなければならないとしている²⁷⁸。他にも、石川県師範学校長中山文雄をはじめとして、「冷水浴又は冷水摩擦を為さしむること²⁷⁹⁴²」を奨励する者も見られる。

やや別の次元からこの点を論じている者もいる。長野県師範学校長太田秀穂は、「生計の余裕あるものは可成早く結婚せしむる」のが、風紀の改良には有効であるはずであるというのである。しかし、「生活難の相加はるにもかゝはらす婦人の驕奢は益々進歩するの結果として婚姻は益々不経済となり」、そのため「青年男女も不良なる方法により肉欲を恣に」してしまうのであって、こういう点から見ても「小生は婦人の虚栄

心を煽動するは国家、課程の基礎を弱むる所に」あると強調している²⁸⁰。このように 晩婚化を性的「堕落」の原因の一つとみなし、とくに女性に対して早期の結婚を奨励 する者は決して太田ただ一人ではなかった。夫婦間の交接すなわち生殖行為に際して のみ性欲の発現が限定して認められていたということである。

性欲に関して、以上のように教育関係者の認識がある程度一致し、その上で「性欲教育」が否定された要因に、学生の性的「堕落」問題に対する強い危機意識があったと考えるのは正当である。ジャーナリズムが報じた学生の性的「堕落」のストーリーにおいては、青年は何らかの外的要因すなわち誘惑物によって道徳的判断力を失い性欲を恣に発動させてしまう。そして、その結果どん底にまで「堕落」していく。こうした報道に影響を受けた者ならばどうしても性欲に関する情報を正面から扱うことに慎重にならざるを得なくなる。とくに教育関係者であればなおさらであろう。

一方、医学者である富士川は、「性欲教育」を西洋での研究や実例を詳しく検討したうえで、医学的見地から国民衛生の向上のために提唱したのであって、学生の性的「堕落」問題への対策という意味は後から付け足したものであった。

したがって、学生の性的「堕落」問題を道徳の問題として理解するのか、それともの衛生の問題として理解するのかという理解のしかたによって、「性欲教育」の受け入れ方が違ったのだといえる。しかし、そうであっても、いずれの側にも共通する性欲観がその基礎にあった。異なっていたのはその性欲の扱いかたという上層の部分だけである。基礎の部分に共通してあったものは、生殖作用にのみ付随し、それ以外に何の意味も持たない性欲という認識である。また、生殖それ自体は種の存続にとって必要であるが、性欲は人間にとってきわめて動物的で下等な情動である。したがって、人が人らしく正しい生殖を行うには、性欲をできるだけ抑制しなくてはならないという、性欲観である。

そしてこの認識を裏から支えていたのは、生殖の目的以外の性的行為、たとえば婚前性交や自慰は、花柳病の感染や精神衰弱など身体に深刻な害悪をもたらすという国家衛生上の危機意識と、その危機意識に強化された、性欲という人間の本能的性質そのものをきわめて非道徳なものとして否定する道徳意識であった。

5. 文教地区における遊郭設置問題

以上のようなきわめて否定的な性欲観が、当時の学校教育に強い影響を与えたと考えられる事例がある。それが、飛田遊廓をめぐる教育問題である。1916年4月、大阪

府は天王寺村の一部(現在の大阪市西成区)、通称飛田地域を貸座敷免許地として指定した。しかし、飛田地域の周囲には、数多くの教育機関が設置されていた。そのため、学校の教師や生徒の父母らは、貸座敷すなわち遊廓が学校の生徒や若者に悪影響を与えることを危惧し、キリスト教婦人矯風会(以後、矯風会)や廓清会といった廃娼運動組織による先導のもと、活発な遊廓設置反対運動を展開したのである。本節では、遊廓の設置に対するこうした教育関係者の反応に着目し、1910年代の教育界は若者の性の問題、男性のセクシュアリティにどのように向き合おうとしたのか、その特質を大阪の事例から明らかにしたい。

飛田遊廓設置反対運動に関する先行研究としては、設置が決まった政治的背景から 反対運動の内実までを幅広く実証的に明らかにした吉見周子の研究²⁸¹や寺川建治の研 究²⁸²、さらには遊廓設置による都市生活への影響というユニークな観点から分析した 住友元美の研究²⁸³を挙げることができるが、教育という観点からこの問題の歴史的意 味を考察しようとしたものはない。飛田遊廓設置反対運動は、社会運動家たちだけで はなく数多くの一般人、とくに教師や生徒の父母などの自発的な協力を得て推進され、 教育運動という性質も有していた点できわめて特徴的である。

(1) 飛田遊廓設置の経緯

1916年4月15日、大阪府は告示第107号により東成郡天王寺村大字天王寺字東松田、西松田、稲谷、堺田の飛田地区約2万坪を貸座敷免許地として指定した284。大阪市ではこれより先、曾根崎と難波の二大遊廓廃止問題が起きていた。1909年7月31日、北区の大火によって曾根崎遊廓が消失したことで、矯風会や救世軍は遊廓再建反対運動を展開し、9月10日に同遊廓の廃止を達成した(大阪府告示第315号)285。さらに1912年1月16日の南区大火によって難波遊廓が半焼すると、矯風会や救世軍に加え、吉原遊廓再編反対運動をきっかけに1911年四月に設立した廓清会が共同して廃止運動を展開し、2月5日には同遊廓の一部廃止を勝ち取ったのである286。飛田遊廓はこの難波遊廓の代替地として指定されたものであり、矯風会や廓清会などは指定告示を受けて反対運動を開始した。さらに運動の場を大阪だけではなく東京や神戸においても広げることで全国運動に発展することを期待し、それによって当局に圧力をかけようとしたのである。しかし告示から約1年半後の1917年10月30日、大久保利武大阪府知事が遊廓建築許可を下し設置が確定したことによって反対運動は打ち切られ、1918年12月末までに飛田遊廓の営業は開始されてしまった。

しかしなぜ、多くの批判を受けることが予想される中、大阪府は飛田遊廓の設置を 決断したのであろうか。大阪府警察部長新妻新妻駒五郎(1917年より大分県知事)は、 設置の理由を次のように説明している287。

一、焼け出された難波新地の貸座敷業者が従前の土地では営業を許されぬが何時かは新遊廓地が指定されるといふ当局の意向を見て取り、多大の苦痛を忍んで今日まで待って来たそして府でも之を知事と警察部長との転任毎に引継いで来たのであるから、今度時期可なりと見て飛田を指定したのである 二、特に飛田を選定したのは築港大仁なども候補地として研究したが築港は現在の松島がある以上は指定しても事実成立するものでない、それよりも飛田は附近が密婦の巣窟であるから寧ろ此の地に公娼を許して密娼を消滅せしめた方がよいと信じたのである三、市内枢要の地に遊廓を許して置くのは都市の態面に関はるから機会があれは南地に限らず新町、堀江乃至松島も移転せしめる必要がある、それで飛田の新遊廓地を指定して南地の焼け出された百二十六名に認可するのみならず現在大阪市内に貸座敷を営んでいる着であれは何時でも同地に移転を許可する、尤も支店設置は無論移転した旧遊廓地の後へ他の者の営業は許さぬ、斯くして漸次市内の遊廓を整理する方針である。

設置の理由を簡潔にまとめると、①難波新地の火災による貸座敷業者の救済、②私 娼撲滅対策、③市内に散在する遊廓の整理統合、ということになる。しかし、これら の認可理由自体が批判の対象になり、反対運動を勢いづかせることになった。

大阪毎日新聞や大阪朝日新聞は連日この事件を報じ、世論を盛り上げていった。たとえば私娼撲滅対策という大阪府側の主張に対し、大阪毎日新聞の取材を受けた救世軍の山室軍平は、「元来公婦と私娼とは敵味方の関係を有するものではなく、却って本家分家の因縁を有するものである。一方が衰微すれば他方が繁昌するといふわけのものではなく、一方が繁昌すれは他方も同じく繁昌する間柄である」と批判している288。また、大阪毎日新聞も「公娼の多い土地には私娼も亦多いのは動かすべからざる事実」として、「私娼撲滅策は嘘」と断じている289。また、指定地に関し、大阪府は「飛田の南方をも一箇所選んで候補地として進達したが之は小学校に接近しているのでどうかと思った」ため、飛田を指定したと説明しているが、図1を見れば一目瞭然であるようにこの地域は今宮中学、桃山中学、天王寺師範、女子師範など数多くの学校を抱えており、まさしく文教地区であった。



したがって、学校近くが遊廓地として不適当だというのであれば、飛田地区も同様に不適当なはずであった。すなわち、大阪府の設置理由はいずれも不合理で、誰の目から見ても納得できるようなものではなかったのである。

(2) 遊廓設置における教育上の問題

1916年4月27日、飛田遊廓設置反対同盟会(以後、反対同盟会)が矯風会、廓清会や大阪のキリスト教徒らによって組織された290。そしてこの反対同盟会によって『飛田遊廓反対意見』が公表され、その後、そこに示された反対の趣旨に基づいて運動が展開されていくことになる。ここでは「飛田は実に大阪市の学校地である。附近に高等商業、男子師範、女子師範、桃山中学、成器商業、職工学校、済美館、小学校、幼稚園等があつて之を囲繞してゐる」ことこそが何よりも「容認し難き一事」と位置づけられ、「教育を破壊する由々敷問題」が反対の第一の理由に掲げられていることが注目される291。反対同盟会の調べによれば、桃山中学校生徒730人中、530人は遊廓地の道路を毎日通過しなければならないという状況であった。なお、この当時には教育機関の設置場所に関し、次のような内訓や規則が存在していた。

学校接近の土地に於て教育上生涯の営業開始建物築造取締方

(1900年12月28日 内務文部大臣内訓)

師範学校中学校及高等女学校に接近する土地に於ては明治三十二年文部省訓令第 四号第一項の趣旨を貫徹せしむる為、教育上故障ありと認むべき営業を許可し、 又は建築を築造せしめざる様取計はるべし。

文部省訓令第四号師範学校中学校及高等女学校建築規則(1899年4月6日)

一、校地にして有毒なる瓦斯煤煙塵埃等を発生する工場、瘴気を発生する虞ある 沼地、喧噪なる工場、貸座敷、戯場、寄席、火葬場等に近接するときは道徳上、 衛生上有害なるを以て、成るへく隔離することを要す、止むことを得ざる場合に 於ても其種類に従ひ、少くとも二町[約 218m…引用者]以上の距離を保つべし

これらの規定を形式的に捉え、大阪府は「周囲の各学校は二町以上を距てゝ居る。 七町位の範囲だから差支ないと」主張したが、反対同盟会は「此の内訓の何れに二町 以上を距つれば差支なしといふ文句があるか、若し止むを得ざる時と雖も少くとも二 町以上の距離を保つべしといふ精神より、之を見る時は、僅々七町の範囲に於て九箇 の中等学校を有するが如き場所に指定すべからざるは勿論である。二町以上なるが故 に差支なしといふが如きは、之れ三百的見解にして、苟も国家の文教を司る者のいふ べき言葉でない。紳士の恥づ可き言葉である。教育の神聖を侮辱する言葉である」と 大阪府の姿勢を強烈に批判している²⁹²。

大阪府の政策に抵抗するため、1916 年 4 月 26 日には林歌子、矢島揖子、久布白落実、守屋東などの矯風会代表が決議文をもって一木喜徳郎内務大臣を訪れたが台湾旅行中で不在であったため、総理大臣大隈重信を訪問した。大隈は廃娼論者として知られており、廓清会結成当初からの顧問でもあった。その大隈は矯風会のメンバーに対し、「それは大変油断をしましたね」と同情を表し、内務大臣が帰ったら取調べを命ずることを約束した。その後、文部大臣高田早苗を訪ね、地図を携えて飛田付近は文教地区であることを訴え、許可取消を要請したのである。しかし、その後 4 月 28 日、あらためて大隈、一木との面会が許されたが、期待に反して大隈は具体的な解決策に向けての姿勢を表さず、一木は既に決まったことで撤回は無理だとし、学校地域であることに関しては「高い壁を築き外から見へないやうにする」と述べるにとどまったのであった293。その後、廓清会は大隈の顧問を引退している。

以上のような大阪府や政府の説明や態度に対しては教育現場から批判の声が続々

と上がった。桃山中学校校長の浅野勇は、「私の学校は校庭から直接見える事はないが困つた事には現在七百の学生は大部分市内からの通学者で殊に恵比寿から平野線に依って来る者が約三百名あるが、丁度夫れが遊廓の周囲を迂回して通学する事になる。又徒歩で通学の者も遊廓地に桜抔が咲けば子供の事だから寄道をしないとも限らぬ。何分生徒の学校に集散する第一の咽喉部を扼された訳だから非常に困って了つた。而して私の学生は十四五から廿歳前後迄であるから変化を求める少年時代の者が多いので耽溺の憂は無い代り此時代に有難くない遊廓に関する基礎知識を構成せしめる訳で若此上東京に於る浅草と吉原の様な事になつたら大変である」と訴えている294。また、今宮中学校長の瀬川彦四郎は、「学校と遊廓とは近距離に在るのだから時には騒ぎの声ぐらゐ聞えるかも知れないと思ふ」、「遊廓といふものに出入りするやうな人間が学校の付近をウロついて厭ふ可き悪感化を知らず知らずのうちに学生へ染み込ませることを考へると実際戦慄せざるを得ない」と不安を訴えている295。遊廓の周囲を壁で取り囲めば、それで問題が解決するなどと考えている者はい少なかったに違いない。

そこで教員や父母、さらには生徒自身は、遊廓設置に反対の意思を表明するため行 動に移すことになったのである。桃山中学校では4月26日午前10時から「同校内に 商議員会を催し」、「種々の協議の結果愈新遊廓撤去に関する陳情書を認め代表者とし て学校設立者木庭孫彦校長浅野勇両氏の名義にて大隈首相、一木内相、高田文相、大 久保府知事に宛て提出した」。その趣旨は、「今回の新遊廓地を俯瞰せる平野電鉄線は 実に本校生の多数が通学用として便乗するものなるが学校の往復に於ける悪感化を思 へば直に他へ移転するを必要なりとうるも大演習の砌親く鳳駕を枉げさせ給ひ御手植 の木をさへ賜ひたる我が由緒ある学校は決して他へ移転すべくもあらず、願はくは此 の趣旨を酌量すると同時に他の悪感化をも考察せられ直に新遊廓の撤廃を断行せられ たし」というものであった296。さらに5月6日には、桃山中学と今宮中学の父母、生 徒あわせて約 1420 名の同意を求めるために書簡を発送し、27 日には学生保護者大会 が天王寺公会堂で開催された297。大阪毎日新聞には約1,000名が集まったと報じられ ている298。その場で、「飛田新遊廓設置ノ指定ハ、同地付近ノ各種学校ニ通学スル我等 ノ子弟数千二及ボス悪感化ノ特ニ峻烈ナルヲ憂懼シ、当局ノ反省ニヨリ誠意アル解決 ヲ希望ス、依テ茲ニ之ヲ決議ス」ことが承認された²⁹⁹。そして 30 日にこの決議書を矯 風会の林歌子の手によって府知事に提出されたのである300。

なお、とくに熱心に反対運動を行ったのは、生徒の母親たちであった。矯風会では、10月初めより次のような「飛田貸座敷免許地指定取消御願」の署名活動を行い、1,121名もの母親の賛同者を得たのである。そこで10月21日を「母の叫びの日」と位置づけ、午前10時川口教会に150余名の母親が集合し、遊廓廃止祈祷会の後、矢島揖子を

先頭に大阪府庁へデモを行い、新妻警察部長に署名簿を提出した。さらに矢島らは上京して内相にも、次のような趣旨の署名簿を提出している³⁰¹。

飛田貸座敷免許地指定取消御願

私共婦人として又母として、国家に尽すべき務めの最も大なるものは、善良にして強健なる第二国民を養成致すにありと存罷在候。然るに今春突然にも私共の子女の為めに唯一の運動場たる天王寺公演を距る僅かに二百間余の所二百坪を親遊郭地として指定せられ候事は実に驚嘆の外無之。且是れが実現せられ候暁には教育上最も注意を要する青年学生の幾千が、朝夕此遊廓を通過しながら登校する様に相成、其悪感化の及ぼす処如何に大なるべきか、誠に寒心に堪へざる次第に御座候。抑も徳義は耳より入るものと申候殊に悪に誘はるゝ力は善に赴くの力より数等大なるものなる事は私共母たるものゝ日常実験して深く憂ふる所に御座候、されば右遊廓地が今尚指定せられしのみにて未だ現実とならざるを幸是非共此際指定の取消御断行被成下私共の子弟を陥れんとする一大陥穽を取除かれんことを謹んで奉請願候。

飛田遊廓設置反対運動は、多くの市民の参加を得て日に日に活発さを増していった。しかし、下からの声の高まりに危機感を覚えた大阪府はついに警察を投入し運動を強引に鎮静化させてしまうのである。その背後には、吉見周子が指摘するように「在地ブローカーと協力した大実業家、政治家たちが新遊廓建設の決定権をもつ大久保利武知事に圧力をかけ、内務省方面にも働きかけた」という問題もあったと考えられるが³⁰²、ここでは教育が抱えていた当時の限界に着目したい。設置反対運動の主な担い手は女性であった。では、男性はこのような教育と性をめぐる問題をどのように見ていたのであろうか。また、教育の領域で性の問題を真正面から議論できるような環境がどれほど整っていたのであろうか。

(3)遊廓と男性のセクシュアリティ

桃山中学校校長の浅野勇は、飛田が「東京に於る浅草と吉原の様な事になつたら大変である」と述べていた。この浅野の危惧の内容は、貴族院議員で廓清会評議員の江原素六の次の言葉から具体的に理解できる。

「遊廓の延人数、一ヵ年七百二十万人、其費したる金が二千二百万円、而して其遊 廓の過半は学生と商家の店員であるといふことである。州崎、吉原等を早天鳥の塒を 飛出す如くゾロゾロと学帽を冠つて帰り来る状は、実に目覚しき有様であることは衆 人の能く知る所である」³⁰³。

こうした遊廓通いの男子学生像は、この時期における日本人男性のイメージの一つとして、広く定着していたものであったといえよう。江原は「蛇の道は蛇で醜業者は其消息を知つてをる故に学校所在地を選んたことは偶然ではない」と述べている³⁰⁴。すなわち、文教地域だからこそ集客を期待して遊廓地に選んだのではないかとさえ疑っているのである。しかし、このような男性セクシュアリティに対する認識は、どれほど当時の日本人に対し、遊廓を公認する制度である公娼制度を否定する態度を取らしめる方向に向かわせていたのであろうか。

飛田遊廓認可取り消しを求める決議文が公開された 1916 年の『廓清』第 6 巻第 5 号には、雑誌『新日本』第 6 巻第 4 号に掲載された公娼制度賛成の意見を批評する特集も組まれている。批評を受けたこの『新日本』は大隈重信を主幹とする雑誌であったが、この号では「残されたる婦人問題」として、公娼制度の是非に対して 11 人の知識人の意見が掲載されているのである。賛否を分類すると、公娼制度は必要であると考えている者が 6 人で、廃止すべきであると考えている者が 5 人であった。また、廃止すべきであるという側には女性が 3 人含まれているが、必要であるという側に女性は 1 人も入っていない。とくに男性の間では公娼制度に対する意見は賛否が拮抗していたと推測することは可能だろう。では、公娼制度に肯定的な意見とは、いったいどのようなものであったのだろうか。

東京女子高等師範学校教授の下田次郎は「無論宗教道徳の見地からすれば、公娼制度は善くない、出来るものなら一日も早く廃止したい」と廃娼を理想としながらも、「然し社会は多数の集合体である、種々雑多な人間の寄り集まりであある。理想だけでは生きて行かれぬ方の人が多数である」とし、「性欲」を「汚いと言つたつて猥らしいと言つた所で元来人間―――動物なるものが、そういふ工合に出来て居るのだから仕方が無い」として、自らの性欲を統制することのできない多くの男性にとって公娼制度は不可欠であることを強調している。そして必要なのは「肉欲から起る弊害、罪悪、等を除き」「正しき性交を遂げ」るため、「衛生思想を発達させ、性的知識を涵養する」ための性教育が必要であると述べている305。

医学者永井潜は「社会を清純にせんが為に、芸娼妓制度を排除せんとする一部人士の運動が、理想として誠に結構なことであるは言ふ迄もない。然し乍ら理想と現実とが常に相一致せざることは、亦此の運動に絡はつて居る所の問題である」と前置きし、「性欲の抑制は、第一人体に頗る有害であつて、其の結果は、往々にして神経的気質的疾患を醸すことが多い。既に性欲にして、抑制を不可なるものとすれば、公娼を廃止して、多数の未婚者の性欲をして漏らす所無からしむる結果は、其の有害しるべし

である」と下田と同様の主張をさらに科学的根拠に基づいて公娼制度の必要性を強調している。すなわち、遊廓に足を運ぶ男性のセクシュアリティを医学の面から裏付けているのである。その上で、公娼制度を用いること以外の対策として、「一般人に対して、性欲に関する知識を与へ、不潔不正なる性交の害毒の恐るべきことを自ら知らしめて、性欲を善用せしめる」という性教育を提唱している³⁰⁶。

司法大臣の尾崎行雄もまた「公娼の廃止は、理想としては誠に結構な事で速かに之が実行の機会に到達したいとは、何人も皆希望する所であるが、現在日本内地に於けるが如く、公娼を廃すれば私娼、私娼を取締れば私通者が増加するといふ風に、同一分量の害毒分子が、流動循環する傾向があつては、如何に之を取締つても無効である」とし、この「害毒分子」を減らすには「教育」に期待する他なく、「一般の男子が、女子だけの道徳心を持ちえるように」ならなければ公娼廃止は不可能であることを強調する³⁰⁷。

また、慶應義塾大学教授の向軍治も「公娼は之を宗教道徳方面より見れば無論善くない」としつつも、「人間は元来動物が進化したのであるから、理想理想といつたところで、中々容易に完全清浄なる社会は造れるものではない」と指摘し、「公娼問題の前に男子の頭脳を根本的に洗浄して了はねば」それは不可能であると断じている。なお、ここで向は飛田遊廓問題が起こるわずか前、大正天皇即位式の場に慣例的に芸妓を参列させた男性のセクシュアリティを強烈に批判しているのである³⁰⁸。芸妓とは一般的に娼妓とは異なり、売春は公認されていなかったが、当時一般的に準公娼と理解され、娼妓とともに「醜業婦」とみなされていた。しかし当時の男性の多くは、芸妓という「醜業婦」をこのような公の場に同行させることに対し、抵抗感はまったく薄かったのである。

このように、以上の公娼制度肯定論者に共通していることは、公娼廃止は理想であるものの、現実問題としての当時の男性セクシュアリティの問題点を強調し、その未熟さゆえに存娼やむなしと考えている点である。そして、理想である公娼廃止に向けて男性セクシュアリティを改革するためには「性教育」が不可欠であるという点でもほぼ一致している。ただし、批評家の松村介石が性教育を施すと「恥知らず礼儀知らずになる計りだ」と批判しているように³⁰⁹、性教育に批判的な者も存在することについても留意しておく必要があるだろう。ただし、ここでいう性教育とは、現代的な異性の身体を正しく理解し、男女の対等な関係を築く態度を教育しようとしたものではなく、貞操道徳と性病の危険性など衛生に関する知識を養うことを目的とした狭いものであった。

実はこの公娼制度そのものには反対せずという意識は、飛田遊廓の設置に反対して

いる人々もまた同様に持っていたのである。飛田遊郭問題は大阪府会においても議論 されており、1916年12月16日の大阪府市部会には、建議案として「遊廓地指定告示 取消ニ関スル意見書」が提出され、採択の結果否決されている。その意見書の内容も また、飛田遊廓反対同盟会の『飛田遊廓反対意見』とほぼ同じで、主に飛田の地域的 特徴・手続き上の問題・告示前の指定地漏洩(土地買収)問題等を理由に指定取り消 しを要求するものであった。しかし議論の間に「反対論者ノ色々ノ意見ヲ承ハリ、又 世上ニ於テ言フテ居ル色々ナ事ヲ今日マデ聞イテ見マスルニ、ソレハ廃娼論ト云フコ ト、我々ノ反対論トヲ誤ツ茶ニシテ居ル[中略…引用者]、我々ハ今廃娼論ヲ唱ヘテ居 ルノデナイ」、「我々共ハ決シテ公娼ニ反対スルノデハナイ、私娼ヲ取締ル上ニ於テハ 公娼モ必要デアリマセウ、併シナガラ其ノ時代遅レナル遊廓ヲ新タニ造ルト云フコト ハ宜クナイ、斯ウ云フ見地デアル」といった発言がなされている。これは賛成議員の 発言「人口ノ増加ト共ニ娼妓ヲ増加スルノ要アリト云フコトハ、既ニ遊廓ノ存在ナル モノヲ認ムル以上ハ当然来ルベキ論決デアル」「遊廓設置ト云フモノハ社会ニ比較的激 甚ノ害毒ヲ流ス私娼ニ代ツテ比較的害毒ノ少ナキ公娼ヲ置くノデアル」という意見と、 公娼制度の是非という点では根本的に変わるものではないと言えよう³¹⁰。反対議員は 飛田の地域性、住宅地や教育機関との関係を問題にしていたに過ぎなかったのである。 では、男性セクシュアリティを改革するために「性教育」が不可欠であるという意 見が各方面から出されていたが、それを具体的に議論し研究すべき教育界は、この性 教育の要求はもちろん、飛田遊廓問題に対し、いかなる反応を示したのであろうか。 果たして「性教育」を通じて飛田遊廓をはじめとした当時の男性セクシュアリティを めぐる問題に正面から取り組もうとしたのであろうか。

(4)教育界の反応

大阪では、学校、父母、学生を巻き込み、大きな教育問題として注目された飛田遊廓問題であったが、『教育時論』や『教育学術界』など、管見の限り有力な教育ジャーナリズムで、この問題は取り上げられていない。これはいったいどういうことであろうか。すなわち、この沈黙こそが、教育の飛田遊廓問題に関するメッセージだと考えられよう。また、「性教育」に関しても、この時期、唯一『教育時論』だけが、通俗性科学者の第一人者としてその後全国に名を馳せることになる澤田順次郎の「性欲教育に就いて」を5回連載しているに過ぎない。澤田はそこで中等教育における衛生教育を柱とした「性教育」の重要性を強調しているが、こうした「性教育」が学校現場ではなかなか受け入れられない現実を批判的に訴えている³¹¹。なお、澤田も廃娼論者であり、ちょうど飛田遊郭問題で沸いていた同時期に『廓清』でも廃娼の前提となる性

教育の重要性を説いている312。

飛田遊廓問題とともに「性教育」さえもが教育ジャーナリズムでほとんど取り扱われなかった背景には、おそらくセクシュアリティに対する教育界における共通の姿勢があったからに違いない。そこでここでは、「性教育」をめぐる学校現場の内実に目を向けてみることにする。1912年1月の『中央公論』27年1号には、教育関係者65名による「性欲に関する知識を与ふる」ことに関する意見が掲載されていることはすでに触れたが、質問に答えた65名の教育関係者のうち、衛生の知識を付与することを目的とした「性教育」に大きな批判も無く賛同している教育関係者は、わずかであり、それ以外の者は程度の差はあれ何らかの点で批判的であった。そして、その理由は、こうした知識を施すとむしろ性欲を刺激するなど逆に悪影響の恐れがあるとする認識によるものが多く、26名がその点を指摘している。また、飛田遊廓設置反対運動が頓挫した直後の1920年に澤田順次郎は自ら主幹の雑誌『性』を発刊したが、そこでもこの「性教育」の是非に関するアンケートが行われている。その結果は次の表の通りである313

表 2-1 職種別発送数、回答数

職種	発送数	回答数
師範学校長及び女子師範学校長	27	10
公私立中学校長及び教諭	62	18
公私立高等女学校長	34	16
官私立大学教授及び講師	12	5
高等師範学校及び高等学校教授	5	3
社会政策家、評論家及び医師等	10	9
合 計	150	61

表 2-2 回答の内容とその回答数

回答内容	回答数
全然不可と絶叫するもの	5
方法を誤るときは、弊害を生ずるによりて不可なりといふもの	7
全然可とするもの	20
程度方法の宜しきを得るときは、可なりといふもの	24
方法と態度とに依りて、可否を定むべしといふもの	3
一層の研究を纏たる上にてといふもの	1
意見なきもの	1
合 計	61

表 2-2 を参照すれば、条件付可というものも含めて、性教育を学校で行うべきだという意見の割合が半数を超えている。よって、1902 年の段階から比べるとかなり性教育に対する理解が深まってきたと見ることができかもしれない。しかし、澤田自身も指摘しているように、表 1 の回答を控えた半数以上の存在に留意する必要があるだろう。多忙のためアンケートの回答に時間を割くことができなかった例も少なからずあったであろうが、澤田はそれにしても数が多すぎると懸念している。当時の教育界は性教育ないしセクシュアリティをめぐる問題に関し、極力触れたくないという消極的な意識に支配されていたのではないかということを、この調査から読み取ることができるのではないだろうか。

確かに、飛田遊廓問題に直接関わらざるを得なかった近隣の諸学校の学校関係者や父母は、遊廓の存在から子弟が被る直接的な悪影響を危惧し、反対運動に自ら積極的に身を投じる必要があったため、この運動は大阪内部では短い期間ではあったがきわめて大きな盛り上がりをみせた。しかし、教育界一般の意識とは大きな食い違いがあった。すなわち、教育ジャーナリズムでこの問題が一切取り上げられなかったということが、こうしたセクシュアリティをめぐる問題に教育界全体が消極的な態度に占められていたということを意味している。おそらくは当時の教育関係者に広く定着していた「性」に関するあらゆる存在や情報に対して、生徒や若者のセクシュアリティを歪めるものとして危険視するような意識構造が、飛田遊廓の新設による教育の問題点に言及することすら不可能にさせてしまっていたのであろう。そもそも、当時の日本では教育者も含めて公娼制度を男性セクシュアリティの現状にかんがみ不可欠であるとみなす傾向も広く見られた。飛田遊廓の問題を自らの問題として実感できない人々が、大阪のこの市民運動に共感できるはずも無いことは言うまでも無かったともいえる。

その後もやはり、教育現場で「性教育」の実践が普及することは無かった。その一方で、1920年代になると澤田順次郎や羽太鋭治などを中心とする通俗性科学の時代が到来する。澤田らは膨大な数の単行本を出版し、雑誌も飛ぶように売れた。1910年代における性教育に対する教育界の否定的な態度は、メディアによる性教育の普及を推し進めることになったのである。

156 森鷗外『月草』春陽堂、1896 年、p.1。

- 157 田山花袋『蒲団・重右衛門の最後』新潮文庫、p. 45。
- 158 同上、p. 62。
- 159 同上、p. 77。
- 160 同上、p.88。
- 161 川村邦光『セクシュアリテイの近代』講談社、1996 年、pp. 98-101。
- 162 林葉子「文明化と〈男らしさ〉の再構築—1910 年代の『廓清』に見る性欲論」荻野美穂編著『〈性〉の分割線—近・現代日本のジェンダーと身体』青弓社、2009 年。
- 163 鳩山春子「芸妓の跋扈と家庭の婦人(二)」『廓清』第4巻第2号、1914年2月。
- ¹⁶⁴ 伊藤江南「数字上より観たる全国各方面の風教状態」『廓清』第6巻第2号、1916年2月。
- 165 松浦有志太郎「長井博士の公娼論を評す」、『廓清』第6巻第5号、1916年5月。
- 166 同上。
- ¹⁶⁷ 松浦有志太郎「衛生上より娼妓を必要とするや」『廓清』第2巻第4号、1912年4月。
- 168 色川栄子「弱き者よ汝の名は男也」『廓清』第6巻第8号、1916年8月。
- 169 福島四郎「公娼問題に対する持論」『廓清』第1巻第6号、1911年11月。
- 170 「廓清会とは何ぞや(其二)男女貞操会」『廓清』第2巻第2号、1912年2月。
- 171 前掲「廓清会とは何ぞや(其一)放蕩禁止会」。
- 172 安部磯雄「公娼制度と社会の風儀」『廓清』第1巻第1号、1911年7月。
- 173 上杉慎吉「娼婦公認制度の誤謬(一)」『廓清』第5巻第3号、1915年3月。
- 174 同上。
- 175 内ヶ崎作三郎「人生の鼓吹者」『廓清』第6巻第3号、1916年3月。
- 176 前掲『廓清』第1巻第1号、目次。
- 177 安部磯雄「宜しく臭いものに蓋すべし」『廓清』第5巻第11号、1915年11月。
- 178 前掲「廓清会とは何ぞや(其二)」。
- 179 島田三郎「社会の基礎 (二)」『廓清』第2巻第6号、1912年6月。
- ¹⁸⁰ 澤田順次郎「私娼撲滅及廃娼の根本的政策を論ず」『廓清』第6巻第6号、1916年6月。
- 181 三輪田元道「国民の品性」『廓清』第2巻第3号、廓清会、1912年3月。
- 182 島田三郎「空論に非ず実地の問題也」『廓清』第1巻第1号、廓清会、1911年7月。
- 183 内ヶ崎作三郎「文明とは何ぞや」『廓清』第5巻第8号、廓清会、1915年9月。
- 184 前掲、内ヶ崎「人生の鼓吹者」
- 185 島田三郎「社会の基礎 (三)」『婦人新報』第 185 号、1912 年 11 月。
- ¹⁸⁶ 宮田修「廃娼問題と婦人」『婦人新報』第 186 号、1912 年 12 月。
- 187 大隈重信「当局者の反省を促す」『廓清』第4巻第1号、1914年1月。
- 188 徳富蘇峰「当今の青年と社会の気風」『中央公論』第20巻第1号、1905年。
- 189 内田魯庵「自殺について」(1908 年)(『内田魯庵全集 6』ゆまに書房、1984 年)。
- 190 金子明雄「メディアの中の死」『文学』第5巻第3号、1994年。
- 191 金子明雄、前掲。
- 192 「暗黒面の青年男女(一)」『東京二六新聞』、1906年8月10日。
- 193 「男女学生の暗黒面 男学生の堕落(一)」『萬朝報』、19906年6月16日。
- 194 「男女学生の暗黒面 男学生の堕落 (七)」『萬朝報』、1906 年 6 月 29 日。
- 195 「男女学生の暗黒面 女学生の堕落 (一)」『萬朝報』、1906年7月3日。
- 196 「中学生に花柳病患者夥し」『萬朝報』、1906年7月20日。
- 197 「教育社界の一問題(中学卒業生の花柳病)」『東京朝日新聞』、1906年7月21日。

- ¹⁹⁸ 「学生の花柳病」『読売新聞』、1906 年 8 月 3 日、一面。実際は 3500 余名の入学志願者のうち、病気による不合格者はわずかに 17 名のみであって、その内 12 名が淋病、1 名が梅毒、3 名が肺結核書記患者であったという。
- 199 井上哲次郎『倫理と教育』弘道館、1908年、180-187頁。
- 200 留岡幸助『社会と人道』、1910年、警醒社書店、128頁。
- 201 「暗黒面の青年男女(一)」『東京二六新聞』、1906年8月10日。
- 202 田山花袋『蒲団』(『現代文蒙名作全集 17 田山花袋集』) 河出書房、1953年。
- 203 石川天崖『東京学』育成会、1909年。
- 204 同上。
- 205 曙女史「東京女学生風俗」『女学世界』第9巻第14号、1909年。
- 206 同上。
- 207 むらさき女史『東京女学校のぞき』須原啓興社、1916年。
- 208 『滑稽新聞』1905年1月1日号(ゆまに書房、1993年)。
- 209 前掲、むらさき女史『東京女学校のぞき』
- 210 加藤弘之『新文明の利弊』金港堂書籍、1908年。
- 211 『読売新聞』1902年2月10日。
- 212 『教育時論』1902年2月。
- 213 林吾一「女子教育諸大家の談話」『読売新聞』1902年11月13日
- 214 「父兄へ御注意(女学生の取締)」『読売新聞』1905年5月20日
- 215 中村木公編『実地精査 女子遊学便覧』女子文壇社、1906年。
- 216 前掲、曙女史「東京女学生風俗」
- 217 『教育時論』1909年9月。
- ²¹⁸ 「文部省訓令第一号」『法令全書 明治三十九年 訓令』、pp. 148-149。
- ²¹⁹ 村上俊亮・坂田吉雄編『明治文化史』教育道徳編、洋々社、1955 年、pp. 633-640。
- 220 「文部大臣の訓令」『萬朝報』、1906年6月11日。
- ²²¹ 1908 年 9 月 19 日付『読売新聞』新聞には「日本の小説ではどうしても自然主義の物か小杉天外さんのものでなくちやだめですよ」と東京堂書店の店長が語ったという記事が掲載されている。
- ²²² 「少年の読物」『教育時論』第856号、1909年1月25日、p.43。
- ²²³ 西園寺公望内閣は、1906年2月に片山潜、堺枯川、西川光次郎らの日本社会党の 結党を公認したように、社会主義に対して比較的寛容であった。この件に関しては、 本山幸彦『近代日本の政治と教育』(ミネルヴァ書房、1972年)等を参照されたい。
- ²²⁴ 「学生取締概況」『教育時論』第 765 号、1906 年 7 月 15 日、p. 38。
- 225 「下宿屋の改良(一)」『読売新聞』1907年1月30日。
- ²²⁶ 留岡幸助『社会と人道』警醒社書店、1910年、p.128。
- ²²⁷ 「風俗取締り刷新の議」『教育時論』第 763 号、1906 年 6 月 25 日、p. 35。
- ²²⁸ 「生徒校外取締と其方法」『教育時論』第 811 号、1907 年 10 月 25 日、p. 30。
- ²²⁹ 「学校教員及生徒ノ舞踏又ハ活人画等青年を誤リ易キ挙動ニ関スル取締方」『文部省例規類纂』第3巻、pp. 595-596。
- ²³⁰ 1909 年 4 月の高等学校長会議、同年 7 月 12 日の中学校長会議、1910 年 5 月 20 日の師範学校長会議において訓示を発し、学生や生徒の読む図書の取り締まり強化を求めている。
- ²³¹ 「生徒指導監督上ニ関スル件」「文書類纂・学事・例規」、1909 年(東京都公文書 館所蔵)。
- ²³² 「文相高等学校長会訓示」『教育時論』第 865 号、1909 年 4 月 25 日、pp. 32-33。
- ²³³ 「文相の地方官会訓示」『教育時論』第 868 号、1909 年 5 月 25 日、pp. 15-17。

- ²³⁴ 日比谷高校百年史編集委員会編『日比谷高校百年史』上、1979、pp. 665。
- ²³⁵ 「小松原文相の演説」『教育時論』第 841 号、1908 年 8 月 25 日、p. 33。
- ²³⁶ 小松原英太郎『教育論』、二松堂書店、1911 年、p. 174-184。
- ²³⁷ 宮地正人『日露戦後政治史の研究』、東京大学出版会、1973 年、p. 21。
- ²³⁸ 小松原英太郎、前掲書、pp. 20-26。
- ²³⁹ 「文部省訓令第十三号」『法令全書 明治四十二年 訓令』、p. 274。
- ²⁴⁰ 安部磯雄編『帝国議会教育議事総覧』3、臨川書店、1971 年、p. 46。
- ²⁴¹ 三井須美子は当教科書をこのように表現しているが(三井「家族国家観による「国民道徳」の形成過程[その2]」『都留文科大学研究紀要』第33集、1990年、p.1)、実際に教科書内容を見てみるとこの時期の「国民道徳」の主要な要素がすべて含みこまされていることがわかるだろう。なおこの時期の「国民道徳」の内容に関しては、『国民道徳二関スル講演』(文部省、1911年)が詳細に語っている。
- ²⁴² 小松原英太郎君伝記編纂実行委員会編『小松原英太郎君事略』1924 年、pp. 82-83。
- ²⁴³ 「文部大臣の訓示演説」『帝国教育』第 334 号、1910 年 5 月 10 日、p. 2。
- ²⁴⁴ 「大逆事件」とは信州の社会主義者宮下太吉ら四名が、「爆発物取締罰則違反」で逮捕されたいわゆる「明科事件」を発端にして起こった、政府による社会主義者・無政府主義者に対する一大弾圧事件である。この明科事件の逮捕者が社会主義者の中心人物である幸徳秋水と強いつながりを持った者であったことから、政府はこの事件を利用し、天皇暗殺の「一大陰謀事件」を捏造し、幸徳をはじめとする全国の社会主義者を一網打尽に抹殺しようと企んだのであり、その結果 26 名が逮捕され 24 名に死刑判決が下されるという「大逆事件」となったのである。
- ²⁴⁵ 『帝国議会衆議院委員会議録』62、東京大学出版会、1989年、p. 56。
- ²⁴⁶ 同上、pp. 57-58。
- ²⁴⁷ 『帝国議会貴族院議事速記録』 27、東京大学出版会、1981 年、pp. 161-362。
- ²⁴⁸ 小松原英太郎、前掲書、pp. 309-311。
- 249 同上。
- ²⁵⁰ 宮城県教育委員会編『宮城県教育百年史』第四巻、ぎょうせい、1979 年、pp. 729-732。
- ²⁵¹ 例えば、「悪思潮と教育」『教育時論』第 917 号、1910 年 10 月 5 日、pp. 1-2。
- ²⁵² 小松原英太郎君伝記編纂実行委員会編、前掲書、p. 114。
- 253 同上。
- 254 同前、p. 122。
- 255 同上。
- ²⁵⁶ 小松原英太郎、前掲書、pp. 255-256。
- ²⁵⁷ 編纂委員は帝国図書館長田中稲城、帝国大学図書館長和田萬吉、早稲田大学図書館 長市島謙吉、日比谷図書館長渡辺又次郎、府立京都図書館長湯浅吉郎、府立大阪図書 館長今井貫一、県立山口図書館長佐野友三郎の7名。
- 258 文部省『図書館書籍標準目録』国定教科書共同販売所、1911年。
- ²⁵⁹ 富士川游「学齢児童の色情に就きて」『児童研究』第2巻第9号、1900年5月、pp. 12-18。
- ²⁶⁰ 富士川游「性慾教育問題」『中央公論』第 23 年第 10 号、1908 年、p. 28。
- ²⁶¹ 富士川游「色情ノ教育」『児童研究』第 12 巻第 1 号、1908 年 7 月、p. 33。
- ²⁶² 富士川游「性慾教育問題」、前掲、p. 27。
- 263 同前、p. 29。
- 264 同前、p. 37。
- 265 鷲山彌生「性欲の大弊害(上)」『読売新聞』、1908年9月30日。
- 266 向軍次「性慾問題を子弟に教ふるの利害(中)」『読売新聞』、1908年9月3日。
- ²⁶⁷ 吉田熊次「性慾問題を子弟に教ふるの利害(上)」『読売新聞』、1908年 10月7日。

- ²⁶⁸ 清水實降『中央公論』第 27 年第 1 号、1912 年 1 月 1 日、p. 186。
- ²⁶⁹ 佐藤穂三郎『中央公論』第 27 年第 1 号、p. 183。
- 270 下田次郎「性慾問題を子弟に教ふるの利害(下)」『読売新聞』、1908年9月13日。
- ²⁷¹ 西岡嘉藏『中央公論』第 27 年第 1 号、p. 190。
- ²⁷² 渡邊敏『中央公論』第 27 年第 1 号、p. 192。
- ²⁷³ 菊池謙次郎『中央公論』第 27 年第 1 号、p. 208。
- ²⁷⁴ 溝口鹿次郎『中央公論』第 27 年第 1 号、p. 181。
- ²⁷⁵ 日比野寬『中央公論』第 27 年第 1 号、p. 186。
- ²⁷⁶ 阿部虎之助『中央公論』第 27 年第 1 号、p. 184。
- ²⁷⁷ 東基吉『中央公論』第 27 年第 1 号、p. 200。
- ²⁷⁸ 本間小左衛門『中央公論』第 27 年第 1 号、p. 210。
- ²⁷⁹ 中山文雄『中央公論』第 27 年第 1 号、p. 187。
- ²⁸⁰ 太田秀穂『中央公論』第 27 年第 1 号、p. 202。
- ²⁸¹ 吉見周子「飛田遊廓設置反対闘争」(『売娼の社会史』雄山閣、1984年、pp. 119-131)。
- ²⁸² 寺川健治『大阪における廃娼運動―飛田遊廓新設問題の場合』(『津田秀夫先生古希記念 封建社会と近代』同朋舎、1989 年、pp. 805-821)
- ²⁸³ 住友元美「公娼問題と都市生活—1910年代の大阪、飛田遊廓設置問題を事例に」 (『歴史の理論と教育』第 102 号、名古屋歴史科学研究会、1998 年、pp. 1-13)
- 284 「大阪府公報」号外、1916年4月15日。
- 285 「大阪府公報」号外、1909年9月10日。
- 286 「大阪府公報」号外、1912年2月5日。
- 287 「大阪朝日新聞」1916年4月19日付。
- ²⁸⁸ 「大阪毎日新聞」1916 年 5 月 1 日付。
- 289 「大阪毎日新聞」1916年4月20日付。
- ²⁹⁰ 竹村民郎『廃娼運動』中公新書、1982 年、pp. 80-81。
- ²⁹¹ 飛田遊廓反対同盟会『飛田遊廓反対意見』1916年10月、p. 97。
- 292 同前書、pp. 98-100。
- ²⁹³ 「飛田遊廓事件大運動記」『廓清』第6巻第5号、1916年5月、p. 46。
- 294 「大阪毎日新聞」1916年4月27日付。
- ²⁹⁵ 飛田遊廓反対同盟会、前掲書、pp. 129-130。
- 296 「大阪毎日新聞」1916年4月27日付。
- ²⁹⁷ 飛田遊廓反対同盟会、前掲書、pp. 107-109。
- 298 「大阪毎日新聞」1916年5月28日付
- ²⁹⁹ 飛田遊廓反対同盟会、前掲書、pp. 114-115。
- 300 飛田遊廓反対同盟会、前掲書、p. 109。
- ³⁰¹ 守屋東「飛田遊廓と母の叫び」『婦人新報』第 233 号、1916 年 11 月、pp. 13-14、小林隆之助「飛田遊廓設置反対運動経過」『廓清』第 6 巻第 11 号、1916 年 11 月、p. 36。
- 302 吉見周子、前掲書、pp. 120-121。
- 303 江原素六「風紀政策の逆転」『廓清』第6巻第6号、1915年6月、p.34。
- 304 同上。
- ³⁰⁵ 下田次郎「女子教育家は之を何と観るか」『新日本』第6巻第4号、1916年4月、pp. 116-117。
- 306 永井潜「医学者は之を何と観るか」、同上、1916年4月、pp. 124-125。
- 307 尾崎行雄「政治家は之を何と観るか」、同上、pp. 126-128。
- 308 向軍治「局外者は之を何と観るか」、同上、pp. 129-131。
- 309 松村介石「局外者は之を何と観るか」、同上、pp. 132-134。

³¹⁰ 大阪府地方課『大正五年中府会速記録』1917年(大阪府公文書館所蔵)。

 $^{^{311}}$ 澤田順次郎 「性欲教育に就いて (一) 《教育家及び医師に激す》」 『教育時論』第 1135 号、1916 年 7 月、pp. 13-15。

^{312「}私娼撲滅及び廃娼の根本的政策を論ず」『廓清』第6巻第6号、1916年6月、pp. 21-30。

 $^{^{313}}$ 澤田順次郎 「性的教育に対する記者の意見」 『性』 第 1 巻第 4 号、1920 年 4 月 1 日、pp. 130-133。

第3章 多様化し変質する男性セクシュアリティ

1. 1920 年代の廃娼運動全盛期における「廓清会」の理念

(1) 廓清会の拡大と人道主義の論理構造

近代公娼制度の下、植民地や委任統治領を含め日本各地で繰り返されていた買売春に対し、日本人男性はどのような眼差しで見ていたのだろうか。本節で明らかにしようとする課題はここにある。本節?では、国際連盟が発足するなど、世界的に国際平和・国際協調の機運が高まり、日本でも人権に対する意識が高まり社会運動が活発化する1920年代に時代を移し、廃娼運動団体「廓清会」の活動とその理念から、買売春をめぐる男性の視点を考察する。

1921年、婦女売買禁止の国際条約が制定され、それは日本の廃娼運動にきわめて大きな後ろ盾を与えた。この条約は、21歳未満の女性を売春に勧誘することを禁止し、21歳以上の女性に対しては本人の意思に反し、詐欺、暴行、脅迫など強制的な手段を用いて売春を強要することを禁じるものであった。すなわち、娼妓取締規則(1900年)で 18歳以上の女性が娼妓になることを公認している日本の公娼制度は、国際条約に明らかに違反していることになったのである。

こうした国際社会の動向は、日本国内にも強い衝撃を与えた。とくに一等国としての対外的面子を何よりも重んじる外務省に対して、日本の公娼制度を廃止するか、娼妓になることを許可する年齢を、条約の基準である 21 歳まで引き上げるべきだという判断を迫ることになった。しかし、国内事情に鑑みて公娼制度を廃止することは時機尚早だとする内務省の強い意向により、1925年における条約の批准にあたって、日本は条約の年齢規定を保留し、さらに植民地である朝鮮、台湾、関東租借地、樺太、南洋の委任統治領を条約の対象地域から省かざるをえなかった。これに対し廓清会や婦人矯風会は、政府の決定に対する反対運動を繰り広げることになる314。

こうした状況下、1924 年 7 月、初代廓清会会長・島田三郎の逝去を受けて安部磯雄が廓清会の理事長に就任すると、組織の大幅な改革が断行された。専門部局として、編集部、調査部、宣伝部、庶務部、社会部、さらに教育部が設置され、より多様で効果的な廃娼運動を展開する強力な組織体となったのである。とりわけ、教育部の設置により、廓清会の活動理念に基づく「知識思想ノ開拓、演説、公演」といった活動が重視された³¹⁵。また、1926 年に日本キリスト教婦人矯風会(以後、矯風会)との連合組織である廓清会婦人矯風会廃娼連盟(以後、廃娼連盟)が結成されると、廃娼が唯一成功していた群馬県にならい、地方議会に公娼制度の廃止を働きかけるための支部設置運動を活発化させた。その結果、1930 年には埼玉県が廃娼に成功し、1931 年まで

には秋田、福島、福井、新潟、長野、神奈川、沖縄の7県が廃娼決議を宣言するに至る。さらには、国家に対しても、公娼制度の完全な撤廃を働きかけはじめる。安部は1926年12月に社会民衆党を結成し、代議士として無産階層の立場から公娼制度の廃止を主張したのである。1929年3月19日には、安部に加え、星島二郎、三宅磐の3名により「公娼制度廃止ニ関スル法律案」が第56回帝国議会衆議院に提出された316。1900年に公布された内務省令「娼妓取締規則」の廃止を求めたのである。さらに、1931年の第59帝国議会にも再び「公娼制度廃止ニ関スル法律案」が提出され、再び廃案となったものの、浜口内閣をして公娼制度を一種の奴隷制度と認識させるまでに至っている317。このように、まさに1920年代は廃娼運動がこれまでになく効果をあげた時期であるといえよう。

なお、第 56 帝国議会における公娼廃止法案をめぐり交わされた議論は、当時の日本国内における廃娼派と存娼派との間の論争の縮図であったと考えられる。安部らはそこで、人道、風紀、衛生の3方面から廃娼の正当性を訴えたが、それは廓清会の廃娼理論とまったく同じ内容であったといってよい。人道の面から見れば、公娼は前借金と抱主制度によって自由を奪われていることが問題となる。次に、風紀の面から見れば、性の売買という不道徳行為が公認されていること、そして遊廓や売春婦が町の一角に見えるままに存在していることは、国民の道徳性に悪影響を与えるということが問題となる。そして、衛生の面から見れば、梅毒検査の内容はあまりにも大雑把であり、性病蔓延の防波堤としては十分に機能しないことが問題となる。

ただし、これらを主張する前提として、議会において多数を占める存娼派を説得するため、彼らは存娼論の最大の根拠ともいえる点を強く意識した姿勢を打ち出している。すなわち、当法案はあくまでも公娼制度の廃止を目的としているものであり、私娼までも完全に排除しようとするものではないことを強調したのである。男性の性欲をコントロールすることは完全には不可能であるという「性欲自然主義」認識に支えられていた存娼派の論理を受け入れた上で、制度的欠陥という方向から廃娼を訴えかける戦術を採用した。しかしそれでもなお、「最モ性ノ欲求ノ旺盛ナル者、殊二労働者階級ニ対シテ之ヲ合法的ニ、経済的ニ、簡単ニ調節スベキモノハ公娼制度ノ外ナイト信ズル」³¹⁸という意見や、男性の性欲を適切に調整し、日本固有の家族制度を維持することに貢献してきた公娼制度を廃止するには、よほどの理由が必要となるという反対意見が出ている。結局当法案は廃案となったことからもわかるように、こうした男性の性欲に関する特有の認識が廃娼の大きな障壁になっていたのである。

存娼論が根強く支持されていた当時の日本において、廓清会は先の3つの論拠の中でもとくに人道主義を筆頭に掲げ、人々の同情心に訴える廃娼論を展開していく。では、彼らが繰り返し取り上げて糾弾する公娼制度の反人道的な側面とはどのようなものであったのか。たとえば、安部磯雄は1930年2月の『廓清』誌上で、「抱主から見

ると娼妓は前金を払つて買入れた商品にすぎない」という「人身売買」による娼妓の商品化に起因する娼妓「虐待」の典型例を 4 点紹介する。第 1 は、貸座敷業者や仲介業者が、娼妓の前借金や稼ぎの大部分を搾取してしまうという例である。第 2 は、梅毒などの病気に罹ったとしても、入院や休業をすることが許されないという例である。第 3 は、売春の結果妊娠したとしても、養育費をすべて娼妓自身が負担しなくてはならないという例である。第 4 は、十分な食べ物を与えられないまま営業を強要されるという例である 3^{19} 。

娼妓が自らの判断で売春業を止める、いわゆる「自由廃業」の権利は、1900年の「娼妓取締規則」により認められていた。しかし、「警察の手心で自由廃業を取扱ふこととなり、廃業を願ふ娼妓がある時には、楼主を呼び出して『示談』させ、或はその親を呼び出して之と『協議』させ、警察官又之に、所謂『説論』を加へて廃業の意志を翻へさしめ、之を遊廓に送り戻す」ようなことが頻繁に生じていた320。実際は娼妓が自分の意志で売春から足を洗うことはかなりの困難を伴うものであったのである。こうした事実からも、安部は公娼制度を「奴隷制度」と性格づけ321、同様の事例をたびたび『廓清』で取り上げ、公娼制度とともに、それを擁護する反人道的な存在として警察を激しく批判することになる。

このように、廓清会は「人身売買」ないし「奴隷制度」を公娼制度における反人道 の最たるものとして位置づけ、その当時の娼妓たちが置かれていた境遇の過酷さを明 らかにすることで、廃娼運動の正当性を訴えたのである。安部自身もまた、廓清会の 廃娼運動は「梅毒とか性欲の問題でなく、奴隷解放運動である」と表明している322。 ただし、この「奴隷」とは男性からの性的暴力に苦しむ女性を総て含んだものではな かった。彼らは人道に反する公娼は廃止しなくてはならないと激しく主張する一方で、 前借金や抱主から解放され、自由意志により売春行為をしているように見える私娼は 人道問題から除外する。「公娼は人道問題である。これに反して私娼は道徳問題」と区 別するのである。彼らの人道問題とは、公娼制度における"抱主―娼妓"という雇用 関係の不平等であり、男性による女性の性的搾取そのものではない。したがって、雇 用関係が改善されれば、ある程度は公娼制度の継続にも反対はしないという論理が展 開される。すなわち、安部は「醜業を営むのは苦痛であるが、それは始めに承知して 居るのであるから、せめて食物その他の取扱が女中位」であり、「貸座敷があゝした堂々 たる建物でなく、普通の店のやうな建物で、そして本人も楼主も相当の利益を得ると 云ふのならば」目を瞑るというのである³²³。このように、廓清会の人道主義は、買売 春それ自体が孕む反人権的側面にまでは踏み込めなかった。これは女性に対する人権 思想に希薄であった時代的な制約を一部に受けたものであったと見ることができよう。

(2)「人道主義」の矛盾

したがって、廓清会の人道主義は、はじめから多くの矛盾との戦いであったといえよう。たとえば、廓清会が繰り返し糾弾していた貸座敷における娼妓の待遇も、当時の人々の目から見れば、どれほど劣悪なものであったのだろうか。娼妓は国家から公認された「職業婦人」に当たるため、非公認の私娼の待遇と較べると比較的良かったとさえ言われている。たとえば、廃娼慎重論者であるものの、社会の暗部に詳しい東京市社会局主事の草間八十雄は³²⁴、日本体性学会発行の通俗性科学雑誌『性』紙上で、「公娼は取締があるので、大体私娼程虐待はしない。私娼の場合だと、本来が陰の仕事なので、抱主との間に稼ぎ高に争ひが起つても訴へることが出来ない」と指摘していた³²⁵。

また、1931 (昭和 6) 年の『廓清』第 22 巻第 11 号から 12 号に掲載された、松宮一 也の「娼妓の日常生活に対する態度研究」は、当時の娼妓の待遇の一端を知ることが できる報告文書である。松宮は、娼妓の日常生活に関して、遊廓付属病院の入院患者 100 人を対象に匿名でアンケートを行った。なお、娼妓病院の所在は明らかではない。

201 相及の口用工店に対する忠反					
	はい		➤ いいえ	合計	
部屋は住み心地よいか	(良い)60	19	(悪い)21	100	
衣服の心配をするか	(心配しない)75		(心配する)16	100	
食事の量は満足か	(満足)90	5	(不満)5	100	
食事の質は満足か	(満足)66	25	(不満)9	100	
好きなものが食べたいときがあるか	(無い)31	47	(有る)22	100	
入浴は十分にするか	(十分)99	0	(不十分)1	100	
病気にかかりはしないかと心配するか	(心配しない)6	11	(心配する)83	100	
客の有無に心配するか	(心配しない)22	28	(心配する)50	100	
睡眠は十分か	(十分)72	18	(不十分)10	100	
勤めの時間をどう思うか	(短い)7	72	(長い)11	90	(注)
休みの時間をどう思うか	(十分)38	45	(不十分)17	100	
女中や女工と比べて今の職業をどう思うか	(良い)11	11	(悪い)78	100	
早く現在の仕事をやめたいか	(止めなくてもも良い)4	31	(すぐに止めたい)65	100	
病気の時の手当ては満足か	(満足)92	6	(不満)2	100	
稼高のことで心配するか	(心配しない)50	20	(心配する)30	100	
主人は親切にするか	(親切)84	14	(不親切)2	100	
同輩の者は親切にするか	(親切)86	11	(不親切)3	100	
遣手は親切にするか	(親切)81	17	(不親切)2	100	
番頭は親切にするか	(親切)81	18	(不親切)7	100	
客は一般に親切にするか	(親切)41	51	(不親切)8	100	
(注) 人計 (200~100~2) たいのはい 中の	4年 キャー・マーフーロム 」	- 7			

表 3-1 娼妓の日常生活に対する態度

(注)合計が90で100に満たないのは松宮の換算違いであると思われる。

営業成績への心配などの他、たとえば部屋や食事の具合、休み時間や労働時間の長さ、そして抱主の対応など、基本的な雇用環境に不満をもっている者は数字上では少ない。もちろん、たとえ匿名であったとしても、労働環境への不満を正直に訴えることは、弱い立場にある彼女たちにとって困難なことは推測できるが、雇用環境に不満を持つ者が少なかった点は、注目される。ただし、「女工」や「女中」にくらべて、公娼というものが「醜業」であり、したがって出来るだけすぐに止めたいという思いは、

多くの娼妓が持っていたことは明らかである。このことからも、公娼制度における本質的な問題は、その雇用形態にあるのではなく、買売春それ自体がはらむ女性の尊厳の侵害という面にあったといえよう。

このような調査結果に対し、廓清会員である松宮から次のような指摘がなされる。 すなわち、被験者のうちに山形や秋田など東北地方からの出身者が多いという事実を

ふまえて、松宮は、「娼妓に娘を売る程の農家の生活状態は、寧ろ生活の物質を発さから言べば、 「若い無智なはでい」ため、 「若い無智な娘達」にある。 「おいたで水に浸して労働するのと、都会の真中にあった。

理由	人数	%
うため	364	4
死亡もしくは病のため	160	19
保育救助するため	86	1(
歩うため	55	

父母同胞の死亡もしくは病のため16019.8父母同胞を保育救助するため8610.6家の零落を救うため556.8自己の借銭を整理するため10112.5分娩並びに育児の費用を要するため293.6本人の希望40.5父母の勧めに依るの他何等の理由を知らない者101.2合計809100.0

表 3-2 娼妓となる理

て例へ自由は束縛されて居るとは言ふものゝ左程の骨身に堪へる労働をすることもなく、考へ様に依つては性の満足を得ることもある生活」を選択するのではないかと指摘し、貞操よりも安楽な暮らしを選択してしまった彼女たちの「教育及び道徳観念が余りに低きことを反映して居る」と結論づける326。しかし、表 3-2 で示すまでもなく、彼女たちの多くは自らの「意思」ではなく、家族の生活を支えるために「醜業」についていたことは、一般的に認識されていたはずである。この事実に対し、松宮は「ともかく彼女には家庭の貧困を救ふために身を沈めたものが多く、或娼妓などは楼主を恩人だと言つて尊めて居る程で、旧弊な伝統的家族制度の主従関係は驚く程、厳しく遵奉せられてゐる」と指摘し327、売春が非道徳的な行為であると知りながらも、家族のためという旧来の家族制度に囚われた彼女らの"未熟"な道徳性を批判するのである。

このように、女性の教育程度および道徳性の低さが売春を生み出す原因であるという認識を示す一方で、この時期になると買う側の男性の「意志」を糾す発言はほとんど見られなくなっている。廓清会常任理事である高島米峰は、「一体今日の婦人には、弱い所がある。男の方から見ると、一押し押せば落ちさうだ。こんな処があるから男に騙される」と指摘し、「男子の徳性を向上しむる為めには、女性はもつと強くなつて貰ひたい。そして男性の横暴をこらして貰ひたい。男女共道徳心を向上させて、人間を売買するを止めて欲しい」と主張しているが328、この発言からは男性による買春行為の根源的な要因を、女性の道徳性の低さに求めるとともに、男性みずからの力によって男性の道徳性を向上させようとする「意志」を放棄し、その役割を女性にのみに期待してしまっていることが窺える。

買売春を、男女間の問題ないしは男性の「意志」の問題ではなく、女性の道徳問題 と見なすことで、男性を誘惑し男性を家長とする家庭を崩壊させる加害者として売春 婦は批判され、その一方で男性を被害者として再配置する。とくに男性を誘惑する存 在として批判を集中的に浴びたのは娼妓ではなく、芸妓である。芸妓は基本的には娼 妓と違って公娼制度のもとで売春が公認されていなかったものの、芸の披露に売春行 為を伴うこともしばしばあったようである。娼妓と同じく前借金によって抱主に自由 を拘束され、売春営業を行い、地域によっては梅毒検査も義務付けられていたという 意味で「準公娼」とみなされることもあった。とくに芸妓は上流階層の男性によって 好んで使用されていたし、その誘惑により家庭の安寧がたびたび脅かされていた。ま た、明らかに芸妓と判明する服装や動作で街中を移動する姿も日常的な光景となって いたため、風紀に与える悪影響も危惧されていた。このような芸妓に対し、安部は、 「自分のやつて居る事が悪いと云ふ事を知つて、それを廃めた為めに窮境に陥つて居 ると云ふ場合ならば、大いに同情もし尽力せねばならない」とするものの、基本的に は芸妓に対する積極的な支援を否定する³²⁹。なぜならば、許可されていないにもかか わらず行われている――これをもって彼らは「強制」されていないと見る――芸妓の 売春を、「自由意志」によるものとして断じ、止めようと思えば止められるにもかかわ らず上流階層の男性を取り込むために自らすすんで売春を行い、風紀を乱している女 性として位置づけたからである。すなわち、廓清会の人道主義とは、不本意に売春を 行わされている女性が、売春から足を洗う決心をした場合にのみ、「正道」に復帰させ る援助を差し伸べるものであった。そうではない娼婦は放置されることになるのだが、 「自由意思」による売春はあくまでも道徳問題であり、人道問題ではなかったため、 「自由意思」による売春の解決は先送りされたのである。

しかし、娼婦たちが、売春から足を洗うことは決して簡単なことではなかったことは、すでに述べたとおりである。さらに、芸妓の場合、13歳から芸妓として労働することが許可されており、未成年の少女が「自由廃業」を自らの意思で決断することはまず無理であろう。内務省警保局の調査(表3-3)によると、芸妓のおよそ25%を17歳未満の未成年が占めている。したがって、

表 3-3 娼妓年齡

年 齢	人数	%
14歳未満	2,973	3.9
14歳以上17歳未満	16,431	21.3
17歳以上20歳未満	20,017	26.0
20歳以上25歳未満	21,518	27.9
25歳以上30歳未満	8,885	11.5
30歳以上	7,277	9.4
合 計	77,101	100.0

13歳という幼い時から既に、上流階層の男性に対して売春を強要されてしまった女性が、かなりの程度存在したと思われる。たとえば、牧世軍の助けで「自由廃業」を試みた芸妓が過去に経験した例は、以下のような悲惨なものであった³³⁰。

本人が十三歳になった六月に佐渡の高野屋に、父の治療の為めに金が要ると云ふので、本人の嫌がるのを、父親の為めだと色々説得されて、芸妓の見習をすることになった、その歳の九月則ち本人の十三歳の時座敷で客の相手をして居ると、その客に醜業を強いられたが、嫌だと云って逃げ廻って居ると、主人が来て本人が泣いて嫌がるのを、無理遣り多勢で帯を解き、無理に客の相手をさせられた。

この女性は運よく「自由廃業」に成功したが、上記のように教育の機会を阻害され 幼い時から売春に慣らされ、しかも前借金と家族制度によって拘束されていた女性が、 そう簡単に本来あるべき女性の尊厳に気がつき、売春から足を洗うことを決意すると は考えにくい。しかし、そうした大部分の女性を廓清会は「不道徳」として批判した。

以上のように女性の不道徳性を殊更に批判する一方で、男性による女性の「性的搾取」に関しては、廓清会はほとんど触れることが無かった。そこには、男性セクシュアリティに対する理解が大きく影響していたのであり、それこそが、存娼派と廓清会側の共通認識である「性欲自然主義」である。安部は、「売淫は自然の欲」³³¹であるから、「男女間の不正なる関係と云ふ、道徳方面の問題は寛大に」すべきであるという見解を繰り返し主張する³³²。「性欲自然主義」は存娼論者固有の論理であり、廃娼論者はその考え方にやむなく同調するしかなかったというより、むしろ彼ら廃娼論者の論理の根底にも「性欲自然主義」が存在していたと見るべきであろう。

なお、女性会員を中心とする矯風会が、「性欲自然主義」を否定することで、男性の性道徳を徹底的に糾弾したのとは性格が大きく異なっている。矯風会の久布白落実は、「貞操の売買」が「一種の職業と心得」られており、「日本では鑑札を受けてする商売」であることが人々の罪悪感をますます麻痺させ、男子の性欲は制することができないという口実のもとに「何等かの設備を為さねばならぬと云ふ事を社会が認めて居る」ことを強く批判している³³³。したがって、男子に関しては「国民中、上下挙つて、男子の性欲否獣欲は、これを制する必要なきもの、又制し能はざるものとの誤信を与ふる事」がないよう、性教育が必要であると強調したのである³³⁴。

いずれにしても、廓清会の論調に、当時の男性セクシュアリティの一側面を垣間見ることができる。この時期の廓清会の運動は、奴隷解放運動であり、娼婦の「道徳」の問題は二次的とされたが、こうした男性セクシュアリティに関する認識が基盤になり廃娼論が構築されていたことを見逃してはならない。では、男性の性道徳について、男性自らはどのように理解していたのであろうか。たとえば、廓清会常任理事の高島米峰は、女性に対する公娼制度が無いのは「確に男が女よりも強いといふのが一つの原因」であって、「第一娼夫になるやうな下等な人間がない」と述べ335、男性の方が女性より「本能」である性欲をコントロールする道徳性がそなわっていることを強調している。こうした性差観は、男性を女性による性的「堕落」の被害者として固定し、

売春婦からの誘惑から男性の身を守るため、公娼制度を廃止し、私娼を社会の裏側に 隠さなくてはならないという、社会風紀の観点からの廃娼論の土台となっていた。こ こからは、性道徳のレベルにおける「女性=弱者」、「男性=強者」という性差観を見 ることが出来る。

ただし、男性すべてがこうした道徳性を備えていたと考えていたわけではない。道徳性を備えている、もしくは備えているべきだと見なされていたのは中層・上層の男性であって、下層の男性、たとえば都市労働者などについては、別の見解を示していた。安部は「売淫婦がもし必要とするならば、それは貧しくて妻を持てない人とか、或は若い独身者の中流から下流の男子に必要」でると述べており³³⁶、とくに貧困層における男性の性欲が処理しがたい問題であることを指摘する。なぜならば、晩婚化が労働者など貧困層を中心に進んでいたからである。安部は、若い時期に誰れもが結婚することができる経済状況になれば、やがては買売春もなくなると強調する。そして、経済難のため晩婚化が進んでいる事実に対し、「経済上の関係で、子供が多くなると困る」というのであれば、「家族を飼う事が出来る迄で産児制限をやればよい」と主張したのである³³⁷。

安部は、先送りした道徳問題に対しては、経済構造を改革し階級格差と貧困をなくしてはじめて、対処しうる問題と捉えていた。安部は無産政党の党首という立場から、資本主義こそが貧富の差を生み出し買売春を助長するという認識のもと、資本主義からの脱却、すなわち経済の社会主義化を主張している³³⁸。男性だけではなく女性に対しても、「貧乏と云ふ悲惨がなかつたら、誰れが好んで芸娼妓に身を売るか」として、貧困を売春婦に身を落とす根本原因と位置づけ、貧困さえなくなれば芸娼妓もなくすことが出来ると述べている³³⁹。

経済や社会の変革を訴えるこうした議論が矯風会にはほとんど見られなかったのは、参政権を持たない女性であれば無理もなかった。しかし、売春婦ないし貧困層女性を蔑視し、ブルジョワ的性道徳を掲げた矯風会の運動は³⁴⁰、経済社会の底辺で地際に苦しんでいた貧困層の女性たちにとっては何の後ろ盾にもならなかった。たとえば、婦人水平社の前田はな子は、公娼廃止は「可愛い可愛い娘を金に代へなくてもよい(即ち貧乏人の無い)社会を造るまでは出来なからうと存じます。廃娼問題を叫ぶよりそんな問題の起らない社会制度を造る可く努力しなければなりません」と訴えている³⁴¹。したがって、安部の主張は、貧困層の現実を見据え、彼女たちの悲痛な叫びを受け止めた形になっていたのである。

しかし、それは同時に貧困層の男性セクシュアリティを放置することでもあった。 安部の廃娼論には、もうひとつ重要な特徴がある。安部は後述する通俗性欲雑誌『性』 において、「結婚の真の目的は性欲の満足にある」という論文を発表しているが³⁴²、そ こでは夫婦関係および家庭のなかに男女の性を閉じ込め、どうしてもはやくに結婚す ることが出来ない貧困層の男性の性は、社会の裏面に押し隠した私娼制度において適切に処理するという戦略を示している。「下層社会ならば売淫婦を近付けても止むを得ないとあきらめるが、上流社会にあつて天下の模範となるべき人々が」公娼制度を利用することはあってはならないと述べていることからも分かるが³⁴³、男性のセクシュアリティの特質を階層別に分けて捉え、それぞれ異なった対応をとるべきことを提唱しているのである。

ただし、安部は和歌山県衛生課長が公表した県下遊郭の遊客の年齢調査(表 3-4)を取り上げ³⁴⁴、「これによりて見るも妓楼に上るものが必ずしも独身者でないことが想像される」と指摘し³⁴⁵、婚期が早

表 3-4 和歌山県における遊客数(1914-17

	人数	%
20歳以下	2	0.2
21歳-25歳	227	22.7
26歳-35歳	385	38.5
36歳-45歳	268	26.8
46歳以上	118	11.8
合計	1,000	100.0

まれば自然と買売春が消滅するという理論の不確実さも認めている。しかしその場合であっても、芸娼妓が公に売春営業をしていることによる女性から発せられる誘惑の強さが既婚男性を遊廓へと導く原因として糾弾することに終始するのみであった。

(3)農村部の男性にみられる性行動の特徴

つぎに、当時の一般男性の売春行動の特徴を分析することによって、廓清会の廃娼 論の特質をさらに詳しく検討することにしたい。本節では、対象を山形県における事

例を取り上げる。当時の日本における買売春の特質を明らかにするには、都市だけではなく、こうした農村地域にも目を向ける必要があるといえよう。

本節では、山形県西田川郡鶴岡町の貸座敷、津田屋における1910年の遊客人名簿346を、さらに同町瀧田屋における1927年の遊客人名簿347を分析する。津田屋のものは今回考察対象とした時期よりもやや遡る時期であるが、地方都市では大都市と比べると新しい性文化の浸透が遅れるため、客層に大きな変化はないと思われる。遊客人名簿とは、1900年の「娼妓取締規則」により作成することが義務付けられた台帳であり、そこには遊客の氏

表 3-5 津田屋における遊客数(1910年)

人数	%
0	0.0
490	29.7
789	47.8
319	19.3
51	3.1
2	0.1
1651	100.0
	789 319 51 2

表 3-6 瀧田屋における遊客数(1927年)

	人数	%
10代	0	0.0
20代	402	36.4
30代	334	30.3
40代	266	24.1
50代以上	98	8.9
不明	3	0.3
合計	1103	100.0

名、住所、年齢、登楼・退店時間、相手をした女性、使用した金額が記載されている。 他の地域の遊廓における遊客人名簿には、さらに職業や人相なども記載するところも あった。

津田屋の遊客人名簿を見ると(表 3-5)、1 年間で 1651 名が利用しており、貸座敷に所属する娼妓は6名であるから、娼妓一人当たり、一日 0.76名の遊客の相手をしていたことになる。次に瀧田屋の遊客人名簿を見ると(表 3-6)、1 年間で 1103 名が利用しており、当貸座敷に所属する娼妓は4名、娼妓一人当たりの遊客数は同じく0.76名であった。それほど過酷な労働を強いられていたということではなさそうである。また、双方とも遊客のほとんどが、近隣の西田川郡や隣の東田川郡在住の者であり、遠隔地から来訪した者は極めてまれであった。年齢別に遊客数を見ると、津田屋では、20代が490人、30代が789人、40代が319人、

50 代以上が 51 人、不明が 2 人で、30 代が最も 多く、瀧田屋では、20 代が 402 人、30 代が 334 人、40 代が 266 人、50 代が 98 人、不明が 3 人 で、20 代が最も多い。

遊客の年齢層を、他県とくに大都市における 遊廓の年齢層と比較してみるため、折井美耶子 の分析した新宿遊廓と³⁴⁸、横田冬彦の分析した 京都の2遊廓における遊客数³⁴⁹を表 3-7 と表

表 3-7 新宿遊廓における遊客数 (1942年5月6日-31日)

人数	%
1	0.1
828	76.9
183	17.0
50	4.6
10	0.9
5	0.5
1077	100.0
	183 50 10 5

3-8 にまとめた。すると、新宿と京都では、20 代の遊客の割合が極めて高く、30 代以

降は20~30%に過ぎず、とくに40代以降は僅かであることがわかる。一方、山形の津田屋と瀧田屋および先に挙げた和歌山の遊廓では、30代以降の遊客数の割合が極めて高い。特に津田屋では、当時においては結婚している割合が高い30代以降の人数が総計1159名に及び、全体の70.2%にもなる。津田屋でも、全体の63.3%を占めている。

表 3-8 京都府における遊客数

	人数	%
10代	4	0.6
20代	391	62.5
30代	165	26.4
40代	50	8.0
50代以上	14	2.2
不明	2	0.3
合計	626	100.0

(注)七条新地S家の遊客(1921年11月-1922年4月) と、宮川町Y家の遊客(1921年7月-9月)の合計

和歌山や本研究で分析した山形といった地域では、東京や京都などの大都市と比べると、公娼制度を利用する既婚男性の割合が高くなる。このように年齢層に差が生じた要因を当時の社会事情から推測すると、農村地域から都市に向けて、大量の若い男性労働者が送り出されていたことが考えられる。また、都市部への若い男性の流入により、人口に大きな男女差が生まれ、未婚率が高まったことも背景にあったといえよう。ただ、そうだとしても、地方においては20歳から40歳にかけてまんべんなく公

娼が利用されており、かならずしも結婚したからといって買春行為が抑制さるとはい

えない状態であった。村落共同体において残存していたと考えられる、性に関して「おおらか」な伝統文化の影響かとも考えられるが³⁵⁰、いずれにしても昭和初期の段階であっても、中央と地方との間における男性のセクシュアリティには大きな隔たりがあったことを指摘できよう。

さらに、1918年の発行ではあるが、村上行彰著『売られゆく女』から、当時の買売春事情を検討してみることにしたい³⁵¹。なお、村上行彰は、大阪府の衛生課長で梅毒検査を担当し、廃娼に慎重な立場の人物であるが、娼妓が生み出される社会的要因を突き止めようとするなど、娼妓の立場に同情を示すという意味では廃娼派と気持ちを同じくしていた。したがって、当書の序文は山室軍平に依頼されている。

表 3-9 初交年齡

年 齢	人数	%	
12歳	1	0.0	
13歳	9	0.2	
14歳	60	1.2	
15歳	190	3.9	72.3
16歳	560		
17歳	1,335	27.1	
18歳	1,411	28.6	
19歳	851		
20歳	291	5.9	
21歳	124	2.5	
22歳	52	1.1	
23歳	28	0.6	27.7
24歳	10		
25歳	8		
26歳	1	0.0	
27歳	1	0.0	
合 計	4932	100.)

調査の対象となったのは、大阪府下 5,647 人の娼妓であり、大部分が地方の出身である。彼女たちが生まれ育った家庭の職業は、1,285 人が「農業」で、「商業」965 人、「工業」929 人、「労働者」641 人と続く。すなわち、その多くが地方の農村出身であった。

表 3-9 は、娼妓に なる前からすでに男 性との性的交渉を経 験していた 4,932 人 の娼妓における初交 年齢をまとめたもの である。なお、5,647 名のうち、娼妓とな るまで「純潔」であ

表 3-10 18 歳以下

	-
前職名	人数
家事手伝	66
下婢奉公(子守を含む)	15
製造業(女工)	24
裁縫通い	4
手内職	2
髪結	2
小学生	2
芸妓	39
酌婦	8 47
計	162

表 3-11 19 歳以上

	-	
前職名)	、数
家事手伝		279
製造業(女工)		208
裁縫通い		44
下婢奉公(子守を含む)		92
妾		7
学生等		9
その他		14
料理店雇女	4	
貸座敷雇女	3	
貸座敷入込中	5	177
芸妓	75	
酌婦	90	
計	[830
āT		030

ったと明確に答えることができた者は僅かに 104 名にすぎなかった。娼妓となることが認められる年齢である 18 歳以降に、はじめて異性との性的交渉に及んだ女性は、全体の 27.7%にしか満たず、娼妓となる以前、すなわち 18 歳以下ですでに性的交渉を持っていた割合は、全体の 72.3%にものぼる。では、どのような境遇において、どのような異性と性的交渉をもったのか。表 3-10、表 3-11 において、はじめて性的交渉があった際の女性の職業を示したが、いずれにおいても、もっとも「家事手伝」が多く、

外に働きに出ず家族と共に生活していた際に行われた。さらに 18歳以下についてみて みると、すでに芸妓や酌婦として働かされていた中で、その客の一人とはじめて性交 渉をしたという例が 47 件あり、割合としては決して少なくない。芸妓や酌婦が「準 公娼」と見なされていたことを示すデータであるといえよう。

また、19歳以上の場合では、製造工場において「女工」として働いている際に、同

じ職場の男性と交渉を持つというケースが多い。『職工事 表 3-12 相手男性の年齢 情』352や『女工哀史』353などにもリアルに表されている ように、女工はしばしばセクシュアル・ハラスメントに あい、妊娠し、私生児を生み、堕胎を試み、その罪を糾 弾されたのである³⁵⁴。なお、表 3-12 によれば、相手側 の男性はほとんどが 20 代であり、女性よりも 4 から 5 歳程度年上である場合が多かったと考えられる。ただし、 相手男性が30歳以上という場合も19%にのぼっており、 決して少ないわけではなかった。また、表 3-13 を見る と、男性の職業の大部分が農業ないし職工であり、すな わち多くが地方農村の男性、もしくは都市部における無 産階層の男性であり、その多くが娼妓と同じように下層 に位置づく男性であっただけではなく、おそらくは娼妓 と同郷の者であったとも考えられる。早川紀世の研究に よれば、昭和初期において、初交の相手は地方では娘

年齢 % 16歳 0.3 9 2.3 17歳 18歳 6 1.5 16 4.1 19歳 35 8.9 20歳 21歳 14.0 55 22歳 7.9 23歳 43 10.9 24歳 24 6.1 25歳 24 6.1 26歳 6.1 4.3 27歳 17 28歳 27 6.9 29歳 1.8 <u>30歳代</u> 55 14.0 40歳代 3.3 |50歳以上 1.8 394 100.0 l合計

47%、公娼・酌婦(私娼)あわせて 34%であるの に対し、東京では娘36%、酌婦・公娼・芸妓58% と逆転することが明らかとされているが、すなわ ち、地方の貧困層の女性は、同郷で同じ階層の20 代前半の男性により、結婚する以前から性交渉を 受けやすい環境にあったのである355。

以上のように、これらの資料からは、とくに地 方の男性においては、既婚、未婚に関わらず、20 代から 40 代にかけて公娼を利用していたととも に、一般の男女間における緩やかな性規範意識も

表 3-13 男性の職業

職業	人数	%
農業	164	21.0
職工	121	15.5
公務·自由業	58	7.4
大工・指物業	57	7.3
呉服商·小間物商	29	3.7
鍛冶職	24	3.1
学生	23	2.9
その他	304	39.0
合計	780	100.0

持続していた。こうした近代日本における複雑なセクシュアリティ状況を前にして、 廓清会は運動の前進のためには地域差、さらには階層差で大きく異なる男性の道徳性 を不問に付せざるを得なかったといえよう。

2. 女学生文化流行がもたらした新しい男女関係

(1) 多様化する女学生文化

前節では、都市における売買春問題と、農村地域における貧困層の女性問題との関連において捉えられる、近代日本の男性セクシュアリティの変容過程を明らかにした。しかし、男性セクシュアリティを突き動かしたのは、何も貧困層の女性たちだけではないことは前章でも指摘した。そこで次は、とくに 1920 年代に着目し、中流階層以上の女性によって変容させられる男性セクシュアリティの様相を明らかにする。なお、本節の内容は、すでに稲垣恭子による詳細な研究があるため、おおよそ稲垣の研究と同様である356。

1910年代以降は、女学校や女学生に対する態度や評価にも少しずつ変化が現われていった時代である。高等女学校が大衆化していき、さらに高等女学校に附設された高等科や女子専門学校への進学希望者も増加し始める。それにともなって、中流以上の家庭の子女にとっては女学校に進学することがそれほど特別ではない選択になっていった。

さらに 1920 年あたりからは、自治活動、課外活動、スポーツなどの充実や科学思想の導入など、高等女学校の教育の方針や内容にも変化が現われていった。体育の奨励によってスポーツや野外活動、遠足などにも力が入れられるようになり、テニスやバスケットボールに打ち込む「スポーツ少女」も生まれていった。1920~30 年代にかけて採用され定着していった洋装制服、すなわちセーラー服やブルマーは、このような「スポーツ少女」の出現をさらに印象付けただけではなく、女性を弱々しい優美さや美しさといった旧来のイメージから解放し、健康的で活発な女学生像へと変えていくことにもなったのである357。

また、自治活動や部活動を積極的に取り入れていった女学校では、文芸部や演劇部、音楽クラブなどで活動する「文学少女」や「演劇少女」「音楽少女」も現われてくる。彼女たちは、それまでの「文学少女」のように読書に耽るだけでなく、文芸雑誌を創刊して文学作品の批評や自分で創った作品を掲載したり、あるいはシェイクスピア劇や近代劇に挑戦したり、また音楽会や演奏会で合唱や楽器演奏を披露するなど、さまざまな活動に積極的に参加して学校生活を楽しんでいた。こうした活動以外にも、課外活動では、従来の茶道や生け花、琴などに加えて、ピアノやヴァイオリン、合唱、英会話、日本画などさまざまなものが行なわれるようになり、女学生の興味や関心を広げていく機会がつくられていった。読書や娯楽についても、以前のような抑圧主義一辺倒ではなくなり、読書指導、鑑賞教育、趣味の涵養という形をとって教育の中に組み込まれていくようになる358。もちろん、それは良妻賢母主義教育の枠内に取り込

まれていくことになるのであるが、女学校という新しい空間のなかで、女学生たちは より広い範囲の自由を享受することが可能になったのである。

小説を読み、ピアノやヴァイオリンを弾き、スポーツを楽しむ生き生きとした「女学生」は、新しい「女学生文化」の形成者であると同時に、モダンで幅広い教義と文化をもった中流文化を象徴する存在にもなっていったのである。

(2) 女学生への眼差し

しかし、女学校の教育が自由さを増していくことによって、女学生の「軽薄さ」が問題としてより意識されるケースも頻出することとなった。都市部の女学校では、少女雑誌や映画、宝塚歌劇も含む演劇など、都市大衆文化が女学生の間にも流入し、女学生文化の一部になっていったが、それらについては「軽薄化」「不良化」の徴候として問題視される場合も多かった。

中でも服装や髪型がしばしば指摘の対象となり、とくに 1928 年ごろからの断髪の流行は、「モダンガール」が都市風俗の象徴として目立ち始めるのにともなって、女学校でも話題になった。東京府立第一高等女学校でも 1930 年くらいからはほとんどが断髪になったという³⁵⁹。また、東京府立第二高等女学校では校長が断髪反対論を唱えていたが、それはすなわち断髪スタイルが大いに流行したことを意味している。

土田杏村は、女学生の流行の髪型や服装について、「私達の時代に住む人達、或は其れよりもつと古い人達は、此の様子を見て大抵は厭やな感じを持たされることゝ思ふ。[中略…引用者]端正、謹厳な感じといふよりは、魅惑的とか、蠱惑的とかいつた方が何よりもふさはしい様に思へます。そして私自身にも此の全体感が、何だか安つぽいオペラを見る感じを持たせます」と述べている360。ただし土田は、「併し私は其の時なほ退いて別の見方を取る。寧ろ言へば、取る様に努めたいと思ひます。[中略…引用者]私達の限から見れば魅惑的でせう。けれども彼等自身に取っては決してさうで無いでせう。そして魅惑的と感ずるのは、私達の生活内容が其れに釣り合はない貧弱なものであるからでせう。安つぽく見えるのは其れが全く新しいものだから、歴史の背景を欠く為めでせう」と361、見る側すなわち男性側の視点の問題も指摘し、男性が女性の変化に合わせて、変化していくべきことを主張している。

しかし、教育者の立場からすれば、このように「魅惑的」とか「蠱惑的」に見える 女学生の新しい外観や行動に危機感を感じることは、いつの時代でも同じであろう。 沼田笠峰は、流行に左右されやすい性質は「模倣に基づいた群集心理によつて形づく られる」もので、「意志の弱いものや感じ易い性質をもつたもの」が感化されやすいの であり、それが男子の学校よりも女学校で甚だしいのは「女子通有の浅はかな虚栄心」 が手伝うからだと述べている。そして、「何事も知ったか振りな顔をして小例巧に立ち まはるといふ浅薄な思想が現代の少年少女の心を左右して居るやうに思ほれる」ことを指摘し、そうした「浅薄な思想」を媒介するものとして「現代の軽眺な出版物、人の心をそゝるやうな活動写真、やゝ進んではまだ国民性と同化し切らない翻訳劇など、あわたゞしい近代思想や挑発的な刺戟」を挙げている。沼田は、それらを単に禁止したり過度に干渉すると「一種の憂鬱病にかゝるか、或はまた終生救ふべからざる性的堕落に陥つてしまふ」こともあるとして、抑圧ではなく「教育的配慮」によって女学生の興味・関心を方向づけ、伸ばしていくことを強調している362。

また、1917年に日本精神医学会によって創刊された雑誌『変態心理』³⁶³には、当時話題になっていた京都府の福知山女学校の風紀問題と、東京の九頭龍刺繍女学校の学生演劇の興行化問題が取り上げられ、最近の女学生の心理傾向やそれについての注意すべき点などが、誌上座談会として議論されている³⁶⁴。

福知山女学校の風紀問題とは、女学生が教師に教室日誌で愛を告白したり、「ラブレター」を送ったりし、それを受けとった教師が光栄にあずかったしるしとして同僚にご馳走する習慣ができていったのが徐々にエスカレートし、教師と女学生の関係が問題になったという事件で、新聞等で報道されて話題を呼んでいた。

医学士、文学士、記者などによって行なわれたこの座談会では、真相はまだよくわ からないと留保しながらも、この事件を手がかりにして最近の女学生の傾向について の議論が行なわれている。そこではまず、「近頃の師弟関係といふものを観てみますと、 以前とは大変に変つて来たやうであります。[中略…引用者]先生といふものは偉い者、 恐い者、同時に寧ろ煙たい者といふ感がありましたが、近頃の学生は男学生は無論で すが、女学生に於ても、教師は馴れ易き者、親しき者、更に進んでは御し易き者」に なっているとして、教師と学生との関係が男女に関わらず緩やかになってきたことを 指摘する。そしてそれによって「自分の先生に向つても全然挑戦的に――若しくは半 ば虚栄的にラブレターを送るといふやうな、極めて軽桃浮薄な風習が漸次に養成され て、遂には殆ど不良青年男女間に見る如き関係が生じて来たのではないか」と危機感 を示している。これに応じて、教師が「碌に読みもしない泰西文学」などを新しがっ て講義したりするのに応じて、享楽的な気分をもった女学生がラブレターを出したり するのが流行のようになったのだろうという解釈には、座談会の出席者たちも同意を 示している。すなわち、その当時においては、ほとんどが男性によって占められてい た教師の柔軟化した姿勢や態度が、女学生を「軽薄化」させてしまう要因として指摘 しているのであり、ここに男性のあり方に対する批判を垣間見ることができる。

座談会のもうひとつの話題は、学生演劇に力を入れていた渋谷の九頭龍刺繍女学校で、校内の舞台だけでなく帝国ホテル演芸場で興行をしたことが文部省から注意を受けたという事件についてである。ここでもまた、情操教育としての演劇教育の重要性を認めつつも、興行化するなど限度を超えることが女学生の「軽桃浮薄」を煽る危険

があることが話題になっている。声楽やピアノ、ダンスなど芸術や文学、演劇への幅 広い関心は奨励しつつ、それが流行に流されて「軽桃浮薄」につながらないようにコ ントロールすべきことが強調されているのである。

このように、女学生の文学や芸術への関心が高まり、それらが女学生文化として定着していく一方で、軽薄な流行を散乱させる雑誌、映画、演劇などのメディアや、カフェーや喫茶店、ダンスホールなどの学校以外の場所への出入りについては、厳しく管理された。それらは、流行の風俗や新思想によって女学生を「軽薄化」させるだけでなく、「不良化」へと導く新しい誘惑の温床と見られていたのである。

映画や映画館は、不良少年問題が表面化する 1910 年前後から少年少女を不良化させる場所とみなされており、映画館への出入りについては、禁止したり条件をつけて管理する女学校が多かった。映画観覧についての文部省の調査によれは、高等女学校の高学年で「最近映画興行を観覧」した者は、1927 年で 33.2%、1934 年で 61.7%と、男子の中学生高学年を上回るほどであったが、一人あるいは友人と観る割合は、1927年の調査では、男子中学生が 42.4%であるのに対して、女学生はわずかに 6.1%程度であった。1934年にはその割合はさらに低くなっており、女学生が父兄等の同伴者なしに映画館に出入りすることについては、かなり厳しく制限されていたことがうかがえよう365。

一方、こうした女学生の登場にあわせ、男性とくに不良学生ないしは不良少年と呼ばれた人々のあいだにも、新しい行動パターンが登場するようになる。たとえば、映画館で彼らが女学生を誘惑するときによく使われていた古典的な手口は、隣の席に坐り、映画が盛り上がった場面で手に触れてくる「握り触り」というものであった。他にも、「打込み」という名刺や名前や住所を書いた紙片を着物の枚に入れて連絡させようとする誘惑手口もあった366。しかし、映画館や芝居小屋のようなうす暗い場所でのこうした古典的な誘惑の手口から、もっとモダンで都会的な誘惑の方法へと、不良学生や不良少年のスタイルも徐々に変化していった。

警視庁で不良少年係を担当していた飯島三安は、不良少年の誘惑手口を 30 項目にわたって列挙し、その中でも、この「握り触り」や艶書を渡して女性を誘惑する「附文」などの古典的な手口から、制服制帽を着用したり名刺をもったりして帝大生を装って誘惑する「偽学生」や、文学雑誌や映画雑誌の読者欄を利用して誘惑する「誌上の交際」、写真を撮って送り先の住所を聞く「写真撮影」、出品された物を買いながら話しかけて誘惑する「女学校のバザー」、不良モダン・ボーイ(モボ)の語学教師や水泳、テニスのコーチの誘惑「家庭教師や水泳教師」などの新しいタイプの誘惑方法へと、誘惑の場や方法も新奇で多様になっていることを指摘している367。ここから、新しい女学生文化の登場にあわせて、男性のセクシュアリティにも変化が生じていることがわかるであろう。飯島によれば、「誘惑といへば、以前は田舎出の婦人とか女中と

かが、都会に憧れて来るのを、ステーション附近で見張ってゐて、甘言をもつて安宿 に連れ込み、[中略・・・引用者] 誘惑されるのが主なるものであつた。そして不良少年 の活躍するところは、縁日、盛り場、活動や芝居の薄暗い所等に限られてゐた」が、 それはもう昔のことだという。今では誘惑の機会は、「カフェー、喫茶店、食堂、ダン スホール、音楽」であり、女性も「昔は誘惑される婦女といへば無智な階級に限られ てゐたが、今では、名流家庭の令嬢や若夫人達」にまで及んでいるという368。不良少 年少女問題は、都市下層社会の問題としてだけでなく、中流家庭の子女の問題へと拡 大されるようになっていたが369、モダン文化が大衆化していく過程で、学生や女学生 を含めて中流家庭の子女の不良化問題に対しても、関心が向けられていくようになっ たということであろう。このような「近代的誘惑」を体現する存在と見られていたの が「モボ」と「モガ」である。飯島によると、「モボとはモダンボーイ[中略…引用者] モガとはモダンガール [中略…引用者] の略語で、元来の意味からいへば、現代の少 年当世娘等と訳されるのであるが、実際に於ては悪い意味に用ゐられてゐて、殆ど不 良少年少女の別名といつてもいい位」であるというように370、「モボ」「モガ」は、軽 薄化した社会を代表し、男女関係や生活様式の伝統を無視して従来の性道徳を逸脱す る「不良少年少女」の代名詞のようにとらえられる場合が多かったのである。

「モダンガール」は、1923年の関東大震災後の1920年代後半から1930年代にかけて、デパートや電話局で働く職業婦人やカフェーの女給、女学生などを含む新時代の女性を総称する流行語であり、断髪や洋装といった特徴的なスタイルから新しい都市風俗の象徴と見られるようになっていた。「モダンガール」は、進歩的な思想やライフスタイルの実践者というプラスの意味で使われる場合と、軽薄な享楽主義者、消費主義者として「不良」と同義に使われる場合があったが、南博が「"モボ"とか"モガ"っていった場合は、憧れっていうよりも軽蔑的なニュアンスが強かったですね。"モダーンガール"っていうときには、都会的で洗練されたスマートなイメージがありましたけどね」という記憶を辿っていたように371、とくに「モガ」と略して使われる場合には、不良少年・少女というニュアンスが強かったのであるが、その一方で「モガ」は、その行動や噂好、スタイルがモダンであることや、教育や階層的背景が高い場合も多いことから、新しいタイプの不良少女と見られていたのである。

いわゆる「不良女学生」ないし、時に一般の女学生さえもが、このような「モガ」と同一視される場合が多く、女学生が「不良モガ」になっていったという例は、雑誌や単行本でもよく取り上げられている。飯島が取り上げた事例には、女学校をいくつか転校しながら生活していた 17 歳の女学生が、モダンガールに誘われてダンスホールに出入りするうちに、「断髪、洋装で銀座街頭を横行し、カフェーや喫茶店にモボを連れ込んで、煙草を吹かしながら、虹のやうな気焔をあげてゐる代表的モガ」になったという例や、やはり銀座の代表的モガのひとりは某銀行頭取の次男をドル箱にして

遊び歩いている自称女子大学生だったという例などが見られる³⁷²。その他にも、女学校のバザーで知り合ったモボに誘惑されて不良化した例や、少女雑誌の投稿欄に女性名で投稿していた不良青年と出会って不良化していったという事例、あるいは京都や大阪のダンスホールで遊んでいた女学生がタイビ、ストをめざして東京に家出し不良化していった例など、女学生がさまざまな「近代的誘惑」の中で「不良モガ」になっていく経路を紹介したものは少なくない³⁷³。

さらに飯島は、「近来の女学生や若い娘は実に浮つ調子な考へを持ってゐる。すべてが皮相的で、薄っぺらで、そのくせ、かうした性的誘惑の前にほ飽くまで大胆といふのであるから、全く始末におへない。[中略…引用者] 女学生や若い娘達が監督者なしで、夜の銀座を散歩したり、活動写真、音楽会等に行ったりすることが第一よほど考へねばならぬことである。[中略…引用者] あてもなく、ふらふらと歩き廻る女性、彼女達の好奇心は何物かを求めてゐる。それが美術とか文芸とかの健実な方へ向へばいいのであるが、安つぽい映画とか、軟弱な小説とかに行くのであるから、堕落するのは当然である」と、女学生の軽薄で皮相的なモダン志向が「不良モガ」を生み出していることに注意を促している374。

しかし、実際に女学生の不良化がそれほど目立って増加していたわけではない。 1927年の大阪市の調査では、学生・生徒の不良行為の中で女学生が占める割合は低く、「異性と艶書を交換し、又は交際をなして遊惰を共にせるもの」(11人)、「登校を装ふて登校せず、公園・百貨店等にて遊惰に耽るもの」(9人)、「所々に俳梱し、遊惰・悪戯をなせるもの」(4人)などがあるくらいで、「活動写真・カフェー等に出入りし浪費・遊惰・逸楽に耽るもの」はまったくなく、男子中学生と比べてもきわめて少ないのが実態であった375。「モガ」女学生は、「モダンガール」が社会の関心と注目を集めたのと同様に、都市大衆社会の出現とそれに対する男性のマイナス感情を如実に映し出す格好の対象としてクローズアップされていったといえるだろう。

(3) 不良女学生の変質

多くの批判にさらされつつも「女学生文化」は次第に社会に馴染んでいくことになる。しかし、「女学生文化」そのものの新しさが危険視されたり批判されることは少なくなっていくものの、1920年代後半以降からはその一方では学校への適応という観点から、新しい文化が「不良化」傾向を示すものとして捉えることが出来るようになる。具体的には、女学生の家庭状況、交友関係、住居区域、作文、服装・所持品、出欠席の状況、学業成績、授業時間中の態度、遊戯や休憩時間中の態度などさまざまな角度から、不良化傾向の早期発見の手がかりについて検討した中西敬二郎は、女学生が不良化傾向を見せ始めるのは、第2学年から第3学年にかけてだと指摘している376。この時期は、「未だ志操が堅固でないにも拘らず、己を顧み、その環境を批判し、或種の

ローマンチックなアトモスフェアを作り出し勝ち」になるため、成績が下がったり授業中にそわそわしたり、ぼんやりすることが多くなったりするようであれは要注意だという。学科に対する好悪の差が大きかったり、所持品が奢侈になり、とくにブロマイドのコレクションをしたりする傾向が強くなっていったりすると、成績が下がっていく徴侯である。また、身だしなみに気をつけるというレベルを超えて急激にお酒落をするようになったり、グループで、指輪やブローチ、ハンカチーフなどを同一のものに揃えたりするようになるのも、学業低下のサインだと見ている。また性格では、意志が弱い生徒は利用されて不良化しやすいところがあるが、逆にわがままで自尊心の強い生徒は、「一度不良行為をなす癖がついたならば、指導的立場に立って、偉大なる感化をなす」ようになるという。このような生徒は、交友関係もクラスの中ではなく外に求めることが多く、しばしば学校帰りに寄り道をしたり遊戯的交際をすることも少なくないと指摘している377。服装や所持品、映画や演劇など、学校の勉強以外のところに関心をもつようになることが、女学生の不良化の徴候としてとらえられている。

女学生の操行と成績の関係を調べた山本三郎も、同様のことを指摘している378。学期末の成績会議の後に行なわれることが多かったという操行査定会では、良と可の2段階で、学年主任が操行良と認められる者を推薦し、協議の上で決定していた。48名中23名が良であった学級では、操行と学業成績がだいたい対応していたという。したがって、成績が下がっていくような場合にはとくに注意が向けられることになる。そして、後期の3、4年生で成績が上昇する生徒は、「堅実なる努力を続ける生徒、一見ぱつとした様子をしてゐるが、がつちりとすゝんでゆく生徒、外形を構はぬ生徒、無口な生徒、子供性を持ち続ける生徒、まじめな生徒等」であり、逆に成績が下がるのは、「努力しない生徒、生意気になる生徒、青春にめざめた行動をする生徒、早熟の生徒、教師に反抗心を持つ生徒、文学少女、外に気をくはる生徒、試験勉強を頗みにして間に合はない生徒、所謂インテリ女性型の生徒等である」とまとめている379。ここでもやはり、まじめさや勤勉さといった学校的な価値よりも流行文化を優先し、それによって優越感を得ようとするような態度や性向が、不良化の徴侯ととらえられている。

このような「虚栄心」の強い「不良女学生」のイメージには、「文学少女」タイプが含まれていることがしばしばある。成績が下がった一人の生徒についても、「この生徒は真面目に低学年的努力を続けたのであるが、3年以後所謂なまゐきとなり勉強を怠り勝となり、勉学以外に興味を持ち、小説を耽読し、或は自分で詩を作ったり、小説まがひのものを作ったりした文学少女であり、ローマンチストである」と評価している380。このような傾向は、グループになるとよりはっきりするという。山本は、女学生の間でつくられるグループの中で、不良化傾向のある「軟派グループ」について、

次のように説明している。

所謂学校の正規の授業だけでは満足出来なくなつて、小説を愛読し或は映画を 好み、何か目立った事をして人の意表に出づる事をしようといふ青年的特色を持 つグループである。[中略…引用者] このグループの中には中心的人物が必ずゐ て、それに依って導かれて行く。そのリーダー格の生徒はそのグループの感情的 雰囲気によつて自然の中に定まる。

所謂統率力ある生徒、趣味豊かな生徒、美貌の持主、家庭がよいとか特徴のある生徒がなる。その反面グループ内の小間便ひの様なものも出来る。リーダー格の生徒を尊敬し、模倣し、その総ての真似をする。同じ持物を揃へたり、同じ服装をしたり、左の膜に同じ型のハンカチを下げる様な事などをする。同じ持物を揃へることはそのグループの老が他のものよりはつきり区別して、所謂おそろひといふ優越感を表示するためでもある381。

学校の授業や勉強とは違ったところで目立とうどするこのグループの生徒たちは、学校からは「不良グループ」とみなされている。中に一人くらい成績優秀な生徒が含まれているが、おおむね成績は芳しくなく、「出来る可能性を持ってゐながら努力しないことを以って優越を感じようとする。努力さへすれば出来るのだといふ自惚を持ってはゐるが実際成績は本人の予想以上によくない」のだと指摘されている。また、性的なめざめも早く、グループ恋愛などをしている場合も多いという。具体的には、グループの中の誰かの兄や、知り合いの大学生とか中学生などにグループで手紙を出したり、公園を散歩したりすることが多かったようである。このようなグループ交際が発展して、女学校の生徒五人と中学校の生徒三人が夏休みに一台の車で海水浴場に遊びに出かけて問題を起こしたこともあったという382。

このように、目立ちたがりで、努力よりも才能、学校的な知識よりも文学や芸術の趣味を重視するロマンティスト、男女交際など交友関係に積極的であることなどが、共通して「不良女学生」の特性としてとらえられていることがわかる。先の山本は、このような特性をもった女学生を「インテリ女性型」と呼んでいるが、それは「軽薄」で「虚栄心」の強い女学生に対する蔑称であり、また「不良女学生」のイメージとも重なっている。しかしたいていの場合、それは新しい文化としてではなく、学校での勉強以外で「優越感」を感じようとする「虚栄心」の現われと見られることが多かった。そして、そうした徴候をなるべく早く見つけて「逸脱」しないように教育的な配慮をすることが強調されている。「不良モガ」が「虚栄的」で「消費的」な知の拡大に対する男性の不安と不快感を映し出す文化の鏡であったとすれば、1920 年代後半の

「不良女学生」は、こうした男性の目線によって、学校への適応を前提とした教育的 配慮の対象として変化させられるようになっていったのである。

3. 通俗性欲学の流行とその影響

(1) 通俗性欲雑誌の登場

これまで、公娼制度および売春業に女性に対する眼差し、さらには新奇な女学生文化の登場と、それに対する男性の視線の変化を明らかにしてきたが、こうしたセクシュアリティをめぐる大きな転換の背後には、社会における性に関する知識の内容やその伝達手段の変換があったという歴史的事実を見逃すことはできない。1920年代の日本は、「通俗性欲学の時代383」と呼ばれるほど、性に関して通俗的な思想が社会の前面に浮上していた時代であった。「通俗性欲学」を標榜する雑誌書籍を通じて、この時代の日本人は新しい性の知識を獲得したのである。したがって本節では、1920年代における「通俗性欲学」に着目し、そこではどのような男女の関係性が描かれていたのか、そうした関係性の中で、どのような男女のセクシュアリティが構築されていたのか、という点について明らかにする。

なお、男女の関係性に着目する際、それが典型的に表されているといえる「恋愛」 論を出発点にして考察する。通俗性欲学の時代、澤田順次郎の『性』は恋愛や恋愛結婚をしばしば特集し、秋山尚男は『性と愛』・『性愛』、青柳有美は『恋愛』³⁸⁴といった雑誌を発刊しているように、「恋愛」は主要なテーマの一つであった。

本節で分析の対象とするのは、澤田順次郎の『性』・『性公論』・『性の知識』と秋山尚男の『性と愛』・『性愛』である。なお、通俗性欲雑誌は、国会図書館や各大学図書館、さらには各種の資料館などにもまったくといってよいほど所蔵されておらず、その実態の解明は進んでいなかったが、本研究では、澤田順次郎の雑誌 52 冊(表 3·14)、秋山の雑誌 20 冊(表 3·15)を蒐集し、体系的な分析を行った385。

表 3-14:発表者所蔵 澤田順次郎主幹の雑誌リスト

雑誌名 巻 号 発行年月日 発行者月日 性 第 1 巻 第 2 号 1920 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 2 号 1920 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 3 号 1920 年 3 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 4 号 1920 年 4 月 10 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 5 号 1920 年 4 月 10 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 6 号 1920 年 5 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 6 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 7 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 2 号 1920 年 7 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 2 号 1920 年 8 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 3 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 12 月 1 日 <td< th=""><th>壽房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房</th></td<>	壽房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房
性 第 1 巻 第 3 号 1920 年 3 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 4 号 1920 年 4 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 5 号 1920 年 4 月 10 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 6 号 1920 年 5 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 7 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 8 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 1 号 1920 年 7 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 2 号 1920 年 8 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 3 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 4 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	壽房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房
性 第 1 巻 第 3 号 1920 年 3 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 4 号 1920 年 4 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 5 号 1920 年 4 月 10 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 6 号 1920 年 5 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 7 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 8 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 1 号 1920 年 7 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 2 号 1920 年 8 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 3 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 4 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	壽房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房房
性 第 1 巻 第 4 号 1920 年 4 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 5 号 1920 年 4 月 10 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 6 号 1920 年 5 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 7 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 8 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 1 号 1920 年 7 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 2 号 1920 年 8 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 3 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 4 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	 房 房 房 房 房 房
性 第 1 巻 第 5 号 1920 年 4 月 10 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 6 号 1920 年 5 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 7 号 1920 年 6 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 8 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 1 号 1920 年 7 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 2 号 1920 年 8 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 3 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 4 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 11 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 3 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	 房 房 房 房 房 房
性 第 1 巻 第 6 号 1920 年 5 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 7 号 1920 年 6 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 8 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 1 号 1920 年 7 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 2 号 1920 年 8 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 3 号 1920 年 9 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 4 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 11 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 7 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 3 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	詩房 詩房 詩房 詩房 詩房 詩房
性 第 1 巻 第 7 号 1920 年 6 月 1 日 天下堂書 性 第 1 巻 第 8 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 1 号 1920 年 7 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 2 号 1920 年 8 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 3 号 1920 年 9 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 4 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 11 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 7 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	詩房 詩房 詩房 詩房 詩房 詩房
性 第 1 巻 第 8 号 1920 年 6 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 1 号 1920 年 7 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 2 号 1920 年 8 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 3 号 1920 年 9 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 4 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 11 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 7 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 3 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	言房 言房 言房 言房 言房 言房
性 第 2 巻 第 1 号 1920 年 7 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 2 号 1920 年 8 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 3 号 1920 年 9 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 4 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 11 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 7 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 3 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	言房 言房 言房 言房 言房
性 第 2 巻 第 2 号 1920 年 8 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 3 号 1920 年 9 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 4 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 11 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 7 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 3 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	i 房 i 房 i 房 i 房
性 第 2 巻 第 3 号 1920 年 9 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 4 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 11 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 7 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 3 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	
性 第 2 巻 第 4 号 1920 年 9 月 10 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 11 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 7 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 3 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	壽房
性 第 2 巻 第 5 号 1920 年 10 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 11 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 7 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 3 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	詩房
性 第 2 巻 第 6 号 1920 年 11 月 1 日 天下堂書 性 第 2 巻 第 7 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 3 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	1.2
性 第 2 巻 第 7 号 1920 年 12 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 1 号 1921 年 1 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 2 号 1921 年 2 月 1 日 天下堂書 性 第 3 巻 第 3 号 1921 年 3 月 1 日 天下堂書	詩房
性 第3巻 第1号 1921年1月1日 天下堂書 性 第3巻 第2号 1921年2月1日 天下堂書 性 第3巻 第3号 1921年3月1日 天下堂書	
性第3巻第2号1921年2月1日天下堂書性第3巻第3号1921年3月1日天下堂書	
性 第3巻 第3号 1921年3月1日 天下堂書	
性 第3巻 第4号 1921年4月1日 天下堂書	
性 第3巻 第5号 1921年5月1日 日本性学	
性 第3巻 第6号 1921年6月1日 日本性学	
性 第4巻 第1号 1921年7月1日 日本性学	
性 第4巻 第6号 1921年12月1日 日本性学	
性 第5巻 第1号 1922年1月1日 日本性学	
性 第7巻 第4号 1923年2月1日 性研究	
性 第7巻 第5号 1923年3月1日 性研究	
性 第7巻 第8号 不明 不明	
性公論 第1巻 第1号 1923年12月1日 性公論	社
性公論 第1巻 第2号 1924年1月1日 性公論	社
性公論 第1巻 第3号 1924年2月1日 性公論	社
性公論 第1巻 第4号 1924年3月1日 性公論	
性公論 第1巻 第5号 1924年4月1日 性公論	
性公論 第1巻 第6号 1924年4月15日 性公論	社
性公論 第1巻 第7号 1924年5月1日 性公論	社
性公論 第1巻 第8号 1924年6月1日 性公論	社
性公論 第2巻 第6号 1925年2月1日 性公論	社
性公論 第3巻 第1号 1925年3月1日 性公論	社
性公論 第3巻 第3号 1925年6月1日 性公論	社
性公論 第3巻 第4号 1925年8月1日 性公論	社
性の知識 第1巻 第2号 1924年10月1日 性の知識	找社
性の知識 第2巻 第3号 1925年3月1日 性の知識	战社
性の知識 第2巻 第6号 1925年6月1日 性の知識	战社
性の知識 第2巻 第7号 1925年7月1日 性の知識	
性の知識 第2巻 第8号 1925年8月1日 性の知識	
性の知識 第2巻 第9号 1925年9月1日 性の知識	技社
性の知識 第2巻 第10号 1925年10月1日 性の知識	
性の知識 第2巻 第11号 1925年11月1日 性の知識	
性の知識 第2巻 第12号 1925年12月1日 性の知識	
性の知識 第3巻 第2号 1926年2月1日 性の知識	
性の知識 第4巻 第1号 1927年1月1日 性の知識	战社
性の知識 第4巻 第5号 1927年5月1日 性の知識	
性の知識 第4巻 第6号 1927年6月1日 性の知識	

注:『性』第7巻第8号は、奥付が剥落していたため、発行年月日、および発行者は不明。ただし、前後のつながりを考えると、発効年月日は1923年6月1日だと推測される。

表 3-15 発表者所蔵 秋山尚男主幹雑誌リスト

雑誌名	巻	号	発行年月日	発行者
性と愛	第2巻	第7号	1922年7月1日	性愛社
性と愛	第2巻	第8号	1922年8月1日	性愛社
性と愛	第2巻	第9号	1922年9月1日	性愛社
性と愛	第2巻	第 10 号	1922年10月1日	性愛社
性と愛	第2巻	第 11 号	1922年11月1日	性愛社
性と愛	第2巻	第 12 号	1922年12月1日	性愛社
性と愛	第3巻	第3号	1923年3月1日	性愛社
性と愛	第3巻	第 10 号	1923年9月1日	性愛社
性と愛	第4巻	第1号	1924年1月1日	性愛社
性愛	第4巻	第2号	1924年2月1日	性愛社
性愛	第4巻	第3号	1924年4月1日	性愛社
性愛	第4巻	第4号	1924年5月1日	性愛社
性愛	第4巻	1	1924年6月1日	日本体性学会
性愛	第4巻	1	1924年7月1日	日本体性学会
性愛	第4巻	_	1924年8月1日	日本体性学会
性愛	第4巻	第9号	1924年9月1日	日本体性学会
性愛	第4巻	第 10 号	1924年10月1日	日本体性学会
性愛	第4巻	第 11 号	1924年11月1日	日本体性学会
性愛	第4巻	第 12 号	1924年12月1日	日本体性学会
性愛	第5巻	第 11 号	1925年11月1日	日本体性学会

注:1924年6月1日~8月1日までの『性愛』には号が付されていない。

1920年代を中心として活躍した通俗性教育者は多数登場したが、特に澤田順次郎、 羽太鋭治が群を抜いて人気があった。澤田は、羽太と違って医学者ではないが、博物 学、生物学を出発点として性に関する考察を深めた人物である。また、一時期、博物 学の教師として師範学校で教鞭をとっていたこともあり、性教育に熱心であった。澤 田は『性』・『性公論』・『性の知識』の、羽太は『性欲と人生』の雑誌主幹として活躍 したが、古川は「澤田がどちらかというと教育程度低い読者層を意識して啓蒙的な態 度をとっているのに対し」、羽太は教育程度の低い読者層を切り捨てるような「高踏的 な態度でのぞんでいる」と指摘している386。この古川の指摘にあるように、澤田の雑 誌『性』の購買層は、「三大都市圏のみならず農村においてもかなり読まれていた」、 「男性のみならず女性にもかなり読まれていた」、「女性の場合は新中間層に属する者 が多かったと思われるが、男性読者の場合、新中間層以外の農業層、商工労働者層に もかなり読まれていたらしい」ことを、赤川学が読者投稿欄の分析から指摘している 387。したがって、羽太より澤田のほうが、より大衆寄りであったといえるであろう。 一方、秋山尚男に関しては、ほとんど明らかになっていない。しかしながら、秋山 主幹の雑誌『性と愛』、『性愛』もまた、澤田の『性』などにくらべれば著名ではなか ったものの、当時の日本社会に広く出回っていた通俗性欲雑誌の一つとして数えられ る。なお、秋山の雑誌はその後、『性』・『優生』と名を変え、1940年までその存在を確認することができる。1930年代以降、通俗性欲雑誌がことごとく発刊停止となる中、この秋山の雑誌だけが唯一生き残っていくことを考えれば、秋山もまた当時を代表する通俗性欲学者の一人と見るべきであろう。

(2) 性教育論における「恋愛」賛美

「恋愛」をはじめて明確に言語化したのは北村透谷であった。それは 1892 年の『女学雑誌』 2 月号の「厭世詩家と女性」においてであり、島崎藤村や木下尚江などといった文学者に大きな影響を与えた。その後「恋愛」は「結婚」、さらには「性欲」との関係で語られるようになり 388、通俗性教育の中でも「恋愛」と「性欲」の関係が主題化したのである。上野千鶴子はこうした「性=愛=結婚」の三位一体を「近代恋愛結婚イデオロギー」と表現しているが 389、「恋愛」や「恋愛結婚」といったものも近代における構築物なのである。当時における通俗性欲学のブームの大きさを考えると、通俗性教育がこの「近代恋愛結婚イデオロギー」の構築に与えた影響力は大きかったと見てよいだろう。では、通俗性教育はどのように性欲や恋愛そして結婚を語ったのであろうか。

通俗性教育においては、身体に関する科学的な知識、衛生観念、性道徳などの涵養 とともに恋愛思想の普及・定着も目的の一つとして重視されている。たとえば『性と 愛』第2巻第11号(「性教育号)では「性教育」が特集され、貴族院議員・法学博士 の山脇玄390、内務省警保局長の後藤文夫391、三輪田女学校教頭の三輪田元道は「人生 に於いても、最も美しく又尊いものである」などとして恋愛を賛美している392。また、 東京府立第一高等女学校の市川源三は、『性』第2巻第5号(「性教育と性欲犯罪号」) で、11 から 14 歳までを第 1 期、女性では 12 から 16 歳、男性では 13 から 17 歳まで を第2期、そして女性では17から22・23歳、男性では19から25歳までを第3期 に分け、それぞれの段階で教えるべき性教育の内容を詳細に説明している。そして市 川は、異性への愛に目覚める時期を第3期とし、それを「結婚期」と呼び替え、男性 には「恋愛相愛を経て結婚期に入る順序を語り、結婚の理想を知らせること」を、女 性にはそれに加えてとくに「結婚及び家庭生活に勇気を以て、臨む様指導すること」 をこの時期の性教育の第一の目的に掲げた。このように、青年男女に対して恋愛結婚 の意義を教えることを重視しつつ、さらに加えて「性教育を施す発端に於て性の美学 を授けることを忘れてはならぬ」と強調しているのである393。では、市川のいう「性 の美学」とは何か。この点に関し、同じ号の中で主幹の澤田順次郎は次のように述べ ている。

生殖は天意にして、人間の義務なりとは言ふものゝ、若し之れに快美感覚が無

かつたならば、義務的行為とは知つても、必らず之れを遂ぐる者は、少なからうと思ふ。それ故天は、快美感覚を与へて、性交を遂げしむる手段としたのである。これが即はち性欲であつて、性欲の根源たる快美感は、食物の食味感と意味を同じうして居るのである。[中略…引用者] 往々婦人に見るところの快美感の不全なる者にあつては、性交欲は欠けて夫婦となつても、性交を行ふことを好まぬ者が多い。斯かる種の婦人には、人生の真味は解せられざることゝ思はるゝが、性交を不要なるものとし、甚だしきは之れを厭ふて、其の夫を近づかしめざる者もある。受動的なる婦人に性感不全症の多くあることは、注意すべきところであつて忽ち家庭の不円満を来たし、果ては破鏡の歎に沈む者、其の例に乏しくない394。

「性の美学」とは、澤田の言葉によるならば「快美感覚」すなわち性交によってもたらされる快楽ということになるであろう。そしてそれこそが性欲の根源なのであり、家庭円満の秘訣だと述べている。このように、「性教育」の目的の一つとして、結婚前の男女に対し、恋愛の上に成り立つ結婚の意義、加えて性欲や性交に対する積極的な理解を与えることが目指されていた。ではこの当時、誰がそうした知識を青年に与えることが可能だったのであろうか。市川の区分に従えば女性では 17 歳以上、男性においては 19 歳以上が対象となるのであるから、教育機関で見ると、女性においては師範学校の上級クラスもしくは高等女子師範学校や専門学校の教員、男子においては専門学校か大学の教員がこうした性教育を行うということになる。しかし、そのような高学歴の子弟の割合は全体としてはごく僅かである。したがって彼らは家庭教育に期待したか、もしくはこうした雑誌を通じて直接若者に性知識を与えようとしていたということになる。とくに青年男女のセクシュアリティ形成に対し、通俗性教育に期待されていた役割の大きさが、こうした事実からも推察できよう。

したがって通俗性教育では、旧来の結婚制度を批判し、性的な関係に基づく恋愛を通じて至る結婚を推奨する言説が数多く見られる。たとえば、『性』第7巻第5号は「恋愛結婚賛美号」として、恋愛結婚を称える記事が複数掲載されている。経歴など一切不明であるが青山軟六という人物は次のように述べている。

勿論結婚によって恋愛は生ずる。然しそれがどれ位不自然であるかは、離婚の如何に多いかに依つて証明されている。結婚から恋愛を生ずるのはなく肉から恋愛を生ずるといった方が適切である。肉体から生じた恋愛が、どの位簡単で内容がないかは賤業婦と嫖客の関係のやうなものである。[中略…引用者] 結婚は皆そのやうに醜い溜息をついている物なのだろうか、男女両性の間居の性的道徳に結ばれた結婚は総てそんな冷たいものなのであろうか。今までの結婚が嘘なのである。ただ原始時代のやうに性的行為の一手段として乱用されているのである。

美しき恋愛に依つて結ばれた結婚は、盲目的な賤業婦に等しいとは言はれない。 [中略…引用者] 然しそれは夢ではないのか。恋愛が単純な私通と看做され、同時に悪徳行為として排斥し又汚名を着せられ、またおしつけ命令結婚を以て人生の最上としている今日、ではないか³⁹⁵。

青山は「肉体」すなわち性欲から恋愛が生じ、その結果結婚に至るという、赤川学が言うところの「性欲先行説」396の立場を取っている。これに対し、たとえば与謝野晶子が「婦人と性欲」の中で「性欲から恋愛が生じると云ふのは生理学的、心理学的の真理であって、婦人の実際生活とは相違して居ります。却て、結婚から、若くは恋愛から性欲を自覚すると云ふのが婦人の実感であるのです」と述べているように397、「恋愛先行説」の立場もこの当時の社会においては少なくなかったと考えられる。ただし、通俗性教育のすべてが「性欲先行説」の立場にあったのではなく、中には「恋愛先行説」に立っていると見られる言説もあることから、どちらかに明確に分けることはできないというのが実際である。しかし、どちらの立場であったとしても、精神的要素である「恋愛」と肉体的要素である「性欲」の統合を主張しているという点では共通していた。「恋愛」と「性欲」とが統合した上での結婚の重要性を、『女学雑誌』の主幹であるだけではなく、この時期には羽太に続く著明な通俗性学者として肩をならべるようにもなっていた青柳有美は次のように述べている。

「性」の満足を得んが為に結婚するのを、一種の罪悪なるかの如くに稽へ、「中略…引用者」理想とやらを脳低に画き、この理想を実現せんとして、結婚するに至る者が尠く無い。ところが、実際に臨んで結婚してみると、結婚の内容たるや、「性」の要求を充実させるのが主で、その他今の今まで書いてきた理想は、全くの空想[中略…引用者]に過ぎざる事を実験するに至るのだ。是に於て、失望と落胆とは相次ぎ、結婚を呪ふが如き心理状態に、陥つてしまはざるを得ぬのである。然し、初めから、結婚の目的は「性」の満足を得んとするにあるものだと教へられ、又斯く信じて結婚すれば、結婚によつて達せられねばならぬとする目的は、頗る非常に単純なものであるから、如何なる男女と雖ども、十中八九までは、結婚により理想を実現し得られぬからとて、失望落胆したり、結婚を呪つたりするに至る如き場合を生ぜず、既に結婚の賛美者と成り得られるのである。[中略…引用者]故に、結婚当事者としての男女は、予め配偶者の「性」の如何なるものなるかを解し、結婚の主たる目的が、互に「性」の満足を得ると同時に「性」の満足を与ふるにある事を心得て居つて、之に関する知識を充分に獲得して居らねばならぬのだ398。

このように、「恋愛」と「性欲」の一致は、結婚の後夫婦間における性行為のエロス化に結びつくことになる。夫婦の間で、相手から性の満足を受け、そして相手に性の満足を与えることの重要性が説かれるのである。さらにはそのための知識や方法の啓蒙を促すこともまた、通俗性教育の役割の一つとなっていた。ただし、こうしたエロス的関係において夫婦が対等のものとして考えられていたのではなかった。青柳は、夫に対して妻の身体の働きを正確に理解し、青柳は、「女の「性」のカーブに合わせよ」、と述べている)、効果的に性的な満足を与えることを期待しているように、夫が妻をリードするものと考えられていた。

(3)「恋愛」と「美」

先に澤田が「快美感覚」という用語を使用していたことを示したが、それが単なる快楽であれば「快感」などでもよさそうなところである。なぜ、「美」という単語を用いたのであろうか。そこでここではさらに「美」の意味を追求し、通俗性教育における「恋愛」の特質をより一層明らかにしたい。まずは羽太鋭治の次の文章から検討を試みることにする399。

単に異性と親しまんとするの情は、男女同一である。然し男子は能動的であり、女子は受動的であるから、従つて其の要求するの状態にも差がある。即ち男は女を求むる位置にあつて、女は男の要求を入れて之に応ずる。男が女を要求するのは獲得の象である。女は許諾の象である。異性とは漸く対衆者の欲求するものであるが、其の求むる状態に二様の別がある。一は精神的快感即ち容貌、音声、愛情等から来り、一は肉体的即ち接触(性交)接吻、抱擁等から来るものである。[中略…引用者]抑も異性の接触は、生理的に快感を生ずるものであつて容貌には関せぬが、心身相関の理に依つて、容貌の美なるものは美なる程快感の度強く、醜いものは之に反する。之即ち美人が優遇され、醜婦が冷遇される所以である。故に異性の触感美は、視覚美に比例すると云つても、誣言ではない。[中略…引用者]実に異性の接触と容貌とは密接なる関係あるもので、容貌に依つて快感に強弱を来すものである。

すなわち、「恋愛」とは肉体的な快感と同時に「精神的快感」の双方を得ることができるような関係を意味しているのである。また、この「精神的快感」とは具体的には女性の美しい容姿を愛でることによって得られる喜びのようなものであり、性交による肉体的な快感をさらに高める触媒的なものとして捉えられている。このように通俗性教育においては、もっぱら「恋愛」の意義を、快感を「要求する」側の男性セクシュアリティの観点から考察し、男性の快楽がどこまでも追及されているのである。そ

して「美人」がもてはやされるような社会的風潮が、男性のこうした快楽の面から正 当化されるのである。

なお、この男=「能動」、女=「受動」という男女相対的な捉え方について、羽太 は次のように説明している⁴⁰⁰。

男と女の生殖器は、精蟲と卵子との結合を、達せんが為めにつくられ、且つ此の目的を意義あらしめるべく存在してゐる器官である。男性の精子は非常に活発な運動を営むものである。[中略…引用者] 精子は其の形こそ小さいが、其の体の凡ての部分を、極度に活動せしめて卵子と結合せんとして活躍し、其の一度卵子に逢ふや、驀然として卵子の表面にある小さい孔に向つて其の頭部を突入するが如き、男性天賦の性情其の儘である。精子の運動に現はれる動作は、所謂動力の発作であるが卵子の性質は之れに反して、其の中に潜力を蔵するのである。之れが両性の性情殊に性欲の差異とも非常に似て居る。男性がよく進取的にして、変化に富む生活を送り、万事に能動的であり、其の性欲も発動的であるのは、正しく精子の性質を受けてゐると云ふてよく、女性が総てに温順で殊に性欲感情の受動的であるのは、之れ卵子の性質を受けてゐるものと云ふてよからう。

このように、精子と卵子の働きの違いから、男女の身体的違いだけでなく精神的人格的な違いまでも根拠付け、一般化するような戦術は通俗性教育においては常態となっていた。したがって、「恋愛」の関係においては男性が女性の「美」を吟味し、快楽の対象にするかしないかを「能動」的に判断する絶対優位な立場にあるのであることが「科学的」に保障され、女性はそれを「受動」的な態度で受け入れることが、こうした根拠に基づいて求められたのである。夫婦間性行為のエロス化がもっぱら夫主導のもとで推し進められようとしていたのも、こうした考え方に理由があるのは言うまでもない。では、当時において男性が求めるべきとされた「美」の具体的な中身とは、いったいどのようなものであったのだろうか。たとえば早稲田大学教授の中桐覚太郎は次のように述べている401。

恋愛は男女の間に起るのであるが [中略…引用者] 男女間の愛の起る時に、両性の美が基となつて起こつた時に始めてそれが恋愛であると云ふ事が出来るだらうと私は思つて居る。恋愛の資格は異性美によつて惹き起され異性美によつて色付けられて居るものである。美と云ふものは一種の魅力を持つて居るのである。 [中略…引用者] 美の中でも特に異性美に依つて自他一体観を惹き起させられた時には即ち恋愛が起つて来るものである。 [中略…引用者] 然らば異性美とは如何なるものであるかと云ふと、之をその要素としては、性欲の満足が異性美を造

り出す事に非常に大切なものである。美と云ふものは性欲の権現であると云つてもよいと思ふ。[中略…引用者] 美術と云ふものゝ起源は性欲を要素として居るのである。さう云ふ所から着物を美しくすると云ふ事から起つて来たものであつて、それば異性を引き付ける為である事を意味して居るのである。[中略…引用者] 第二の要素は形体美である。是は具体的に言ふと健康を表はして居るのが形体美であると云ふてもよかろうと思ふ。

ここで重要なのは、男性の「性欲の満足」生み出すような女性の「美」は、健康的な身体の中にも求められていたという点である。しかし、このような健康的な身体美は、旧来の日本で理想とされる日本の女性像とは大いに異なるものであったことが、大きな課題となった。山脇玄は、旧来の理想の女性像を批判し次のような新しい美人像を掲げている。

肉体美の第一は健康、第二は均衡なり即ち目鼻立の場合から姿の輪廓、第三は 皮膚の色、毛髪の色の美しきもの此等の備はつたものでなければ肉体的美の所有 者と云ふことは出来ないのに、教育大家の中にも女子は女らしくあれとか、女子 の天職は良妻賢母に限ると云つて女子は顔色蒼白的撫肩細腰的であらねばなら ぬ、決して社会に出て狂瀾怒涛に触れてはならぬと絶叫するか、然らざれば年が 年中家内に閉ぢ籠り孜々雑務に没頭するにあらざれば女子の本務を怠る事とな ると強弁するのがあるけれども此の如きは天則を無視して女子の心身の向上発 展を阻止せんとする頑冥固陋の常套語であつて真面目に論駁する価値もなく、毫 も取るに足らざる偏見に過ぎぬのである。試みに我国で美人と云はれる女を裸体 にして立せて見るならば、蒼白い陰鬱な顔面で彼等の多くは胴体が長く脚部が短 く、脚は内曲りで不均衡な状態を示してゐるのではないか、其上近来十五歳以上 三十五歳以下の死亡率は非常に増加し、斯る繊弱なる母の産んだ一年未満の子女 が亦た死亡する数に於て以上の悪結果を呈して居ることは、統計の証明するとこ ろである。して見れば独り美形を補正する点よりするばかりでなく、人口増加増 殖の上から論じても此際何は差し措いても女学校教育に於いて大いに体操を強 固ならしめ [後略…引用者] 402

このように、通俗性教育において健康的で均整の取れた女性の身体美を賞賛する言説が数多く見られる。そして、伝統的な日本女性の身体を非健康的と批判するのである。なお、ちょうどこの時期は、体育の奨励によってスポーツや野外活動、遠足などにも力が入れられるようになり、テニスやバスケットボールに打ち込む「スポーツ少女」が現れ403、女性自らも「肉体美」を求めるようになっていた404。したがって、女

性の視点から見れば、変化を求める女性自身の要求に通俗性教育が応えたものと見ることもできる。また、山脇のように優生学的な観点から見れば、国家の富強のため強い子孫を残そうとする国家目的に沿ったものだともいえる。さらに、中桐のように男性セクシュアリティの観点から見れば、より充実した快楽を求めての「美」の追求であったと言うことができよう。これらの観点が複雑に絡み合い、この時期、「美人」論議が各所で沸騰したのである。

(4) 理想とされた女性の身体

この新しい身体美は、西洋の美術、西洋人の裸体がモチーフとなっていた。明治末年から大正初期の美術には、明治期とは異なった要素が明確に現れるようになる。それは、個性の解放、自我の主張と深く結びつきながら時代の底流として流れ続け、やがて 1930 年前後のエロ・グロ・ナンセンスの潮流となって風俗の面前に突出するエロスの表現である。とくに明治末期から大正期初頭にかけての日本では、根強い伝統の桎梏への反発からか、いっそう激しく入り組んだエロス的表現が試みられた405。これらは 1900 年にパリで開催された万国博覧会で絶頂を迎える、アール・ヌーヴォーから絶大な影響を受けたものであった。「新しい芸術」を意味するアール・ヌーヴォーは、過去の装飾様式から脱却して自然の形態へと立ち返り、植物や女性をモチーフとして、想像力のおもむくままに展開させた流麗で装飾性豊かな表現に大きな特色がある。パリ万博を機に渡欧した日本の美術家たちは、フランスでの享楽的で官能的なアール・ヌーヴォーの大流行を目のあたりにして強い衝撃を受け、やがて日本においてもその影響が見られるようになっていったのである。こうして、西洋的で新しい女性の官能が、日本的にアレンジされ、女性の新しい官能の表現が男性の欲求を刺激するようになっていったのである。

通俗性教育の中でも、こうした新しい西洋的な女性美が、今後の日本において求められる理想的な女性像として強調されるようになる。『性』第7巻第8号では「写真画集 裸体美」という特集が組まれ、女性の裸体美に関し、数多くの立場からそのあり方が論じられている。たとえば彫刻家の小倉右一郎は、芸術家の立場から次のように述べている。

ョーロッパ人は骨格の上から言つてもその裸体は非常に美しいものである。殊に女性に於ては、丈が高く、腰部の発育がよく、頭が小さく、そのプロポーションは非常にいい。肩巾が一、五に対して腰部は二倍の比例を保つのに反して日本人は、肩巾二に対して腰部が一、七乃至余程よく発育した女性でも二位である。肩巾より腰部の方がその比例に於て少ない事は、骨格上からも、又彫刻上から見てもその価値は劣つたものである。元来日本人は柳腰と云つて、腰部の発達して

るないことを美しい標準の一つにしてゐるが、それは日本の着物で肉体の線を消した時、均衡上の美しさを保つことからである。然し何と云ふても、裸体の美しさは腰部の発達しない者には求め得られない。日本人に真の裸体を見出し難いこと、それと云ふのは生活の形式から来てゐることは勿論である。足のつまつてゐること、座る習慣のために腰部の発達しないこと、頭を大きく見せてゐることなど、その欠点を数へ上げれば際限のない次第である406。

このように、女性の身体は、男性の目線から事細かに分析の対象となり、日本人女性に対しても西洋的裸体美の実現が期待されたのである。こうした傾向は何も、芸術の領域にとどまるものではなかった。あらゆる立場の男性が、女性美の追求に余念が無かったの。このような女性の新しい裸体美のイメージは、さらには医学的言説の中にも組み込まれていた。すなわち、医学博士の富士川游は次のように裸体美と健康との関係を論じている。

医学上より観れば、裸体美は完全なる健康を意味するものである。身体の外形 及びその発育が円満で、正規で、すこしも欠点のない処に、始めて裸体美が認め られるのである。故に、こゝに裸体美といふのは、事実の上に存する処の確乎た る標準に拠るもので、決して個人的の趣味によりてこれを判断するのではない。 ストラツツ氏407は、(一) 身体の比率の不正なること、(二) 発育の不充分なるこ とゝ栄養の不良なること及び生活方法の不正なること、(三)性、年齢、遺伝、(四) 疾病、(五)衣服によりて起されたる身体上の欠陥を検査し、その存在を否定す るところに、婦人の裸体美は、認められる事を論じて居る。すなはち消極的の方 法により身体の欠陥を排除することをつとめて、これによつて婦人の裸体美を判 断せんとするのである。故に、婦人の裸体美を判断するの標準とすべきものは第 一に身体の比率である。[中略…引用者] 近時諸家の検査に拠れば、婦人の身体 は、特殊の点は第一次性性徴で、これは生殖腺である。第二は第二次性性徴で、 生後に婦人の身体に現はるゝところの特徴である。この特徴が充分に現はれて居 ると婦人の裸体美はますます著しくなるのである。その重要なるものは次の通り である。(イ) 骨格の繊細なること、(ロ) 身体円味を帯ぶること、(ハ) 骨盤の 幅の広きこと、(ニ)頭髪の長く且つ多きこと、(ホ)陰毛の生際低く且つ直々な ること、(へ) 腋毛の少きこと、(ト) 全身贅毛なきこと、(チ) 皮膚の柔軟なる こと、(リ)頭顱の丸きこと、(ヌ)顔面の細きこと、(ル)眼窩の大なること、(ヲ) 眉毛の高くして且つ細きこと、(ワ) 頚の丸きこと、(カ) 関節の繊細なること、 (ヨ) 肩の幅狭きこと、(タ) 上腿の丸く太りたること、(レ) 腓腸部の丸きこと 408

このように、女性の「美」の基準、「美」のイメージが、芸術の面からも医学の面からも詳細に規定されていった。雑誌の中では毎回のように美人論に関する投稿が掲載され、さらに澤田順次郎自ら『裸体美芸術としての人体美』(奎文社、1926 年)、『日本婦人の肉体美』(奎文社、1926 年)という書を続けざまに発行し、新しい「美」の普及に努めた。それは一面においては女性の「健康」のためであったと言えるが、その「健康」もまた、男性セクシュアリティの観点から見れば、男性の性的快感を追及する上で要求されたものでもあった。

4. 小倉清三郎による禁欲主義的男性セクシュアリティへの抵抗運動

(1) 小倉清三郎と相対会

以上のように。近代以降、青年のセクシュアリティは、道徳的な観点はもちろん、 「性科学」という新しい知識体系によっても強い統制に置かれるようになっていた。 政府もまた、1875年の「改正新聞紙条例」以降、少しでも卑猥と思われる内容を記載 した新聞、雑誌、書籍を次々と発行禁止処分にし、日露戦争後の「地方改良」政策の 中で、若者組を解体し夜這いなど農村における旧来の性的慣行を切り崩していく。ま た、大正期になると、矯風会などプロテスタント系の廃娼運動家や、雑誌『青鞜』の 論者を中心に、女性の貞操の価値を強調するとともに、男性の貞操をも要求しはじめ るようになるなど409、しだいに旧来の伝統的な性意識を改革し、近代的な性道徳の普 及定着が図られていく。その一方で、医学者や衛生学者達が、性に関する「科学的」 な新しい「知」を形成し、その「知」を振りかざして、性に対する旧来の考え方を解 体していく。彼らは「危険」な性現象を次々に「発見」し、人々の性を次第に医学の 統制下に置いていったのである410。以上のようにして、①妊娠目的以外の生殖行為は すべて不道徳である、②「自慰」や「早熟」などは、あらゆる病気のもとである、な どといったことが、当たり前のように語られるようになっていく。つまり、当時の人々 は、性に対する重層的な抑圧環境の下で生活していたといえる。それでは、とくに大 正期のこうした抑圧状況のなかで、青年はどのような性意識を持ち、性的行為を行っ ていたのか。

しかし、当時の性意識の実態を明らかにすることができる資料はきわめて少ないのが実情である。ここで注目すべきなのが、小倉清三郎が組織した「相対会」の研究記録を纏めた『相対会研究報告』である。『相対会研究報告』には、小倉自身を含め、おもに大正期の青年の性の実体験記録が数多く収められている。もちろん、それらの内容は個人的な経験談や日記のようなものばかりであり、当時の一般的な歴史を反映し

たものではない。ただし、こうした個人の体験の記録からは、行政文書などの公文資料はもちろん、書籍や雑誌といった公に広く読まれることを目的とした物からは読み取ることのできない、当時の人々のリアルな生き様を読み取ることが出来る。それらに着目する意義についても再確認しておきたい。

そこでまず、本節では、小倉の性体験記録に注目して分析を行う。ただし、小倉の青年期は明治後期であり、本節が分析対象とする時期と多少ずれてしまう。そこでそれを補うために、『相対会研究報告』に記載されている体験記録全体を検討し、大正期のセクシュアリティを分析する。また、分析の中心は青年期であるものの、青年期に見られる諸特徴の基礎作りを行う幼年期、少年期の経験も検討しておく。

小倉自身のセクシュアリティを分析する前に、小倉清三郎が歩んだ歴史を概観し、当時の性研究家の中における小倉の位置を確認する。小倉清三郎は、1883 年福島県岩瀬郡須賀川町に生まれる。生家は裕福だったが父親が相場に失敗して家産を失い、1900年の春、一家して東京の本郷金助町へ移り住んだ。東京神田の国民英学会で学んだ後、1904年の春から 1908年まで宮崎県の中学校で英語を教えたとされる。1908年から 5年間は、東京帝国大学文学部哲学科の選科生となり、思想哲学を研究する。その後、H・エリスの『性の心理の研究』に触発され、みずからも性の心理学的研究をするために「相対会」を結成し、機関誌として 1913年1月、31歳のときに『相對』の刊行を開始する。また、同年にはエリスの『男性と女性』(Man and Woman: A Study of Human Secondary Sexual Characters, 1894)を『性的特徴』と題し翻訳出版した411。

小倉は、自らの性体験を中心に、できるだけ多くの人々の性に関する情報を相対会会員から集め、機関紙によってそれをありのままに他の会員へ紹介しようとした。なぜならば、それらの資料から明らかとなる、人間にとってありのままの性のありようを示し、ありのままの姿を当たり前と思わせない誤謬を改め、よりよい性的生活に資することを目的としたからである。

相対会会員は全盛期でも 500 名ほどであるが、富士川游(東大教授、医学)、大山柏(公爵、考古学者)、坪内逍遥(作家)、芥川龍之介(作家)、薄田泣菫(詩人)、堺利彦、大杉栄、辻潤、伊藤野枝、平塚らいてう、など多彩な顔ぶれであった。伊藤野枝は『青鞜』3巻2号で、「私共はかういふ真面目な小雑誌の一つ生まれる方が下らない文芸雑誌の十も生れるよりはたのもしく思ひます」と紹介している。また、小倉自身『青鞜』で唯一の男性寄稿家となり、そこに計3度掲載されている412。

しかし、性に関する体験を、ありのままの姿で世の中に発表するということは、当時の道徳的観点からだけではなく、警察による取り締まりの危険性からも、非常な覚悟を必要とした。相対会もまた、機関紙の内容が風俗壊乱にあたる上に、出版法に定められた出版届を出していないとして、1916年に罰金70円の有罪判決を受けた。しかしすぐに提訴し、不特定多数に売る雑誌ではなく、厳密な会規に従って会員に配布

される報告書であると主張し、3年後に無罪を勝ち取っている。1919年、小倉が37歳の時に道世と結婚して以後、権力側の厳しい取り締まりと戦いながら、夫婦2人で苦難の道を歩むことになる。1933(昭和8)年には警視庁の検閲課の警察官が小倉宅に強制捜査に入り、2人に暴行を働いた上、資料を運びさった。そしてまた、風俗壊乱等の理由で小倉は102日間警察に拘留され、50円の罰金が科せられた。またその警察官の不正を訴えようとした道世も、逆に横浜脳病院に閉じ込められ、狂人扱いに仕立て上げられてしまう。

1941年1月には59歳で小倉が脳溢血で急死する。その後は、道世の手により、戦時中の1944年に至るまで相対会は継続される。戦後になると「総頁数一万にも及ぶと言う膨大な資料のため、揃いが二組しか存在しない」ということで道世が再び世話人となり、全34冊の叢書として、『相対会研究報告』を1952から1955年にかけて復刻している。しかし、この復刻版も当局の二度に渡る介入によりほとんど没収され、全冊揃いは数組しか残存していないといわれている。

性に対する不寛容な時代のなかにあって、小倉清三郎・道世ないし「相対会」が残した資料は、当時の人々の性的生活のありのままの様子を見ることができる数少ない資料として、きわめて貴重であるといえよう。なお、この復刻版には抜け落ちてしまっている資料もあることがわかっている。こうした抜け落ちた資料に関しては、ある程度は収集家の手で発見されており、そこには清三郎の幼年期から青年期までの経験を記述した資料が多く含まれている⁴¹³。

その一方、前節で取り上げたように、大正期には通俗性欲学者と呼ばれる羽太鋭治、澤田順次郎、田中香涯などが華々しく登場し、性に関する膨大な雑誌や書物を産出することによって、人々の啓蒙活動を行っていった。しかし、彼らは、権力側の要求する価値観から大きくはみ出すことはなかった。彼らの手による書籍や雑誌を通じた啓蒙活動は、科学的知識の普及というより、科学の名の下に体制側の支持する道徳を強調するという側面も持ち合わせていた。したがって科学的に明らかにされているとはいいがたい性的事象のなかの負の一面を取り上げ、それを「罪悪」「不幸」「悲惨」「身を亡ぼす」などと断じ、性は悪いものというイメージを植えつけていったのである。

彼らに疑問を感じ、ありのままの性に向き合った性学者に、山本宣治と小倉清三郎がいる。山本は、生殖に関わる細胞学、遺伝学、優生学、進化論を主題とする「性の生物学」に目覚め、性を縛っていた一切の道徳的価値判断を排除して、性の生物学上の知識すべてを、ありのまま正確に教授するべきだというスタンスをとった。同時に、人間関係を重視して、人々の実体験をもとにした「性の心理学」の構築をもめざした。しかし、とくに後者の研究に対しては当時の社会環境がそれを容易にはゆるさなかったのである。山本も十分には成しえなかったこの性の心理学を徹底的に追求した人物こそ、自分自身の精神と肉体との葛藤から性の研究に入った小倉清三郎なのである。

小倉は「性」を「生」ととらえることによって人間生活全般に注目し、人間生活のなかにみられる性をめぐる些細な感情の動きに関心を集めたのである。そして、自分の中の性と性意識の発達を眺め直しながら、性の本体をとらえようとする帰納的な方法を発見した。そしてその普遍性を確認するために自分だけではなく様々な人々の性の経験の記録を入手しなければならない。この必要に駆られて相対会という組織が作られたのである。

(2) 小倉の幼年・少年期における「性的経験」

幼年から少年時代に、小倉は3人の異性の友人を得た。彼女たちに対して小倉はいずれも強い愛情をもっていた。その最初の一人には、小倉が尋常小学1から2年、すなわち6、7歳ごろに出会っている。

半年ほど、福島から離れて母方の実家⁴¹⁴に預けられた際、小倉は近所に住む同じ年頃の少女と遊び友達になった。しかし、小倉がその少女の家に遊びに出向いても、「どうもキマリが悪くて、呼びたい友達の名を声をあげてよぶ事が出来ず、自分の声を聞いて、早く障子を開けて友達が中から顔を出して自分をよんで呉れゝばよい」と常々思っていた。小倉はその友達を愛していた。その愛する異性の友達を訪ねて行く時には、このような「キマリ」の悪さを覚えた。しかし、彼女が自分に気が付いて、呼ばれて家へ入って行く時の気持ちは、「特別のよろこびに満ちた」気持ちであった⁴¹⁵。

尋常小学3、4年すなわち8、9歳ごろになると、小倉は放課後に学習塾に通いはじめた⁴¹⁶。そして、同じくその塾に通っていた1人の少女に「性愛」を持つようになった。なお、その「性愛」の対象は「性友」と呼ばれる。彼女は、小倉と同じ小学校に在籍し、同じ学年ではあったが、組は違っていた。なお、その小学校では、男女別の組分けになっていたようである。小倉はこの少女に対して先の友だちの時にはなかった新しい感覚を持つようになった。その1つは「性的亢奮」である。小倉は「道で行き遇つた時に胸がドキドキしたり、足が筋張つたやうな感じがしたり、首が後ろへ引きつられるやうな感じがしたり、全身が堅くなつたやうな感じがしたりした」。そして、このような異性に対する感情が「性的亢奮」である。加えて、「其の人に対する自分の心持ちを、他人に対しても、其の人に対してすらも隠さうと云ふ心持ち」と、「他人に気づかれずによそながら此の人の姿を見たいと云ふ要求」も見られるようになっていた。また、先の友人の場合に経験した「キマリ」の悪さ、すなわち羞恥心や、「性的要求」の満足に伴う喜びなどは、一層高められるようになっていた⁴¹⁷。やや少し遅れて、3人目の友人を得たが、彼女との経験も2人目に対するものとほぼ同様であった⁴¹⁸。

以上の自らの経験に関して小倉は後に次のように分析する。「愛情もキマリ悪るさも嬉しさも経験である。そうして此の場合の経験は異性に関聯したものであつた。其れ故それ等は性的経験なのであつた。私は異性に関聯した愛情を性愛と云つて居る。

異性に関聯して経験される右のやうな場合のキマリ悪るさは羞恥心の一つの場合である。異性の友達を訪ね、その人に遇ひたいと思ひ、その人と遊びたいと思ひ、自分の訪問を知ってよび入れて貰ひたいと思ふのも、いづれも異性に関聯した要求である。性的要求である。それ等の要求のいづれかが満たされて感ずる嬉しさは、性的要求の満足に伴ふ嬉しさである。私はこの一人の異性の友達に関聯して、幾つもの性的経験をもつた譯なのであつた」⁴¹⁹と。異性に関連した経験を「性的経験」と呼び、「性的経験」に関連する、異性に対する愛情を「性愛」、異性に関する要求を「性的要求」とも呼ぶ。また、成長とともに、「性的経験」も複雑化し、8歳ごろを境にして異性に対する興奮「性的亢奮」が生まれている。

しかし、この時期では、この「性的経験」と生殖行為に対する欲求とがはっきりと結びついていない。「小学校にも行かない前に遊び友達にさそはれて、交接の真似のやうな事をした事が二度あつた」。小倉は他の友達がしているのをまねて、「相手の女の子の前に立つて、於互いに [陰部と陰部を・・・・引用者] 触れ合はせやうと力めた。然したゞ陰部の辺を突き出すやうにするだけで、それ以上に接近しやうと云ふ考へも起らづ、抱き合ふやうな考へも起らなかつたので、とうとう触れ合はずに、両方でダメだと思つてやめてしまつた」という。しかし、いずれの場合も「此の時の気持ちはどんなであつたか、どうも解らない。勃起があつたのか無かつたのかも解らない。五六人の子供等のなかで、互に見られたり見たりしての事であつたが、それをキマリ悪いと思つた覚えも」なかったのである420。この性交の真似事は、それへの興味から行った一種の遊びでしかなかった。

その一方で、小倉はこの時期にはすでに妊娠のためには性交が必要であるという事は知っていた。尋常小学1年の理科の授業で、「花に雄蕊と雌蕊とがあり、雄蕊の花粉が雌蕊に着いてその結果実が生ずるのだと云ふ事」を教えられたが、その際に小倉は「交接の事を思ひ浮かべ」ていたのである421。小倉もまた、これほど幼少の時期にあっても、ある程度の生殖行為に対する知識と興味を持ち合わせていたのである。

8~9歳になっても生殖行為に対する欲求は芽生えていない。小倉と「其時分席を並べて居つた二つか三つ年上の一人の生徒が或る日交接の有様を描いた絵が幾つか入れてある、色の付いた昔の書物を一冊、学校へ持つて来た」が、「其の時にどんな気持ちがしたのか、面白く思つて見た事だけは記憶に残つて居るが、そのほかの心持ちが思ひだせ」なかったというのである422。また、その他にも、友だちとの間で性交に関する話を何回かした記憶があると述べており423、小倉も、またその友だちも、男女の性交に対する興味を、やはり強く持っていたことは窺える。遊びや同性との友人関係、そして教育など、さまざまな日常的経験を通じて、小倉は性知識を少しずつ獲得していたということがわかる。だからといって、この時期に、そうした知識が性的欲望の発達を促しているわけではない。

小学校の高等科に進学すると(12歳ごろ)、小倉は、生殖器や生殖行為に対してよ り具体的な認識を示すようになる。小倉は、自宅から一里(3.9km)ほど離れた村に遊 びに行った際に、その村に住む教員志望の青年が、少年たちの前で生殖器を露にし、 それをおもちゃのように扱っていたのを見る。また、納屋の裏で男性が女性を強姦し ようとし、さらにその周囲に数人の青年が集まりそれを観察している場面を目撃する。 この村では、他人の屋敷の敷地内をだれでも自由に通り過ぎることができ、小倉もそ の村の習慣に倣って他家の敷地内を通り過ぎようとしたところ、偶々その場面に出く わしたのであった。なお、以上のような出来事はこの村ではそれほど珍しいことでは なかったようである。小倉は「妙な淋しいような気持、イヤーなような気持、恐ろし いような気持ち」を感じた。この当時は、町に住む人々と村に住む人々との間に、性 に関する道徳意識に較差があったのであり、以上のような経験が、小倉の「村の人た ちや、先生になる人たちに就ての」考え方を変化させた424。小倉はこの年齢になると、 生殖器や性交を他人から隠しておかなくてはならないといった、性に関する道徳意識 を持つようになっていた。しかし、こうした基本的な道徳意識は育った日常の生活環 境によって異なるのであり、12歳ごろまでにはその基礎が構築されていたようである。 幼年期から少年期にかけて、小倉のセクシュアリティは、「性友」との人間関係を 中心にして形成され、発展していった。小倉によれば、幼年期と少年期の「性的経験」 は、いまだ成長途上であって成熟していない経験であるとする。しかし、その経験は 「やがて成熟した時に、健全に働き得るための大切な準備になってゐる」のであり、 「これをゆるがせにすると、後の働きが妨げられる」というのである。また、幼年期 と少年期の「性的経験」は「非春的経験」であるが、思春期には、この「非春的経験」 に「春的経験」が加わり、人が「親となり得る状態にほゞ到達」するという425。小倉 によると「性的経験」は「非春的経験」と「春的経験」に分けることができるとする。 なお「春的経験」ともなう愛情を、「恋愛」(その相手を「恋人」)と呼び、「性愛」(そ の相手を「性友」)と区別していることにも注意しておきたい。

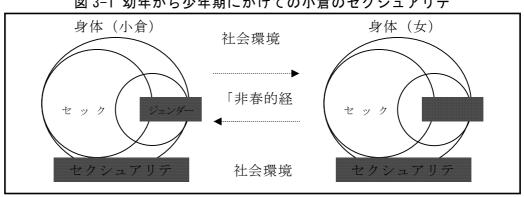


図 3-1 幼年から少年期にかけての小倉のセクシュアリテ

幼年・少年期の、小倉のセクシュアリティを図式化すると図 3-1 のように表すこと ができる⁴²⁶。

この時期にはセクシュアリティが存在しないわけではなく、まだ未熟であり、その 構造が青年期以降とは異なっているだけである。性は、厳密に区別することはできな いが、生物学的な性(=セックス)と社会構築的な性(=ジェンダー)に分けること ができる。そして人が成長するにつれて自然に発達するセックスと男女間の諸経験や 社会環境からの影響を受けて構成されていくジェンダーとの双方によって表されるの がセクシュアリティである。この時期は、成長途上であり、男女間の経験や社会環境 からの影響も少ないため、セックス、ジェンダー領域双方とも狭い。したがって、セ クシュアリティも未熟である。しかし、異性に対する本能的な反応が比較的顕著にみ られるため、この時期には、ジェンダー領域よりも、セックス領域のほうの拡大が先 行していると思われる。もちろん、この本能のように見える反応もまた、セックス領 域に限られるわけではなく、社会的影響を受けて作られた側面もある。なお、ジェン ダー領域は小倉の場合は12歳ごろから急速に拡大していくものと考えられる。

(3) 小倉の青年期以降における「性的経験」

13歳のある日、小倉は男の友人と2人で本屋に入ったことがあった。店内に立てか けてある書物を見回していると「男女交際新論とか何とか書いた二三十頁位の、小形 の書物」を見つけた427。おそらく 1880 年前後の造化器論ブームの時に出された本であ ろう428。その友人は、「交合とは之々の事ではないかと、私の地方に行はれて居る交接 に就ての名を、私の耳にさゝやいた」。小倉は「よく色々の書物を読んで」知っていた ので、「さうだ」と答えた。そこで友人はその書物を買い、友人の家で見ることになっ た。その書物には「交接の時には男の方から精液が出て、それが女の方へ這入るので あり、精液の中には精虫429が居つて、それが子供になるのだと云ふやうな事が書いて

あつた」。しかし、人は、こういった書物は「何やら人に見られては悪いものであり、自分達もどうも見てならない物であり、かう云ふ書物を見たとか、持つて居るとか云ふ事が、人に知れては大変だと云ふやうな風に」考え、破り捨てることにした。なお、小倉はその時、どのような気持ちであったのか記憶に残っていないという⁴³⁰。おそらくそれほど特別な気持ちを感じなかったということだろう。13歳ごろには生殖行為に関する興味や知識をかなり持つようになっていた。生殖行為の知識を得ることのできる情報源は、決して少なくなかったということであろう。一方で、生殖行為に対する罪悪感の気持ちがはっきりとあらわれるようになっている。しかし、まだこの段階では、こうした生殖行為を扱う書物によって「春的経験」を持つことはなかったようである。また、「土地のキリスト教の方の人達が宣教師をよんで、幻燈会を催し」、「妊娠の原理に就ての画を見せて、それを説明した事」もあったが、その際には、生殖行為が人にとって大切なものであることを感じている⁴³¹。いずれにせよ、13歳の時のこうした経験により、小倉は「精虫と云ふものが妊娠に必要なものである」ということ、「精虫と云ふものは、精液の中に在るのだと云う事」を知ったのである⁴³²。

14歳になると、小倉も思春期に入り、身体に思春期特有の変化が見えはじめるようになったが、その年から福島を離れて東京に移ることになった。東京では「ある人」の家に寄宿することになったが、そこにはいずれも小倉より年上の青年が数人寄宿していた。翌年の1月、小倉は同じくそこに寄宿していた青年が所有していた春画を偶然見つけた。それは「男や女が殊更に陰部を現はして居る所や、交接を行つて居る所などを描いた絵」であった。小倉はその絵を見て「一種の亢奮」を経験したが、「其の亢奮には陰茎の勃起を伴っていた」という433。それ以降、「書物や絵にかき現はされた異性の生殖器や、それに関聯のある事柄に就ての絵なり言葉なりに依つての描写から、幾つもの性的経験を持つ」ようになった434。このように、身体の反応が伴った興奮を小倉は「春的亢奮」と呼び「性的亢奮」と区別している。

その年の 15 歳の春、目の病気のため一旦福島の兄のもとに身を寄せて治療に専念することになった。小倉の兄はしばらく前にその土地のキリスト教会に参加するようになっており、したがって、その家にも牧師がたびたび訪れるようになっていた。目の病気のため書物を読む事を禁じられていた小倉は、牧師の好意で伝記などの書物を読んで聞かせてもらうようになった。それとともに、宗教上の話も聞かされるにつれて、小倉も次第にキリスト教を信仰するようになっていく。そして、ついにその年の秋、小倉はキリスト教の洗礼を受けることになった435。思春期に入り、身体や情緒の急激な変化が見られるようになったそのときに、キリスト教から禁欲の教えを受けることになったのである436。

キリスト教への改心とほぼ同時期に、思春期に入った小倉にとって人生の転機となる重大な出来事が起こる。小倉は「その頃でて居つた或雑誌の、口絵の裸体画を見て

居つた。それは西洋の女が横にねて居つて、正面をこちらに見せて居る絵であつた」。そして、それを見ているうちに「春的気分になり、春的亢奮を持ち、勃起を持」ち、生まれてはじめて「自慰」を行ったのである。その時の状況を小倉は次のように表現する。「其液体の出て来る瞬間には、此もまるで新しい快よい感じが、其液体の出て来る通り道と思はれる部分に於て感ぜられた。液体の出た事も思ひがけなかつたが、それに伴ふ快よい感じも意外であつた。初め陰茎を握つたのも、握つたまゝて手を動かしたのも、何やら勃起した陰茎にある感じのために握つて見たくなり、握つた上で動かして見たくなつたのであつた」437。

この時期、小倉は、ごくわずかの刺激で「春的亢奮」を感じるようになっていた。 風俗を壊乱するという理由で発売禁止となった図書の名前を官報から見つけ出してそ の内容を憶測したり、聖書のなかにモーゼが男女の性交を禁止する文句やそれに類似 する文句を見つけ出したりしては、必ず「春的亢奮」を持ったのである⁴³⁸。

風呂屋でも「春的亢奮」を経験している。当時の風呂屋は「流し場や湯舟は男と女と隔てられて居つたけれども、着物をぬぐ所は男も女も一緒であつたし、着物を脱ぐ所から女湯の方はスツカリ見えて居つた」という。小倉が16歳の4、5月のある日、風呂屋に行ったときのことである。その風呂屋は、男湯と女湯が、洗い場、そして脱衣所も大部分が仕切られていたが、その間に連絡口があった。小倉が湯舟につかっていたところ、「小料理屋の娘風」の20歳ほどの女性が、女湯が「ヌルすぎ」たため、その通用口から男湯のほうに入ってきてしまった。その際、偶然に女性の陰部を見た小倉は強い「春的亢奮」を持ったのである439。

また、女性の身体の一部を衣服の上から見るだけで興奮するようにもなっていく。「始めのうちは、目に見えた臀の形が、陰部に関する聯想を惹き起し、その聯想された陰部が春的な心持を惹き起した」。「後には、目に見えた臀の形が、直ちに春的経験を惹き起すやうになった」のであった。すなわち、「始めには、それ自身に於いては春的刺載でなかった臀の形が、後には、それ自身に於いて春的刺載となった」のである⁴⁴0。その一方で、小倉は「とにかく陰部は人が隠くす所であるし、交接は人のひそかにする事なのであると云ふ事は、それらに対して卑しむやうな、恥づるやうな特殊の心持ちを」持っていた⁴⁴1。それは高等小学時代にもおぼろげながら持っていた感情である。さらにこの時期には、「陰部」や「交接」から「春的な心持ち」が生じ、「勃起を持つたり、それに伴なふ春的の気分や興奮を持つたりする」といふ事が、「恥かしい事」であると決め付けるようにもなっていた⁴⁴²。そこに至る諸要因のなかで重要なのは、小倉がキリスト教の教えに影響を受けていたことである。キリスト教に帰依してからは、「女を見る見ないに拘らず、色情と云ふものを自分が持つのは悪い事だと云ふ考へ」を持つようになっていた。小倉は性欲というものを「結婚して居る人達の間に於てはさう云ふ心持ちがあるのだとも考へず」、「ともかく自分にはそう云ふ心持ちを持たな

いで行くのが、自分の心を清く保つて行く事であり、さう云ふものを持つと云ふ事は、 自分の心を汚すものであると」考えていた443。

小倉は、「妊娠のために、交接が必要であり、人の出生の為には妊娠が必要である事を知り、人の出生と云ふ事は実に大きな事である事」を知つて居ながら、「春的気分や、春的興奮や、勃起などを恥かしい事に思ふ心持ちの為に、さう云ふ事を惹き起す交接の画や、交接そのものまでが恥かしい事のやうに」思っていた。ましてや、「自慰の事に就ては、それから後、此の上もない罪悪である事のやうに罵しる書物を読んだ事は幾度もあるけれども、それが尊い意義をもつた事であると教へて呉れたものには出逢はなかつた」のである444。たとえば 1894 年に翻訳発行され、後の衛生学者に大きな影響を与えたとするクラフト・エビング『色情狂編』(日本法医学会)では、「自慰」が精神病や神経衰弱などを発症させる誘引となるとしている。戦前において「自慰」を肯定した学者は小倉や山本宣治の他にはほとんど見られない。

小倉は、はじめて「春的経験」を持つようになってからというもの、他人はともかく、自分が「春的経験」を持つことを、「罪悪」であり、「自らを汚す」ことであると思うようになっていた。そのため小倉は、「春的経験」が生じることを恐れていた。何とかしてそれを持たないように苦心した。しかし、「私が如何に持つまいと骨を折っても、依然として春的経験は起って来た」のである。外からの刺激、例えば「異性の裸体や、若くは其れを描いたものが、目に附くとか、或は著しい春的経験を描いたものを読むこと」があれば、ほぼ間違いなく「春的経験」が起ったし、さらに「何も其んな特別な外来の刺激があるのではなく、只だ何と云ふ事もなしに、不図した所から春的聯想が起る事もあった」のである。小倉は「特殊の刺激があって春的経験を持つことすら恥かしいのに、まして特殊の刺激なしに其れを持つなどゝは恥かしいことの至りである」と悩んだ。また、「それは私の心が清くないからだとも思った。また其れは私の信仰が足りないからだとも思った。其れから又た私の意志が強くないによるものとも思った」445。

しかし、「特殊の刺激なしに春的聯想を持つと云ふこと」は、毎日あったわけではなかったが、ある期間においては頻繁に起きた。「幾度も重ねてあるやうな時分になると、私は段々と苦しい圧迫を感ずるやうになって来た」。その時期を小倉は「周期末」と呼ぶ。「周期末」とは夢精が起きる時期を指しており、小倉によればその時期には身体や精神にさまざまな悪い症状が見られるようになるとする446。そして小倉は、「周期末」になると「私は安んじて居る事が困難になり、終には自ら自分の身に刺激を加って、射精を起させるやうな」道を取ってしまった。しかし、「周期末」の苦しみを「自慰」によって満足させてしまうと「特別な外来の刺激さへなければ、其の後幾日かの間は、春的聯想其の他春的経験」を持つことがなくなったのである。しかし、「かゝる道を取るのは、春的聯想を持つよりも、より大なる罪悪であると思って居た。自ら汚

すことの更に甚だしいものである」と思い込んでいた447。

る。

東京帝国大学に通うようになっていた 23 歳の半ばごろ、小倉は一人の新しい異性 の友人を得ていた。彼女との関係は「非春的」なもので、幼年期・少年期と同様に「性 愛」感情に基づくものであったが、彼女との交友は小倉から「春的経験」を減少させ、 「自慰」を完全に忘れさせた。小倉は、心身ともに清潔になったような気持ちになり 非常に喜んだ。しかし、あるとき思いもかけずに夢精した。小倉は「自慰」だけでは なく、やはり夢精に対しても同等の罪悪感を持っていたのである。小倉は「遺精を不 健全な現象とばかり思って居た。春的経験を屡々持ったり、自慰を行ったり、健康が 損ぜられて居ったりするから起るものとばかり思って居た」。しかし、この頃の小倉の 体は、いたって健康であった。また、「心を清うすれば、春的経験は現はれない」、そ れが現れるのは「心の清くないが為め」であるとも思っていた。したがって心が清潔 になったような気持ちがしていた小倉には非常に意外な出来事であったのである448。 この経験を経て、小倉は「以前考へて居たやうな意味に於て、遺精を不健全な現象 と考ふることを躊躇するやうになった。私は性愛及び春的経験に就て、次第に新しい 考へを持つやうになった。私はこの事に就て、読みもし、聞きもし、考へもした」。そ してその結果、「春的経験」が生じるのは、「私が肉体を有して居ることの必然の結果 である。単に春的経験を持つと云ふことは、決して罪悪なのではない」と考えるよう になった449。すなわち、「自分が自らを汚す事だと思つて居つた此の事が、実は知ら ず識らずの内に、自分を様々の願ひからのがら得させ、自分を護り、自分を慰める事 である」ということを知ったのである。そして「此のやうに自分を慰さめる事を自慰 と名づけるやうになつた」という450。小倉清三郎こそが「自慰」の名づけ親なのであ

小倉はその後、道世と出会い結婚するが、そこまで無事に至ることができた要因に、以上のように「都合よく煩悶を解き得た」ことに加え、「性的生活の尊さが私に完全に認識了解せられて後に、初めて私に夫婦生活が恵まれた」ことを挙げる451。すなわち、「春的経験」に罪悪を感じなくなってからはじめて、生殖行為が人間にとってなくてはならないものであると知りながら、生殖行為やそれに伴う情動を卑しむという、当時、多くの人々が抱えていたと思われる矛盾を、小倉は解消することができたのである。

小倉の経験をまとめると、小倉は思春期に入ることによって身体に変化が生じ、成熟することにより夢精に苛まれるようになっていった。それに加えて、異性に対して「非春的経験」に性欲が加わった「春的経験」を数多く積み重ねるようになった。そしてその「春的経験」のなかの「春的亢奮」が、当時、比較的容易に目にすることができた印刷物や女性の身体(裸体および外形)によって絶えず引き起こされる。そのような状況に置かれていた思春期の小倉は、セックス領域とジェンダー領域をともに

拡大させ、セクシュアリティを成熟させていく。しかし、キリスト教や、社会道徳、「科学的」知識による統制を受けていた小倉は、こうした「春的経験」を負の経験として認識するようになってしまっていた。それはジェンダー領域に影響を与え、男女間のあり方に対する認識をある一定の型にはめ込む。小倉の場合、そうした認識は、当然のように湧き上がる異性への感情や身体の反応に比して、圧倒的に優位に立っていた。したがって、セックス領域よりジェンダー領域のほうが大きくなっていたといえ、ジェンダー領域がセックス領域を侵害し、その結果数々の煩悶を生み出すことになった。最終的に小倉はその葛藤を乗り越え、ジェンダー領域とセックス領域のバランスを保つことに成功したのである。

(4) 結婚・育児の経験からの「性的教育」の提唱

1919年6月15日、小倉清三郎が37歳のとき、道世(26歳)と結婚した。その後4人の子どもの父となった。小倉は、以上見てきたように、幼年期から青年期にかけて「性愛」を経験し、その後、道世との間で「春的経験と結合した恋愛」を経験した。その結果、「恋愛の対象と結合して夫婦生活に」入った452。そして「子を儲けて親となり、親子の縁の如何に意義深いかを」知ることになる。小倉は「子を育てはぐくむうちに経験する心労、心痛、悶え、歓喜、希望、責任、子に捧げられる愛と信頼、それ等は相倚り相待って、渾然たる親の意識を生み出し、親の生活を成り立たせて居」のであり、この「親の意識」や「親の生活」は、唯一子どもによって与えられるものだと理解するようになる453。

小倉は、あらゆる人間の生活は「親となる方へ向って」いるとし、この「親となる方」に向かう生活が、健全な人間における「生活の流れ」に沿った生活なのであると主張する⁴⁵⁴。小倉によると、親になることは「人間の本質」なのである。また、「健全なる人間は必ず父祖伝来の人間生活の方向に向って進むのでありますから、時至れば必ず春的経験を持ち、春的生活を送り、親となる準備をととのえる」ようになる。しかしながら、「性的生活の中でも結婚と云ふ事や、夫婦生活と云ふ事や、夫婦生活の間の妊娠分娩と云ふ事や、夫婦の互いに愛し合って行くと云ふ事などは、大層尊い事と考へられて居りながら、結婚と云ふ事に就いても、夫婦生活に就いても、無くてはならない大切な交接と云ふ事は、いつも尊ばれてばかり」いるわけではない。むしろ「きは立って卑しまれて居る場合が、どれ程あるか解らない」のである。⁴⁵⁵。

学校や家庭や書物からは、「たゞ妊娠には交接の必要である事だけが呑み込まされてゐた。交接の為に、どう云ふ心持ちやどう云ふからだの働きが必要なのかと云ふ事は、教へられなかつた」のである。そのため、「交接の事を考へたり、交接の有様を描いた画を見たりすれば勃起があり、春的気分、春的亢奮がある事は解つて居ても、そう云ふものが交接と、どう云ふ関係を持つて居るかを、自分から考へて見る」という

こともしなかった。したがって、一方では、「妊娠のために、交接が必要であり、人の出生の為には妊娠が必要である事を知り、人の出生と云ふ事は実に大きな事である事を知つて」いながらも、その一方で「春的気分や、春的亢奮や、勃起などを恥かしい事に思ふ心持ちの為に、さう云ふ事を惹き起す交接の画や、交接そのものまでが恥かしい事のやうに」思っていた。すなわち、妊娠と性交に対する価値判断に二重の構造が人々の認識のなかに存在していたのである456。そしてそれが夫婦間の必要限度の生殖行為のみをやむをえない例外とし、それ以外の性行為やそれに対する感情を基本的には蔑むことを促していた。

もし小倉がこのような「世間的謬想を怪しまず、春的経験は結婚の直前まで全く存在を要せず、結婚の際に、忽然現われさえすればよいのであって、それが当然なのであるかの如くに考えて」いたならば、「春的経験を伴わない性愛をば、夫婦生活に導く可き恋愛と誤認した」かもしれない、という。そしてそれは「非常に危険なこと」である。なぜならば、性交が、親となることを中心的な目的とする夫婦生活の「背柱」であり「頭蓋骨」であり「肉」であり、「血」でもあるからである。夫婦生活は「恋愛」を基礎に成り立っており、夫婦生活の基礎である「恋愛」を支えているものこそが性交であるというのである。したがって、「夫婦生活は恋愛と交接との協力に依って表出せられ、支えられ」るということになる。そのため、「交接を粗略にすれば、恋愛の涸衰頽廃が夫婦生活の崩壊を導き来るのは当然の帰結」であるというのである457。

たとえば、「不釣合の男と女」とが「性愛」にひかれて結婚してしまって、「自分等の交接の味の悪さに、段々気付いて来ると云ふやうな場合も」あるという。そうした場合、男が浮気や売春に走って一家を不幸にしたり、離婚したりする結果を招いてしまう。しかし、もし「結婚前に交接の機会を得たならば、二人は夫婦にならなかったかも」しれないと、より良い生活のために婚前性交をある程度認め、厳格な貞操主義を批判し、「夫婦のエロス化」を強調するのである458。

以上のような誤謬から人々を解放させるため、小倉は「性的教育」の必要性を訴える。「性的生活は人間の生活の中の一つの側である。性的生活を尊むためには、人間の生活の他の側をも尊まねばならない。人間として当然送るべき筈の生活全体を尊まねばならない。人間の生活を尊むためには、人間その者の存在を尊まねばならない。そう云ふ幾つもの等いものを尊む心持ちを持たせ、そうしてそれと同時に、性的生活をも尊ませて行くために、必要な知識と心持ちと機会とを与へて行く」ことが、小倉の性的教育なのである459。

314 伊藤秀吉『日本廃娼運動史』廓清会婦人矯風会廃娼連盟、1931 年、p. 335。

- 315 「廓清会改正会則」『廓清』第 14 巻第 7 号、1925 年 7 月、p. 36。
- 316 内閣印刷局『官報号外 第五十六回帝国議会衆議院議事速記録』、pp. 849-854。
- 317 竹村民郎『廃娼運動』中公新書、1982 年、p. 177。
- 318 内閣印刷局『官報号外 第五十六回帝国議会衆議院議事速記録』、pp. 849-854。
- 319 安部磯雄「娼妓虐待事件」『廓清』第 20 巻第 2 号、1930 年 2 月、pp. 2-4。
- 320 『山室軍平選集』第6巻、山室軍平選集刊行会、1952年、p.346。
- ³²¹ 安部磯雄「奴隷制度は国辱なり」『廓清』第19巻第3号、1929年3月、p.3。
- ³²² 安部磯雄「我国に於ける奴隷解放運動」『廓清』第 13 巻第 11 号、1923 年 11 月、 p. 1。
- ³²³ 安部磯雄「公娼の自由を徹底せしめよ」『廓清』第16巻第6号、1926年6月、pp. 2-3。
- 324 『浮浪者と売笑婦の研究』文明協会、1927 年、『水上労働者と寄子の生活』文明協会、1928 年、『女給と売笑婦』汎人社、1930 年、『どん底の人達』玄林社、1936 年、『灯の女闇の女』玄林社、1937 年、などを出版している。
- ³²⁵ 草間八十雄「娼妓の辿る途」『性』第 12 巻第 3 号、1932 年 3 月、p. 33。
- ³²⁶ 松宮一也「娼妓の日常生活に対する態度研究(上)」『廓清』第 22 巻第 11 号、1932 年 11 月、p. 29。
- ³²⁷ 松宮一也「娼妓の日常生活に対する態度研究(下)」『廓清』第 22 巻第 12 号、1932 年 12 月、p. 17。
- ³²⁸ 高島米峰「女性の奮起を促す」『廓清』第 23 巻第 9 号、1933 年 9 月、pp. 7-8。
- ³²⁹ 安部磯雄「秋田県知事婦人の芸妓教育に対する態度」『廓清』第 14 巻第 11 号、1924 年 11 月、p. 2。
- 330 山室軍平「身代金制度の害悪」『廓清』第 18 巻第 8 号、1928 年 8 月、p. 1。
- ³³¹ 安部磯雄「売淫と奴隷制度の分離」『廓清』第 13 巻第 5 号、1923 年 5 月、p. 2。
- ³³² 安部磯雄「就業婦取締りは寛大に黴毒取締りは厳格に」『廓清』第 13 巻第 2 号、1924 年 2 月、p. 3。
- 333 久布白落実「婦人の権利と公娼制度」『婦人新報』第268号、1919年。
- 334 久布白落実「寄つて以つて立つ処を与へよ」『婦人新報』第228号、1916年。
- 335 高島米峰 「遊廓の存在は男子のみの罪にあらず」 『廓清』 第 24 巻第 5 号、1934 年 5 月、p. 13。
- ³³⁶ 安部磯雄「売淫制度が家庭生活に及ぼす影響に就て」『廓清』第 15 巻第 1 号、1925 年 1 月、p. 3。
- ³³⁷ 安部磯雄「恋愛と結婚」『廓清』第 13 巻第 6 号、1923 年 6 月、p. 3。
- ³³⁸ 安部磯雄「共存共栄主義の徹底」『廓清』第 21 巻第 1 号、1931 年 1 月、p. 4。
- 339 同右、p. 2。
- 340 藤目ゆき『性の歴史学』不二出版、1997年、などを参照。
- ³⁴¹ 『愛国新聞』第8号、1924年5月11日(『覆刻愛国新聞』労農運動史刊行委員会、1975年、p. 19)。
- 342 安部の当論文が掲載されている 1929 年発行の『性』第8巻第12号を今日までに確認することは出来なかった。今回は、1930年発行の『性』第9巻第12号に掲載されていた前年度の記事の目次で、安部の論文のタイトルを確認するにとどまった。
- 343 安部磯雄「売淫制度が家庭生活に及ぼす影響に就て」前掲、p.3。
- 344 上村行彰『売られ行く女』、大鐙閣、1918 年、p. 111。
- ³⁴⁵ 安部磯雄「公娼廃止運動につき基督教会の奮起を望む」『廓清』第 14 巻第 1 号、1924 年 1 月、p. 3。
- 346 津田屋『遊客登楼明細簿』1910年(発表者蔵)。

- 347 瀧田屋『游客人名簿』1927年(発表者蔵)。
- 348 折井美耶子「近代日本の公娼制と買春-東京地域を中心に-」『総合女性史研究』 第13号、1996年、pp. 1-14。
- 349 横田冬彦「娼妓と遊客-近代京都の遊郭-」『京都の女性史』、思文閣出版、2002 年、p96-p. 120。
- 350 大月隆寛・赤松啓介・上野千鶴子『猥談』現代書館、1995年、を参照。
- 351 上村行彰『売られ行く女』、前掲、1918年。
- 352 『職工事情』農商務省商工局、1903。
- 353 細井和喜蔵『女工哀史』改造社、1925年。
- ³⁵⁴ 藤目ゆき「堕胎罪体制」、前掲書、pp. 131-132。
- 355 早川紀代「軍隊と性」『歴史評論』576号、1998年。
- 356 稲垣恭子『女学校と女学生』中央公論社、2007年。
- ³⁵⁷ 佐藤秀夫「学校における制服の成立史」『学校の文化』阿畔社、2005 年、高橋一郎 他『ブルマーの社会史』青弓社、2005 年などを参照のこと。
- 358 稲垣恭子、同前書、「学校における制服の成立史」『学校の文化』阿畔社、2005 年、高橋一郎他『ブルマーの社会史』青弓社、2005 年などを参照のこと。
- 358 稲垣恭子、同前書、2007年、pp. 136-137。
- 358 市川源三「断髪女学生の場合」『少女の友』1939年4月。
- ³⁵⁸ 通俗性欲学研究といえば赤川学を第一に挙げるべきであり、もっとも多くの資料を 集めているといえる。ただし、分析・蒐集の中心は雑誌よりはむしろ単行本である。
- 359 市川源三「断髪女学生の場合」『少女の友』1939年4月。
- 360 土田杏村「分析よりも総合した個性」『女性』1923年1月。
- 361 同上
- 362 沼田笠峰『現代少女とその教育』同文館、1916年。
- 363 この雑誌は後に取り上げる通俗性欲雑誌『性』などとは違い、純粋な医学雑誌であり、その内容も一般大衆向けではない。
- 364 「現代女学生の心理傾向」『変態心理』1924年5月。
- 365 文部省「青少年の映画興行観覧状況調査概要」『教育映画研究資料』第 11 集、1935 年。
- 366 稲垣、前掲書、p.143。
- 367 飯島三安『感化教育―不良少年の研究』松華堂書店、1931年。
- 368 同上
- 369 桜井哲夫『不良少年』筑摩書房、1997年。
- 370 飯島、前掲書。
- 371 南博「証言—東京の盛り場とモダニズム」南博編『近代庶民生活誌』第2巻、三一書房、1984年。
- 372 飯島、前掲書。
- 373 稲垣、前掲書、p.146。
- 374 飯島、前掲書。
- 375 大阪市社会部調査課「本市に於ける不良少年少女」『日本近代都市社会調査資料集成』近現代資料刊行会、1996年。
- 376 中西敬二郎「女学校に於ける不良傾向の早期発見と其の予防法」『児童保護』第7 巻7号、1937年。
- 377 同上
- 378 山本三郎『女学生の心理』文進堂、1942年。
- 379 同上

- 380 同上
- 381 同上
- 382 同上
- 383 古川誠「恋愛と性欲の第三帝国」『現代思想』第21巻第7号、1993年。
- 384 青柳有美の『恋愛』はまだその実物を確認していないが、秋山尚男の『性と愛』の中で頻繁に広告されていることから、実在していたことは間違いないだろう。
- ³⁸⁵ 通俗性欲学研究といえば赤川学を第一に挙げるべきであり、もっとも多くの資料を 集めているといえる。ただし、分析・蒐集の中心は雑誌よりはむしろ単行本であるよ うに見える。
- 386 古川、前掲、p.120。
- 387 赤川学、前掲、p. 296。
- 388 加藤秀一の前掲書などを参照。
- ³⁸⁹ 上野千鶴子「解説(三)」小木・熊野・上野編『日本近代思想体系23 風俗・性』 岩波書店、1990年、pp. 505-550。
- ³⁹⁰ 山脇玄「性教育の急務を高唱す」『性と愛』第2刊第11号、1922年11月1日、pp.2-9。
- 391 後藤文夫「自由恋愛と性教育に就いて」同前誌、pp. 14-17。
- 392 三輪田元道「性教育の新意義」同前誌、pp. 22-25。
- ³⁹³ 市川源三「性教育論」『性』第2巻第5号、1920年10月1日、pp. 30-31。
- 394 澤田順次郎「両親及び教師に与ふる性的訓話 (三)」同前誌、p. 16。
- 395 青山軟六「結婚か私通か売淫か 恋愛結婚の賛美」『性』第7巻第5号、1923年3月1日。
- ³⁹⁶ この「性欲先行説」と後の「恋愛先行説」は、赤川が用いた用語である。(赤川学、前掲、p. 171。)
- ³⁹⁷ 与謝野晶子「婦人と性欲」『定本与謝野晶子全集』15巻、1980年、p. 479。
- ³⁹⁸ 青柳有美「斯る結婚は性的に賛美せらる 性のカーブを握つて協調を保つことが必要」『性』第7巻第5号、1923年3月1日、pp.75。
- ³⁹⁹ 羽太鋭治「性欲の発現状態」『性』第3巻第3号、1921年3月1日、pp. 15-16。
- ⁴⁰⁰ 羽太鋭治「性の心理 男の性欲と女の性欲」『性』第3巻第5号、1921年5月1日、p. 10。
- ⁴⁰¹ 中桐覚太郎「近代恋愛思潮を述べ余の恋愛観に及ぶ」『性と愛』第3巻第3号、1923年3月1日、pp. 13-18。
- ⁴⁰² 山脇玄「女の美と醜と欠点と」『性公論』第1巻第7号、1924年5月1日、p. 297。
- 403 稲垣恭子『女学校と女学生』中央公論新社、2007年、p.136。
- ⁴⁰⁴ 川村邦光『オトメの身体―女の近代とセクシュアリティ』紀伊國屋書店、1994 年、pp. 46-50。
- 405 神奈川県立近代美術館『モボ・モガ 1910 1935 展』、1998 年。
- ⁴⁰⁶ 小倉右一郎「日本人の裸体と欧米人の裸体」『性』第7巻第8号、前傾、pp. 92-97。
- ⁴⁰⁷ 女性の身体、特に美について医療人類学の観点から研究したドイツの産婦人科医 C.H.ストラッツ (1858-1924) のことだと思われる。
- 408 富士川游「婦人裸体美の医学的研究」『性』第7巻第8号、発行年月日不明、pp. 38-40。
- 409 川村邦光『セクシュアリティの近代』(講談社、1996) を参照。
- 410 赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』(勁草書房、1999) を参照。
- 411 第一組合相対会『相対会の栞』、1952 年、pp. 2-5。
- ⁴¹² 小倉清三郎「野枝子の動揺に現はれた女性的特徴」(『青鞜』13年8月号、1913年、128-140頁)、「性的生活と婦人問題」(『青鞜』14年11月号、1914年、pp. 85-108)、「知識の樹の果」(『青鞜』15年1月号、pp. 82-91)。

413 小倉清三郎「異性の友人(一)」、同(二)、同(三)、「青年時代の始まり」、「春的経験の始まりと信仰生活の始まり」、「大きな事柄」、「性的教育の意義」、「青年期の始めに於ける春的経験と其の分解」、「ノートの中から」、「親子の縁」(巻頭部分)。これらは、当資料の所有者が編集した冊子『SIMPLE LEPORT』No. 18-24 を参照した。

- 414 地名は不明だが「山の間の農村」とだけ説明されている。
- ⁴¹⁵ 小倉清三郎「異性の友人(一)」pp. 1-4。
- 416 同前、6頁。
- ⁴¹⁷ 小倉清三郎「異性の友人(二)」pp. 13-19。
- 418 小倉清三郎「異性の友人(三)」pp. 22-33。
- 419 小倉清三郎「異性の友人 (一)」pp. 2-4。
- 420 小倉清三郎「春的経験の始まりと信仰生活の始まり」pp. 15-16。
- 421 小倉清三郎「性的教育の意義」pp. 1-2。
- 422 前掲、「春的経験の始まりと信仰生活の始まり」pp. 17-18。
- ⁴²³ 同前、pp. 18-19。
- ⁴²⁴ 小倉清三郎「村に於ける意外な経験」pp. 4-7、『相対会研究報告』第6巻、所収。
- 425 小倉清三郎「性的経験概論(第一回)」p.9、『相対会研究報告』第1巻、所収。
- ⁴²⁶ 池谷壽夫『セクシュアリティと性教育』(青木書店、1993) の 22 頁の図を参考に作成。
- 427 小倉清三郎「青年時代の始まり」p.5。
- ⁴²⁸ 1888 年に『男女交合造化器新論』、1889 年に『新選男女交合新論』という書物が発行されている。
- 429 当時では「精子」のことをこう呼ぶこともあった。
- 430 前掲、「青年時代の始まり」pp. 5-7。
- ⁴³¹ 同前、pp. 7-8。
- ⁴³² 同前、p.8。
- 433 同前、pp. 3-4。
- ⁴³⁴ 同前、p. 10。
- 435 前掲、「青年時代の始まり」pp. 20-21。
- 436 前掲、「春的経験の始まりと信仰生活の始まり」p. 20。
- 437 小倉清三郎「大きな事柄」pp. 2-5。
- 438 小倉清三郎「青年期の始めに於ける春的経験と其の分解」pp. 4-6。
- 439 同前、pp. 7-11。
- ⁴⁴⁰ 小倉清三郎「連想の媒介による春的刺激の増加」p. 606、『相対会研究報告』第 34 巻、所収。
- 441 前掲、「大きな事柄」p.8。
- 442 同前。
- 443 同前、p.11。
- 444 前掲、「性的教育の意義」pp. 4-5。
- ⁴⁴⁵ 小倉清三郎「性友及び恋人」p.3、『相対会研究報告』第 25 巻、所収。
- 446 小倉清三郎「周期末の特徴 (男に於ける)」、『相対会研究報告』第2巻、所収。
- ⁴⁴⁷ 前掲、「性友及び恋人」p.5。
- ⁴⁴⁸ 同前、pp. 7-8。
- 449 同前、pp. 8-9。
- 450 前掲、「大きな事柄」p. 13。
- 451 小倉清三郎「性的経験概論(第三回)」p. 101、『相対会研究報告』第3巻、所収。
- 452 同前、p. 99。

453 同前。

⁴⁵⁴ 小倉清三郎「性的経験概論(第七回)」pp. 172-173、『相対会研究報告』第7巻、所収。

⁴⁵⁵ 小倉清三郎「人間の尊さと春的生活」pp. 29-31、『相対会研究報告』第 33 巻、所収。

⁴⁵⁶ 前掲、「性的教育の意義」、pp. 3-4。

⁴⁵⁷ 小倉清三郎「利己主義と夫婦生活」、p. 27、『相対会研究報告』第 14 巻、所収。

⁴⁵⁸ 小倉清三郎「不釣合の調整」p. 44、『相対会研究報告』第 22 巻、所収。

⁴⁵⁹ 前掲、「性的教育の意義」p.6。

第4章 頽廃化する 1930 年代の男性セクシュアリティ

1. 廃娼運動から純潔教育運動への転換

(1) 廃娼運動の隆盛

第3章で明らかにしたように、1920年代は社会運動や婦人運動が勃興し、さらに国際的にも「廃娼主義は強調され、我が廃娼運動史上に最高潮の時代」を迎えた時期であった。しかし、日本における廃娼運動は、弱者としての女性の立場においてなされたものではなく、むしろ女性を弱者の位置に留めさせるものであった。そして社会構造の変化の中で多様化する「女性性」に対し、「男性性」の優位性を何とかして維持させようとした、いわば男性のための廃娼運動であったといえる。では、1930年代に入ると、その内実にはどのような変化が見られたのであろうか。本節ではこの時代における廃娼運動を分析し、男性セクシュアリティの新たな動向を描き出す。

1930年代は、廃娼運動の歴史においては、教育運動として「転換」した時期と位置づけられている。具体的には純潔教育運動への「転換」を意味する。分析対象である廓清会は、1924年に安部磯雄が廓清会の理事長に就任してからは、さらにその運動は組織化されたものとなり、大規模化していく。1926年に矯風会との連合組織である廃娼連盟を結成すると、廃娼が名目的には達成されていた群馬県にならい、地方議会に公娼制度の廃止を働きかけるための支部設置運動に力を入れた。そして県レベルでの廃娼を着実に勝ち取っていくという戦略を大々的に展開することになる。一方で、個々の地方レベルにおいてだけではなく、国家に対しても、公娼制度の完全な撤廃を国策として選択するよう、議会を通じて働きかけはじめる。1928年2月20日に普通選挙制の実施によって安部磯雄が社会民衆党(1926年結党)党首の立場として議員に任命されるやいなや、無産階層を擁護する立場から公娼制度廃止を主張したのである。そして彼らの廃娼運動は、1930年代に入ると日本国内における経済不安をきっかけに著しく発展することになる。

1929 年 10 月 24 日、ニューヨーク証券取引所で株価が大暴落したことを端緒として世界的な規模で各国の経済に波及した世界恐慌が、翌年の 30 年には日本にも波及した。さらに東北地方では未曽有の大凶作に襲われるという、二重の危機に陥ることになる。こうした影響を真っ先に受けることになるのは、いずれの時代においても貧しい人々である。931 年 10 月 30 日、『東京朝日新聞』は「生きる悲哀煉獄の山村」と題して以下のような報告を行い、世間の関心を引いた460。

東北殊に山形県は昔から美しい娼妓を各地に送りだす地方として有名だが全国的

に廃娼運動が高唱され婦女子の向上が叫ばれる近頃特に一、二年間向県下では娼妓に売られ行く可憐な年頃の娘が急激に増加し、僅に九万四千の人口をもつ同県最上郡だけで現在二千余人の娼妓を各地に送りだすといふ驚くべき現象を呈してゐる、ある村の如きはこれがため嫁いり盛りの娘さんが村からその姿を消してゐるといふ有様で由々しい社会問題として各方面から憂慮されてゐる

廃娼連盟は、松宮一也、橋本成之の2名を東北の各地域に派遣して、身売りの実態や原因を調査させた。この調査に基づいて両名は、『農村疲弊と子女売買問題』という報告書を出版し、山形県最上郡西小国村における少女の身売りのる(表 4-1) 461。売りに出された多くの女性は、公娼である「娼妓」、そして時には私娼とも同一視されることもあった「芸妓」、「酌婦」、飲食店や宿屋の女性、さらにはカ

表 4-1 西小国村出稼職種(1930年)

This alle to	1 1/1	. / [)		(01)	
職業名	人致	(人)	割合	(%)	
娼妓	53		13.4		
酌婦	18		4.5	27.5	
芸妓	12	100	3.0	27.0	
料理店および宿屋女	26		6.5		
子守奉公		34		8.6	
店員		33		8.3	
北海道移住		14		3.5	
髪結		13		3.3	
労働		13		3.3	
官公吏		12		3.0	
土工		12		3.0	
農業		11		2.8	
その他		102		25.7	
不明		44		11.1	
合計		397		100.0	

フェーやバーの「女給」として生計を立てていたのである。男性に何らかのサービスを行う職業婦人(「接客婦」と呼ばれていた)の中には、非合法的に売春を行わされたか、そこまでいかないにしても女性としての「性」を一種の商品として提供する業務に従事させられた女性が多く含まれていたと見られている。

なかでも西小国村の一角にある野頭地区は、戸数 53 戸でありながら、その当時、娼妓 9 名、芸妓 9 名、酌婦 8 名、合計 22 名もの女性を出稼ぎに出していたとされている。1935 年 9 月から 10 月にかけて野頭地区で開かれた凶作対策協議会で決議された内容は以下の通りである462。

村当局よりの指示に基き客月中旬及び本月三日の二回に亘り野頭部落村議□□、区長◇◇等主催の下に部落民一同集合、凶作対策協議会を経済振興委員たる○○(○○妹△△当二十八年は新潟県新発田町にて娼妓稼中)宅に開催し、別紙申合事項補充対策を決定申合せを為したるも、尚明年収穫期迄では不足米五十俵あり、是が補給につき村当局の匡救事業は勿論、各自精一杯の労働に従事し、尚不足を来す場合は最後に生きる手段として

- (イ) 現在他に稼業中の娘達の年期を延長するも止む得ず一名二三十円づゝの 追借金を為すこと
 - (ロ) 最後々には娘を売ること

右二項申合せを為したる事実にして、生きる為には致方なしと敢て反対を唱ふる者もなかりし状況なり(注:人名は総て伏字にした)

野頭地域では、1930年代初頭の大凶作による緊急時に限らず、習慣的に娘の売春業者への身売りが行われていたことがうかがえる。それも本人や家族の意思としてではなく、共同体の総意としてであった。このように、娘の身売りが頻繁に行われていた貧しい農村においては、女性の性は、男性を中心とした家族の財産、もしくは共同体の共有財産に属し、男性の自由にされていたのである。

こうした逼迫した農村の状況に対し、1933 年 6 月、廃娼連盟は村上雄策(廓清会では主事を担当)を米沢市および山形市に派遣して山形県廃娼同盟会の設立運動を起こし、9 月には山形県東置場郡出身の牧師平伊之助⁴⁶³を理事長として同会を設立した⁴⁶⁴。

こうした身売りの実態とそれに対する世論の沸騰を受け、民間団体だけではなく警察もその対策に乗り出すことになる。具体的には、各地に「身売防止矯正会」を設置し、社会教育や職業教育によって身売り防止を図ろうとした465。しかも、警察はこの問題に対し、積極的に廃娼連盟、矯風会、救世軍、そして廓清会などと連携しようとした。そしてついには警察を統括する内務省は国家予算を身売り防止費用に充てることを決定し、1933年11月には内務省警保局長は東北6県の長官にあてて「婦女身売防止ニ関スル件」を通牒した466。こうして、公娼制度や貸座敷業者467を管理すなわち保護し続けてきた警察や内務省が、身売り問題をきっかけに廃娼運動団体と連携し、私娼はもちろん公娼の過剰な供給を制限することとなった。これは廃娼運動史のなかでもきわめて重要な出来事である。

廓清会の常任理事である伊藤秀吉は、こうした社会や警察・内務省の方針転換に対し、「世間も新聞も我々が何十年間の叫喚を馬耳東風に聞き流し、政府も議会も日本には人身売買はないなどと空嘯いて居つた」が、東北大凶作に対する取り組みの結果、「我々人道主義者純潔運動者にとりては、多年の宿願が始めて問題となり、解決に歩武を進める事となつたのを、衷心より満足し感謝すべきである」と述べて歓迎する468。こうして、廓清会は自らの運動の勝利を実感しはじめることになった。

(2) 保護の対象から除外される女性

しかし、こうした国家と民間団体の協力体制によって敷かれた身売り防止対策の網をかいくぐり、大量の女性が都市部に出稼ぎ労働者として流出していく。都市社会で

は「エログロナンセンス」の言葉で象徴的な、男性の性的趣向の多様化、すなわちナンセンスな女遊びとエロ・グロに耽溺する享楽生活を好むようになっていた。当時の女性の中にはカフェーやバーといった新しい性産業に従事したり、玉ノ井などの私娼街で売春を行う者も少なくなかった。

安部はこうした事実に対し、公娼制から私娼制への過渡期として「評価」をする。 そして、「簡単に云ふと今までの貸座敷がカフェーと云ふものに変つて来るが、カフェ 一の女給は一定の給金で働くやうにする。婦人がお客を接待計りでなく、娼妓の働き をすることになればカフェーの持主と娼妓の行為をするものとの間に契約を結んで、 幾分を持主が取り、幾分を女給が取るやうにしたらよい。これなら前借がないから、 本人がそんな事を止めやうと思へば、何日でも止めることが出切る」と述べ469、「自 由意志」による売春を積極的に許容する。そして、そうした「自発的」な売春こそが 「文明人」に相応しいとして、私娼化の流れは廃娼理論が受け入れられてきた証拠と 見なす。こうした、公娼から私娼への移行は、実際のところ看板の挿げ替えでしかな いが、「今日は貧富の懸隔があるから、売淫行為でもやらなければ、食ひない人がある。 さう云ふ人には売淫制度がなくなると困るであらう」と説明し、当時の社会状況のも とでは黙認した470。彼らの廃娼論の特質は、広く女性の権利擁護というよりむしろ社 会や家庭の秩序維持・回復に重点が置かれていたのであり、売買春そのものを否定す ることは時期尚早として公娼における売春の「強制」性を批判した点にあり、私娼に よる「自由意志」による売春は本人の意思ないし道徳の問題として許容するという戦 略になっていた471。

カフェー等の進出により、公娼制度の没落は目に見えてきた。廃娼運動の圧力に屈するわけでもなく、「エログロナンセンス」という男性セクシュアリティの多様化により、貸座敷業者の中にもカフェーやバーなどへ転業する者が続出する。東京府の州崎遊廓では、1935年に「貸座敷営業更生研究会」を組織し、「貸座敷を旅館兼娯楽場に娼妓をそこに雇はれた女中」として転業しようという運動をはじめたところ、300余りの楼主の中から150名を超える会員を得て、機関紙『警鐘』まで発行することになった。そして、内務省警保局ならびに警視庁保安部に、①貸座敷を旅館兼娯楽場へと変えること、②娼妓は女中とすること、③新営業での女中の数および家屋の形には制限を付さないこと、などといった要望を陳情した472。

こうした貸座敷側の動きに対し、1933 年 3 月から翌年 3 月にかけて廃娼派議員である星島二郎や三宅磐、廃娼連盟の松宮一也らと、新吉原、洲崎、新宿、品川、千住の各遊廓との間で転業に関する協議が継続され、売春業の実態はそのままで外見のみを旅館などに変更するという内容の同意がなされた473。こうして、廃娼運動は、社会の動向に柔軟に対応し、遊廓側と妥協することによって、自らの運動を勝利へと導いていったのである。

廃娼の見通しが立ったことで、彼らの廃娼理念に変化が生じるようになる。娼妓を強制的売春行為から解放するという目的から、一般国民の性道徳を改良するという目的に力点が移り、それは純潔教育運動として具体化する。しかし、そうした方針転換の裏で彼らによって黙認された私娼の実態は、「自由意志」などではなく貧困を理由に身を売られ、生きるために売春せざるをえなかった哀れな女性たちが圧倒的多数出であった。私娼もまた公娼と同様に男性によって性を搾取されていた女性であった点では同じであった。

1935年になると、内務省もようやく公娼制度の廃止の検討をはじめるようになる。「廃娼連盟では内務当局がいよいよ廃娼断行を決定、近く実現を見るに至ったというので、これを機会に同連盟を解散し、同時に廃娼後に残る種々の問題に対し更に廓清運動を起こすため、純潔同盟を組織しようということに」なったとされている474。このように、廃娼後、国民に純潔道徳を涵養することを目的とし、廃娼連盟を「国民純潔同盟」へと改組した。

(3) 純潔教育運動への転換

1937年からはじまる日中戦争によって、彼らは運動の進展を具体化する好機を得ることになる。すなわち、「国民精神総動員運動」により社会風紀粛清の機運が到来したのである。1938年4月1日には国民総動員法が公布され、「人的及物的資源」の政府による統制運用がはかられ、経済統制、思想統制の両面にわたって戦争協力体制が強化された。こうした中で、カフェーやバーといった享楽的な存在は、真っ先に規制の対象となっていく。廓清会がこうした社会の規制に期待しないはずはない。廓清会常任理事の高島米峰は国民精神総動員運動を最大限に支持し、公娼廃止・私娼撲滅に国民一丸となって足を進めるべきことを強調する。すなわち、カフェーやバーなどといった存在によって「現代の青年学生の中には、酒と女とのために、身を持崩して、あたら一生を、棒に振るものが、決して少くない」という現状を指摘し、「まづ公娼を廃止して、売淫は人間の道に背反する行為であるといふことを、はつきり認識せしめること、即ち国民の性道徳観念の向上によつて、私娼を減少せしめるといふこと、最も妥当なる方策とするのである」と強調するのである475。

こうした論調は廓清会と国民純潔同盟に共通のものであり、国策に同調することで 自らの廃娼理念・純潔道徳を正当化し、国民に訴えかける戦略を前面に押し出してい くようになる。その方針が鮮明に表現されているのが、安部磯雄の次の主張であろう。 「第一に国民総動員と云ふと、先づ考へられるのは国民体力であるが、身体の弱いも の計りなら今日の戦争でよい結果を挙げることは出来ない」、「兵隊がいくら忠君愛国 の精神に燃えて居ても、体力が不足して居たら思ふ通りの戦争が出来ない」と前置き し、どんなに国民の体力増進につとめても、「不品行で男女関係が紊れて貞操観念が薄 らいだならば、その影響はすぐに身体に及んで来る。そして恐ろしい性病に罹る」と、 国民の純潔化を国家富強のための最重要課題として位置づける。だから国民総動員運動では男女の貞操問題を考へなければならないし、それには公娼制度を廃止させなければならないと強調したのである⁴⁷⁶。

こうした論理を展開していく中で、彼らの純潔思想、そしてその根幹にある一夫一婦の家族観は、国民道徳における家父長制的家族観の色合いを強めていく。高島米峰は「日本の国家は家庭が累積して構成せられて居るのであつて、家庭は国家の単位」であり、「各家庭が堅実であれば国家も堅実となり、各家庭が不健全であり不純潔であり、不勉強であり、不経済であれば国家の富強も得られず、繁栄も得られず、発展も得られず、向上も得られない」と、日本伝統の家族主義は、純潔、貞操の観念によってさらに強固になり、ひいては日本を富強にすると論じる477。さらには、「日本の国民性と家族制度」という論文の中で、家庭は国家の基礎と位置づけ、さらには祖先崇拝の伝統を強調するなど478、1937年に文部省から刊行された『国体の本義』同様の国家観・国体観を示す。

彼らの純潔思想が国民道徳と一体化することによって、彼らの掲げる「純潔」は、家族や国家という集団に属するものへと転換する。群馬純潔同盟主事の戸谷清一郎は「純潔貞操は国民道徳の基本」と題し、「『国を愛するものは純潔なれ』の標語の下に、政治も教育も一斉に協力戮力、之を涵養し之を伸暢し、之を徹底せしむることを以て、その職能の第一義に置くべし」と強調する479。廓清会主事の村上雄策にいたっては「貞潔は個人の道徳ではない」、「純潔は一つの美徳であると云ふのは、これは美徳だから正しいと云ふ外に、民族の血を守ると云ふ意味が多分に含まれて居る」と、単一民族観らしき考え方が現れ出ている480。さらには帝国主義・植民地主義とも結びつき、「我が日本は何処までも名実共に師表でなければならぬ。将来支那の知識階級も日本に近づいて来るであらう。その時に日本に来て公娼のあるのを見たら、表面は何うであらうとも、心の底では奇妙な念を懐くであらうことは間違ない」と、対外的な面子を強調する481。こうして、彼らの純潔は、男女間の純潔から、民族の純潔へと転換を遂げることになる。

民族の純潔を達成するために、女性の性が積極的に活用される。国家を形作る最小単位としての家庭、そしてそれを底辺から支える存在として認識されていた女性に対し、国家や家庭の長である男性の純潔を守るための役割を付与した。すなわち、家庭を男性の欲情を閉じ込め、妻である女性によってコントロールする場であると考えたのである。安部は「性欲を感じるやうになつたら、その時に結婚生活に入るべき」だと主張している。「早婚の弊害を云ふ人があるが、多少弊害があつても、一方に結婚を延期して、公娼とか私娼が存在するやうになり、その結果として悪い病気――悪質の病気を得て、自分計りでなく、子孫にまで悪い影響を遺すと云ふ危険を考へるならば

二十歳前後で結婚することは、人類全体の為めによい事でないか」というのがその根 拠であった。また、「最も早く結婚することになると、性欲を乱用する懼れがないでも ないが、これには性教育が必要で、中学程度の学校になつたら、性の知識を与へる。 さうすれば性欲を恣にすることは避けられる」とも述べている482。彼らの性教育、す なわち純潔教育の方策は、男性が自らの性的欲欲求を家庭内で消化させる、そしてそ れに女性が積極的に協力することに主眼が置かれていた。では、家庭外ではどうなの か、妻以外の女性に対してはどうなのか、「自由意志」で性を売る女性に対してはどう なのか、これらのことには驚くほど無関心であった。彼らの純潔教育は、女性の一般 権利を広く認め、男女の対等関係を志向したものではなく、男性の女性に対する絶対 的優位性を表層的な品位のレベルにおいて、女性の性を活用することによって補強す るためのものでしかなかった。しかもそれは、家庭および家庭によって構成される国 家に限られ、家庭から一歩足を踏み出せば「自由意志」によって性を売る女性を自由 に買う男性の存在が黙認されていた。そしてそれが「強制的」なのか、「自発的」なの かどうかを判断するのは、男性の判断にゆだねられていたのである。当然、男女間の 権力の格差が生み出す男性セクシュアリティに潜む本質的な問題性にはほとんど踏み 込むことが無かった。

2. 頽廃的性文化の勃興と女性の性の商品化

1. 乱れる青少年の風紀

(1) エロ・グロ・ナンセンス文化の隆盛と若者の「不良化」

先述したように、東北地方の大凶作に加え、昭和という時代は金融恐慌とともにその幕を開けることになる。1929 年、「暗黒の木曜日」にウォール街の株価が大暴落し、世界恐慌が追い打ちをかける。小津安二郎の映画『大学は出たけれど』 483が流行語となるほどの不況が襲い、失業者があふれ自殺が多発した。カフェーの「女給」による濃厚な性的サービスを満喫するような、エロ・グロ・ナンセンスの風俗が発生したのは、こうした社会背景があったからであり、蓄積された不安や不満の捌け口として、より強い刺激に人々の関心が集まるようになった。

この時代、通俗性科学雑誌とは異なる新しいタイプの大衆雑誌が登場し人気を博するようになった。すなわち、この時代の人々が希求した刹那的刺激に応えようとする雑誌群であり、具体的には『文芸市場』(1925-29)、『変態一二史』、『変態・資料』(1926-27)、『変態黄表紙』(1928-29)、『グロテスク』(1928-31)、『犯罪科学』(1930-32)『犯罪公論』(1931-33)、『談奇党』(1931-32)などである。『犯罪科学』の中で、東京市主事・社会局保護課の草間八十雄は、当時の社会状況を以下のよ

時の流れと世態の変遷から時々物々が進化的に運ばれて行き、古い型に当て嵌まってゐるものは漸次世の中から抛棄されやうとする情勢が見へる。故に性的対象物である売笑婦の如きも新規のものであり、そうして如何に売物の一夜妻ではあっても相手の男に対する迎合と刺激が強く、然も行動が執擁であつて、情趣の濃やかなもので剰さへ時と金とが経済的であり、更に遊客のうちには自己の体面と外面を気遣ひ、業々しくて露骨な性的享楽の環境を避け、隠れ遊びの出来る色里を好むものさへある。此等の享楽的條件の一つ二つは若くは総てを備へた売笑婦とその色里を欲しがる者が多いので、新しい型、時代風の趣むきがないと近代人に迎へられない。其処で時の流れに当箝るやうに活動したのがカフエーの女給であり、或は仮面をかぶる職業婦人であり、或は暗に隠れて咲く乱れ花の群れである。

草間の社会描写からも読み取れるように、刺激的な性的享楽を求めてやまない頽廃的文化は、日本人男性の女性観に一つの変化を生みだしている。表 4·1 は 1930 年前後の性風俗、性犯罪に関する統計である。貸座敷業者や娼妓の数は減少していることから、公娼制度の衰退を見て取れるが、しかし逆に遊客数が増加していることは注目できる。また、カフェーや女給の増加率は 1920 年代についてはその統計的資料は無いものの、1930 年段階ですでに貸座敷業者の 2 倍以上存在しており、その差も 1930年代中旬をピークに拡大していることがわかる。もちろん、カフェーやバーをすべて性産業に含めることはできないし、性的サービスを提供していたカフェーやバーは実際には割合的には少なかったとしても、カフェーやバーそのものがもたらす影響力が拡大していたことがわかるであろう。また、「性犯罪」の急増も見落とすことは出来な

表 4-2 性風俗・性犯罪に関する統計

年	貸座敷 営業者	娼妓	遊客数	カフェー 及びバー	女給	猥褻姦淫重婚 の罪検挙件数
1924	11,690	52,325	23,405,397	—	—	1,617
1925	11,756	52,886	22,130,512	—		2,130
1926	11,532	50,800	22,587,440	—		2,375
1927	11,383	50,056	22,273,849	—	—	2,732
1928	11,155	49,058	22,794,221	—		2,964
1929	11,081	49,477	22,360,170	—	51,559	2,555
1930	10,861	52,111	22,827,730	27,532	66,340	3,577
1931	10,799	52,064	22,393,870	27,041	77,381	4,129
1932	10,500	51,557	22,736,341	30,598	89,549	4,122
1933	10,281	49,302	24,922,504	35,200	99,312	5,124
1934	9,738	45,705	25,838,776	37,056	107,478	6,233
1935	9,526	45,837	27,278,106	36,202	109,335	4,402
1936	9,386	47,217	28,063,451	34,971	111,700	4,350
1937	9,238	47,217	30,818,981,	32,813	111,284	3,562
1938	9,012	45,289	33,486,192	31,289	98,437	3,443

註)内務省警保局『警察統計報告』より作成

い。このように、近代日本においては、公娼制度の下で「娼妓」や「芸妓」、「酌婦」 などといった国家から認可を受けた特定の女性による性のサービスだけが認められて いたが、この時代にはそうした制限の境を越え、一般女性の性が用いられた新しい刺 激に日本人男性の視線が集められ、その結果として、あらゆる女性の身体が商品化さ れるようになっていったのである。「女給」を疑似恋人として提供するようになったカ フェーでは、時には非公認の売春さえをも含む濃厚な性的サービスを提供した485。見 知らぬ男女が身体を密着させる場であるダンスホールでは、客の相手をする女ダンサ ーたちが男性を「誘惑」した486。また、こうした一般女性の性の商品化を如実に表す 事例として、「美女コンテスト」の変化をあげることもできる。本格的な美女コンテス トが始まったのは 1890 年代で、審査対象は「芸妓」や「娼妓」などに限定されてい た。一般女性からの応募を受け付けるようになったのは、1900年代以降である。また、 当初は女性の品評をその顔の美しさだけで判断していたが、この時期には女性の身体 も重視されるようになったのである487。こうした現状に対し、東京帝国大学教授の戸 田貞三は1932年の廃娼同志大会において「性の商品化時代」として、「資本主義が進 んで来ると、利用できるものは何でも商品化する。そこに新しい接客業婦が生れる。 料理屋でも、ホテルでも給仕に出て来るのは婦人であるが、やはり性が売られて居る のである。日用品にも性が結び付けられて居る」と指摘している488。「性の商品化」 に対する批判が出されていたことは注目に値する。すなわち、「誘惑物の大衆化」現象 が誰の目にも分かるぐらいはっきりと現われた時期であるといえよう。

公娼や私娼だけではなく、一般女性の性までも用いられるようになった新規な文化 現象は「誘惑物の大衆化」とともに、これもまた大衆化が進んでいた中等・高等教育 の学生・生徒を中心にした若く好奇心の強い男性の心を強くひきつけた。新たな享楽 を求め、彼らはカフェーやバー・ダンスホールに集い、「不良学生」などと呼ばれた。 「不良学生」をめぐる東京での一例を挙げると、1929 年 11 月 2 日、「神田及び新宿 方面を追ひ払はれた不良連が早稲田大学を中心として下戸塚上戸塚の学生町のカフェ 一及び喫茶店等で盛に風紀を紊してゐる」という投書を受けた警察が、早稲田界隈の 歓楽街の一斉検挙を行っている。その結果、不良学生や女給など 55 名が検挙され、 その中には早稲田大学高等師範部や早稲田中学の生徒も含まれていた489。この時期の 東京では、とくに早稲田大学界隈の学生街が「不良学生」の巣窟として注目されてい たようである。もちろん、これらの「不良学生」は早稲田関連の学生・生徒ばかりで はなかったが、学生街の取り締まりが連日行われ、多くの若者が警察の手によって検 挙されたこ。こうした警察の取り締まりは、学生の間に広まっていた左翼思想の取り 締まりを主目的とした思想統制政策の流れの一環に位置付くものであったため、きわ めて強権的で抑圧的な面を持っていた。そのため、1938年6月16から17日にかけ て、早稲田大学の学生は「学生代表委員会」を開催し、「声明書」と「全早大学生諸君 に告ぐ!」を発表することとなった。それは、「不良学生狩り」の名目のもとに行われる思想統制のための検挙を非難することが主目的であったが、風紀を乱している無自覚な少数の生徒に対して猛省自粛を促すものでもあった490。

しかし、この時期の若者の「不良化」問題は、男子学や男子生徒の間にとどまらず、 女学生の間にも噴出していた。とくに女学生は、「良妻賢母」教育を受け、日本人女性 の鑑となるよう期待されているだけに、彼女らの「不良化」は社会に大きなショック を与えた。そのため、新聞や雑誌などのメディアは男子学生・生徒の「不良化」に比 べ、女学生の「不良化」をよりセンセーショナルに書きたてた。彼女達は「近代的誘 惑」の体現者と見られ、軽薄化した社会を代表し、男女関係や生活様式の伝統を無視 して性道徳を踏み越える存在として注目を浴びたのである491。

雑誌『性』でも不良女学生問題は頻繁に取り上げられている。そこで目に付くのは、若い女性がいかに貞操観念を失ってしまったのかを、衝撃的な事例を取り上げることで強烈に読者に印象付けようとする記事の多さである。「近代女性の性的乱調時代―貞操を無価値ならしめる若き女性」(警視庁警部×××生)492、「近代女性の感覚―変態刺戟の享楽時代」(医学博士保坂孝雄)493、「少年少女の性的犯罪と父兄への注意―処女を破ると女は非常に強くなる」(東京少年審判所少年保護司保美駒蔵)494といった読者の興味を掻き立てるようなタイトルが並べられ、しかもそれらは少年少女の不良化の実態を目の当たりにしているしかるべき人物によって書かれたものであることが注目される。その内容はというと、たとえば「近代女性の性的乱調時代」では、「博愛的に貞操を提供する三女学生」「性欲を濫用する美しい女学生」「家庭の厳格、娘を堕落さす」などと、若い女性の性的壊乱の様子が描かれているのである。

では、いったい何が彼女たちの性的規範意識を打ち壊してしまうのか。東京市社会局保護課三浦暁星は、「不健全な恋愛小説に映画など」を挙げ、「思想の定まらない中学生、女学生は、映画や小説の主人公に自分を擬してみたり憧憬が実際に陥入つて了ふことが多い。少年少女の映画や、恋愛小説は彼等が思想の定まらない故に批判眼も欠いてゐることの為に危険性を誘導することは二十歳前後の上級学校の学生諸子のカフェーの誘惑にも似て、若い時代は純真であり憧憬的であり、感傷的であるそれ丈に誘惑にもろい」と批判している495。では、こうした新しい傾向を見せる当時の若い女性に対する男性の目線はいかなるものであったのか。三浦の友人であるという県立女学校の教諭は次のように指摘している。「自分の良心、地位的将来、世間の罵評を若し恐れなかったら、受持の四年生五年生の大部分の生徒の処女性を奪はれ得る……それ 大彼等を誘惑することは安易い、と云ふより彼女らはそれ丈誘惑にもろいし異性として若い……文学的のしかも眉目秀でた教師に乙女心が捉はれてゐる……こつちが悪魔になつて恋愛芝居を演ずれば彼女らの処女性は理性に打負けて了まふ」496。教員の言葉としては今日の視点からすると驚くべき内容ではあるが、女性に対するこうしたイ

メージがいかに男性の間で一般化されたものであったかをうかがい知ることが出来る。確かに女性の意識に変化が見られるようになったことは間違いないだろうが、しかし、これは極端に悪いように作り上げられた女学生イメージであったことは言うまでも無い。1930年6月17日付けの読売新聞には、小林久子という一女性が「例外的な女性を挙げて直に女学生全般がさうであるやうにいふのは、女学生全体を侮辱するも甚だしいといふべき」であり、「男の学生がそれ以上のことをした場合に黙認する人達が、女学生のこととなると由々しき一大事の如く騒ぎ立てるのは、封建時代の貞操観をそのまま今日に通用させようとする時代錯誤でしかない」と批判しているが497、こうした意見は女性の間でも必ずしも共通認識にはなっていなかったと考えられる。1933年8月1日から3日にかけて開催された第3回全国中等学校女教員大会では、現代女学生の思想傾向として「疑問的性的興味の異常性を示す」「従来の貞操観に疑ひをもつ」ことが指摘されており、その対策として性教育の必要性が強調されたのである498。

(2) 女学生のセクシュアリティ

こうした学生や生徒の風紀問題が深刻化するなかで、女学生を含めた中等学生の不良化を未然に防ごうとする自発的な動きも見られるようになる。すなわち、主に学校教師を担い手とした校外教護・保導運動であり、学生の不良化を防ぐとともに、学校外で被害にあうことを防止するための活動である。この運動は、神戸保導連盟(1928年発足)や大阪府中等学校校外教護連盟(1929年発足)など、関西での活動から全国へと広がったものである。その活動や組織の内実については、鳥居和代の研究により詳細に知ることができるが499、本研究が着目するのは活動それ自体ではなく、この活動を通じて明らかとなった学生や生徒の加害・被害の実態である。各地の校外教護・保導組織はそれぞれの地域における生徒の校外生活調査を行いっており、そこから当時の中学生や女学生が、いかなる不良行為を行い、もしくは被害を受けていたのかを知ることができる。

そこで、まずは広島における女学生の実情について検討する。広島教護連合会の「加盟学校児童生徒の被害調査」(1934年)によると500、調査を行った女子小学生と女学生を合わせた 13838人中 4883人(約35.3%)、女学生だけを見れば、6247人中 1909人(30.6%)が性的被害の経験を訴えているが、これはきわめて高い割合だといえる。主な加害者としては、「生徒児童」(約25.5%)が最も多く、ついで「その他の青少年」(約24.1%)、「職人労働者」(約14.2%)、「高等専門学生」(約7.8%)と続く。割合は少ないものの「勤め人又は紳士」(4.3%)の存在も見られる。被害の種類としては、「追尾追跡」が1303件、「悪戯」949件、「話掛」733件と、比較的軽いものが多く、「猥褻」といった深刻な被害は94件ほどであった。しかし、「下校途中堤防で十八九

歳の男が私を抱いて――しようとした」などといった青年による猥褻被害から「母と 西遊廓の踊り見物中手を後ろに引張られ五十位の男の睾丸を握らされた」「おぢいさん に見物中あそこをいらはれた、福屋のエレベーターの中で、夜店の人込の中で、活動 写真館で」などといった中高年による猥褻被害まで幅広く実例が紹介されている。被害の内容が深刻であればなるほど、それを正直に報告することはできなかったはずで あり、実際にはより多くの女学生が被害を受けていたものと見るべきであろう。逆に 男子中学生が女学生から被害を受けたという訴えはごくわずかで、「登校途中二三人の 女学生がしつこく追尾して付文しようとして困らされた」といった類の些細な例が 7 件紹介されているに過ぎない。

ついで、大阪の事例を分析する。大阪府中等学校校外教護連盟の「府下女学校生徒の被害調査」(1930年)によると501、調査した23949人の女学生のうち、被害報告があったのは2822人(約11.8%)であり、割合としては広島よりも低い。加害者としては、やはり「学生」がもっとも多く(約37.1%)、「車掌」(約8.3%)、「労働者」(7.1%)、「職人」(6.4%)、「紳士」(約4%)、「勤人」(約4%)と続く。広島と異なる点は、加害者の中に学生や生徒以外の成人男性が数多く含まれているということであろう。しかもそれらの成人男性の中には、様々な職種の男性が含まれている。とくに大阪では交通機関の整備により列車通学が増え、それとともに「車掌」から多くの被害を受けていたことが注目される。ある中学四年の女学生は「登校の時電車の中で私が満員で車掌台の所に立つてゐた車掌が手をさはりに来たので驚いて手をのけると、今度は胸の辺をいらいに来たので気味が悪く顔も見ずに人をかきわけて中へもぐり込みました」と被害を訴えている。車掌による被害は他にも具体的な報告がなされており、決して珍しい事例ではなかったものと推測できる。なお、男子中学生が女学生から被害を受けた割合は約4%であった502。

被害の種類としては、「話しかけ」(533件)、「握手」(495件)、「揶揄」(493件)、「悪戯」(484件)、「猥褻」(483件)と続く。広島と異なる注目すべき点は、「猥褻」といった深刻な性的被害の割合が高いことである。具体的な被害内容を見てみると、「朝登校の際に大変混雑した電車中で、金縁眼鏡をかけた。大変人格のありさうな人が擽りに来たり、手を握りに来たり、又人の顔を見て不思議ないやらしい人に媚るやうな笑をむけたりしました」といったものや、「朝日会館にて行幸の活動を見に母と姉と行つた時、鼻の赤い三十位の人が私のスカートをまくり、お尻のあたりをさすりました」といったものなど、比較的年齢の高い男性からの猥褻被害がきわめて多い。こうした実態に対し、教護連盟は「電車内、又は興業館などの人混みに乗じて情欲を刺戟し、又は之を満足せしむる如き行為をなす者が可なり多数あるらしく、特に電車の車掌や、人民の保護の任に当るところの者の中にもかくの如き所為あることは、以ての外の事と思はれる」と批判している。なお、列車内での被害が多いことについては、

1932 年 7 月 5 日、大阪府中等学校校外教護連盟と交通機関側との話し合いの中で、連盟側から「男女別の乗車区分を可成りはつきりと願ひたい」という要望から出されていることからも、その深刻さをうかがい知れる⁵⁰³。いずれにせよ、大阪では確かに被害経験の割合だけを見れば広島より高くはないがが、被害の内容はより深刻で、幅広い年齢層、職業の男性が女学生を性的欲求の対象にしているという現状を見て取ることが出来る。

大都市であればあるほど、エロ・グロ・ナンセンスを象徴とする新規な性文化の影響を色濃く受けていたことは言うまでもない。この特異な文化現象は既存の社会秩序や人間のあり方の枠組みを揺さぶるものであったが、それとともに男性を誘惑する存在としての女性の範囲を、公娼に加え、私娼やカフェーやバーの女給はもちろんのこと、その他の職業婦人、さらには女学生といったように、急速に拡大させることになった。それにより、これまでは、公娼を利用するのは結婚できない貧しい労働者階層の男性、という「非道徳的な」男性と女性の位置づけとその関係の枠組みも意味を失い、新規な女性の性は上流階層の女性を起点に多様化・大衆化し、その一方で、それらに誘惑される男性もまた、エリートではなくもはや大衆化された存在としての学生や生徒、そして労働者だけではなくさらにはある程度地位のある職業についた男性も含み込まれるようになり、「誘惑される男性」の領域も拡大させられることになった。この文化現象は社会の大衆化が進行したことにより発生したものであり、どのような階層の女性のセクシュアリティも誘惑物として取り込まれ、どのような階層の男性のセクシュアリティもそれによって誘惑される存在として意味の再構築がなされることとなったのである。すなわち、「セクシュアリティにおける誘惑関係の大衆化」である。

しかし、とりわけ女性の側について見てみると、新聞や雑誌メディアで取り上げられていた「近代的誘惑」の体現者としての女学生イメージは、実際には「近代的誘惑」によって被害を受ける女学生の姿を映し出していたものだといえるだろう

3. 通俗性欲学の社会への浸透

(1)雑誌『性』の性教育論

着目すべきは、「近代的誘惑」の体現者としての女学生イメージを作り上げたものの一つに、性教育論があったことである。そこで本節では、不良女学生のイメージを積極的に作り出した雑誌『性』における性教育論から探ることにする。彼らは不良女学生というイメージを次々と読者に向けて提示し、それと同時に彼女らの不良化を防ぐための性教育を提唱している。それはいったい何のためだったのか。

まずは雑誌の性教育論の基本理念を、雑誌『性』主幹秋山尚男の「学校に於ける性教育の方法—小学校入学時から大学まで」(1933年)で確認しておく504。秋山は「医

師と教師は、自然科学上の事実を以て児童に性教育を施すやうに、父兄に先づ教育しなければ」ならないことと同時に、「学校に於ける自然科学の授業時間を利用して、児童を教育する事」の重要性を強調する。そしてその教育内容は「教師及び学校医は、自涜、及び結婚以外の性交の本性と意義、並に花柳病の危険に就いて」教えることであり、その目的は「誤つた性欲生活」に陥るとこのないようにすることにあった。科学的な性教育を提唱しているように見えるが、問題はどのような根拠に基づいた「自然科学上の真実」をもって性教育論を提示しているか、である。ここで重要となるのは、「性欲」とはいかなるものと見られていたかであり、「誤った性欲生活」である「自流」やとりわけ「結婚以外の性交」とはいかなるものと考えられていたかということであろう。そして、男女の性はいかに規定され、男女の関係性が構築されていたのであろうか。以下では、雑誌『性』において掲げた性に関する知識を、まずは「性欲観」から分析していくことにする。

(2)雑誌『性』の性欲観

通俗性欲学が扱うテーマの中でも、もっとも中心的なものの一つが「性欲」をいかに調整するかということであった。性欲をいかにコントロールするかが、紳士淑女として個人の品位を保ち、一夫一婦制の家庭を健全に保ち、そして子どもを適切に教育できるか、そして社会・国家の秩序を安定させることができるかに直結する。当時の日本の社会的理解として、男性の性欲は律することの難しい「本能」である以上、公娼制度は性欲のはけ口として必要であるというものがあった。ある一部の女性を犠牲にすることにもなるが、公娼制度がなくなれば、男性の性欲は一般社会にあふれ出し、良家の子女の貞操が危機に陥ってしまう。また、性病も社会に蔓延し、国力を減退させてしまう。だから、男性の性欲は公娼制度によって、ある一部に閉じ込めておく必要がある、という論理である。では、こうした性欲に対する社会的認識に対し、通俗性科学はどのような立場にあったのか。

たとえば、通俗性欲学の第一人者でもある澤田順次郎は、雑誌『性』の中で次のように述べている505。「体中に存する腺液を、排泄しないで置くと、不快感の起こる」のと同様に「生殖器の諸腺液も、多く蓄積するときは、性欲を刺戟して、煩悶を覚ゆる」が、「之れを排泄するときは、性交欲は消滅して、一時無欲となる」。したがって、この性欲をいかに調節するかが問題となるが、そのもっとも適切な方法こそが「性交」であると強調する。一方、「精神的修養に依つて、之れを解決せんとする」方法に対しては、「性欲は本能にして、万人は万人みな存在して、禁絶することは、殆んど不可能なる」という性欲本能論を掲げて、一般人には到底不可能であることを力説しているのである。このように、性欲本能論を「科学」的に立証し、その上で、一般の人々については、本能である性欲を抑制することより、適切な性的行為によって解消させる

べきことを強調している。

なお、「自涜」すなわち自慰ないしオナニーによる性欲の解消についてはどのように考えられていたのだろうか。「自涜」の害については明治維新直後の「開化セクソロジー」の時代から注目されたものであり、「自涜」の無害性を訴える者もいたが、一般的にはさまざまな精神病を誘引するものと見られてきた。雑誌『性』においてもそれは同じであり、たとえば、先に示した三浦暁星の記事のタイトルが「性欲と不良少年少女の考察―自涜行為に陥らざる少年少女殆どなし」であったように506、「自涜」は少年少女の精神を犯し、不良化させるものと見られる傾向が根強くあった。したがって、性欲は容易に自制できるもでもなく、だからといって「自涜」はさらに危険だということになると、性欲を解消する手段は異性との性交の他に無い。では、性交の対象は誰なのか。それは必然的に、男にあっては妻であり、女にあっては夫ということに制限されざるをえない。

(3)性欲と結婚の関係

その結果、結婚の重要性が強調されることになるのは当然の流れである。東京帝国 大学教授で医学博士の永井潜は「性欲の調節者たる結婚」と題して、次のように述べ ている507。「若し人間に於ける性的の結合が動物の夫れの如く瞬時的であり、狂熱的 であり、衝動的であり、本能的である場合、人間のあらゆる行為は、寧ろ全く性欲の 為に支配されて、尊き理性も夫れによつて蹂躙されて仕舞はなければならない」と、 性欲本能論に基づく人間の特性を示す。そして「正しき結婚、殊に一夫一婦の制度に よつて、此の力強い本能の悍馬を制御し、摂理する」ことが不可欠であることを強調 するのである。永井は「若し結婚と云ふこの性欲の調節者がなく、両性の性的関係が 勝手気儘に離合するものである場合には、道徳倫理は全く破壊せられ、人間生活は忽 ちにして畜生道に堕落して仕舞はなければ」ならないと、人間にとって結婚という制 度がなければ、動物と同様に本能に支配され、道徳や倫理といった規律が失われると まで言うのである。永井が強調したような本能である性欲を調整するための一夫一婦 制に基づく結婚は、それを強固なものとするためにも、両性に対して「貞操」が不可 欠な道徳として遵守されなければならない。こうして、雑誌『性』では男女に対する 「貞操」の重要性が繰り返し強調されることになる。なお、永井は次章でも取り上げ るが、1930年に日本民族衛生学会を設立、理事長として優生学研究の推進し、1940 年の国民優生法制定に大きな役割を果たした人物である。

両性の守るべき「貞操」に対する雑誌『性』の観点を、再び澤田順次郎の説明から 考察する⁵⁰⁸。注目すべきは、貞操を守るべき根拠と、程度の男女差である。澤田は「実 に貞操は、女許り守るべきものでない。妻にのみ強要するべきものでない。女が之れ を守ると同時に、男も之れを守らなければならぬ」と貞操の重要性には男女差が無い ことを強調している。しかし、その直後に「併し男には、女の如く直接に、其の生殖に及ばす影響、即ち性交反応がないので、其の貞操は絶対的のものとは認められない」と、一転して男性の貞操は絶対的ではないと位置づけてしまっているのである。では、この澤田の発言の中にあるキーワード「性交反応」とはいったい何であろうか。すわわち「女子が、異性に接して、精子を受容するときは、其の体中に或る変化を来たして、血液が不純となること」であり、「其の時からして、他の異性から来るところの、精子に対しては、之れを滅殺する力のある、一種の醗酵素を血液中に生ずるに依り、女には最初に接した異性が適し、其の以後に於ける他の異性との交はりは、其の体質及び生殖上、共に宜しくない」という通俗科学的知識である。

ここに、はっきりと「貞操」に対する男女間の決定的な違いが現れている。すなわち女性は、生殖と関わる生物学上の理由から貞操は「絶対的」なものだと強調され、一方の男性は生殖と直接的な関係が無いので「絶対的」なものではないという男女差である。男性の貞操は、あくまでも道徳問題のものとして、その重要性が述べられていたに過ぎなかった。なお、こうした女性に対する血液の純潔観は 1910 年代初頭にはかなり流布していたことが先行研究から明らかになっている509。

(4) 女性の「娼婦性」の創造

以上の通俗性科学的な知識は、1920年代までの通俗性科学においては「常識」となっていたものばかりである。しかし、この雑誌『性』から、すなわち 1930年代の通俗性科学の中から、新しく登場する論理もある。それは、男女が貞操を守り、その結果結婚生活に入ると、男女の関係性は一変してしまうというものであり、結婚によって性欲のレベルにおける男=「能動的」、女=「受動的」という関係が逆転するというものである。これは新しい変化の兆しであり、不適切な性行為に関する男性の責任を巧妙に減免するためのきわめて重要なレトリックである。具体的には、いったん性交を経験してしまうと女性は性に関して「能動的」になり、「娼婦性」を現し「攻撃的」になるということが強調されるのである。

第524号(1903年12月)より『女学雑誌』の編集人を巌本善治より引き継いだ女子教育家で牧師の青柳有美は、「男の性の力は猛烈に発動する代りに、その発動する時間は至つて短く、結婚によつて一と先づ屏息して了ふが、女は結婚前に於いて男の如く猛烈に性の力を発動せしめぬ代りに、結婚したからとて其の発動は屏息せず、依然として持続する。否な、時日の経過と共に、加速度で情熱が増進してくる傾向さへある」ことを指摘し、「男と女との行き方は結婚の前と後とによつて、恰度互ひ違ひのものとなり、結婚前に能動的であつた男が、結婚後には受動的となり、結婚前に受動的であつた女が結婚後には却つて能動的となる」という男女関係観を描き出している。青柳は結婚前の「能動的」な男は「大抵十中の八九まで、結婚前に女に接してきてゐ

る。而も、その女たるや十中の八九までは娼婦」と断じる。そして「結婚前の男は性に関する知識を娼婦より教授せらるるを例とするのだが、その結果、総ての女は皆な娼婦の如く性に関する知識の豊富なるものと謬り信ずるに至る弊あるのみならず、総ての女の男に接する態度は娼婦の如きものであらねばならぬとさへ思ふに至る」と、当時の男性セクシュアリティの一面を誇張気味に指摘する。一方、女性の場合は「処女の有する性に関する知識は、存外貧弱なるものである。そしてその男に接する態度は全然娼婦と異る」ことを指摘する。したがって、「処女と結婚した男は、その妻に対し、いつでも自分は性に関する知識の教師であるとの心を失はず、その知識を妻に教授し、妻の性を啓発して行く要がある」ことを強調する510。

このように女性の中に「娼婦性」を見出し、男性の性の求めにあわせて「娼婦性」 を引き出すべきだという観点はきわめて差別的なものであるが、さらには女性の売春 行為に対しても、その根本原因を女性の「娼婦性」に求めることに繋がっている。す なわち青柳は次のように述べ、買売春の責任を女性にのみ負わせようとした511。「売 笑婦に向かつて何故娼婦に身を落としたかを聞くならば、彼女等は相手の同情を惹き さうな返辞ばかりして親の困苦を救ふ為めに此の稼業に就いたとか、或る悪者に誘拐 されて止むなく斯んな稼業をしてゐるのだとかと、弁解ただ是れ偏へ努めるが、実の ところ性欲に多少の趣味を有する者でなければ、如何に困窮しても娼婦なんかに決し て身を落し得られるわけのものではない」と、売春を行う女性を激しく批判する。そ の一方で「男子は如何に経済的に困難な境遇に立ち、如何に苦しい労働に当らねばな らなくつても、まさか男娼にはならぬのだ。蓋し、男子は女子ほど性欲に趣味を有つ てゐないからである。之に反し、女子が少しく逆境に入ると直に身を売つて娼婦とな り、之により当面の難場を切り抜けやうとするのは女子そのものの素質のうちに、娼 婦性が織り込まれてあるから」として女性に対する男性のセクシュアリティ面の相違 を強調し、女性ならではの特質を「娼婦性」に置く。なお、こうした論理は、女学生 批判の中にも用いられている。先に示した保美駒蔵「少年少女の性的犯罪と父兄への 注意―処女を破ると女は非常に強くなる」という記事は、まさに同様の論拠によるも のである⁵¹²。

では、女性の「娼婦性」に対してはどのような「科学的」根拠が用いられていたのであろうか。それがすなわち月経である。なお、月経に関する医学的知識が、いかに女性のセクシュアリティを規制してきたかについては、すでに川村などの研究によって明らかにされている⁵¹³。

(5) 女性の「能動性」と月経

そこで女性の「月経」をめぐる通俗性科学としての観点を、秋山尚男の記事から考察する514。すなわち秋山は、「婦人は一度性交を経験して、快感を自覚した後は今後

は性欲を追及するもの」であり、「一度でも経験した後は多くの人は却つて男子よりも激しく、攻撃的態度に出る」といったように、青柳と同様の女性セクシュアリティ観に基づき、「性的経験を有つてゐる婦人は、月経の前後には或るショックを受け」、「性欲に対して強度の感覚を持つ」のであり、すなわち「この時期における婦人の欲望は生理的であつてこの間は婦人の機管は精神過敏の状態にをかれ」、「婦人の精神は異常に活動的となつて来る」というように、女性の「娼婦性」を生物学的に根拠づけようとする。

このように、当時の通俗性科学的言説においては女性における月経と性欲との密接な関係性が強調されている。では「月経」を要因とする性欲の高まりによって「異常に活動的」となった結果、どのような問題が生じてしまうというのであろうか。すなわち、男女間の不適切な性的関係であり、女性の「不良化」である。この問題について、たとえば医学博士の保坂孝雄は「月経」の時期になると「卵巣等の内分泌が他の内分泌腺との拮抗を失調させて、さういふ場合の精神状態は時々正常な落ちつきを失ふ」ことを指摘する。そして「労働争議中の女工が突然受胎するのや、盟休中の女生徒と指導者との恋の芽生えなどを、静かに眺める時、異常興奮時に於ける感覚乃至情緒的平衡が破れて生物的本能の乗ずるがままに任せてしまふ気持ちには、如何しても身体内部の内分泌腺の青春期の変化を見逃すことは出来ない」として、女性の月経とさまざまな犯罪を結び付けている515。ここからも明らかなように、当時の通俗性科学が形成した性知識は、男女間の不適切な行為の原因を、すべて女性の生物学的特性に求めることができるような構造になっていたのである。

1920~30 年代という当時の社会において、男性ではなく女性、特には女学生における性道徳の紊乱がクローズアップされ、メディアによって「不良女学生」のイメージが広められたが、女学生の多くは一方的な性的被害者であり、しかも様々な職業、年齢層の男性から被害を受けていたが、こうした社会的状況に対し、学生生徒の風紀取締対策が実施にうつされただけではなく、性教育論の重要性が強調され、「正しい」性の知識を普及させようという動きが見られた。しかし、そこで取り上げられていた「正しい」性の知識は、男女間で決定的な違いのある性欲本能が土台となっていた。なによりも注目すべきは、男性における貞操の価値の相対的低さと、能動的な女性の性欲に対する男性の受動性であり、それらに対して生物学的な「科学的」根拠を与えられていたということである。男性のセクシュアリティは、もっぱら「受動的」立場として、女性による被害者の位置として説明されていた。その一方で、女性の「能動的」セクシュアリティには、当時の様々な男女間の不適切な行為の根本原因として、生物学的な科学的根拠が付与されていたのである。

では、こうした科学的知識を土台とした性教育とはいかなるものであったのだろうか。本節で明らかになったように、平等な男女の関係性はその本質部分においては志

向されていなかった。とりわけ強調されていたのは、女性の性がいかに「能動的」で「危険」なものであったか、ということであった。すなわち、新しい女性のセクシュアリティによって誘惑される男性のセクシュアリティを男性自身がいかに受け止めるか、というテーマに関し、多様化し拡散する男女間の諸問題の根を女性のセクシュアリティに置き、性に能動的な女性イメージを作り出すことによって、男性自らのセクシュアリティを女性セクシュアリティに従属させることで自らへの責任追及を避けたのである。さらにはこの時期の性教育がこうした関係性に「科学的」根拠を付与して男女の不均衡な関係性を固定化させた。女性に性道徳紊乱の原因を見出すこの時期の男性は、女性の性に対する欲望を女性の性の「能動性」に見出すことで、新しい社会における新しい男性セクシュアリティの再構築という決断を避けたのであり、すなわちこうした態度が、男性に対する性教育への否定的な態度の確立を決定づけたといるのではないだろうか。

4. 『性』から『優生』への転換

(1) 1930 年代後半という時代

本節では、1930年代後半に発刊された雑誌『性』および『優生』を分析し、その時代の性教育の特質の一端を明らかにする。なお、1930年代後半の戦前の性教育(論)研究は管見の限り皆無である。産児制限、優生学については数多くの蓄積があるが、産児制限運動や性教育論、特に 1930年後半に関しては優生学と性教育論との関係はどのようなものであったのだろうか。

ここで明らかにしようとする性教育の特質は、次のような時代の中で築きあげられたものである。1932年、日本から多くの移民を送り出すための第一次満蒙開拓計画が帝国議会を通過し、同年秋には多くの移民が満州の地に送られることになった。1936年にはさらに多くの開拓民を送るという第二次計画が帝国議会を通過し、移民は国をあげて奨励される重点的政策に位置づけられたのである。さらには 1938年になると満蒙開拓青少年義勇軍制度が採用され、同年から終戦までに合計 8万6530人の少年が満州に送られている。また、優生学の研究者たちは、移民奨励をふくむ人口政策の国策化に大きな役割を果たした。田中義一内閣の下に組織された「人口食糧問題調査会」は、1933年に半官半民の財団法人「人口問題研究会」に継承されたが、この研究会を「人口は国力の根底にして其量並びに資質の如何は直に国運の消長、民族の盛衰に関す」と位置づけ、急務の対策として「国民の資質向上」、「人口増殖力の維持向上」、「人的資源の配置」、「大陸経営」、「移民対策」などとともに「人口政策調査研究機関の設置」をあげ、「人口問題に関する国立常設調査機関設置」を提案した<文が長いで

す>。その根拠は、「我国現下聖戦に伴ふ内外の情勢は人口問題に愈々重大なる義を与へ之が適正なる解決は緊急一日も緩うべからざる実情にあり、此秋に当り政府は恒久的に之が対策の講究に努むるの機関を設け国策の根得たる人口問題解決の方策の確立の途を講ずるに非ざれば今事変使命達成の板基に培ひ国家の進路を疏解すること能はぎる事態に陥る虞なしとせず、政府は宜しく此際速に国立常設研究所の設置を図り人口問題の解決に努力せられんことを望む」というものであった。

こうして 1939 年、「人口問題研究所」が開設され、戦時人口政策の調査研究に取り組んでいくことになる。そして、1940 年には永井潜らの働きかけによって「国民優生法」が成立する。永井潜を盟主とする日本民族衛生学会など優生保護論着たちの運動で 34 年に「民族健生保護法案」が帝国議会に提案されて以降、おもにドイツの例にならって「悪質遺伝」を防止するための断種法案は繰り返し議会に提出されてきたが、それがここで実現したのである。国民優生法の目的は「本法ハ悪質ナル遺伝疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防過スルト共二健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ図リ以テ国民資質ノ向上ヲ期スルコト」(第 1 条)にあり、健生学的に問題のない人々が避妊を目的に不妊手術を受けることは厳格に禁じられたのである。

本節でも引き続き秋山尚男主幹の『性』を用いる。ただし、1938年5月の第18巻第5号からタイトルが『優生』と変更されている。なお、1936年刊行開始の雑誌『優生』(日本優生結婚普及会)とはまったく異なるものである。では、いったいなぜ、この時期にタイトルが『性』から『優生』に変化したのであろうか。タイトルの変更によって、その内容はどのように変化したのであろうか。これらの点を分析することにより1930年代後半の性教育論の特質の一側面を明らかにする。

(2)性教育への着目と自慰対策

まずは、秋山尚男の 1940 年における次の文章に着目するが、この時期には「優生」が主張なキーワードの一つになっていることが明らかであろう⁵¹⁶。

荷くも結婚にあつては、充分配偶者となるべき人を選択して、結婚前の品行、健康、血統、年齢、性格、教養、趣味、体質などに就いて考慮すべき事は、優生学の立場から良き子を得るために、また結婚後の幸福のためにも、大切なことであります。心身が健全で、女性の優れたる特徴を具へたる母と男性の良き特徴を具へたる父とを親として生まれた子が其の優れたる父性母性懇切と愛撫の手を経て養育され家庭、学校、社会等総て良き境遇に恵まれた生活を続ければ、優良なることは少しも疑ひを容れないのであります。[後略…引用者] 優生学といふ意味を分解して、最も大事な点を言へば [後略…引用者] 既に生まれたる子供に就いてなるべく良くなるやうに、丈夫になるやうに、出来るだけの手を施さなければ

なりません。

雑誌『性』および『優生』では、たびたび優生学と絡めた性教育論が取り上げられるが、上の秋山の文章に先立ち、1930年代の後半で性教育論関連記事の本数が急速に増加した時期がある。それが1937年~1939年である。そのきっかけになったのが内務省衛生局保険課の発表した「母親が教える性教育方法」(1937年1月)である。これは、The United States Public Health Service が1920年に刊行した"Sex Education In The Home"を、課の職員であった野口達子が翻訳した、家庭における性教育マニュアルである。なお、内務省衛生局は、社会局とともに翌年の1938年に厚生省として独立する。性教育には一貫して消極的な態度をとり続けてきた文部省にかわって、内務省(後に厚生省)が性教育を家庭の場から促進させていこうとしたのである。

ここでは、まず「夫婦間の不和はもとより潔白なる処女及び小児の悩める病気の多くが性病に原因してゐる」とし、「性病蔓延の原因は多く性に関する無知又は僻見によるもの」であり、それは「多くは子供時代より得たるものである」と断じるところからはじまっている。そしてその原因を「母親が子供から出生の事柄に関する質問をうけたる場合、それを回避するか、又は彼等に偽りの回答を与え」てしまうところから始まるというのである。しがたって、この性教育マニュアルは、家庭に於ける母向けの育児指導書であるといえよう。

内容は、「赤ん坊は何処から来るの」という質問に対し、様々なケースごと(「ませた」質問をされた場合など)の返答例を具体的に例示することからはじまり、青春期の 19 歳ごろまでの対応方法を具体的に紹介したものとなっている。着目すべき点としては、青春期の男児に対して、「自慰は恐るべき結果を招く」などといった「説明によって恐怖心を抱かしめてはならぬ」一方で、「然し之等の習慣は皆の望んでゐる立派な男子の資格を欠くものであると云ふことを知らしめることが必要である」としていることであろう。この時期の日本においては自慰有害説が有力であり、それに対してこのマニュアルでは、有害さを強調しすぎることの弊害さを強調していることが着目される。

これは、木本至が指摘するところの、国家は自慰無害論を「人びとの眼に触れまいとした」1930年代までの傾向の転換を意味する517。そしてこうした自慰に対する新しい考え方には、赤川学が指摘するところの1930年以降から強くなっていくとされる自慰の「弱い『有害論』」に分類されることになる518。先の性教育マニュアルはアメリカにおける出版物の翻訳であったが、日本人である後藤直もまた、「自涜的行為などに対してそれが甚だしい害悪を伴ふものであるかの様に医学者側からも脅貸しすぎてゐる」ことを指摘し、「性に対する純正な生理学的医学的なる知識を与へて充分にそ

の性的機能の尊重す可きものなる事を知らしめ、その性的機能を如何に制御し運用すべきかを親切に教ふる」ことを主張する519。

しかし、この自慰の「弱い『有害論』」は、雑誌『性』ないし『優生』においては、ちょうどこの 1927 年を境に完全に姿を見せなくなってしまう。自慰は「身体的にも、精神的にも、総ての場合に害になり」(秋山尚男520)、自慰によって「性に早く醒める少年少女」の多くは、「不良」になり(三浦暁星521)、具体的には、脳神経に害が及んだ場合、「癲癇性発作」、「痙攣」、「動悸」、「神経衰弱」、「癲癇」などの「神経病」を引き起こし、生殖上に害が及んだ場合は、「同性愛」、「早熟」などといった「性的変態」引き起こす(保美駒蔵522)、といったきわめて強い有害論一色となる。さらに着目すべきは、自慰の延長線上に花柳病すなわち性病を位置づける論調までもが見られるようになった点である523。

(3)性教育の方法

では、具体的にどのような性教育を構想していたのであろうか。ここでは、主管秋山尚男が示した性教育方針をとりあげ、その特徴を考察する524。

秋山は、人間の発達段階を3つに分け、それぞれの性教育の目的や注意点について詳細に述べている。まず、義務教育段階である13歳までの児童の性教育については、「自涜的遂状を知り或は教へられることのある医学上の事実に鑑みて、児童を此害から免れしめるが為に、是れが予防的知識を啓発しなければならない」と、自慰の予防が性教育の何よりの中心課題に掲げられているのが特徴であろう。それは先に述べたように、自慰が発達のあらゆる面に悪影響を及ぼす、言い換えれば人の性的不良の根源こそが自慰であるいう理解が色濃く反映されている。

13 歳から 19 歳までの性教育は、あえて秋山は「性欲教育」と言い換えている。具体的には、「十六歳の男生徒には遺精のことを、又同年前後の女生徒には月経の現象を生理的に説明することが必要であり、次いで十六歳以上に達すれば、不正の性交の危険であること、売春婦に接することは花柳病に接することゝ同意義である事を説き、又花柳病の本質を説明」することが中心目標に掲げられている。生物学的な知識を男女別に提示することと同時に、花柳病の危険性を訴えることが特に強調されている。さらに、高等学校から大学・専門学校においては「一般性欲額と自涜の危険とを教訓せしめ、結婚以外の性交の避けるべきことゝ又、花柳病感染の危険あることを説明させます」とあるように、自慰からはじまり性病感染へと至る不良化の連続性が示されているのであり、それを防ぐための教育が性教育論の中心テーマとなっていた。

1939 年 9 月 30 日、「結婚十訓」が厚生省予防局民族衛生研究会から発表された。 その具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 一生の伴侶に信頼できる人を選べ
- (2) 心身ともに健康な人を選べ
- (3) 悪い遺伝のない人を選べ
- (4) 盲目的な結婚を避けよ
- (5) 近親結婚はなるべく避けよ
- (6) 晩婚を避けよ
- (7) 迷信や因襲にとらわれるな
- (8) 父母長上の指導を受けて熟慮断行せよ
- (9) 式は質素に届けは当日に
- (10) 産めよ殖やせよ国のため

さらには、こうした多産プランを実現する課程で、厚生省は 1939 年 8 月、多子家庭表彰要綱を発表する。その表彰の条件は、父母が同じで満 6 歳以上の嫡出子女 10人以上を自分で育てていることであった。こうした、多産が奨励される風潮の中で、1939年以降、雑誌『優生』においても、新しい角度から性教育の必要性が再度さけばれるようになる。たとえば、赤十字産院医学博士の柴山幸一は次のように述べている525。

異常産の一番少ないのは十九歳で、次いで廿三歳 [中略…引用者] の順序となっています。お産の数からいふと十九歳はごく少なく廿三が一ばん多いので、結局女は廿三でお産をするのが一番よいといへるわけです。廿三でお産をするにはその一二から二三年前一つまり、廿歳前後で結婚生活にはいるのがよいことになります。かやうに早婚は結婚の幸福及び人口増殖のために必須の条件でありますがたぶしかし早婚の場合に注意すべきことは、女子の性器官は廿歳前後でまだまだ十分に円熟してゐないため、結婚生活によつて或る種の障害を招き、また早婚では男子も若いため結婚生活についての知識に乏しくとかく粗暴に陥りがちです。学校の先生や先輩からする適当な性教育こそ必要 [後略…引用者]

では、正しい結婚生活に必要な知識とはどのようなものであったのか。それは、安 部磯雄が言うところの「節制」として次のように解釈することが可能である⁵²⁶。

早婚をなすところの青年男女は一層節制を守る必要があります。若し性に関する 教育を怠ったならば、青年男女は多分早婚のため、恐るべき結果を生ずるかもし れません。私が性教育を唱へるのはまったくこれがためであります。性に関して 何等の知識も有してゐないところの青年男女は、全く盲目的衝動に刺戟され易い ものであります。

そして、性教育を受け、結婚後も節制が必要であることを学ばないとどうなるとい うのであろうか。

性欲の濫用は身体の健康を害するのみでなく、頭脳の働きにも直接影響を及ぼす のでありますから、結婚者はこれに対して、充分の注意を払はねばなりません。 殊に子供を産む場合には概して節制と言ふことが一層必要になつて来ます。何と なれば性欲濫用者に優秀なる子供が生れると言ふことは極めて稀であるからです。

このように、1930年代後半、とくに 1937年からはじまる日中戦争を境にして性教育の必要性に対する論調が高まった。そしてそれは戦時の人口政策や衛生政策を反映する形で湧き上がってきたものである。以下が、秋山尚男の「優生学」に対する考え方である。ここには強い民族主義的な思想は見られないものの527、日本民族の優秀性を確保する目的のため、素質の優劣で人間の価値を図ろうとした日本優生学の特徴が反映されている。すなわち、こうした優生思想が、「通俗性科学」ないしは、性教育論というレベルからも民衆生活のなかに浸透していったのである。

⁴⁶⁶ 「婦女身売防止ニ関スル件」『内務大臣決裁書類 昭和9年(下)』国立公文書館蔵(4E-015-02)。

^{460『}東京朝日新聞』1931年10月30日。

⁴⁶¹ 松宮一也・橋本成之『農村疲弊と子女売買問題』廓清会婦人矯風会廃娼連盟、1932 年、pp.7-8。

⁴⁶² 伊藤秀吉「身売防止運動と其施設概要(二)」『廓清』第 25 巻第 1 号、pp.16-17。

⁴⁶³ 日本基督教団浅草教会『日本基督教団浅草教会の百二十年』

⁴⁶⁴ 伊藤秀吉「身売防止運動と其施設概要 (二)」、p.18。

⁴⁶⁵ 同前、p.21。

^{467 1873} 年の東京府「貸座敷渡世規則」以来、売春店をこのように呼ぶことが通例になった。すなわち、店は座敷を貸しているだけで、娼妓は「自由意思」で売春を行っているに過ぎないというレトリックである。(藤野豊『性の国家管理』不二出版、2001年などを参照)。

⁴⁶⁸ 伊藤秀吉「身売防止運動と其施設概要(二)」前掲、p.16。

⁴⁶⁹ 安部磯雄「公娼廃止の中心問題」『廓清』第 24 巻第 7 号、1934 年 7 月、p.3。

⁴⁷⁰ 安部磯雄「公娼制度廃止の意義」『廓清』第 25 巻第 11 号、1935 年 11 月、p.4。

⁴⁷¹ 拙稿「安部磯雄の廓清会による廃娼運動の特質——九二〇年代における買売春をめぐる日本人の「男性性」」『アジア文化研究』(国際アジア文化学会)第15号、2008

年6月。

- 472 「泥濘の中にもがく遊廓業者」『廓清』第 26 巻第 6 号、1935 年 6 月、p.35。
- 473 『売笑問題対策協議会議事要録』1934年。
- 474「東京朝日新聞」1935年2月7日。
- 475 高島米峰 「国民精神総動員運動と風教問題」 『廓清』 第 28 巻第 2 号、 1938 年 2 月、 28 pp. 4 5。
- 476 安部磯雄「国民総動員と貞操問題」『廓清』第 28 巻第 11 号、1938 年 11 月、pp.2-3。 477 同上、p.10。
- 478 高島米峰「日本の国民性と家族制度」『廓清』第 29 巻第 7 号、1939 年 7 月、pp.5-9。
- ⁴⁷⁹ 戸谷清一郎「純潔貞操は国民道徳の基本」『廓清』第 29 巻第 9 号、1939 年 9 月、pp.24-25。
- ⁴⁸⁰ 村上雄策「民族進化の道程と廃娼」『廓清』第 29 巻第 3 号、1939 年 3 月、pp.8-9。
- 481 村上雄策「東亜の新建設と廃娼」『廓清』第29巻第4号、1939年4月、pp.13-14。
- 482 安部磯雄「男女問題の一方面」『廓清』第 29 巻第 6 号、1939 年 6 月、pp.3-4。
- 483 1929 年に公開された小津安二郎監督の映画で、大学卒業者の就職率が約 30%という不況の底にあった昭和初期を舞台に、職に就けない男が奔走するさまを小津がコミカルに描いた作品である。
- ⁴⁸⁴ 草間八十雄「売女の波と其汎濫の状態」『犯罪科学』第1巻第1号、1930年6月、 p.78。
- 485 村嶋帰之『カフェー考現学』日日書房、1931年、を参照。
- 486 小野薫『ダンスホール エロ享楽時代』日昭館、1931 年、を参照。
- 487 井上章一『美人コンテスト百年史』朝日新聞社、1997年、を参照。
- 488 戸田貞三 「廃娼後に於ける社会政策—独身婦人保護に就いて」 『廓清』 第 22 巻第 7 号、1932 年 11 月、 0 p.10。
- 489 「読売新聞」(夕刊) 1929 年 11 月 4 日付。
- 490 「早稲田大学新聞」(号外) 1938年6月18日付。
- 491 稲垣恭子『女学校と女学生』中公新書、2007年、を参照。
- 492 「捜査課の窓から観た近代女性の性的乱調時代—貞操を無価値ならしめる若き女性」 『性』第 15 巻第 2 号、1935 年 2 月、pp.44-50。
- ⁴⁹³ 保坂孝雄「近代女性の感覚:変態刺戟の享楽時代」『性』第 14 巻第 9 号、1934 年 9 月、pp.50-57。
- 494 保美駒蔵「少年少女の性的犯罪と父兄への注意—処女を破ると女は非常に強くなる」『性』第 13 巻第 10 号、1933 年 10 月、pp.9·12。
- 495 三浦暁星「性欲と不良少年少女の考察―自涜行為に陥らざる少年少女殆んどなし」 『性』第14巻第8号、1934年8月、p.50。
- 496 同上。
- 497 「読売新聞」(朝刊) 1930 年 6 月 17 日付。
- 498 「読売新聞」(朝刊) 1933 年 8 月 17 日付。
- 499 鳥居和代『青少年の逸脱をめぐる教育史―「処罰」と「教育」の関係』不二出版、 2006 年。
- 500 広島教護連合会「加盟学校児童生徒の被害調査」1934年。
- 501 大阪府中等学校校外教護連盟「教護パンフレット第五号 府下女学校生徒の被害調査」1930年。
- 502 大阪府中等学校校外教護連盟「教護パンフレット第七号 府下男学校生徒の被害調査」1930年。
- 503 大阪府中等学校校外教護連盟「教護パンフレット第二十七号―交通機関と学生の

教護に就て」1932年8月。

- 504 秋山尚男「学校に於ける性教育の方法—小学校入学時から大学まで—『性』第 13 巻第 8 号、1933 年 8 月、pp.6-11。
- 505 澤田順次郎「性的煩悶の解脱と其の方法『性』第14巻第9号、1934年9月、pp.6-9。
- 506 三浦暁星、前掲、p.50。
- ⁵⁰⁷ 永井潜「性欲の調節者たる結婚」『性』第 11 巻第 1 号、1931 年 6 月、p.21。
- 508 澤田順次郎「男はナゼ女に貞操を強要するか?」『性』第 12 巻第 11 号、1932 年 9 月、p.15。
- 509 川村邦光『オトメの身体』紀伊国屋書店、1994 年、pp.228-234。
- 510 青柳有美「夫は妻の性を啓発すべし」『性』第12巻第13号、1932年11月、pp.21-23。
- 511 青柳有美「売娼婦の性欲と中性化」『性』第9巻第5号、1929年5月、p.6。
- 512 保美駒蔵、前掲。
- 513 川村、前掲、pp.107-181。
- ⁵¹⁴ 秋山尚男「婦人の性的感覚と男性」『性』第9巻第5号、1929年、pp.30-31。
- 515 保坂孝雄「変態刺戟の享楽時代」『性』第 14 巻第 9 号、1934 年 9 月、pp.51-52。 516秋山尚男「危機に立つ結婚直後の人々」『優生』第 20 巻第 3 号雄、1940 年 3 月、 pp.9-15。
- 517 木本至『オナニーと日本人』インタナル KK、1976年。
- 518 赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房、1999年。
- ⁵¹⁹ 後藤直「青春期の性的煩悶と性医学」『性』第17巻第1号、1937年1月、p.40。
- 520 秋山尚男「自涜妄行の悪結果と純潔の輝き」『性』第 17 巻第 2 号、1937 年 2 月、p.9。
- ⁵²¹ 三浦暁星 「性欲と不良少年少女の考察」 『性』 第 17 巻第 5 号、1937 年 5 月、p.11。
- 522 保美駒蔵「自涜の原因と障害及び之が矯正法」『優生』第 19 巻第 1 号。1939 年 1 月、pp.14-15。
- 523 秋山尚男「青少年の自慰と花柳病 此故に性欲教育は直ちに実施せよ」『優生』第19巻第6号、1939年6月、pp.42-44。
- 524 秋山尚男「学校に於ける性教育の方法 小学校入学当時から大学まで」『優生』第19巻第3号、1939年3月、pp.6-11。
- 525 柴山幸一「生めよ!殖せよ!「早婚奨励」―だが必ず性教育の必要」『優生』第 19 巻第 12 号、1939 年 12 月、p.7。
- 526 安部磯雄「性欲濫用の危険と「早婚奨励」 婦人病者の多くは男子極度の淫蕩から」『優生』第19巻第8号、1939年8月、pp.10-15。
- 527 雑誌『性』および『優生』全体の傾向として、特定民族・特定人種を排除しようとする人種主義的傾向は弱い。

第5章 戦争と男性セクシュアリティ

1. 国家によるセクシュアリティの管理システムの特質

2. 性病対策と男性セクシュアリティ

戦時における男性セクシュアリティは、しばしば女性への性的搾取や性暴力として 顕在化することが多い。第二次世界大戦だけを見ても、戦地や駐屯地周辺において、 強姦や慰安婦をめぐる問題などに、当時の男性セクシュアリティの姿が露骨なかたち で現れている。本節では、戦時の男性セクシュアリティを形成した諸要因をその当時 の日本社会の特質から分析していくが、戦時における日本社会の特質については、と くに国家によるセクシュアリティ管理政策、具体的には性病をめぐる議論と対策に着 目することによって明らかにするところからはじめる。なお、本節で取り上げる内容 は藤野豊の研究に則っている528。

性病を予防することを目的とした日本初の法律は、1928年の花柳病予防法である。第一次若槻礼次郎内閣のもとで制定されたこの法律は、「伝染ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知リテ売淫ヲ為シタル者ハ三月以下ノ懲役ニ処ス」、「伝染ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知リ又ハ知ルベクシテ売淫ノ媒合又ハ容止ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス」といったように、処罰対象となる行為が広範囲に設定されている。さらに罰則規定も設けられ、その程度も厳しい内容になっていた。その一方で、性病予防の対象が「業態上花柳病伝播ノ虞アル者」、すなわち売春する虞がある女性にのみ限定されていた点が特徴的である。

この法律は、性病の感染源を買売春に求め、1900年以降娼妓取締規則の管理下に置かれていた公娼だけではなく、芸妓や酌婦、その他の私娼などの女性の身体にまで国家管理体制を拡充し、性病を予防しようとしたものであった。もちろん性病の罹患は、買売春以外のルートからもあり得るし、そうした不十分さは委員会審議においても、さらには法律の施行後も議論の重要なテーマになったが、性病予防を目的とした身体の管理体制を全国民に対して敷くことは強い反発も予測され、この段階では時期尚早であったと言えるだろう。それよりも、売春を行いその代償として性病を発症させてしまう危険性のある存在について、法律上は娼妓として承認された女性だけに限定されていたが、この花柳病予防法はそれを「性病に罹患する虞のある女性」と拡大し、娼妓以外で売春を生業として生活している女性の存在を認めた点が重要である。

ただし、それでもやはり娼妓以外の売春は非合法であるため、芸妓や酌婦などといった具体的な職種を法文に明記することはできなかった。もし明記すれば、芸妓や酌婦が非合法で売春している事実を法律認めることになってしまうためである。また、

性病に罹っていることを知っていながら売春した場合は処罰されるが、そのための性病検査をどのようにするかについても明記されていない。私娼という非合法な女性に対処するための法律であるためか、具体性に欠ける内容になっている。しかしそれにもかかわらず、同法施行以前の 1926 年には「芸妓屋営業者に一大衝動を」与え529、花柳病予防法の一部施行の直前には「大恐慌の花柳街」という状況が起こった530。「自由に売春する身体」を持つことを許された女性は依然として娼妓のみであったが、この法律により、まずは社会意識レベルにおいて、「性の国家管理」の対象となる女性が急増することとなった。対象も方法も何ら具体的に示されなかったが、それゆえに、あらゆる女性の身体、あらゆる女性のセクシュアリティが国家の手によって管理されうる可能性が示されたのである。

この花柳病予防法が改正されたのは、1939 年 6 月のことであった。1937 年 7 月 7 日に起こった盧溝橋事件により日本は中国との全面戦争に突入する。そうした最中での出来事であった。以下で、花柳病予防法が再生されるまでの経緯と交わされた議論の内容を取り上げる。

1938年1月11日に厚生省が設置され、翌年39年4月1日に優生課の管轄になるまでは、性病対策は予防局予防課の管轄になっていた。予防局には優生課・防疫課・予防課の3課が設けられ、優生課では民族衛生、精神障害・慢性中毒(麻薬・アルコール)、脚気・癌などの疾患に関する事項を、防疫課ではコレラ・チフス・赤痢など伝染病予防法の対象となっている急性の感染症を扱い、予防課では性病のほか結核・土フホーム・ハンセン病という慢性の感染症、寄生虫病・マラリアなどの原虫病、日本住血吸虫病などの地方病、海外渡航老の検査に関する事項を取り扱った531。

厚生省が誕生した同年 3 月 25 日、第 73 回帝国議会に「花柳病予防法」の改正を求める 2 つの請願書が提出された。ひとつは遠山郁三を会長とする日本性病予防協会が提出した「花柳病予防法改正ノ請願」で、もうひとつは日本婦人団体連盟の医師、竹内茂代を代表提出者とした「花柳病予防ニ関スル請願」である⁵³²。日本婦人団体連盟とは、1937 年 9 月 28 日に日本基督教婦人矯風会、日本女医会、婦選獲得同盟など民間女性 13 団体が結成した組織であり、竹内という人物は優生政策推進者のひとりであり、1935 年 12 月に結成された日本優生結婚普及会の副会長も務めていた⁵³³。

まずは、日本性病予防協会の請願書について検討する。請願の理由は、「近時社会状勢ノ変遷二伴ヒ性病ノ蔓延著シク其ノ予防施設ハ民族衛生上忽緒二附シ難キ所ナリ」。「今次支那事変ニ際シ忠勇ナル皇軍ノ将士恒ニ紀綱ヲ尊ビ秋毫モ侵ス所ナキヲ以テ今ニ於テ戦後ヲ想フニ徒ニ杷憂ニ似タルモノアリト雖、征旅久シキニ亙リ其ノ国土ノ医事衛生極メテ幼稚ナルニ於テハ不測ノ罹患ナキヲ保セズ、千戈収マレル後ニ於ケル新病ノ蔓延ヲ未萌ニ防ギ以テ国民体位ノ向上ヲ期セザル可カラズ」との請願理由に示されているように、兵士が戦場である中国で性病に罹患し、帰国後それを国内に蔓延さ

せることを憂慮してのものであった。

そして改正のポイントとして9項目が挙げられており、①「花柳病予防法ノ対象ハ国民全部ヲ包含スルコト」、②「集団私娼ニ対シテハ健康診断ヲ施行シ性病伝播ノ虞アル者ニ対シテハ従業ヲ禁止スルコト」、③「診療施設ノ充実ヲ期スルコト」、④「性病患者ニ対シ治療ノ義務ヲ負ハシムルコト」、⑤「医師ニ届出義務ヲ課スルコト」、⑥「公娼ニ対スル健康診断ノ統制ト診療ノ進歩改善ヲ図ルコト」、⑦「予防思想普及ヲ目的トスル事業ニ対シテハ国庫ヨリ補助ヲ与フルコト」、⑧「伝染ノ虞アル性病患者ノ結婚ヲ禁ジ患産婦患児ノ取扱ニ対シ法的制裁ヲ加ヘルコト」、⑨「花柳病予防法ヲ性病予防法ト改ムルコト」であった。すなわち、この改正要求は、それまで私娼などを主な対象としていた花柳病予防法を、全国民を対象とする法律に拡大しようとするものであった534。

日本婦人団体連盟の竹内茂代を中心にした「花柳病予防ニ関スル請願」も、基本的には前者と同様の趣旨であった。日本婦人団体連盟では、矯風会が保健衛生部委員に加わり、性病に関する調査研究を続け、性病予防実行委員会を組織し、矯風会の久布白落実がその副委員長に就任した。3月13日に開催した時局婦人大会でも「性病防遏に強く任じようという申合せ」をおこない、15日には、遠山郁三や厚生省予防局の本名順平、廃娼派代議士の田川大吉郎・星島二郎、さらには1935年に廓清会婦人矯風会廃娼連盟から改組された国民純潔同盟、そして救世軍の関係者を集めて懇談会を開き、その指針を決定し、請願文書を提出したのである。

請願の要旨は、「第二国民ヲ産ミ且ツコレヲ教育スル任ニ在ル婦人ガ結婚ニョリ花柳病ヲ伝染セシメラレ以テ不妊トナリ或ハ死産シ又ハ妊産スルトモ病毒遺伝又ハ先天性弱質ニテ乳幼児中ニ死亡スル例ノ多イ事ハ独リ個人ノ不幸タルニ留ラズ大ナル国カノ浪費イハナケレバナリマセン」という理由から、花柳病予防法を一般国民を対象にするものに変更し、性病患者の結婚を禁じて結婚時に互いの「健康証明書」を必要とすること、性病患者に治療の義務を負わせ、早期の妊婦検査・出生児の健康診断・不妊や死産への原因検査を奨励、患者には強制的に治療させることとした。そのため、低価もしくは無料の診療施設を全国に設置することや、一般国民を対象にする低価・無料の診療所を地方公共団体に設置することを求め、さらに「速カニ公娼制度ヲ廃止スルト共ニ私娼ノ取締ノ強化女給制度ノ改善等ニョリ花柳病ノ伝播ヲ防過シ併セテ風紀ノ振粛ヲハカ」ることを要求した535。性病予防のための廃娼にまで踏みこんだ点は廃娼運動団体ならではの特徴であろう。

衆議院では、両請願とも星島二郎が紹介議員となり、1938年3月23日、請願委員会で審議され、前者は採択、後者は廃娼に関する部分を除いて採択された。星島は、旧法がおもに私娼を対象にしたものであったことに対し、「近時社会情勢ノ変遷に伴ヒ性病ノ蔓延著」しいため「公娼ハ勿論、一般国民男女、貴賎ヲ問ハズ網羅セナケレバ」

ならないと、すべての国民を対象にした性病予防策の必要を強調した536。答弁に立った厚生省参与官の山本芳治や厚生省予防局長の高野六郎も法改正の必要性を強調する。その際注意すべきは、たとえば以前は『廓清』誌上において廃娼を訴えていた高野が、「私娼ニ尽キマシテモ、成ルベク公娼ト同ジ程度ノ花柳病ノ予防ノ取締ヲ致シタイ」と述べ、強制的検診制度の範囲を拡大させる方針を示し、また「公娼制度ヲ如何ニ処置スベキカト云フ事モ併行致シマシテ、少クトモ花柳病予防法ノ立場カラ見マシテ、遺憾ノ無イ診療、又危険ナル状態ノ儘、営業ガ出来マセヌョウニ、サウ云フ方針ヲ以チマシテ、花柳病予防法ニ手ヲ著ケテ行キタイ」と述べている点である537。廃娼論者であった高野は、ここでも「公娼制度ヲ如何ニ処置スベキカ」ということを述べているが、この「処置」もまたやはり廃止を含めた内容であったのだろうか。

厚生省予防局長という立場での高野の公娼制度に対する考え方は、次の事例から読 み取れる。1938年2月3日から22日にかけて開催された日本医師会総会で、初代厚 生大臣となった木戸幸一が花柳病予防法の改正について諮問したが、高野六郎はそれ に対する説明のなかで「法の改正は国民体位の向上が目的」であると述べ、以下の諸 点を例示した。すなわち、「業態者に対して診療の便宜を充分にして医療を拡充するこ と」、「業熊者の有毒なる売淫は之を処罰すること」、「花柳病治療機関を従来とは違ひ 一定の業態者以外に花柳病予防上必要な一般国民にも利用せしむること」、「或る種の 業態者には現在行って居るやうな健康診断の強制を行ふこと、或は健康の証明書を提 出せしむること、或は或る範囲の診療の義務を課すること」などを「社会的方面」か らの「花柳病予防法改正を希望する向きもある」と例示している。ここで高野は、性 病予防対策の対象を全国民にまで拡大すべきこと、強制的性病診断の対象を拡大すべ きことは、社会的要請であると主張している。これは先に取り上げた内容と同一であ り、高野がこれらのことを繰り返し強調していたことがわかる。さらに注目すべきは、 「花柳病予防法の改正に際しては、我が国に於ける公娼制度などの関係も御考慮戴く ことが適当ではないか」と発言していることである。しかし高野は、ここで廃娼の可 能性について論じているのではない。むしろ、当時の廃娼の実態について「公娼制度 を廃止する議論も各方面に見受けられるが単に形式に於て公娼を廃止して事実に於て 私娼を公娼化し、而も娼婦と然らざる者の限界を曖昧にするやうでは、花柳病を予防 する上に困難を感ぜしむるでほないか」と批判しているのである。『廓清』にしばしば 登場していた際には、公娼制度が性病予防に対して有効ではないことを繰り返し指摘 し、公娼制度の即時廃止を主張していたが、この時期には廃娼論は大幅に後退してい ることがわかる。日中戦争の勃発により、帰還将兵を媒介して性病が蔓延することも 予想されるなか、高野も国民すべてを対象とした性病予防策が未確立な現状での廃娼 には慎重になったと考えられる。このように戦争がもたらす緊迫感と性病に対する危 機感が、その当時の男性の意識を廃娼ではなく、管理されるべき女性セクシュアリテ

ィの拡大にシフトさせていたことがわかる。

ところで、花柳病予防法は1928年9月にすべての条項が同時に施行されたわけではなかった。後述するような内容の第2条と第3条が施行されない不完全な状態がおよそ10年の間続いていたのである。しかし、1938年4月18日、ようやく第2条と第3条が勅令により公布され、4月20日より施行された。すなわち、花柳病改正の議論は、同法の完全施行の実現と同時に進められていたものであった。第2条は「主務大臣ハ業態上花柳病伝播ノ虞アル者ヲ診療セシムル為市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共団体ニ対シ診療所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得」という内容で、第3条は「国庫ハ勅令ノ定ムル所ニ従ヒ前条ノ規定ニ依リ診療所ヲ設置スル市其ノ他ノ公共団体ニ対シ其ノ診療所ニ関シ市其ノ他ノ公共団体ノ支出スル経費ノ六分ノー乃至二分ノーヲ補助ス」という内容である。この2つの条項は、これまで財政的理由から施行していなかったが、日中戦争の勃発で、帰還将兵により性病が蔓延するのではないかという危惧から、厚生省は施行に踏み切ったのである。そして同年5月25日、内務省で開かれた警察部長会議の席上で、初代厚生大臣の木戸幸一は「事変に伴ひ結核並花柳病の急増すべき傾向あるに徴し之が予防施設の拡充に最善を竭し」と訓示している538。第2条・第3条の施行はこの「予防施設の拡充」となるものであった。

1938年6月7日から9日にかけて開催された厚生省主催の衛生課長による衛生技術官事務打合会議では、「花柳病予防二関スル件」に関し、予防課長勝俣稔は「事変中並ニ事変後対策トシテ十分考へネバナラナイモノガ多々アルノデハナイカ」と問題を提起し、「今回第二条第三条が久し振りに実施されたのであるが、今年度は軍事上重要なる所に設置して其処を十分綺麗にしてをくと云ふ建前なのであるから、各地に行ふ事は不可能であるとは云へ、来年度には相当予算をとる様に局長にも話してあるから、来年には各地に設置できると思ふ」と説明している。花柳病予防法第2条と第3条が求めている予防施設、すなわち性病診療所の建設は、1938年中には軍事的な要所に限られるものの、その次の年からは各地に広げられるものと目途を示している。それと同時に花柳病予防法の「改正が差迫ってゐる」として、「今まで業態者を対象としてゐたものを一般国民を対象とする法律にまで改正する事を考へわばならない」ことを強調しているのである539。

(2) 花柳病予防法の改正

平沼騏一郎内閣は第 74 回帝国議会に厚生省が作成した改正法案を提出した540。この改正案は、従来は「業態上花柳病伝播ノ虞アル者」、すなわち私娼を対象に設置することとなっていた診療所で、それ以外の「伝染ノ虞アル花柳病ニ罹レル者」も診療できるようにするというものである。1938 年 2 月 20 日、貴族院で可決、衆議院に送付された541。3 月 7 日、衆議院で説明に立った厚相広瀬久忠は、この改正案は「事変下

ニ於ケル対策ノーツノ手段」であり「差当リ最モ必要ト致シマス部分」についての改正であるとし、「是非近イ将来ニ於テ全般ニ亙ツテ本当ニ徹底シタル改正ヲ致ス積リ」と、さらなる改正への意向を示した542。

衆議院では民族優生保護法案委員会で審議され可決543、本会議でも可決され改正法立案は成立するが、審議の場では、改正案の是非よりも、廃娼の是非が議論された。1933年3月22日の民族優生保護法案委員会で、高野六郎は「娼妓取締規則ノ中ニアル花柳病取締ノ事項ヲ花柳病予防法ノ中ニ移ス事ガ出来マスレバ、茲ニ実際問題トシテ大イニ考慮ヲ払フベキ部分ガ出来ルデハナカラウカト考へテ居ル」と答え、公娼・私娼を問わず、強制的検診が法律に明記されれば、廃娼しても性病予防は可能という判断を示した。したがって、まだ、それが実現できていない現時点では「公娼制度ヲ国ガ挙ゲテ直チニ廃止スルコトニ付テハ、政府トシテハ考へテ居ナイ」と明言している。高野によると、しばらくは廃娼については各地方当局の判断に任せるということである。そのうえで「日本ノ現状ハ娼妓ガアルニ拘ラズ、事実娼妓ナラザル業態者ナルモノガ沢山アリマスカラ、此ノ実情ニ即シテ花柳病ヲ予防センガ為ニハ、花柳病予防法ヲ十分ニ強化シ、必要ガアリマスレバ法律ノ拠リ所ヲ新シク置キマシテモ、健康上ノ監察取締等ヲ強化スレバ相々目的ヲ達シ得ルノデハナイカ」という展望を示した544。高野の構想は、近い将来、花柳病予防法を根本的に改正して私娼に公娼と同じ検診を義務づけ、そのうえで廃娼に踏み切るというものであったと推測できる。

ところで、この第 74 回帝国議会にも花柳病予防法改正を求める請願がおこなわれた。一つは「性病予防ニ関スル請願」であり、もう一つは「花柳病予防法改正ノ請願」で、いずれも提出者は日本性病予防協会会頭の遠山郁三、紹介議員は星島二郎である。前者の要旨は「近来性病ノ増加殊ニ戦争ニ伴フ性病猖獗ノ必然ハ重大事局下人的資源確保上洵に寒心ニ堪へス」という理由から、政府に徴兵適齢者に対し性病検診をおこない罹患者への強制的治療を実施し、「家庭婦人」や学生に性教育を行い性病知識を普及させること、あるいは娼婦への取り締まりを強化することなど、日中戦争の長期化が避けられなくなった現状を踏まえ、兵力・次世代育成力としての「人的資源」の確保という課題を全面に出していた。また、後者の要旨は「近時社会情勢ノ変遷ニ伴に性病ノ蔓延著シキハ民族衛生上忽諸ニスへカラサル重大問題ナリト信ス」という理由から全国民を対象にした性病予防法のもと、公娼・私娼を問わず性病検診を徹底させ、さらに性病催患者の結婚を禁止させるなど、厳しい統制を求めている。このふ二つの請願は、いずれも衆議院で採択された545。

第74回帝国議会後も、花柳病予防法の根本的改正へ向けた議論は続くことになる。 廃娼運動の側からも、改正内容への不満と再改正への要求が主張される。竹内茂代は 「根本的の改正」の要点として、検診については「肉眼で見えないものまで探索する」、 「結婚に対しては厳密なる健康診断を条件として、健康証明書のないものにはこれを 禁ずる」、「妊婦に対する性病診断、生れた子供の健康診断」を実施する、「壮丁、学生、 労働者等にも一定の時期に性病に対する健康診断を行ふ」、「病気のある者は治るまで 国家が干渉して、これを全治せしめるまで義務を負はしめる」ことをあげている。注 目すべきは教育活動として、「性病を人に伝播させることは罪悪であり国家百年の計を あやまるものであることを国民に充分知らしむるための啓蒙運動を、婦人を中心とし た団体にさせる」ことを法文に明記するようあげている点であろう。婦人を中心とし た団体にさせるということは、すなわち、啓蒙されるべき対象の中心は女性であると いうことである。男女ともに性病検査の徹底を、その一方で主体的な性病管理の担い 手として女性を想定しているのである。さらには、「花柳病の一番の源泉であるところ の売娼」について「罪悪であるといふ思想だけはしつかりと国民に徹底するやう」の 措置を求め、廃娼の必要を力説したが546、これもまたセクシュアリティの管理を女性 に期待していることに他ならない。そしてこれは「国家百年の計」のためには不可欠 のことであり、久布白落実も「法が徹底的に修正されて、我国民がこの亡国病より救 はるゝのみならず東亜建設の大使命の全うせられん事を希ふてやまぬ」と述べている 547。「東亜建設の大使命」のためには、それを脅かすものとしての性病がとくに強調 され、セクシュアリティの全国民管理、さらには、それを主体的に管理する存在とし て女性の役割が重要視されたのである。戦争のための身体づくりを強いられた男性は、 男性自身のセクシュアリティの管理については、女性にゆだねる以外なかったといえ よう。そのためには、性病を保持したまま性交をしない女性を確実に育成することで あったのである。

(3) 廃娼と性病予防

改正花柳病予防法は、1939 年 6 月 1 日から施行される。しかし、その直後に厚生省で開かれた地方衛生技術官事務打合会議において、予防局は「性病が支那事変に関連して増加」している事実を認め、「特に殷賑産業の従事者が性病に躍り其の労働力の上からも人口問題の上からも憂慮さるべき状態に陥りつゝある事は特に留意すべき現象」と注意を促し、「去る議会に於て性病予防法の改正案の提出をみなかつたのは遺憾」であると述べている。そして花柳病予防法の改正を行い、「検診の法的根拠を制定し一般人の性病感染に対しても一定制裁を加へ、治療予防薬品予防器具等にして不良なるものゝ販売授受を制限する等性病予防制度の確立を企画してゐる次第でありますから各地方からの意見も充分参考と致し新しき性病予防法制定に努力する心組であります」との決意を表明している548。

なお、予防局優生課長床次徳二は「公娼制度廃止については其の後の花柳病予防策 を考へなければならない」「廃娼については国の態度明である。花柳病予防上社会風紀 上遺憾なきを期した上で漸次廃娼を実行します」と指示し、まずは 「花柳病予防法 の徹底した改正」の必要を強調した⁵⁴⁹。ここでは、高野六郎が主張していた性病予防 政策を、全国民を対象にしたものに拡大したうえで廃娼するという方針が示されてい る。それまで廃娼について明言を避けていた厚生省も、花柳病予防法の再改正が視野 に入ったことにより、まだ将来の課題としてではあるが、廃娼への姿勢を再び明確に していることが注目される。

また、厚生省は「適正なる予防方法即ち予防具及予防剤の使用、洗滌などの絶対的 に必要である所以を教へると共に刹那の享楽は因果の酬は自分自身に止まらず累を妻 や子供に及すことを十分認識せしめ更に新時代の青年にして結婚せんとする時は健康 証明書を交換しお互に浄血に注意しなければならぬこと及人的資源と重要なる関係あ ることを骨子」とするいわば性教育のための映画「青春街道」を作製し、各地の性病 予防懇談会の場で上映した。また、懇談会では「業態者の強制検診、男子に対する制 裁、純潔貫徹の為禁酒の断行、診療施設に対する国庫補助の増額、未成年者及学生に 対する買淫の禁止、一般的に性教育の徹底等」などをテーマに話し合われたが550、こ うした意見は旧花柳病予防法では対応できないものであり、法改正を必要としていた。 予防局長の高野六郎も、「法律を改正する場合には花柳病を花柳界特殊の病気である といふ感情から離脱し、之を国民病或は一般家庭病であり、且つ人口問題、健生問題 とも密接なる関連のある重要疾患として之を処置する精神を確立せねばなるまい」と 語り、法改正の要点として「業態者等に検診治療を強制し得ること」、「性病を感染せ しめたる者を罰すること」、「公共団体の性病予防施設を更に奨励拡大すること」、「性 病患者に医療の義務を負はせること」「性病予防に関する器具薬品類の取締を為すこ と」の5点を指摘している551。

そして、翌月の7月には、厚生省は初めて全国の娼妓病院・公立性病診療所の技術官会議を開き、「態業者のみならず、帰還兵及一般家庭、妊娠、幼児等に及ぼす性病予防撲滅の完壁陣容の強化につき種々論議」した552。こうして、花柳病予防法再改正への土台が着実に形成されていったのである。

厚生省は、1941年度の予防局優生課の新規事業として「壮丁未成年者の花柳病予防治療、妊婦の駆徴」を決定するとともに553、花柳病予防法の再改正実について国民体力審議会(1939年設置)に諮問、同審議会では特別委貞会を設けて答申案を作成、1940年12月の同審議会総会で可決した。

この答申では、まず「性病予防上極めて重要」な施策として、婚姻時の健康証明書の交換、「健康結婚」に関する法規の制定、妊娠 5 カ月以前の妊婦の健康診断、学校教育の場や国民一般に対する場での性病予防思想の普及をあげた。そして「性病予防法案要綱」を示し、まず法律名を「性病予防法」と改称して「性病」に該当する疾病の範囲を拡大し、そそのうえで性病と診断された者に治療を義務づけた。そして地方長官に「業態上病毒伝播の虞あるもの」への健康診断の実施もしくは健康診断書の提

出、予防設備の実施、「業態上病毒伝播の虞ある性病患者」の従業禁止の権限を与え、そのための診療所の設置とそれへの国庫補助を明記していた。このほか、罰則については「伝染の虞ある性病に罷れることを知りて伝染防止に付相当の方法を講ぜず性交を為したる者」(ただし夫婦間は除外)は3カ月以下の懲役、または500円以下の罰金、「伝染の虞ある性病に躍れることを知り又は知るべくして売淫を為したる者」は6カ月以下の懲役、または1,000円以下の罰金、それを知っていて「売淫の媒合又は容止を為したる者」は1年以下の懲役、または2,000円以下の罰金に処すとした554。

厚生省では、この「性病予防法案要綱」に基づき、花柳病予防法の再改正案を作成、第76回帝国議会に提出するはずであった。予防局優生課の本名順平は、「今議会に提出する性病予防法実は国民全部に適用するものである」と説明し、「特に新しい事は、この法律の制定に伴ひ、結婚を健康にしてゆくといふ目標の線に沿って、結婚に際しては健康証明書の交換を奨励しようとしてゐる事」と指摘した。そしてこの健康証明書の交換や「徴毒による流早死産、乳幼児死亡及び先天徴毒の防止のために妊婦をして妊娠五ケ月までに医師の健康診断を励行させるといふ事は、性病予防の法律を作る上に充分参酌しなければいけない」と強調した555。久布白落実も、「高度国防国家の必要上、優良人種を造り、優良民族を保持すると云ふ現実的必要に迫られて、新体制下の一大躍進とも云ふ可き性病予防法の改正が此処に現出せんとして居る」と、この法律改正に期待した556。

しかし、この改正法案は未提出に終わった。第2次近衛文麿内閣が、政府提出法案を戦時立法に限定したからである557。ただ、この第76回帝国議会には「性病官制法制定ニ関スル請願」がなされている。請願したのは、日本性病予防協会理事の北川正惇・佐藤恒佑で、その要旨は「我か国現下の国情に鑑み人的資源の確保は焦眉の急なるも年々出産率の低下を見るは洵に憂慮に堪へさる所」と前置きし、「之か原因は多々あるも性病の蔓延跋扈に因ること極めて大なるものありと信す依て速に之か撲滅対策として性病管制法を制定実施し以て人口増殖と民族の発展に寄与せられたし」というものであった558。「性病予防」ではなく「性病管制」という語に象徴されるように、「人口増殖」「民族発展」のための「人的資源」の国家管理という意図が鮮明に表れていよう。

花柳病予防法の再改正は進まなかったが、実質的には性病予防対策は進展していった。厚生省体力局では、1940 年 9 月に施行された国民体力法に基づく 15 歳から 19 歳の男子に対する体力検査の結果、発見された性病患者への療養方針について「本人及家族のみならず子孫に及ぼすべき花柳病の害毒の深刻なることを説示し、先天性徴毒なること明かなる場合の外感染源或は感染機会を追及し被廉恥病たる所以を徹底せしめ過誤を再び為さざる様精神的指導を行ふこと」とした559。

厚生省では、強制検診・強制治療とともに、結婚における性病検診の普及を重視す

る。1941年に厚生省人口局母子課が作成した「結婚相談指導指針」には、「性病に関する診断は臨林的診断、血清反応、検尿等を綜合し行ひ必要あれば専門医の診断を受くる様指導すこと」、「性病感染又は伝染の危険ある機会を有したる既往歴あるものについては特に綿密なる診断を行ひ現在性病なしと認めざるか又は伝染の危険なしと認められざる限り結婚せざる様指導すること」と記され、あくまで強制ではなく「指導」としつつ、性病患者の結婚規制の方針を打ち出した560。その後、厚生省では「戦時下人的資源確保につき軍官民五十余氏を招き」、結婚奨励協議会を開くが、そこで提示された「結婚奨励要項案」には結婚に際し「互いに健康証明書を交換し健全結婚の普及を図ること」が明記されていた561。

さらに、1942 年 3 月、厚生省は各府県関係者 100 余名を集めて性病関係官会議を開いた。ここでは「時局に鑑み」人口増加の必要は契緊の課題であるが、性病はこれを疎外する重要な原因であり「国民優生の見地」からもおろそかにできない、特に戦争のおかげで賑わう軍需産業の労働者に重点的に性病予防対策を講じるべきという前提から、治療の徹底、「業態地区に於ける洗源施設並予防薬品」の拡大強化、娼妓・「業態者」の健康診断の徹底強化、性病予防思想の啓発、娼妓病院入院患者に対する「国民皆労の趣旨」から「余暇を活用し努めて適当なる作業を行はしめ勤労の精神を養成し国家の一員たるの自覚を促すると共に将来一社会人として生活すべき素地を育成する」指導、国民体力法に基づく性病患者の治療の指導、診療所の機能の発揮、保健組合の拡充強化について、指示した562。

以上のように、厚生省では、法の再改正が実現できなかったものの、こうした実質的なレベルで全国民を対象にした性病予防体制を構築し、花柳病予防法の不十分さを補っていくことになる。

さらに、厚生省では、1942 年 3 月、次官通牒により「大東亜共栄圏を建設し、悠久にして健全なる発展を図るは皇国の使命であり之が目的達成の為には我が民族に、東亜共栄圏の確立並発展の指導者たるの国民的自覚を促す必要」と「我国人口の急激にして永続的な発展増殖と、資質の飛躍的向上を図る必要」から、1942 年 5 月 1 日から 8 日までの 1 週間を健民運動強調週間として健民運動を実施することを発表したが、その際にも性病予防は重視された。すなわち、「健民運動花柳病撲滅実施ニ関スル件」において、健民運動を契機に国民に性病が民族の発展を阻害する「重大なる国民病」であることの認識を徹底し、「官民一致性病予防撲滅に邁進」することをうたい、期間中、講演会の開催、「娼妓及業態者全員」への「特に厳密なる血清検査及淋菌検査」の実施、業者関係者の座談会の実施、女性に対する無料健康相談・座談会の実施、表人への無料相談・診療の実施などを「健民運動花柳病撲滅実施要綱」に掲げた563。そして、国民体力法に基づく体力検査の際の性病予防強化に関する要綱も決定し、「姑息なる売薬或は民間療法等不徹底なる治療の将来に残す禍根の恐るべきを戒め治癒の診

断を下し得る迄治療を続行せしむる様指示すること」、「本人及家族のみならず民族に及ぼす性病の有害の深刻なることを説示し、先天徴毒なること明かなる場合の外、感染源或は感染機会を追及し過誤を再び為さざる様精神指導を行ふこと」という基本方針と、性病患者への血清検査や尿・分泌物などの顕微鏡検査の実施を明記したのである564。

1943年に入ると、日本性病予防協会会頭の遠山郁三が、「刻下最も重大なる人口問題といふ観点から性病予防事業を見直さねばならないこと」とともに「大東亜共栄圏」の「諸地域に於ける民衆の福利を計り、之を宣撫するといふ点から性病予防事業を取り上げる必要が新たに加はつて来たこと」をあげ、梅毒の蔓延地とされた「蒙古を始め世界一の称あるアジア熱帯地に包囲されたる我邦としては交通頻繁となつた今日性病の内地侵襲に対して考慮せられねばならぬと共に八紘為宇の大理想を顕現し是等民族の福祉と繁栄共存を計る為に精密なる科学的調査と画策とによつて性病の予防撲滅に努力せねばならない」と、「大東亜共栄圏」の性病予防を強調するに至った565。

一方、大政翼賛会でも 1943 年 8 月、東条英機内閣に対し「性病対策調査報告書」を提出し、「国民啓発の徹底」、「保健指導網の整備」、「早期診療の励行」、「健康結婚の奨励」、「花柳病業態者の健康改善」、「花柳病予防法の改正」の 6 項目をあげ、「今や重大時局に際し性病予防の対策は青年の精神作興に第一の重点を置くべきものなりと思考す」と強調した566。

このうち、「健康結婚の奨励」では「結婚に際しては相互に健康証明書の提示を行ふの美風を作らしめ、更に健康なる家庭に性病病毒の侵襲を防ぐの義務感を啓培すべきものとす。晩婚ほ概して性病を多からしむるを以て適齢者をして成可く速い結婚せしむるの途を講ずるを可とす」と述べ、また「花柳病予防法の改正」については「性病々毒伝播の虞ある者の診断強制」、「必要なる場所に性病予防設備の装置」、「性病を感染せしめたる者の処罰」、「性病予防上必要なる患者の届出」、「性病患者の受領義務」、「診療費用の軽減及補給制度」、「性病薬品検定制」を法律に明記することを求めた567。

このように、性病予防の対象を「大東亜共栄圏」にまで拡大することが求められ、 花柳病予防法再改正の要求も継続していた。しかし、戦局の悪化はそのような余裕を 認めなかった。むしろ、戦局が悪化し、国民生活への統制が強化されるなかで、その 不満の解消手段としての買売春の存在の必要性は高まった。公娼はもちろん私娼に対 してもその健康を国家が一元的に管理することが、唯一残された性病予防対策となる のである。

2. 戦時における売買春制度の転換と廃娼運動

第2章軍隊と買春との関係

先述のように、総力戦体制下では、男性には戦争する身体を、女性にはそれを支えるため男性の健康を管理するとともに、女性自らの健康を管理し性病を拡大させない意識を形成することが求められた。そして、それと同時に男性を「慰安」するという役割も期待されたのである。そのため、とくに軍隊には女性に対して男性の健康に影響を及ぼさない程度に適度に慰安する役割を期待した。本節ではまず、こうした軍隊と買春システムの特徴を、多少時代に遡って検討することからはじめる。

戦前の軍隊においては、男性としての精神と身体の力強さを備えた兵士が求められたが、この「男らしさ」はしばしば性行為における女性に対する態度などに例えられた。また、兵士の性欲もこれを無理に抑圧することはかえって健康を損なわせるため禁じてはならないという意見も見られたが、これは明治以来の性欲自然主義の流れをそのまま汲んだものであり、軍隊内だけでのことであったわけではない。しかし、軍隊生活では性生活は排除されているため、兵士の性欲は軍隊外で、すなわち公娼によって処理されることが予定されたが、「壮丁性病罹患調査」からは、公娼にとどまらず、私娼、芸妓・酌婦や女給などの接客業の女性、さらには女工や農村の女性、そして妻といった一般女性によってしばしば処理されていたことが分かる568。そのなかでも私娼や接客業の女性との関係が多数を占めているが、とくに海軍においては寄港地での公娼や私娼などとの兵士の性行為は、必要不可欠な要素と考えられていた569。

そこで、少し時代は遡るが、1920~30年代に行われた壮丁検査の結果を分析し、 まずは日本兵特有のセクシュアリティの特徴を明らかにする。

壮丁の調査について、久留米連隊区(乙班 2036 名、1927 年 $4\sim5$ 月)、釧路連隊区 (6452 名、1933 年)、壮丁ではないが入営 2 ヵ月後の初年兵に関する東京歩兵第三連隊 (623 名、1925 年、これは 2 年兵にもおこなわれた比較調査)、朝鮮某歩兵連隊 (402 人、1934 年 12 月)を取り上げる。

久留米連隊区乙班は久留米市と三井郡、三瀦郡の郡部からなる。「定情者」と表現されている性経験者は久留米市 28.3%、三井郡 42.6%、三瀦郡 31.9%9(内妻帯者 3.7%)である。性経験率は郡部が高く 60%を超える村もある。職工が多くを占めている久留米市の男性については、初交年齢は 18 歳、19 歳、20 歳が多く、相手の女性は酌婦、公娼、娘、芸妓、女工であった。一方の農民が多い郡部では娘、酌婦、公娼、女工の順であり、平均は娘 47.0%、酌婦 21.1%、公娼 13.4%、女工 9.7%、妻 3.7%となる。

女性の年齢は娘の場合は 13 歳からになる。性病罹患率は 8.5%であり、全国平均の 1.3%と比べるとかなり高い。性病の感染源は酌婦、公娼、娘の順番となっている。

船乗、自動車運転手、土工、会社員、鉄道職員が多い釧路連隊区の男性は、性経験率は平均 19.56%であり、初交年齢は 20 歳というのが最も多く、相手女性は公娼が多く、次いで酌婦、娘、女給、芸者、女中、寡婦、その他の順である。さらには、従姉妹、実妹、他人の嫁などといったケースも報告されている。未治癒の性病罹患率は5.5%、甲種合格者中の性病罹患者は1.4%である。

歩兵第3連隊の初年兵では東京市、周辺郡部あわせた平均性経験率は60.1%と高く、さらに2年兵になると74.7%急増する。なお、経験率は郡部に比べて都市住居者がやや上回っている。歩兵第3連隊におけるセクシュアリティの特徴は、久留米や釧路連帯区と比べるといくつかの面で違いが顕著に現れている。たとえば性経験率きわめて高いという点や、郡部よりも都市部の男性の方が経験率が高いという点は興味深い。歩兵第3連隊の場合は、入営後のデータであることを注意しなければならない。徴兵検査後入営するまでのあいだに初体験することによって「一人前の男」になる習慣が各所で見られたので、その影響が顕著にあらわれたものと見ることが出来よう。

毎月 4.5 回あるいは 5 回以上の性交者 10.3%、 $1\sim3$ 回が 36.3%、年 $1\sim5$ 回 24.4% であり、職業別では水夫、鳶についで、官吏や会社員が続き、その後に職工、農民、動労者という内容で、久留米などとは大きく異なっている。また、教員や学生の体験者も多くいる。初交年齢は 18.9 歳が最多であり、相手の女性は娘 35.7%、公娼 32.2%、芸妓 15.3%、酌婦 10.7%である。

朝鮮歩兵連隊のケースも対象は入営直後の壮丁である。性経験率は 42.4%、所在地別では都市 51.3%、郡部 37.3%である。初交年齢は 18 歳から激増し、20 歳が最多、職業別経験率は料理人、鳶職などについで労働者が 80%、漁業 58.8%、会社員、店員、商業が 40%台、事務員、教員、学生の 20%台となる。相手の女性は娘 35.09%、公娼 28.08%、芸妓 9.9%、学生 4.1%、酌婦 1.8%、女性の年齢は郡部で 16~9 歳、都市 18~21 歳である。初交以来毎月 1 回から 4、5 回性関係を持つものは約 34%、現在の性交相手は公娼 32 人、娘 23 人、妻 26 人、女給 9 人、芸妓 5 人、学生 3 人である。

一方、壮丁調査に比較して現役兵調査は少ない。先述の歩兵第3連隊の2年兵調査(439人)、海軍第二艦隊調査(調査年1926、7年ごろ、94人、384人)。野戦重砲兵第二連隊調査(35人、1928年)をとりあげる。歩兵第三連隊2年兵の性交頻度は月4、5回および5回以上は1.3%、月1~3回が37%、年1~5回が21%、まったくなしが29.7%である。2年兵の性交なしが初年兵より高いことについて記述者は軍の予防策のためであるとしている。調査時点における性交相手は公娼109人、芸妓33人、酌婦31人、娘25人、女給2人、好んで行く所は新宿、吉原、洲崎の順であり、浅草、

亀戸、松戸、玉の井の私娼地域も漸増している。性病患者は初年兵 11.09%、2 年兵 11.75%である。性交なしのものに比して 2 年兵の罹患率が初年兵よりたかいことに ついて、兵営生活になれ性欲が躍動するためとしている。しかし統計のとりかたの違いによるもので一日平均にすると低くなるとする軍医が一般的である。

第2艦隊の軍艦由良の乗組員94名の休暇中の性交調査では休暇中の遊興者は57人61%、残りの39%は性関係をもっていないのである。この数字は海軍兵の性生活を考えるうえで重要である。相手の女性は公娼、私娼とも37人、両者に接したもの8人、娘7人である。第2艦隊の他の調査は384名中妻帯者69名を除き性経験者81.5%、未経験者18.5%、性経験者のうち休暇中性関係を持たなかったものは97名、30%強にあたる。上陸時に支給された予防薬を使用したものは56%である。

野戦重砲兵第2連隊調査は入営後罹患した兵7人について感染源を公娼5人、芸妓、酌婦各1人、春の契機は飲酒して仲間に誘惑されたもの5人、自発的が2人、入営前の罹患兵11人について飲酒し誘われて買春が7人、自発的4人、相手の女性は公娼8人、酌婦2人、芸妓1人、となっている。一般的に買春の契機はこのようなものであろうと思われる。ついでに北支那方面軍軍医部「幹部に対する衛生教育順序」中の「性病ニ関スル諸統計表」(北支派遣多田部隊冨家部隊福島隊調査、昭和15年1月印刷)によると兵5418人の性病感染機会はもともと帯患者11.6%、召集地2.8%、内地より輸送の間または兵力転用の間4.19%、戦地81.3%であり、圧倒的に戦地で罹患している。戦地での買春は軍の「慰安所」であろうが、召集地や輸送中でも買春している。相手女性の国籍は日本人26.3%、朝鮮人45.3%、支那人28.4%、西洋0.02%、性交時飲酒しているものが多い。権患者の年齢は30歳以下が69%、30歳台が31%、40歳以上が0.2%である。1926年の調査であるが召集予備・後備兵の性病罹患者率は17.9%で、壮丁、現役兵中最多である。

(2) 慰安所の設置

日本軍におけるいわゆる「軍隊慰安婦」の制度が創設されたのは 1932 年初め、「上海事変」の際で、その理由は、日本軍将兵に対する中国女性への強姦防止、「慰安」の提供、性病予防、軍の機密保持・スパイ防止の 4 点にあったとされる 570。

それから 10 年後の 1942 年に日本性病予防協会で講演した海軍軍医中将高杉新一郎は、上海の海軍部隊について「売娼婦の如きものも海軍の軍医が直接これを『コントロール』致して、始終無毒の売娼婦といふやうなものを供給するやうに、一寸言葉が悪うございますが注意致して居る次第でございます」と、「軍隊慰安婦」制度に対して、軍が性病予防の管理をおこなっている事実を明らかにしている⁵⁷¹。

日本軍の占領地域に慰安所が次々と設けられ、植民地や占領地の女性が日本軍将兵の「慰安」のために徴用された事実は否定することはできないが、この「軍隊慰安婦」

には日本の娼婦も動員され、また、日本国内にも「慰安所」が設けられていた⁵⁷²。この問題については、西野瑠美子が、軍隊の駐屯地である釧路、千葉県木更津・茂原、東京府下の小笠原諸島の父島に設けられた軍慰安所、そして炭鉱・鉱山・軍需工場などの労働者のために設けられた事業所慰安所の事例をあげ、そこでは日本女性のみならず朝鮮女性も「慰安婦」とされていた事実を指摘している⁵⁷³。

こうした「慰安婦」政策の特質と、その政策を生み出した男性セクシュアリティの 特質について考察することにしたい。そこで、まずその前提として、1938年5月に起 案された各庁府県長官に宛てた内務省警保局長の「風俗ニ関スル営業ノ取締ニ関スル 件」の通牒案を検討する。そこでは、「斯る取締は動もすれば其の度を失し苛酷に流れ 非常識の譏りを招くの惧れ多く却つて逆効果を生むが如き結果に陥るの虞尠からざる ものあり」として「緩急宜敷きを制する取締」の必要が求められている。すなわち、 非常時局を理由とした言論・思想の取り締まりが強化されるなかで、風俗営業に対す る取り締まりには手心を加えよというのである。通牒案が示す具体例のなかで「貸座 敷の新設、拡張、増築及移転に付きては特別の事由なき限り之を許可せざること」、「公 娼制度を廃止したる府県又は地域に於ける転業料理店の取扱に付きても前項と同様の 取扱を為すこと」、「料理店、飲食店、宿屋其の他名称の如何を問はず貸座敷類似業態 をなすものの指定地の新設、拡張及移転に付きては特に必要已むを得ざる場合の外之 を認めざること」などと記されている。料理屋・飲食店・宿屋などの名目の「貸座敷 類似業熊」の存在を認めて、それらの指定地域については貸座敷ともども「特別の事 由」がある場合、もしくは「必要己むを得ざる場合」にはその新設・拡張なども認め るものであるとも読み取れよう574。

また、以上の通牒案の直後の6月には、警保局長より各庁府県長官にあててダンスホールの取り締まりに関する通牒案「舞踏場及舞踏教授所ノ取締ニ関スル件」が出されている。ダンスホールが閉鎖されるのは1940年10月のことであるが、この通牒案には「舞踏場及舞踏教習所に学生、生徒、未成年者及婦人の入場を禁止し之が励行に努むること」、「舞踏手、舞踏教師、楽士等従業者の客との同伴外出又は風紀紊乱等に対しては特に厳重なる取締を励行すること」と明記され、ダンスホールが事実上、買売春や既婚男女の婚外性交のための出会いの場となっていることが指摘されている575。女性のダンスホール入場禁止について、北河賢三は「娼婦や接客婦の女性による風俗営業は『公認』されており、風俗取締りの対象にならなかったのに対し、『マダム』や『令嬢』のダンスホール出入りを禁止したのは『貞操観念』――いうまでもなく女性についての――にかかわるからであろう」と推測している576。

まさに、非常時局下の風俗取り締まりにおいても、男性のみには性の享楽が認められていた。長期化する戦争のもとで、長期化する戦争のもとで、国家は買売春に男性のいわば息抜きの場としての役割を期待していたのである。

(3) 慰安所政策の転換

次に、1944年2月、内閣参事官及び内務・大蔵・農商・厚生各省関係官会議の場で 決定された「高級享楽停止ニ関スル具体策要綱」に着目する。この要綱によれば、高 級料理店・高級待合・芸妓・芸妓置屋・カフェー・バーの休業と密集地区にある劇場・ 映画館などの整理が実施されることになっているが、「下級待合に付ては名称を廃し其 の実質を慰安所的のものたらしめ之が営業を継続せしむ」、「芸妓置屋及芸妓にして前 項の営業に必要なるものは其の名称を改めて営業せしむる」という規定があることが 注目される577。ここでの上級・下級の区別は「地方長官に於て之を為す」こととされ ていたが、待合での芸妓による売春を認める内容であるといえよう。すなわち、この 要綱は「慰安所的」という表現により私娼行為を公認していることになる。この要綱 は、同日の閣議で待合についての「慰安所的」という語を「慰安的」に、芸妓置屋と 芸妓についての「前項の営業」を「慰安的営業」に改めるなどの修正を受け、閣議で 決定された578。そして、「高級享楽停止(接客業)ニ関スル具体策要綱ノ実施上留意ス べキ事項」では、「下級待合(之に必要なる範囲に於ける芸妓置屋及芸妓を含む)にし て其の名称を廃し慰安的のものたらしめて之が営業を継続せしむるる特別措置に付て は其の必要性に付充分勘案し必要なる最小限度に於て之を認むること。之が実施形式 等に付ては地方の実情に即し処置すること」と、取り締まりに柔軟性を持たせること を示唆している579。さらに同日、警保局長町村金五が風俗警察主管課長会議でおこな った訓示でも「今回の措置に方っても余りに潔癖に考へ過ぎて、一般大衆の安価なる 享楽娯楽をも払拭せしむるが如き、行き過ぎの措置に亘ることを厳重に戒め、全国民 挙げて簡素なる決戦生活を以て戦ひ抜くべき気運の醸成」に努めることを求めた580。 戦局の悪化がさらに進むなかでも「一般大衆の安価なる享楽娯楽」の必要を認め、取 り締まりの行き過ぎを戒めている。こうした判断のもと、貸座敷は営業を続け、芸妓 が待合でおこなう私娼行為も「慰安的営業」として許容されたのである。その結果、 高級料理店は休業するか、飲酒を禁じられた「集会所」に転業させられたにもかかわ らず、その一方で買売春の場は拡大するという事態となった。

では、このような高級享楽停止という政策は国民の戦意高揚に効果があったのか。 内務省警保局警務課では、政策が実行されてから約1年後の1945年1月、「高級享楽 停止に伴ふ接客業の現況と輿論」をまとめている。そこでは、総論として「高級享楽 停止措置の狙ひは国民簡素生活の徹底(決戦非常措置要綱の四)に即応して関係業界 より享楽的色彩を一掃せんとするにあり其の国民飲食、意思疎通乃至性的慰安等の面 に於て従来果しつゝありたる社界的機能については戦局の苛烈化と共に国民士気の昂 揚、生活の安定等の為、むしろ一層の機能発揚を必要とせられる」と述べ、戦意高揚 のために「性的慰安」の機能を必要とし、そのために「性的慰安施設として下級待合に対し新に斯種業態を認めた」ことを記している。では、政策は円滑に進行しているかというとそうではない。「今日より見れば尚所期の目的を完全に達成しつゝありとは云ひ難い」現実を認め、その原因として「業務用諸物資の逼迫、慰安婦の減少、雇人難等の為、営業の継続に致命的な支障を生じつゝある事」、「飲食社交性的慰安等の機関は考慮せられたりとは云へ其の業態余りに機械的に峻別せられ(例 集会所に於ける飲食の制限)社会の実情にそぐはぎる為、機能が円滑に果されざりし事」などを指摘している。さらに、「性的慰安施設の現況」について、「従来貸座敷(公娼)、銘酒店及転業料理屋(所謂私娼)あり。之等に対しては本措置に於ては敢て休業を命ぜぎりしのみならず、一部之等の営業を充足し居りたる下級待合をも新種施設に転換せしむる措置を採ったのであるが、斯種の業界の現況は開店数刻を出でずして満員の状態にして極めて殷賑を加へつゝある状況であるが、然し乍ら此の需要に対する従業婦の不足は洵に深刻なるもの」があるとまとめている。公娼も私娼も営業停止にならなかったばかりか「下級待合」が転換されて買売春施設を拡大する措置が取られたというのである。

では、公娼・私娼ともに「極めて殷賑を加へつゝある」のに、なぜ「従業婦の不足」が起こるのか。この点については、勤労動員が徹底されて従業女性の供給が枯渇したこと、「軍需工場幹部等」新興成金による「落籍」が増えたこと、好況によって前借金を返済して廃業する者が続出したことなどにより「従業婦の離職と新規雇入難甚しく業界の殷賑にも不拘漸次営業困難に陥りつゝある現況」と説明されている581。

また、そのために不当な営業に手をそめる業者が続発するとともに、「課税の高額と共に遊興料金は甚しく多額に上り所期の大衆慰安施設たる目的を漸次逸脱せんとしつゝある状況」となった。また、世論も「健全なる慰安施設に非ずして特権階級の独占の施設である」「遊興費が大衆には高すぎて遊べぬ。今少し料金を低廉にして従業婦を増して貰ひたい」「税率を引下げ工員、青年層の利用を容易ならしめられたい」など「慰安婦の増員、安価なる慰安所設置の要望がその主流を為しつゝある現状」であった582。こうして「高級享楽」を禁じて大衆の慰安を図るどころか、軍需産業で好景気となった一部の「特権階級」のために遊興料金は上がり、必ずしも民衆の戦意高揚に直結していたわけではなかったといえる。

この高級享楽停止政策は1945年も継続される。1945年2月の風俗警察主務課長会議で示された「高級享楽停止措置延長ニ関スル措置要綱実施上ノ注意事項」には、「慰安施設」として「接待所に付ては其の待合化を防止し大衆的ならしむる横取締を厳にする」ことがうたわれた。この「接待所」とは「慰安所」と同様の施設で、「慰安婦」は「接待婦」とも呼ばれた。そして、末尾に付された「高級享楽停止措置調整参考資料」には「輿論の趨向」として、「慰安施設」の現況について、遊興費の大幅な上昇に

よって「待合の転換せる慰安施設は従来の馴染関係より大衆性を失しつゝあり」と報告されている。そして、こうした状態に対し「従業婦を増加し」、「税率を低下して」「遊興料金を引下げ」、「同時に大工場地帯に工員向簡易なる慰安の方途を講ぜられたし」との要望があることを記している。こうした状況に対し、「婦女の確保の為に公娼を廃止し私娼とせんとする傾向あるも充分研究の上已むを得ずして為す場合は之を許容するも支障なし」。「遊興料金の取締を強化するの必要あるべし」。「接待婦置屋に付ては爾後恒久的施設として指導する為漸減の方針を採る必要あるべし」との対応を示した583。「慰安所」の従業女性を確得するためには、公娼の私娼化を認めるといった対応がなされている。こうして安価な女性の性を確保するために、これまでの公娼制度はなし崩し的に男性の手によって崩されていくことになる。

もちろん、こうした「慰安所」「接待所」では性病予防については警察の管理下に置かれた。1945 年 5 月、東京市小石川区の三業地(料理屋・待合・芸妓置屋の三業が許可された地域)である白山に警備兵のために白山接待所の設置が許可されるが、地元の宮坂警察署長段野義堆が命令した 15 項目の遵守事項のなかには、「接待所には衛生室を設け器具を常備し病毒伝播の防止に努むると共に遊客に対しても是が使用を勧奨すること」という項目が含まれていた584。アメリカ軍による本土空襲が激化するなかでも、国家は「性的慰安」の名のもとで、私娼行為を容認し続けていたのである。

(4) 廃娼運動の戦争対応

第4章で述べたように、もともと彼らの廃娼理論は、女性の権利擁護という側面よりもむしろ、社会や家庭の秩序維持・回復に重点が置かれていた。そこに日本固有の家族制度的集団主義が強調されれば、本来は男女間の個人的な対等関係を意味する一夫一婦の純潔思想も、容易に男性を中心とした集団の純潔へと変化する。このように、男性を家父長とする家族、さらには男性によって支配されていた国家、すなわち日本民族の純潔は、女性の性を活用することによって目指されることになった。

なお、自らの早婚案に対し、安部は当然生じてくるであろう貧困問題には「産児制限」で対処可能だと強調する。社会民衆党党首であった安部は何よりも貧困問題に取り組んだ人物であった。「唯無学な貧民階級になると子供が多くて困って居るが、どうしたら生まないかその方法を知らぬ。だから私は将来国家が相談所を設け、この人は制限すべきだと認定した時は、医者にそこから相談してやるやうにしたい」という「優性相談所」構想をかかげる。その根拠は「産児制限をやつた結果、生活もよくなるので、育てられて居る子供がよく育つし、生活も楽になるから自然に国民の生活程度が向上するし、従つて国民全体の健康もよくなる。一方貧民階級と貧乏から救済されるし、又国民全体の問題としては不健康なものを少くして、健康の低下をなくする。そして国民全体の健康を維持すると共に、貧乏を緩和することができる」というもので

あった⁵⁸⁵。安部が貧困層の女性による売春を黙認したのも、彼女たちの生活の現実を 見すえたものであったというのは事実であり、そしてそうした彼女たちのために、一 方では産児制限を普及させるために尽力したことも事実である。

しかし、安部の早婚案が発表された直後の 1939 年 9 月 30 日、厚生省は「結婚十訓」を発表し、兵隊の確保のために、早く結婚させて多くの子どもを産ませる「産めよ殖やせよ国のため」というスローガンを掲げた。安部の早婚案は産児制限以外はおよそ国策の方向性と同一であったのである。しかし、まもなく安部の主張からも「産児制限」という言葉は失われてしまう。その結果、貧困層の女性を救うという意味合いが薄れ、国策にそった目的だけが残ることとなった。

1940年7月22日、第2次近衛内閣が誕生すると、7月26日には「基本国策要綱」が閣議決定され、新体制運動が展開される。全政党が自主的に解散させられ、8月15日の民政党の解散をもって、日本に政党が存在しなくなり、議会制民主主義は終結を迎えた。そのような状況において、廓清会は新体制運動に活動の進展を期待する。1941年2月5日から2月8日にかけて、第5回目の純潔教育講座が開かれている。題目を見ると、杉山元治郎「大政翼賛運動と純潔運動」、星島二郎「現下の社会情勢と純潔運動」、安部磯雄「公娼廃止運動と純潔運動」、国民純潔同盟総主事岩間松太郎「性教育と純潔運動」と、その内容は完全に国策に沿ったものとなっている586。安部は「経済問題が解決できれば、公娼制度の問題は解決されると思ふ」と自らの見解を再提示し、「今は経済組織を根本的ではないにしても、幾らか改めて統制経済でやつて行かうとして居るが、これが旨く行けば失業問題は全く解決出来る。さうすれば何を苦しんで娼妓をやるか」と期待感を示す587。国家による経済の統制に、貧富の格差是正、そして公娼全廃への前進を見ていたのである。

しかし、日本の現実は安部の理想から大きく離れていく。柳条湖事件の翌年の 1932 年、日本海軍によって「上海事変」が勃発すると、軍隊による中国人女性の強姦事件が頻発した。それを契機にして、植民地の秩序維持を目的として「慰安所」が設置されたのである588。そして 1937 年 7 月の盧溝橋事件により日中戦争が始まると、各占領地にほぼ必ず慰安所が設置されていく。それは日本軍によって繰り返される強姦に対する中国人民の反発を抑えるとともに、軍内部に性病が蔓延することを阻止することが目的であった589。しかし、こうした慰安所の設置が、日本軍による占領地の女性に対する強姦に有効に働いたわけではなかった。1988 年、第十一軍司令官として武漢攻略戦の指揮をとることとなった岡村寧次は「略奪、強姦などの非行なお跡を絶たない」と嘆いている590。

当然、廓清会はこうした慰安所の存在に不快感を示したことは言うまでもない。 1942 年 1 月、廓清会の運動に議員の立場から協力し続けてきた星島二郎は、小泉親 彦厚生大臣に向けて次のような発言を行っている。「三年も四年も若い盛りを戦地に於 て純潔を守れといふことは、甚だ言うて行はれぬ」のであり、政府は積極的に対策に 乗り出さなくてはならないが、その場合は「妙な慰安機関を設ける」ことであっては ならないと、まず前置きする。そしてナチスドイツの事例を引き、「処女部隊といふや うに訳してゐるやうな人もあるやうでありますが、花嫁部隊でも宜しいが、所謂専門 な売笑婦のやうなものでなくして、本当に考へた一つの組織を持て之を戦地に送る」 べきだと提案するのである591。星島は、女性の性を「強制的」に搾取する手段ではな く、「自発的」に女性の性を日本軍のために活用する「花嫁部隊」を提案したのである。 大日本連合女子青年団、愛国婦人会、大日本国防婦人会などの女性団体が中心となり、 拓務・農林・文部省の後押しを受け、殖民・開拓の実をあげるために満州へ送られた 「大陸花嫁」592同様、日本人女性の性は戦争遂行のために利用されようとしていた。 1937年のワシントン体制の崩壊をきっかけにして、南洋諸島に日本軍が本格的に展 開する事態を前に、安部は大きな危機感を示す。すなわち、南洋諸島に日本軍が侵攻 すれば、そこに売春屋ができることを予測し、「すると遂ひに有為な青年がそこに行く 計りでなく、若い女を南洋に送るといふ事がないとも限らない。もし送らないとする と南洋の婦人で醜業を営むものが出来るかも知れない。さうなつて来ると、実に日本 人の信用といふか、名誉といふか、それが全く地に落ちて終ふ」ことを危惧する。こ うした危機感に対し、男性自身に自己統制を求めるのではなく、もはや日本人女性の 最大限に「自発的」な性の提供に現状の打破を目指するほか無かった。すなわち「独

しかし、安部の危惧は現実のものとなった。日本軍は南洋諸島を次々と占領し、その中で住民への殺戮、掠奪、女性への強姦が頻発し、その対策として各地に慰安所が設置されていった594。しかし、星島や安倍の提唱したような女性の「自発的」な性の提供を求める案も、軍内部で具体的に検討されていたようである。それがどこまで実施に移されたかは不明であるが、いかに男性の性を統制するかが、軍としてきわめて大きな課題であったかをうかがい知ることが出来よう。すなわち、1942年の「陸軍省業務日誌摘録」には、軍事課長が「召集回数二一三回に及ぶべきをもつてこの際特別休暇を実施し、たとい九牛の一毛に過ぎざるも、少しでもこれを緩和せんとす。結婚の斡旋につきても同様。家族携行も急速に実施し度」という記載が見られる595。軍による慰安所政策も、安倍などが提唱した方策も、女性の性を利用するという点では同レベルのものであったのである。両者の違いは、「強制的」と「自発的」の境界線に対する認識の違いでしかなかった。

身者が行くのは悪い。土地の人に悪い影響を及ぼすから、家庭をもつた人を送るやう

にする」と、妻による夫の性欲抑制を期待したである593。

安部をはじめとする廓清会は、公娼制度を強制的売春のシステムとして批判する一方、こうした制度的拘束を受けていない私娼の存在を「自由意志」によるものとして 黙認し、さらには「自発的」売春制度の確立までも目指したが、私娼の多くもまた、 公娼と同じく決して「自由意志」によるものなどではなかった。しかし、彼らは男性の性を管理統制するために、私娼の存在を必要としたのであり、それを正当化するために「自由意志」のレトリックを用いたのであった。家父長制的家族主義の考え方が浸透し、さらに家父長制的社会体制を維持するために女性の性を必要とした彼らのセクシュアリティは、純潔教育運動の本質を民族の純潔を目指すための国民道徳の涵養へと転換させ、国民道徳における女性としての役割に、民族の純潔のために自らの性を「自発的」にささげることを含めた。

鈴木裕子は「『強姦』に対し『強姦』をもて制させる」というのが、公娼制度や慰安所政策の本質と述べている⁵⁹⁶。確かにそれは間違いではないが、それはあくまでも女性からの視点であるといえる。男性の視点から公娼制度や廓清会の廃娼運動が目指した私娼制度を見ると、「「強制的」な「強姦」に対し「自発的」な「強姦」をもって制させるものであった。

3. 非常時における男性セクシュアリティの特質

(1) 突撃する男性性の形成

日中戦争を通じて、兵営で「男らしさ」の規律化を受ける人員は拡大していった。 1933 年の陸軍現役徴収数は 11 万 4 千人、海軍の現役徴兵数を含めても徴兵検査受験人員総数の約 20%程度であった。しかし、1938 年の陸軍現役徴収数は 32 万人に急増し、海軍の現役徴兵数を含めると 40%となる。そしてその翌年には 50%を超える。 さらに 1944 には 77%、45 年には 90%という徴収率が予定されていた597。こうして日中戦争期以降、成年男子のおもな教育の場は主に軍隊兵営となり、軍隊教育の影響が青年層の半数以上に対して直接影響が及ぶような体制が構築されることになった。 それを反映して、1940 年に改正された陸旧陸軍の歩兵について訓練の基準と戦闘の指針を示した『歩兵操典』は、歩兵教練で準拠すべき指針である以上に、戦闘において準拠すべき指針であることが初めて明示されている。中国現地の駐屯軍が現地で初年兵教育を行わざるを得なくなったことへの対応であろう。

では、その教育の内容はどのような特徴があったのだろうか。先に挙げた 1940 年 に改正された『歩兵操典』からそれを検討する。その綱領は以下のとおりである⁵⁹⁸。

- 第一 軍ノ主トスル所ハ戦闘ナリ故ニ百事皆戦闘ヲ以テ基準トスベシ而シテ戦 闘一般ノ目的ハ敵ヲ圧倒殲滅シテ迅速ニ戦捷ヲ獲得スルニ在リ
- 第二 戦捷ノ要ハ有形無形ノ各種戦闘要素ヲ総合シテ敵ニ優ル威力ヲ要点ニ集 中発揮セシムルニ在リ

訓練精到ニシテ必勝ノ信念堅ク軍紀至厳ニシテ攻撃精神充溢セル軍隊ハ

能ク物質的威力ヲ凌駕シテ戦捷ヲ完ウシ得ルモノトス

第三 必勝ノ信念ハ主トシテ軍ノ光輝アル歴史ニ根源シ周到ナル訓練ヲ以ッテ 之ヲ培養シ卓越ナル指揮統帥ヲ以ッテ之ヲ充実ス

赫々タル伝統ヲ有スル国軍ハ、愈々忠君愛国ノ精神ヲ砥礪シ益々訓練ノ精 熟ヲ重ネ戦闘惨烈ノ極所ニ至ルモ上下相信倚シ毅然トシテ必勝ノ信念ヲ 持セザルベカラズ

第四 軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ戦場到ル処境遇ヲ異ニシ且ツ諸種ノ任務ヲ有スル 全軍ヲシテ上将帥ヨリ下一兵ニ至ルマデ脈絡一貫克ク一定ノ方針ニ従イ 衆心一致ノ行動ニ就カシメ得ルモノ即チ軍紀ニシテ其ノ弛張ハ実ニ軍ノ 運命ヲ左右スルモノナリ而シテ軍紀ノ要素ハ服従ニ在リ故ニ全軍ノ将兵 ヲシテ身命ヲ君国ニ献ゲ至誠上長ニ服従シ其ノ命令ヲ確守スルヲ以ッテ 第二ノ天性ト成サシムルヲ要ス

[中略…引用者]

第十 指揮官ハ軍隊指揮ノ中枢ニシテ又団結ノ核心ナリ故ニ常時熾烈ナル責任 観念及ビ強固ナル意志ヲ以ッテ其ノ職責ヲ遂行スルト共ニ高邁ナル徳性 ヲ備エ部下ト苦楽ヲ倶ニシ率先躬行軍隊ノ儀表トシテ其ノ尊信ヲ受ケ剣 電弾雨ノ間ニ立チ勇猛沈着部下ヲシテ富嶽ノ重キヲ感ゼシメザルベカラ ズ

為サザルト遅疑スルトハ指揮官ノ最モ戒ムベキ所トス是此ノ両者ノ軍隊 ヲ危殆ニ陥ラシムルコト其ノ方法ヲ誤ルヨリモ更ニ甚ダシキモノアレバナリ

第十一 歩兵ハ軍ノ主兵ニシテ諸兵種協同ノ核心トナリ常ニ戦場ニ於ケル主要 ノ任務ヲ負担シ、先頭ニ最後ノ決ヲ与ウルモノナリ

歩兵ノ本領ハ地形及ビ時期ノ如何ヲ問ワズ戦闘ヲ実行シ突撃ヲ以ッテ敵 ヲ殲滅スルニ在リ而シテ歩兵ハ縦イ他兵種ノ協同ヲ欠クコトアルモ自ラ 克ク戦闘ヲ遂行セザルベカラズ

歩兵ハ常ニ兵器ヲ尊重シ弾薬資材ヲ節用シ馬ヲ愛護スベシ

冒頭の内容は改正前と同じであるが、「軍ノ主トスル所」は「敵ヲ圧倒殲滅シテ迅速 ニ戦捷ヲ獲得スル」ことを目的とした「戦闘」であるという規定から始まる。そして、 その戦闘を達成するために欠かしてはならないものとして、「必勝ノ信念」と「軍紀至 厳」、「攻撃精神充溢セル軍隊」を掲げている。そしてその「必勝ノ信念」とは、「軍ノ 光輝アル歴史ニ根源シ」、「赫々タル伝統ヲ有スル国軍は、愈々忠君愛国ノ精神ヲ砥礪 シ、益々訓練ノ精熟ヲ重ネ戦闘惨烈ノ極所ニ至ルモ上下相信倚シ、毅然トシテ必勝ノ 信念ヲ持セザルベカラズ」と、精神主義を最前面に押し出し、あるべき兵士像を展開 している。

新たな内容としては、主に表現面での改正が目だつ。たとえば、第4の「軍紀ノ要素ハ服従ニ在リ故ニ全軍ノ将兵ヲシテ身命ヲ君国ニ献ゲ至誠上長ニ服従シ」、第10の「常時熾烈ナル責任観念及ビ強固ナル意志ヲ以ッテ其ノ職責ヲ遂行スル」など、精神主義的な文面がさらに書き加えられている。

さらに重要な点は次のようなあるべき兵士像の強調である。項目第 11 は新しく付け加えられた歩兵の任務についての内容であるが、「突撃ヲ以ッテ敵ヲ殲滅スル」とともに、「常ニ兵器ヲ尊重シ弾薬資材ヲ節用シ馬ヲ愛護スベシ」しなくてはならないというものである。すなわち、兵器の節約に重点を置き、その結果として歩兵の命の消耗を意味する突撃戦術が示されているのである。日露戦争後の 1909 年度版歩兵操典では、綱領の第 2 に「歩兵戦闘ノ主眼ハ射撃ヲ以テ敵ヲ制圧シ突撃ヲ以テ之ヲ破摧スルニ在リ射撃ハ戦闘経過ノ大部分ヲ占ムルモノニシテ歩兵ノ為緊要ナル戦闘手段ナリ而シテ戦闘ニ最終ノ決ヲ与フルモノハ銃剣突撃トス」とあり599、「銃撃」と「銃撃突撃」との関係が逆転している。歩兵戦闘の基本戦術が「銃撃」から「銃撃突撃」へと転換したことが、ここにはっきりとここに現れている。

(2) 突撃の代償としての性暴力

日本軍の戦場における性暴力は、軍隊の構造的特質に基づいたものであるといえる。 日本軍は内地においては部隊の駐屯地周辺に公娼制度をもち、外地にあっては慰安所 を備え、戦場にあっては強姦行為を常態化させたが、日本軍の秩序を維持し、戦闘を 継続させるために、兵士たちの性欲をこれらの手段を通じて性欲を解消することによ って、兵士の生命を管理統制した。

日本兵がこうした男性セクシュアリティのありかたそのものに罪悪感を持つことを難しくさせた意識の根底には、「突撃」を理想とする軍隊教育すなわち、死ぬことの強制があった。笠原十九司による元兵士からの聞き取り調査によると、「明日の命もわからないので自暴自棄になり、いつ死ぬか分からないとうい絶望感を紛らわすため」「人間、極限にいくと、この世ですべきこととして性の本能を発散させると、いつでも死ねる覚悟ができた」「明日を知れない命を戦地に晒していると、性がコントロールできなくなる」「どうせ死ぬのだからと性欲に飢えて強姦、輪姦をした」「いつ死ぬか知れない男の心理として女を求める」「いつ死ぬか分からないので、生きている間にいいことをしておきたい」「明日の命は誰が知ろう、戦場でどうせ死ぬのだから何をやってもかまわない、やりたいことをやっておくのだと思った」「どうせ死ぬのだからやりたいことをやっておかないと損だという気になった」という、極限状態におけるその当時の男性としての共通の思いが現れている。

また、次は 1938 年 3 月中旬ごろ、野戦郵便隊郵便長の佐々木元勝が出征地である

中国杭州での体験した事例である600。

会議で聞いた話。[中略・・・引用者] 上海兵站病院の患者二千六百名のうち三百名が花柳病。会議でなく、これはある将校から聞いたことであるが、杭州湾上陸のこと、病気になった慰安婦を隔離してある所に兵隊がやってきた。これは病気になるからいけないといっても、兵隊たちは病気になってもいいからやらせてくれといったそうである。

こうした性病に対する意識は、「どうせ死ぬのだから」という切迫した思いとともに、次のような「一人前」の男性意識があったからかもしれない。たとえば、1935 年 8 月に、長崎県南松浦郡(福江島)本山村を訪れた戦前の女性民俗学者である瀬川清子は、「泊り宿のある間は花柳病で困ったが、ナンバンガサというから、もっと昔にはなかった病かもしれぬ。」「当時はこの病をせぬと一人前の人間になれぬ、などといった。花柳病をしてキリョガサダマルといった」という話を聞いている。このように、当時の日本人男性のなかには、性病の罹患が男性の場合は通過儀礼の一つという程度で認識されていた者もいたようであるが、それがどの程度まで共通認識になっていたかは不明であるものの、岩田重則は「性病は、国家の側から、とくに、軍事力の維持のために重視されたが、社会的には強い拒否反応が持たれていたわけではなかったように思われる」と分析している601。

日本兵が性暴力に罪悪感をもたず、自己の犯罪行為を正当化していた精神構造の基底に「戦死の強制」とともに、こうした男性セクシュアリティの特徴があったものと考えられる。藤原彰が「兵士の生命と人権を軽視していた」日本軍の特徴を厳しく批判したが602、「天皇のために戦死する」のが宿命であるという口実により、兵士の生命は軽視され、消耗品のごとくに扱われた。兵士たちは上官からは「虫けら同然に扱われ」「お前らの命は一銭五厘(当時の郵便葉書の値段)と同じだ」「死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ(「軍人勅諭」の言葉)」と言われる存在であった。兵士一人の命は「赤紙」を一枚持ちいるだけで補充できるとされ、戦力として軍馬よりも廉価なものと見られたのはもちろん、兵士の身体は、皇室の菊の御紋がつけられた天皇陛下の武器である三八式歩兵銃よりも粗末に扱われた。兵士を代替がきく消耗品と位置づけた日本車の人命軽視思想から、戦死を当然死しただけでなく、「自決」「玉砕」という死を強制する特性も持っていた。

日本兵に「戦死を強制」するための大義名分として、「日本の自存自衛」「東洋平和」「五族協和」「東亜の解放」「大東亜共栄圏」などを実現するための「聖戦」に殉ずるのであると喧伝されたが、兵士たちはそのような天皇陛下のための戦死をどのように受け止めたのであろうか。そこで絶望的に戦死を強制された運命を、「女性を知れば男

として一人前」「女を経験すれば男として本望」であるとした当時の日本社会の男性セクシュアリティとが重なりあって、「女性を知ったから男として悔いなし」「男としての喜びを味わったから死んでも諦めがつく」「死ぬ前に思い残すことがないように性体験をしておく」「男としてやりたいことをやったからこの世に未練はない」などと、戦死すべき自己の宿命を諦めるための戦時特有の男性セクシュアリティを構築したのではないだろうか。

528 藤野豊『性の国家管理』不二出版、2001年。

^{529 「}第五十二聨会に提出さるゝ花柳病予防法案と芸妓屋営業者の対策」『三業時報』 第4巻第1号、1927年1月、p.16。

⁵³⁰ 藤野豊は諸地域の反応を調査した結果、「花柳病予防法とは、私娼に対し性病予防 対策を自主的におこなわせることを目的とした法律にすぎなかった」と評価している。 (藤野、前掲書、2001 年、pp.71-76)。

⁵³¹ 厚生省の設置に関しては、藤野豊「日本ファシズムと厚生省の設置」『年報日本現代史』第3号、1997年、を参照のこと。

^{532 『}第七十三回帝国議会衆議院議事速記録』、1938年3月27日、p.940。

⁵³³ 藤野豊『日本ファシズムと優生思想』かもがわ出版、1998年、pp.174-176。

^{534「}花柳病予防法改正ニ関スル請願書」『体性』第25巻第4号、1938年4月、pp.93-94。

⁵³⁵ 島津トシ「花柳病予防に関する請願書を提出するまで」『婦人新報』第 481 号、1938 年、pp.15-16。

^{536 『}第七十三回帝国議会衆議院請願委員会議録』10回、p.16

^{537 『}第七十三回帝国議会衆議院請願委員会議録』10回、pp.17-18。

 $^{^{538}}$ 「警察部長会議中厚生省関係要旨」 『日本公衆保健協会雑誌』 第 14 巻第 7 号、1938 年 7 月、p.12。

^{539「}衛生技術官事務打合会議事録」『日本公衆保健協会雑誌』第 14 巻第 7 号、pp.32-34。

⁵⁴⁰ 「花柳病予防法の改正案」『体性』第 25 巻第 11 号、1938 年 11 月、p.97。

^{541 『}第七十四回帝国議会貴族院議事速記録』、pp.174-175。

^{542 『}第七十四回帝国議会衆議院議事速記録』、p.487・490。

^{543 『}第七十四回帝国議会衆議院民族優生保護法案委員会義録』第7回、pp.1-2。

^{544 『}第七十四回帝国議会衆議院民族優生保護法案委員会議録』第5回、p.4·11·12。

^{545 『}第七十四回帝国議会請願特別報告』。

⁵⁴⁶ 竹内茂代「花柳病予防法改正案を見て」『婦人新報』第493号、1939年4月、pp.16-17。

⁵⁴⁷ 久布白落実「花柳病予防法改正案批判」『婦人新報』第494号、1939年5月、p.23。

^{548 「}地方衛生技術官事務打合会議時録」『日本公衆衛生保健協会雑誌』第 16 巻第 7 号、1940 年 7 月、p.19。

^{549 「}地方衛生技術官事務打合会議事録」『日本公衆保健協会雑誌』第 15 巻第 7 号、1939 年 7 月、p.25 · 28。

⁵⁵⁰ 本名順平「性病予防懇談会」『体性』第 26 巻第 10 号、1939 年 10 月、pp.72-76。

⁵⁵¹ 高野六郎「事変と性病」『体性』第 27 巻第 1 号、1940 年 1 月、p.6。

⁵⁵² 「性病関係技術官会議」『体性』第 27 巻第 9 号、1940 年 9 月、p.903。

- 553 「優生課の新規事業」『体性』第 27 巻第 10 号、1940 年 10 月、p.92。
- ⁵⁵⁴「性病予防法案要綱の決定『内務厚生時報』第6巻第1号、1941年1月、pp.28-30。
- 555 本名順平「「性病予防法案」について | 『婦人新報』第514号、1941年1月、pp.22-23。
- ⁵⁵⁶ 本名順平「時事解説」『体性』第 27 巻代 3 号、1949 年 3 月、p.273。
- 557 古川隆久『戦時議会』吉川弘文館、2001年、pp.132-133。
- 558 『第七十六回帝国議会請願報告書』
- ⁵⁵⁹ 「国民体力法の療養指導」『体性』第 28 巻第 4 号、1941 年 4 月、p.257。
- ⁵⁶⁰ 「結婚指導方針の確立」『体性』第 28 巻第 9 号、1941 年 9 月、p.571。
- 561 「結婚奨励協議会」『体性』第 28 巻第 11 号、1941 年 11 月、p.702。
- ⁵⁶² 「性病関係官会議」『体性』第 29 巻第 4 号、1942 年 4 月、p.266。
- 563 「健民運動」『体性』第 29 巻第 4 号、p.265。
- 564「性病予防強化に療養指導方針決定」『体性』第29巻第8号、1942年8月、p.510。
- 565 遠山郁三「刻下の性病予防問題」『体性』第 30 巻第 9 号、1943 年 9 月、p.355・360。
- 566 遠山郁三「最近に於ける感想」『体性』第 30 巻第 11 号、1943 年 11 月、p.433。
- 567 「大政翼賛会の性病対策上申」『体性』第 30 巻第 11 号、pp.461-462。
- 568 熊谷用蔵「都会兵ノ性欲生活ニ就テ」『軍医団雑誌』第 151 号。同雑誌別号や『海 軍軍医会雑誌』などには他年度における壮丁性病罹患調査の結果が掲載されている。
- 569 大貫安三「我海軍ニ於ケル花柳病ノ現状並ニ其ノ予防法ニ就テ」
- 570 吉見義明「日本軍慰安婦とは何か」、吉見義明・林博史編『共同研究 日本軍慰安婦』1995年、大月書店、p.3・10-11。
- 571 高杉新一郎「時局下の性病問題」『体性』第 29 巻第 7 号、1942 年 7 月、p.389。
- 572 藤野豊『性の国家管理』、p.143。
- 573 西野瑠美子「日本国内の慰安所」、吉見義明・林博史編、前掲書、pp.134-145。
- 574 「風俗に関する営業の取締に関する件 (庁府県)」、国立公文書館所蔵「警察庁文書」 4 E・15-3・285。
- 575 「舞踏場及舞踏教習所ノ取締ニ関スル件」「内務大臣決裁書類」、国立公文書館所 蔵「警察庁文書」 4 E・15-3・285。
- 576 北河賢三「戦時下の世相・風俗と文化」、藤原彰・今井清一編『十五年戦争史』第 2巻、青木書店、1988年、p238。
- 577 「高級享楽停止二関スル具体策要綱(19、2、25 内閣参事官及内務、大蔵、農商、厚生各省関係官会議決定)」「種村氏警察参考資料」90集、国立公文書館所蔵「警察庁文書」4 E・15-5・772。
- 578 「高級享楽停止二関スル具体策要綱(19、2、29 閣議諒解)」「種村氏警察参考資料」90集、国立公文書館所蔵「警察庁文書」4 E・15-5・772。
- 579 「高級享楽停止(接客業)ニ関スル具体策要綱ノ実施上留意スベキ事項(19、2、29)」(「種村氏警察参考資料」90集、国立公文書館所蔵「警察庁文書」4 E・15-5・772。
- ⁵⁸⁰「警保局長訓示要旨(昭和19年2月29日 於風俗警察主管課長会議)」(「種村氏警察参考資料」90集、国立公文書館所蔵「警察庁文書」4 E・15-5・772。
- 581 警保局警務課「高級享楽停止に伴ふ接客業の現況と輿論」(「種村氏警察参考資料」 113 集、国立公文書館所蔵「警察庁文書」 4 E・15-5・790)、pp.8-10・pp.16-19・ p.127。
- 582 同上。
- 583 「高級享楽停止措置延長ニ関スル措置要綱実施上ノ注意事項」(「種村氏警察参考 資料」113 集、国立公文書館所蔵「警察庁文書」 4 E・15-5・790)。
- 584 浪江洋二編『白山三業沿革史』雄山閣出版、1961年、pp.220-222。

- 585 安部磯雄「人口問題から観た産児制限」『廓清』第26巻第8号、1935年8月、pp.3-4。
- ⁵⁸⁶ 「最近の廓清運動」『廓清』第 31 巻第 2 号、1941 年 2 月、p38。
- ⁵⁸⁷ 安部磯雄「新体制と公娼問題」『廓清』第 30 巻第 12 号、1940 年 12 月、pp.2-3。
- 588 稲葉正夫編『岡村寧次大将資料(上)戦場回想編』原書房、1970年、p.302。
- ⁵⁸⁹ 慰安婦関係の資料は、吉見義明編『従軍慰安婦資料集』大月書店、1992 年や、鈴木裕子・山下英愛・外村大編『日本軍「慰安婦」関係資料集成(上)』、『日本軍「慰安婦」関係資料集成(下)』明石書店、2006 年から多くを学んだ。
- 590 稲葉正夫編、前掲書、p.298。
- ⁵⁹¹ 星島二郎「公娼廃止方針の確立を望む」『廓清』第 32 巻第 3 号、1942 年 3 月、p.6。
- 592 鈴木裕子、『従軍慰安婦・内鮮結婚―性の侵略・戦後責任を考える―』未来社、1992 年などを参照。
- 593 安部磯雄「国家の興隆と純潔問題」『廓清』第32巻第8号、1942年8月、p.3。
- 594 鈴木裕子、前掲書などを参照。
- 595 「陸軍省業務日誌摘録」(1942年7月)、『金原節三業務日誌摘録』、防衛庁防衛研究所図書館蔵。
- 596 鈴木裕子『「従軍慰安婦」問題と制暴力』未来社、1993年。
- 597 大江志乃夫『徴兵制』岩波書店、1981年。
- 598 『歩兵操典』川流堂、1940 年、pp.1-8。
- 599 尚部会編『改正歩兵操典』井上一書堂、1909年。
- 600 佐々木元勝『続野戦郵便旗』現代史資料センター出版会、1973年。
- 601 岩田重則「日本人男性の性行動と性意識」『歴史評論』第576号、1998年、pp.36-37。
- 602 藤原彰『餓死した英霊たち』青木書店、2001年。

終章

本研究は、日本社会の近代化の過程で産出された、①性をめぐる道徳や規範、②性に関する「科学」的知識を分析対象とし分析を行なった。具体的には、性に関わる「徳」と「智」の情報の提供によって、いかなる男性の育成が目指されたのか、すなわちどのような「男性セクシュアリティ」を日本人男性のモデルに設定し、男性教育を行おうとされたのかを、とくに「買売春」という事象を核として明らかにしてきた。

とくに性道徳については、1900年代に始まり 1953年の売春防止法の施行まで継続した廃娼運動の活動理念を中心にその特質を明らかにしてきた。性知識については 1890年代に欧米から流入し、1910年代以降になると国民の著しい注目を集めるようになった性科学を中心に考察した。さらに、性道徳と性知識の伝達手段として、とくに明治後期以降にマスメディアとしての地位を確立していった大衆雑誌を通じた啓蒙活動に着目した。

性道徳と性科学の内容とその需要構造の分析によって男性セクシュアリティの輪郭を叙述する上で、さらに本研究では4つの分析課題、すなわち①公娼制度を要求する論理構造、②廃娼運動が掲げる性道徳の特質と変容、③性科学における知識の特質と大衆への浸透、④性道徳・性知識啓蒙活動の背後で生まれた新しい文化、を設定し、多面的な検討を行った。以下にこれらの課題についての本研究の成果を総括する。

第1の「公娼制度を要求する論理構造」については、買売春を前近代の遺風として 排除しようするのではなく、近代国家を構築する上で不可欠な制度に再編成すること を求めた主張や社会背景を分析し、「買春する男性セクシュアリティ」の特徴を明らか にしようとした。その内容を具体的に以下にまとめる。

幕末維新期という近世から近代への転換の時代において、文化の西洋化の流れは、人々の娼婦に対する捉え方にまで及んだ。その特徴は、「身持ち正しい女までもが、売られて強制的に売春している」伝統的な日本の娼婦観と、欧米から流入した「身持ち悪い女が、自らすすんで売春している」新しい娼婦観とが対立することによって、それぞれの違いが人々の中で意識化された点にある。そして、文化のあらゆる面で急速な西洋化が進む維新期の日本においては、娼婦観についても後者の西洋的娼婦観への大幅な転換を期すこととなった。すなわち、欧米諸国と同じように自らの意思に基づいて売春を行う女性像を日本において新しく作り出そうとしたのである。こうした娼婦観の転換が近代化の一環として捉えられた理由は、娼婦に対して自らすすんで売春する「特別な女性」というイメージを貼り付けることにより、遊女と一般婦人との間の境界線を明確に設定し、欧米同様に、効率的に娼婦の管理を行うことが可能となると考えられたからである。1872年の娼妓解放令は人身売買の禁止を明言した。しかし、娼妓=牛馬と位置づけることで欧米の娼妓観を日本に組み入れようとしたことで、娼

妓は法令上において一般婦人と明確に分離され、被差別対象として再配置された。

ところで、娼妓の身体の管理は、強制的な性病診断という形になって具体化された。この診断は、女性としての人格の尊重をないがしろにした内容であった。しかし、欧米諸国によってもたらされた強制的性病診断は、国家の富強のためには欠かすことのできない性病予防政策の一つである「文明」の象徴とみなし、これを歓迎し日本に導入した。そして、こうしたセクシュアリティの管理政策から逃れたくても逃れられない女性たちを、「自由意思」によって売春する女性としての「娼妓」として再配置するための仕掛けが整えられていくことになる。1900年に坂井フタ裁判で大審院が自由廃業の権利を娼妓に認めるとともに、公娼制度の全国的統制を図る内務省令「娼妓取締規則」において自由廃業の規定が明文化されたことによって、娼妓=「自由意思」による売春婦という法律上の定義は完成した。これにより娼妓には建前上は、自由に売春を止めることが出来る権利が確認されたのである。自由意志という名目は、娼妓とは廃業が自由であるにもかかわらず自らの意志で売春を続けている非道徳な女性、というイメージを作り出すことになっていった。

こうした近代的性管理政策を積極的に推進した第1の要因は、性病対策にあったことは先述のとおりであるが、社会意識の観点から見れば、そこにもまた西洋からもたらされた新しい知識によって再編成される男性セクシュアリティという要因をあげることができる。西洋からもたらされた新しい知識とは、いわゆるセクソロジーのことを指すが、それによって、性欲は人間にとって本能的なものという、漠然としたイメージが、「性欲自然主義」という「科学的」知識となって、権威を持つに至るのである。性欲自然主義の内容は、第1章第2節を中心に検討したが、とくに男性の「性欲」に関しては、法律によってこれを抑圧しようとするならば、あたかも「火を滅んとするに石油を注ぐ」ように「情欲を激発せしめ非常の弊害を生し社会の秩序を乱し風俗を壊り私通、強姦、堕胎、殺児、密淫売、黴毒等の害悪を醸し就中黴毒の如きは社会全般に蔓伝して」しまうといったことが、当たり前のように述べられるようになる。

ところで、こうした「性欲自然主義」の内容もさることながら、その知識を受け入れた社会的土台にこそ注目すべきであろう。とくに、都市化の進行と都市労働者という新しい社会階層の登場である。本格的に都市化が進行し、労働者問題がクローズアップされるようになるは1900年以降であるが、すでに明治初期からその萌芽が現われていた。たとえば、「満廿年以上満三十年以上満四十年に至るも独身にして暮す」男性が多いため、性欲の適切な処理施設が必要だという主張は、もっぱら兵士や学生といった若者や、政府の殖産興業政策によって農村から都市に流入しはじめていた労働者に対するものであり、とくにそのなかでも労働者に対する比重が大きい。満たされない性欲に悩まされる対象として位置づけられていた存在した都市労働者をはじめとして、兵士や学生といった、新しく登場した男性たちなのである。このように、都市に

流入する男性=性欲が満たされない存在としての特徴づけがここに完成することになる。

こうした歴史の舞台に新しく登場した男性たちの「色欲」をコントロールするためにとられた対策の柱は、国家にとっては健全な労働力の確保であり、家庭にとってはその安定を目的とした、効率の良い性欲処理のシステム作りであった。まず労働力の確保に関して、「娼妓ある地の男子は終日労働体倦する上更に色情の為めに奔逸せざるも軽便に瑣小の金を抛つて艶楽を求むる事を得る」ことができるとする。労働者たちが終日の仕事によって疲れた体を癒し、家計に負担をかけることなく「色欲」を処理するには、まさに公娼制度はうってつけのものであるというのである。なお、『正俗の鑑』でみられた存娼の論拠はすべて、戦前において、公娼論に一般的に見られるものであったことが、赤川学の研究によって明らかにされている。

男性みずからが、同じ男性の「色欲」の自己統制への意志を否定し、セクシュアリティの再構築を断念している。いずれにしても、兵士や学生、そして労働者という、新しい社会の誕生によって生まれた新しい男性への対応に、非常に苦慮していた当時の様子がうかがい知れる。ただし、性欲を満たすことの出来ない男性に対しては積極的に捉えようとしない傾向を読み取ることもできる。こうした新しい階層の登場と、同性であったとしても、階層間での差別的な意識の存在を確認することができよう。

第2に「廃娼運動が掲げる性道徳の特質と変容」については、①「公娼制度を要求 する論理構造」で明らかにした買売春を正当化する男性セクシュアリティに反発する、 買売春を否定する男性セクシュシュアリティの特質を分析した。その結果、1910年代 までと 20 年代以降とで、その内実が劇的に変化していったことが明らかとなった。 1910年代までの特徴は、群馬県において廃娼が達成されたその勢いに沿った時期であ る。群馬県の成功経験を生かし、廃娼運動が全国展開されていくことになる。ただし、 廃娼を勝ち取ったからといって、群馬県の女性たちが売春を行うことを全面的に禁止 されたわけではなかった。廃娼後の婦妓たちの多くは、他府県で婦妓を続けるか、県 内で類似の接客業に転業している。親元へ帰った者も、もともと親元で生活ができな い女性が身売りをしてきている者が大多数であったため、親元に戻ったからといって 生活の展望はなかった。そこでは一見、彼女たちは売春を強制されたわけではないの に、自由意思によって売春を再開したかのようにみえる。しかし、家庭の事情や社会 的環境により、彼女たちには自らの力で自らの進路を選択する能力や経済的余裕が与 えられてはいないため、そのそも「自由意思」を発揮することが許されていなかった。 そのため、1913年の時点で県内には24カ所、396軒の「女郎屋」に総計1001人の 酌婦が登録されている。すなわち、この運動の意義は、売春それ自体の廃止という「理 想」の実現を目指した点にあるのではなく、県内における売春の公許の撤回を勝ち取 ることを達成した点にある。

群馬廃娼は、公権力の売春統制の廃止ではなかった。いわゆる「公娼」である「娼 妓」の管理システムは確かに解除されたが、売買春営業からの徴税、強制性病検診制 度は存続しており、さらには他府県にない芸妓の性病検診まで義務づけていた。した がって、「自由意思で売春する女性」というイメージそのものを壊そうとしたものでは なかったし、道徳性が低いがゆえに身体を管理されるべき存在としての娼婦像に変更 を加えることはなかった。あくまでも、男性によって運営され発展されるべき近代国 家の体面を守るため、公娼制度を否定したのであった。以上から、1910年代の廓清会 の廃娼運動は、女性解放というよりむしろ、男たちによる「男らしさ」の再構築の動 きであったということができる。「文明」社会の「男らしさ」は、身体の形状における 女との差異から説明されるのではなくて、「意志の強さ」の問題に置き換えられ、「意 志」によって身体をコントロールできることこそが「強さ」であるという新しい基準 が示された。こうして「自由意思」で売春する女性の誘惑を「意志の強さで」払いの けることが、「男性らしさ」を示す特徴の一つとなった。したがって、こうした「意志」 をそなえた男性にとっては、売春婦は男性を堕落させる害悪に満ちた存在に他ならな い。また、こうした「意志」を備えることがエリート男性としての資質の一つとして みなされるようになっていくことで、セクシュアリティのレベルでも階層格差が生み 出されていく。だが、いかにすればこの「意志」を維持させることができるのか、そ の「意志」が弱い男性にはそれを強くさせることが可能か、こういった男性の「意志」 ないしは性道徳、すなわちセクシュアリティを改良させるための積極的な議論はみら れなかったが、それは階層間の差別的な意識によるものであると考えられる。

ただし、1920年以降になると、状況が変化する。娼妓を道徳性の劣った女性として位置づけようとする態度自体は変わらないが、娼妓を男性にとっての害悪としての捉えるのではなく、"必要悪"の存在として再配置するようになる。たとえば、廓清会常任理事の高島米峰は、女性に対する公娼制度が無いのは「確に男が女よりも強いといふのが一つの原因」であって、「第一娼夫になるやうな下等な人間がない」と述べ、男性の方が女性より「本能」である性欲をコントロールする道徳性がそなわっていることを強調していた。こうした性差観は、男性を女性による性的「堕落」の被害者として固定し、売春婦からの誘惑から男性の身を守るため、公娼制度を廃止し、私娼を社会の裏側に隠さなくてはならないという、社会風紀の観点からの廃娼論の土台となっていた。ここからは、性道徳のレベルにおける「女性=弱者」、「男性=強者」という性差観を見ることができる。

先述のように、男性すべてがこうした道徳性を備えていたと考えていたわけではない。道徳性を備えている、もしくは備えているべきだと見なされていたのは中層・上層の男性であって、下層の男性、たとえば都市労働者などについては別の捉え方をしていた。とくに貧困層における男性の性欲問題はしばしば取り上げられていた。なぜな

らば、晩婚化が労働者など貧困層を中心に進んでいたからであり、性欲を妻の身体で解消できないことの問題性が意識されていた。そして、若い時期にだれもが結婚することができる経済状況になれば、やがては買売春もなくなると強調すると同時に、こうした貧困層のセクシュアリティは、経済構造を改革し階級格差と貧困をなくしてはじめて、対処しうる問題と捉えていた。廓清会の会長であった安部磯雄は、資本主義こそが貧富の差を生み出し、買売春を助長するという認識のもと、資本主義からの脱却、すなわち経済の社会主義化を主張している。貧困を売春婦に身を落とす根本原因と位置づけ、貧困さえなくなれば芸娼妓もなくすことができると述べている。安部の主張は、貧困層の現実を見据え、彼女たちの悲痛な叫びを受け止めた形になっていたのである。しかし、それは同時に貧困層の男性セクシュアリティを放置することでもあった。

なお、この時期の廓清会の廃娼論には、もうひとつ重要な特徴がある。廓清会は、公娼制度を強制的売春のシステムとして批判する一方、こうした制度的拘束を受けていない私娼の存在を「自由意志」によるものとして黙認し、さらには「自発的」売春制度の確立までも目指したが、私娼の多くもまた、公娼と同じく決して「自由意志」によるものなどではなかった。しかし、彼らは男性の性を管理統制するために、私娼の存在を必要としたのであり、それを正当化するために「自由意志」のレトリックを積極的に用いたのであった。娼妓もまた自由意思で売春する女性としての位置づけであったが、公娼制度のもとで、前借金による自由の拘束や性病診断など、身の自由は厳しく制限されていた。そうした制限を一切除外し、より完全な「自由意思」による売春婦像を作り上げようとしたのである。しかし、そういった「自由意思」もまた、男性によって作り上げられたものであったことは、1930年代後半に国家総動員体制が敷かれはじめるとともに明らかとなっていく。

第3の「性科学における知識の特質と大衆への浸透」については、公娼制度や廃娼運動をめぐる議論に科学的根拠を与えたセクソロジーの特徴を分析した。まず、維新期に流入した開化セクソロジーを検討したが、そこでは夫婦関係の意義を中心に新しいセクシュアリティ観が示されていた。たとえば「夫婦の道」の特徴として、第1に重要なことはなによりも男女の性器の結合として語られている点を挙げることができる。ここに、男女の「セクシュアリティの性器化」というセクシュアリティ観が新しく登場していたのである。この男女の「セクシュアリティの性器化」を核とする欧米のセクソロジーの影響がその後の日本人のセクシュアリティに大きな変革をもたらすことになる。また、同様に「夫婦の愛情」が説かれたことも重大な事象であった。「夫婦の道」において夫婦の愛情が説かれたことは、近代日本の結婚観・夫婦観に多大な影響を及ばすことになる。すなわち、夫婦のあいだには「愛情」が不可欠の要因だとし、それを媒介にして、男女の性器を中心にしたセクシュアリティと結婚が成り立つ

という、結婚モデルが生み出されるのである。

しかし、この「愛情」をプラトニックな愛情と理解することはできない。さらに重要なポイントは「情欲」が何よりもクローズアップされていたことである。結婚は「天然の情」にもとづくというのは建前でしかなく、性的快楽のためだと断じ、やむをえず男女が夫婦という形態をとっているとさえ述べられていた。そして、「男女の情感ほど、世に虚仮なきものはあるべからず」と、「情欲」の発露を正当なものとして認めているのである。ただし、この「情欲」は性器と関連づけられる性的な欲望に限定されておらず、愛情と情欲が未分化の状態で使われていた。しかし、1900年代になると、性的欲望に対しては、愛情と切り離された生物学的・生理学的な"性欲"ということばが登場すると、休息に通俗化していくことになる。

開化セクソロジーは、性器の結合、愛情、情欲を基軸とする夫婦観、この3点を打ちだすことによって近代的な愛情と情欲に依拠した夫婦の道徳を示した。すなわち、男女の「天然の情」の発露による自然的秩序ではなく、夫婦間の性欲や愛情を基軸にし、それと同時に性欲を抑制し統制するための制度としての一夫一婦制にもとづいた家庭こそが摂理だとし、近代家族のモデルを提唱している。ただし、性欲と愛情との関係は、前者の方が優位とされた。すなわち、男女平等の性的快楽、それにもとづいた男女・夫婦関係の確立が説かれているとみることもできる。なお、男女の性的欲望の違いについては、女性の性的欲望の淡泊さを強調する一方で、女性が受動的で、感情的・情緒的であり、理性的ではなく、倫理的に無能でコントロールしやすい存在、さらには"娼婦"的存在だとされていた。また、男性の性欲によって女性は開発され、男性の性欲に従属するともみなされていた。すなわち、女は男のための快楽の道具としてみなされているといえよう。さらに、これまでありえなかった女性の快楽、そのメカニズムも説かれ、女の場合は、子宮こそがまさしく「快楽の器官」だと説明されているのである。

やや時代が進み、1920年代になると「通俗性欲学の時代」と呼ばれるほど、性に関して通俗的な思想が社会の前面に浮上していた時代が到来する。「通俗性欲学」を標榜する雑誌書籍を通じて、この時代の日本人は新しい性の知識を獲得したのである。まず、1920年代の「通俗性欲学」では、社会の近代化にともない、男性によって新しい女性セクシュアリティのあり方が模索され、健康的ので均整の取れた女性の身体美を賞賛する言説が数多く見られるようになる。それは、体育の奨励によってスポーツや野外活動、遠足などにも力が入れられるようになり、テニスやバスケットボールに打ち込む「スポーツ少女」が現れ、女性自らも「肉体美」を求めるようになるなど、新しい女性の姿が社会に登場するようになっていたことが影響している。したがって、女性の視点から見れば、変化を求める女性自身の要求に通俗性欲学が応えたものと見ることもできる。ただし、男性セクシュアリティの観点から見れば、新しい快楽を求

めての「美」の追求であったと言うこともできる。これらの観点が複雑に絡み合い、この時期、「美人」論議が各所で沸騰したのである。女性の身体は、男性の目線から事細かに分析の対象となり、日本人女性に対しても西洋的裸体美の実現が期待されたのである。こうした傾向は何も、芸術の領域にとどまるものではなかった。通俗性欲学はもちろん、医学をも含め、あらゆる立場の男性が、女性美の追求に余念が無かった。それは一面においては女性の「健康」のためであったと言えるが、その「健康」もまた、男性セクシュアリティの観点から見れば、男性の性的快感を追及する上で要求されたものでもあった。

しかし、こうした理想的な女性セクシュアリティを模索する男性たちに対して、ある一定の女性が反発を起こすことになる。同時期、特には女学生をはじめとした女性による性道徳の紊乱がクローズアップされ、メディアによって「不良女学生」のイメージが広められた。こうした社会的状況に対し、学生生徒の風紀取締対策が実施にうつされただけではなく、性教育論の重要性が強調され、「正しい」性の知識を普及させようという動きが見られた。しかし、そこで取り上げられていた「正しい」性の知識は、開化セクソロジーで示されていたような男女間で決定的な違いのある性欲自然主義が土台となっていた。なによりも注目すべきは、男性における貞操の価値の相対的低さと、能動的な女性の性欲に対する男性の受動性であり、それらに対して生物学的な「科学的」根拠を与えられていたということである。男性のセクシュアリティは、もっぱら「受動的」立場として、女性による被害者の位置として説明されていた。その一方で、女性の「能動的」セクシュアリティには、当時の様々な男女間の不適切な行為の根本原因として、生物学的な科学的根拠が付与されていたのである。

こうした科学的知識を土台とした性教育論もまた、平等な男女の関係性はその本質部分においては志向されていなかった。とりわけ強調されていたのは、女性の性がいかに「能動的」で「危険」なものであったか、ということであった。すなわち、新しい女性のセクシュアリティによって誘惑される男性のセクシュアリティを男性自身がいかに受け止めるか、というテーマに関し、多様化し拡散する男女間の諸問題の根を女性のセクシュアリティに置き、性に能動的な女性イメージを作り出すことによって、男性自らのセクシュアリティを女性セクシュアリティに従属させることで自らへの責任追及を避けたのである。さらには、この時期の性教育がこうした関係性に「科学的」根拠を付与して男女の不均衡な関係性を固定化させた。すなわち、女性に性道徳紊乱の原因を見出すこの時期の男性は、女性の性に対する欲望を女性の性の「能動性」に見出すことで、新しい社会における新しい男性セクシュアリティの再構築という決断を避けたのであり、こうした態度が、男性に対する性教育への否定的な態度の確立を決定づけたといるのではないだろうか。

第4の「性道徳・性知識啓蒙活動の背後で生まれた新しい文化」については、こう

した性道徳や性知識をめぐる動向が、どのような社会文化の中で発生していたかについて分析した。新しい性道徳ないしは新しい性知識と社会文化との関係を示す題材として、本研究ではまず田山花袋の『蒲団』を選択した。この小説では、「性欲」が男性において大きな地位を占めることを、女学校という新しい機関が作り出す新たな女性の存在を前にして赤裸々に描き出したと同時に、男性個々人の内面の問題として、性欲の自制と隠蔽を身体的・精神的な側面で訓練し、規律化を推し進める、新しい家族のありかたが生まれつつあったことを示唆していた。こうした「性欲」と文化とをめぐる問題は、1900年代になると、単に一部の若者の間の問題にとどまらず、大きな社会問題として認識されるようになった。いわゆる「学生風紀頽廃問題」である。「堕落学生」や「不良学生」が当時のジャーナリズムにおける学生風紀頽廃問題の中心であり、彼らが頻繁に新聞紙面に登場することによって、読者はジャーナリズムが作り出す彼らの負のイメージを強烈にその脳裏に焼き付けていく。「堕落学生」や「不良学生」による非行の形態は実にさまざまであるが、窃盗・恐喝・詐欺・暴行などの犯罪行為だけではなく、そこには私通や売買春などといった男女間の不適切な性的行為や、さらには通常の男女交際までもが含められていた。

1899年の高等女学校令発布以降、全国で高等女学校への進学希望者は増える一方であったが、それに対応して東京ではさらに私立女学校も数多く設立されていった。全国で湧き上がる進学熱を吸収していったこうした女学校が、とくに批判のターゲットになったのである。「海老茶式部」や「堕落女学生」の問題は、とくに、当時次々と設立されていった私立女学校の問題と結びつけられていったのである。すなわち「堕落女学生」とは、良妻賢母主義の教育が拡大していく過程で、そこから排除される、"新しい誘惑者"として作りだされた存在であったと言えよう。このようにして、風紀頽廃問題に対応した学校内外における学生の取り締まり政策が強化されていった。それは、誘惑物から男子学生を隔離し性欲の発動を抑止する政策であったが、すなわち、「堕落女学生」とは、男性にとって新しく登場した性的関心として注目されたのである。

1900年代の風紀頽廃問題は、一部の学生の姿が誇張されて世に伝えられたものであったが、1930年前後になると、社会の頽廃は日本全土に及ぶことになる。東北地方の大凶作に加え、昭和という時代は金融恐慌とともにその幕を開けた。1929年、「暗黒の木曜日」にウォール街の株価が大暴落し、世界恐慌が追い打ちをかける。カフェーの「女給」による濃厚な性的サービスを満喫するような、エロ・グロ・ナンセンスの風俗が発生したのは、こうした社会背景があったからであり、蓄積された不安や不満の捌け口として、より強い刺激に人々の関心が集まるようになった。この特異な文化現象は既存の社会秩序や人間のあり方の枠組みを揺さぶるものであったが、それとともに男性を誘惑する存在としての女性の範囲を、公娼に加え、私娼やカフェーやバー

の女給はもちろんのこと、1900年代には「堕落女学生」と呼ばれたような女学生の存在感が急速に拡大していくことになった。それにより、これまでは、公娼を利用するのは結婚できない貧しい労働者階層の男性、という「非道徳的な」男性と女性の位置づけとその関係の枠組みも意味を失い、新規な女性の性は上流階層の女性を起点に多様化・大衆化し、その一方で、それらに誘惑される男性もまた、エリートではなくもはや大衆化された存在としての学生や生徒、そして労働者だけではなくさらにはある程度地位のある職業についた男性も含み込まれるようになり、「誘惑される男性」の領域も拡大させられることになった。この文化現象は社会の大衆化が進行したことにより発生したものであり、どのような階層の女性のセクシュアリティも誘惑物として取り込まれ、どのような階層の男性のセクシュアリティもそれによって誘惑される存在として意味の再構築がなされることとなったのである。いうなれば「セクシュアリティにおける誘惑関係の大衆化」である。

以上、4 つの研究課題に即して本研究の成果をまとめたが、さらにそのポイントをさらに端的に示すと、性道徳の面では男性セクシュアリティに対する自己管理の放棄、性知識の点では男性セクシュアリティの女性セクシュアリティへの従属、そしてそれらの背後における誘惑関係の大衆化、という3点を近代日本の男性セクシュアリティの特徴として示すことができる。すなわち、セクシュアリティのレベルにおいて、近代日本の男性はなんら自律性を発揮できない存在として育成されてきたのである。慰安婦を利用したとされる日本兵による「女性を知ったから男として悔いなし」「男としての喜びを味わったから死んでも諦めがつく」「死ぬ前に思い残すことがないように性体験をしておく」「男としてやりたいことをやったからこの世に未練はない」などといった証言は、その当時の男性のセクシュアリティがいかに女性セクシュアリティに隷属していたかを示しているといえる。

では、今日の日本人男性の現状はどうであろうか。遊廓は解体され、赤線・青線を経て、ソープランドに代表される新しい性産業に再編成された。廃娼運動団体が求めていたような、「自由意思」による買売春がソープランドという形になって完成した。売春に従事する女性も、暴力団などに搾取されたり、絶対的貧困からやってくる東南アジアの一部の女性を除けば、一般的には隷属的な関係でなくなった。しかし、男性セクシュアリティに目を向ければ、そこに大きな変化を確認することは出来ない。さらには未成年への買春行為が頻発するようにもなり、悪化したとも言える状況である。

これに拍車をかけているのが、性暴力を描いたアダルトビデオなどの情報が、インターネット上で氾濫していることである。それに伴い、強姦など、極端な女性蔑視の映像が野放図な状態で作成され、インターネットなどを通じて男性に刷り込まれ続けている。こうした情報を通じてセクシュアリティを学ぶ男性の数は、かつてないほどに増加していると言えるだろう。すなわち、買春や強姦を許容する文化は、戦前にも

増して維持・拡大していると見るべきであろう。女子高校生や中学生の性の乱れが問題視されるようになって久しい。しかし、本研究から言えることは、これらの問題は女子高生や中学生を性欲の対象として見る男性セクシュアリティにあるのであり、そうした男性セクシュアリティを男性自らが厳しく問おうとする「意志」の存在が不可欠である。すなわち「男らしさ」を再構築するための男性性教育が今まさに求められているのである。こうした男性性教育を男性の手によって作り上げられないでは、本当の意味での男女共同参画社会は作り出せないであろうし、男性セクシュアリティが再び尊重されるものとはなりえないだろう。

資料 年表

年	月	公娼制度・廃娼運動	性科学・性の文化
1860	4	横浜太田新田に外国人にも使用が許可 された遊廓ができる	
1867	9	英医ニュートン、横浜で遊女の検黴治 療を開始する。	
1868	9		労働者の裸体労働禁止および罰則が定 められる。
	10		新政府、東京・築地を外国人に開放するため、付近の銭湯の混浴を厳禁し、2階に目かくしをつけるよう厳達。
1869	3		東京府が市中風俗矯正の町触れを出し、売淫、春画、見世物、興行などを 取り締まる。
	4	津田真道が女子の売買を禁止するよう い求めた建白書を公議所へ提出。	
1871	6	民部省が全国に売春婦の梅毒洗除方法を通達。	
1872	3	札幌開拓使が太政官へ妓楼官許の方針 を申奏。7月に札幌薄野に官費により東 京楼(薄野遊廓)が設けられる。	
	7	マリア・ルーズ号事件起こる。	

	11	人身売買禁止・娼妓の年季奉公廃止を 決めた「芸娼妓解放令」が発せられ る。	
	12		違式註違条例が制定される。その中で 混浴や往来を裸で通行することなどが 禁止される。
	12	芸娼妓解放令の布告に伴い、居留外国 人の妾問題が表面化し、外国人の妾と して囲われているものを解放するよう 各国領事に伝達。蓄妾は私事であるか ら領事の関知するところではないと拒 絶。	
1873	3	政府は各遊廓に教育施設「女紅場」の 設置を布告。	
1875	11		米ゼームス・アストン著、千葉繁訳 『造化機論』が出版される。
1876	1	名古屋の北野新地が大須観音裏に移転 し、旭遊廓が開設される。	
	9		自由民権運動の活動家植木枝盛が大阪 日報に「性欲を謳歌、色情を賛美」 (家永三郎の評) した「人間一生花ノ 如シ」を発表。
	12		『通俗造化機論』が出版される。
1878	4		米エドワルド・フート著、千葉繁訳 『造化機論二篇』が出版される。

	10		松本順(軍医総監)、森有礼(文部大 臣)の序文が入った女性向け通俗医書 『女性生理一代鑒』が出版される。
1979	6	群馬県会、貸座敷業改正の建議を提 出。	
1882	3	群馬県会に「貸座敷ノ業ヲ更ムルノ建 議」が提出され可決。	
	4	東京で貸座敷娼妓取締規則が改正され る。	
1883	5		文部省が「女教員女生徒服飾等の件」 を府県に通知する。
1885	6		坪内逍遥の『当世書生気質』が伏せ字 入りで刊行される。
1986	4	京都・二条新地遊廓の女紅場を校舎として第三高等学校が開設される。遊廓は強制的に廃止。	
	6		福沢諭吉の『男女交際論』が出版され る。
	12	東京婦人矯風会が結成される。初代会 頭矢島楫子。	

1887	5	東京で貸座敷娼妓取締規則が改正され、15歳以下の者が娼妓となることが禁止される。	
	10	京都・祇園の芸妓らが四条南の劇場で風俗改良演説会を開く。	
1888	5	群馬県令・佐藤与三が1882年の決定を 延期する旨を布達。	
	9	東京・洲崎遊廓が開業。	
1889	2		大日本帝国憲法と共に発布された皇室 典範が、男子のみ天皇の後継者たり得 ると定めたため、『女学雑誌』が、女 性の腹は貸家にあらず、と非難。
	4		尾崎紅葉の「二人比丘尼色懺悔」発 売。
	11		山田美妙の小説「蝴蝶」で主人公の女性が裸体で武者と対面する場面を描いた挿絵が話題となり、内務省が裸体画取締令を出す。
	12	東京で婦人矯風会や植木枝盛・島田三郎ら廃娼論者による廃娼演説会が開催 される。	
1890	1	島田三郎・巌本善治らの主催で廃娼説明会が開催される。4月には東京廃娼会が結成され、機関紙「廃娼」を発刊。	

	5	全国廃娼同盟会が結成される。東京廃 娼会や婦人矯風会、地方の諸団体が団 結したもの。	
1893	4	日本基督教婦人矯風会が結成される。 会頭矢島楫子。	
	10	日本基督教婦人矯風会が売春婦	
1899	2		高等女学校令が公布される。
1900	2	函館の娼妓・坂井フタの廃業訴訟、大 審院で勝訴。以後、自由廃業が続出。	
	3	吉原遊廓の娼妓津田きみが毎日新聞社 に救済を求め、同社と婦人矯風会が保 護。	
	9	吉原遊廓の娼妓綾衣が二六新報社に郵便を助けを求める。その数日後に綾衣と面会した同社の社員3人が遊廓側の暴漢約60人から暴行を受ける。	
	10	「娼妓取締規則」が公布され、18歳未 満の者が娼妓になること、娼妓以外の 者の売春が禁止される。	
1902	9		文部省が男女混合の下宿屋を許可しな いよう各学校に指示。

1903	2		小杉天外の「魔風恋風」が「読売新聞」に連載開始。
1904	2		田山花袋「露骨なる描写」が『太陽』 に掲載される。
1905	4		日本花柳病予防協会が設立される。
	7		女学生の間に「203高地まげ」と呼ばれ る廂髪が流行。
1906			文部大臣牧野伸顕が学生の思想・風紀 取締りに関する訓令を出す。
1911	7	廓清会が結成される。	
	9		平塚雷鳥、中野初子らにより雑誌『青鞜』創刊。
1914	5		小倉清三郎が「相対会」を設立。
1916	4	大阪府天王寺村の一部で通称飛田が、 焼失した難波新地の代地として貸座敷 の営業許可区域に指定される。	

1918	12	飛田遊廓が営業を開始。	
1922	5	全国高等女学校校長会が公娼廃止の建議を可決。	
	10		厨川白村の『近代の恋愛観』が出版さ れる。
1923	1	京都帝大講師の山本宣治が松江高等女 学校で教師のための「性教育」を講 演。	
	7		細井和喜の『女工哀史』が出版され る。
1926	2		梅原北明が雑誌『変態資料』を創刊。
	6	廓清会婦人矯風会連合が結成される。	
1927	4	花柳病予防法が公布される。	
	9		東京日本橋の三越本店で第1回ファッションショーが開催される。

1929	3		『アサヒグラフ』が「現代の女性美」 と題した美人コンテストを開催。
1933	6		日本民族衛生学会が東京・日本橋の白木屋に優生結婚相談所を開設。
1935	2	廃娼連盟を解散し、純潔同盟に改組す ることを決定。	
1936	1		安田徳太郎、太田典礼、戸坂潤が雑誌 『性科学研究』を創刊。
1939	9		厚生省予防局民族衛生研究会が優生結 婚座談会の席で、結婚する人々への指 針となる結婚十訓を発表。
1940	2		国民体力法が制定され、15〜25歳の男 子に性病検査を実施。
	5		国民優生法が制定される。